

公益法人・一般法人の運営および寄附等に関する
アンケート結果

(2025 年8月実施分)

報 告 書

2026 年 6 月

公益財団法人公益法人協会

目 次

I.	アンケートの概要	1
1.	本調査の背景	1
2.	回答法人の概要	3
3.	質問項目	5
4.	公益法人、一般法人の概況	7
II.	アンケート結果[公益法人編]	9
1.	回答法人の基本的事項	9
2.	寄付と税制について	24
3.	新制度への対応	27
3.1	財務規律の柔軟化・明確化	27
3.2	行政の簡素化・合理化	34
3.3	自律的ガバナンスの充実と透明性の向上	44
3.5	会計基準の見直しと定期提出書類の簡素化	53
3.6	制度改正全体に対する評価と今後の課題	57
4.	公益法人協会への要望	62
III.	アンケート結果[一般社団法人編]	63
1.	回答法人の基本事項	63
2.	法人選択の動向	69
3.	寄付と税制について	76
4.	その他	78
5.	公益法人協会への要望	82
IV.	まとめ	83
V.	付属資料	85
1.	記述回答【公益法人編】	85
(1)	公益目的事業として認定された法人税法上の収益事業の内容	85
(2)	2024年度の収入のうち主なもの	86
(3)	「公益法人になって良かった点を教えてください」	88
(4)	「公益法人になって苦勞する・困られる点」	88
(5)	「法人格を再度選択できた場合、選択する法人格」	89

(6) 「税額控除証明を取得していない理由」	90
(7) 公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください.....	91
(8) 中期的な期間での収支均衡が可能になった点についての評価.....	93
(9) 公益充実資金制度を活用する予定はあるか.....	94
(10) 遊休財産が使途不特定財産に変更されたことに対する評価	95
(11) 公益目的事業 1 年分程度の予備財産の確保・管理方針を検討しているか.....	96
(12) 区分経理について、3 年間の経過措置に対する対応予定か.....	97
(13) 変更手続きの届け出化に対する評価	98
(14) 申請書、定期提出書類の見直しに対する評価.....	99
(15) 定款変更・組織再編手続きの合理化に対する評価.....	100
(16) 改正後もなお煩雑・改善が必要と感じる行政手続きはあるか.....	100
(17) 制度改正以降、ガバナンス対応で特に大変だと感じたこと	102
(18) 公益法人インフォの情報公開サイトの使い勝手についての評価.....	103
(19) ガバナンス・コードの対応状況.....	104
(20) ソーシャルインパクトについてどのように捉え、評価しているか.....	105
(21) 令和 6 年会計基準の導入時期について	106
(22) 令和 6 年会計基準の導入で、大変・不安に感じている点.....	106
(23) 今回の公益法人制度改正全体についての総合的な評価	107
(24) 改正の各項目の中で、最も有益だと感じる分野の理由	107
(25) 逆に、改正項目の中で最も対応が難しい・負担が大きいと感じるもの.....	110
(26) 改正の運用にあたり、追加ガイダンスや支援が必要な分野.....	113
(27) 今回の制度改正以外でほかに改善・改正が望まれる点	116
(28) 公益信託に対する関心	124
(29) 公益法人協会への要望	125
2. 記述回答【一般法人編】	131
(1) vi. 2024 年度の収入のうち主なもの.....	131
(2) 一般法人になって良かった点.....	132
(3) 一般法人で苦労している点、困っている点.....	132
(4) (3)で回答した苦労している点、困っている点の具体的内容.....	133
(5) 法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人ですか。	138
(6) (5)で、公益法人への移行を望まない理由	139
(7) 寄附金を募集していない理由.....	140
(8) 寄附の利用をさらに促進する上で期待する項目	141
(9) 一般法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。	141
(10) 2025 年 4 月制度改正を踏まえ、公益認定を目指す意向.....	143
(11) 令和 6 年公益法人会計基準の導入について.....	143
(12) 自団体のホームページで公開している情報.....	144
(13) 今後、法人組織として自ら取り組みたい項目	146
(14) 公益法人協会への要望があればご記入ください。	146

VI. アンケート質問全文	149
1. 公益法人	149
2. 一般法人	160

表目次

表 1	公益法人、一般法人等の基本統計(2026 年 2 月 13 日現在).....	1
表 2	公益目的事業費用額別法人数.....	2
表 3	アンケート回答数・回収率.....	3
表 4	2008 年度調査以降の回答数と回収率.....	4
表 5	アンケート質問内容一覧.....	5
表 6	都道府県別公益法人、一般法人基本統計.....	8
表 7	回答法人の法人格(公益法人).....	9
表 8	法人の形態.....	9
表 9	行政庁別の回答数.....	10
表 10	回答法人の中心的事業の内容.....	10
表 11	収益事業等の有無.....	11
表 12	収益事業の有無別の収益規模.....	12
表 13	収益事業等から生じた利益の 50%超を公益目的事業財産に繰り入れているか.....	12
表 14	収益事業の内容(複数回答).....	13
表 15	2024 年度の収入のうち主なもの(複数回答可).....	14
表 16	中心的事業別の主な収益の割合(複数回答可).....	15
表 17	2024 年度の総収入(経常収入の規模).....	16
表 18	中心的事業別の収入規模.....	16
表 19	公益法人になって良かった点(複数回答可).....	17
表 20	公益法人を選択して良かった点の収入規模別割合(複数回答可).....	18
表 21	中心的事業別の公益法人になって良かった点の割合(複数回答可).....	19
表 22	公益法人になって苦労すると思われる点、困ると思われる点(複数回答可).....	20
表 23	中心的事業別の公益法人を選択して苦労している点の割合(複数回答).....	21
表 24	行政庁別の公益法人になって苦労している点の割合(複数回答可).....	22
表 25	法人格を再度選択できた場合、選択する法人格.....	23
表 26	寄附金の総収入に占める割合.....	24
表 27	収入規模別の寄附金の総収入に占める割合.....	24
表 28	税額控除証明の取得状況(複数回答可).....	25
表 29	収入規模別の税額控除証明の取得状況(複数回答可).....	25
表 30	中心的事業別の税額控除証明の取得状況.....	26
表 31	中期的な財務運営が可能になったことの評価.....	27
表 32	中期的な財務運営が可能になったことに対する中心的事業別の評価.....	27
表 33	公益充実資金制度の活用について.....	28
表 34	収入規模別の公益充実資金制度の活用について.....	29
表 35	中心的事業別の公益充実資金制度の活用.....	30
表 36	遊休財産が使途不特定財産に変更されたことに対する評価(複数回答可).....	31

表 37	収入規模別の遊休財産が使途不特定財産に変更されたことに対する評価	31
表 38	公益目的事業 1 年分程度の予備財産の確保や管理方針を新たに検討しているか	32
表 39	収入規模別の公益目的事業 1 年分程度の予備財産の確保や管理方針の検討状況	32
表 40	区分経理(3 年間の経過措置)に対する対応予定	33
表 41	収入規模別の区分経理に対する対応予定	33
表 42	変更手続きの届け出化に対する評価	34
表 43	収入規模別の変更手続きの届け出化に対する評価	34
表 44	行政庁別の変更手続きの届け出化に対する評価	35
表 45	申請書、定期提出書類の見直しに対する評価	36
表 46	収入規模別の申請書、定期提出書類の見直しに対する評価	37
表 47	行政庁別の申請書、定期提出書類の見直しに対する評価	37
表 48	定款変更・組織再編手続きの合理化に対する評価	39
表 49	収入規模別の定款変更・組織再編手続きの合理化に対する評価	39
表 50	行政庁別の定款変更・組織再編手続きの合理化に対する評価	40
表 51	改正後の手続きについて(複数回答可)	41
表 52	収入規模別の改正後の手続きについての評価	42
表 53	行政庁別の改正後の手続きについての評価(複数回答可)	42
表 54	制度改正以降、ガバナンスに関する対応で特に大変だと感じたこと(複数回答可)	44
表 55	収入規模別の制度改正以降、ガバナンスに関する対応で大変だと感じたこと(複数回答可) ..	44
表 56	行政庁別の制度改正以降、ガバナンスに関する対応で大変だと感じたこと(複数回答可)	45
表 57	公益法人インフォメーションの情報公開サイトについて	47
表 58	収入規模別の公益法人インフォメーションの情報公開サイトの評価	47
表 59	行政庁別の公益法人インフォメーションの情報公開サイトの評価	48
表 60	ガバナンス・コードの対応状況	49
表 61	収入規模別のガバナンス・コードの対応状況	50
表 62	行政庁別のガバナンス・コードの対応状況	50
表 63	ソーシャルインパクトについてどのように捉え、評価されているか	52
表 64	収入規模別のソーシャルインパクトについての捉え方、評価	52
表 65	令和 6 年会計基準の導入時期について	53
表 66	収入規模別の令和 6 年会計基準の導入時期	53
表 67	行政庁別の令和 6 年会計基準の導入時期	54
表 68	令和 6 年会計基準の導入で、大変である、不安に感じている点(複数回答可)	55
表 69	収入規模別の令和 6 年会計基準の導入に関連しての大変さ、不安感	56
表 70	公益法人制度改正全体についての総合的な評価	57
表 71	収入規模別の公益法人制度改正全体についての総合的な評価	57
表 72	改正の各項目の中で、最も有益だと感じる分野 (複数回答可)	58
表 73	収入規模別の改正の各項目の中で、最も有益だと感じる分野	58

表 74	改正項目の中で最も対応が難しい、負担が大きいもの(複数回答可)	59
表 75	収入規模別の改正項目の中で最も対応が難しい、負担が大きいもの(複数回答可)	59
表 76	改正内容の運用にあたり、追加ガイダンス・支援が必要な分野(複数回答可).....	60
表 77	収入規模別の、改正内容の運用で追加ガイダンス・支援が必要な分野(複数回答可).....	60
表 78	公益信託に対する関心	61
表 79	収入規模別の公益信託に対する関心	61
表 80	公益法人協会への要望等	62
表 81	回答法人の法人格(一般法人).....	63
表 82	法人の形態	63
表 83	所在地別回答数	64
表 84	回答法人の中心的な事業内容	65
表 85	回答法人の税法区分	65
表 86	2024 年度の収入のうち主なもの(複数回答可)	66
表 87	2024 年度の収入の規模.....	66
表 88	収入規模別の主たる収入(複数回答可).....	67
表 89	中心的な事業別の収入規模	68
表 90	一般法人になって良かった点 (複数回答可).....	69
表 91	収入規模別の一般法人になって良かった点(複数回答可).....	69
表 92	中心的な事業別の一般法人になって良かった点(複数回答可)	70
表 93	一般法人になって苦労している点、困っている点(複数回答可).....	71
表 94	収入規模別の一般法人になって苦労している点、困っている点(複数回答可).....	72
表 95	中心的な事業別の一般法人になって苦労している点、困っている点	73
表 96	法人格を再度選択できた場合、選択する法人格.....	74
表 97	収入規模別の法人格を再度選択できた場合に選択する法人格.....	74
表 98	公益法人を選択しない理由(複数回答可)	75
表 99	寄附金の総収入(経常収益)に占める割合	76
表 100	収入規模別の寄附金の総収入(経常収益)に占める割合	76
表 101	寄附金を募集していない理由(複数回答可).....	77
表 102	寄附の利用をさらに促進する上で期待する項目(複数回答可)	77
表 103	2025 年 4 月の制度改正を踏まえ、公益認定の取得を目指す意向有無	78
表 104	収入規模別の 2025 年 4 月の制度改正を踏まえ、公益認定の取得を目指す意向有無..	78
表 105	令和 6 年公益法人会計基準(2024 年改正会計基準)の導入について	79
表 106	自団体のホームページで一般に公開している情報(複数回答可).....	79
表 107	収入規模別の自団体のホームページで一般に公開している情報(複数回答可).....	80
表 108	今後、法人組織として自ら取り組みたい項目(複数回答可).....	80
表 109	収入規模別の今後、法人組織として自ら取り組みたい項目(複数回答可).....	81
表 110	公益法人協会への要望等	82

I. アンケートの概要

1. 本調査の背景

2008 年 12 月に一般社団・財団法人法および公益認定法が施行されて以来、日本の公益法人制度は、「一般法人」と「公益法人」という二層構造のもとで運用されてきた。この制度は、法人設立の自由度を高めるとともに、公益性を有する法人については、公益認定を通じて社会的信用と税制上の優遇措置を付与するという仕組みであり、日本の非営利セクターにおける基幹制度として位置付けられている。

制度施行から 15 年以上が経過し、公益法人制度は一定の定着を見せているものの、その運用過程においては、制度の実効性や実務負担に関する課題も指摘されてきた。特に、公益法人には厳格な財務規律やガバナンス要件、定期的な行政手続が課されており、これらは公益性の担保という観点から重要である一方、人的・財政的資源に限りのある法人にとっては大きな負担となっていた。

実際、法人類型別の統計を法人数で見ると、一般社団法人・一般財団法人が制度全体の大きな部分を占めているのに対し、公益法人は約 9,800 法人規模で横ばいの状態が続いている(表 1)。これは、公益認定の取得や維持に伴う制度的負担が、公益法人化の障壁として作用してきた可能性を示しているのではと危惧している。

表 1 公益法人、一般法人等の基本統計(2026 年 2 月 13 日現在)

法人類型	法人数			前回調査 (2024. 04. 05)	前回差
公益法人 ¹	社団	4, 133	9, 777	9, 739	+38
	財団	5, 644			
一般法人 ¹	社団	85, 859	93, 727	89, 863	+3, 864
	財団	7, 868			
特定非営利活動法人 ¹	認定 ²	1, 318		1, 267	+51
		47, 588		48, 411	-823
社会福祉法人 ¹		21, 231		21, 246	-15
学校法人 ¹		7, 912		7, 930	-18
宗教法人 ³		178, 537		-	-
医療法人 ¹		60, 321		59, 979	+342
更生保護法人 ¹		164		164	0

¹国税庁法人番号検索サイト ²内閣府 NPO ホームページ(2026 年 1 月 30 日現在)

³令和 7 年版宗教年鑑(2024 年 12 月 31 日現在)

また、表 2 は公益目的事業費用額別の法人数¹を示したものである。同表によると、公益法人全体において費用規模「1 千万円以上 5 千万円未満(28.6%)」および「1 億円以上 5 億円未満(27.8%)」の 2 つの層がそれぞれ全体の 4 分の 1 以上を占めている。一方で、1 千万円未満の小規模法人は全体の 15.3%にとどまる。このような中規模層に厚みがある分布は、米国や英国などの非営利セ

¹ 内閣府(2025)「令和 6 年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」. 190p.

I. アンケートの概要

クターで一般的に見られる「小規模法人が多数を占めるピラミッド型構造」とは大きく異なる日本の公益法人特有の特徴である。

表 2 公益目的事業費用額別法人数

費用額	公益社団	公益財団	合計
1 千万円未満	545 (13. 2%)	933 (16. 8%)	1, 478 (15. 3%)
1 千万円以上 5 千万円未満	1, 196 (28. 9%)	1, 571 (28. 4%)	2, 767 (28. 6%)
5 千万円以上 1 億円未満	557 (13. 4%)	655 (11. 8%)	1, 212 (12. 5%)
1 億円以上 5 億円未満	1, 376 (33. 2%)	1, 314 (23. 7%)	2, 690 (27. 8%)
5 億円以上 1 0 億円未満	248 (6. 0%)	432 (7. 8%)	633 (11. 4%)
1 0 億円以上	222 (5. 4%)	633 (11. 4%)	855 (8. 8%)
回答法人数	4, 144	5, 538	9, 682

%は、回答法人数(社団 4,144 件、財団 5,538 件、合計 9,682 件)に占める割合。

このような構造の背景としては、①公益認定取得のための厳格な財務規律、②多岐にわたるガバナンス体制整備、③申請・変更手続や定期提出書類の作成負担などの制度的要件が、小規模法人にとって相対的に重い負担となっていることが考えられる。その結果、一定の財源や人員体制を備えた法人が公益法人の中心を占め、小規模法人は公益認定の取得を断念するという構造が生じていると推定される。

このことは、寄附税制などの優遇措置を受けられる法人が限定されることを意味し、公益的活動の担い手の裾野拡大という観点からも政策的課題となってきた。すなわち、制度が本来意図した「公益活動の促進」という目的に対し、制度設計が必ずしも十分に機能していない側面があったといえる。

こうした問題意識を背景として、2025 年 4 月施行の公益法人制度改革では、制度運用の柔軟化と事務負担の軽減を主眼とした大幅な見直しが実施された。主な改正内容としては、単年度の収支相償原則を見直し、5 年間で収支の均衡を図る「中期的収支均衡」の導入、公益充実資金および公益目的事業継続予備財産の創設による財務規律の柔軟化、認定・届出手続の簡素化、各種書式の見直しによる事務負担の軽減などが挙げられる。

これらの改正は、公益法人制度の自律的かつ効率的な運用を可能とし、制度への参入・継続を促進することを目的としている。特に、これまで停滞傾向にあった公益法人数が、制度改革を契機として増加に転じるかどうかは、今後の制度評価における重要な指標となる。

本調査は、この制度改革直後という重要なタイミングにおいて実施されたものであり、制度改革に対する現場の受け止め方、実務対応の進捗状況、制度運用上の課題や支援ニーズを定量・定性の両面から把握することを目的としている。公益法人については、財務規律、行政手続、ガバナンス、寄附税制等を中心に、一般法人については、法人運営上の課題や公益法人化の意向、税制上の要望等を主な調査対象とした。

本調査の結果は、制度改革の成果と課題を明らかにし、今後の制度運用の改善や政策検討の基礎資料として活用されることを意図している。

2. 回答法人の概要

本調査は、公益社団法人・公益財団法人および一般社団法人・一般財団法人を対象として実施した。調査期間は2025年8月下旬から9月中旬までの約3週間であり、インターネットを利用したウェブ方式により回答を収集した。

調査対象として送付した法人は、公益法人が6,024法人、一般法人が6,601法人であり、いずれも実際に到達したと想定される法人ベースで算出している(表3)。これに対し、有効回答数は公益法人が1,316件、一般法人が721件となり、回収率は公益法人で21.8%、一般法人で10.9%であった。公益法人の方が相対的に高い回答率を示しており、制度改革に対する関心の高さが反映されている可能性がある。

表3 アンケート回答数・回収率

	公益法人		一般法人		
発信件数 ¹	6,024		6,601		
有効回答数(回収率)	1,316(21.8%)		721(10.9%)		
社団・財団別回答数	社団	財団	社団	財団	
	586	730	500	221	
公益：行政庁別 一般：税制区分別 ²	内閣府	都道府県	非営利	共益	普通
	387	929	286	136	299

¹ 発信件数は、想定到着ベース。

² 一般法人は、非営利型(非営利徹底型)および共益型の場合、法人税法上は公益法人等として取り扱われるが、収益事業は課税対象となる。普通型(特定一般法人)は法人税法上、全所得課税。

公益法人の回答内訳を見ると、公益社団法人が586件、公益財団法人が730件となっており、財団法人の回答がやや多い構成となっている。また、行政庁別では、内閣府所管法人が387件、都道府県所管法人が929件であり、都道府県所管法人が全体の約7割を占めている。

一方、一般法人の回答内訳を見ると、一般社団法人が500件、一般財団法人が221件となっており、社団法人の比率が高い構成となっている。また、税制区分別では、非営利型法人が286件、共益型法人が136件、普通法人が299件となっており、税制上の区分ごとに一定数の回答が得られている。回収率については、公益法人が約2割、一般法人が約1割と差が見られた。

過去の調査結果と比較すると、本調査の回収率はおおむね従来の水準に近い結果となっている。表4に示すとおり、公益法人の回収率はこれまで概ね2割台前半から2割台半ばの範囲で推移しており、本調査の21.8%という水準は、2022年度(22.2%)や2023年度(19.8%)と同程度の水準に位置付けられる。また、一般法人についても、近年は1割前後の回収率で推移しており、本調査の10.9%は直近数年の傾向と整合的な結果となっている。

このことから、本調査の回収状況は、過去の継続調査と比較しても大きな乖離はなく、時系列比較を行う上でも一定の連続性が確保されているといえる。

なお、本調査の回答はすべて匿名方式で収集し、個別法人が特定されない形で統計的処理を行っている。これにより、制度改革に対する評価や課題認識について、各法人が率直に回答できる環境を確保した。

I. アンケートの概要

表 4 2008 年度調査以降の回答数と回収率

調査年	公益法人		一般法人		調査年	公益法人		一般法人	
	回答数	回収率	回答数	回収率		回答数	回収率	回答数	回収率
2008	2,079	21.5%	－	－	2017	1,586	23.3%	703	9.8%
2009	3,148	33.6%	－	－	2018	2,452	*26.5%	1,609	*26.5%
2010	2,955	32.5%	－	－	2019	1,439	23.8%	986	14.7%
2011	4,416	31.6%	－	－	2020	1,515	25.3%	796	12.6%
2012	3,441	28.1%	－	－	2021	1,523	25.3%	791	13.0%
2013	1,623	24.2%	－	－	2022	1,557	22.2%	750	10.3%
2014	2,103	30.9%	1,711	24.4%	2023	1,150	19.8%	658	10.2%
2015	1,583	22.4%	737	12.8%	2025	1,316	21.8%	721	10.9%
2016	1,548	24.0%	1,076	13.2%	－	－	－	－	－

* 2018 年度調査は、法人形態別の発信件数(想定到着件数)を区別していないため、それぞれの回収率は厳密には不明であるが、公益法人、一般法人の合計は 26.5%である。2024 年は調査未実施。

本調査では、公益法人 1,316 件、一般法人 721 件、合計 2,037 件の回答を得ており、公益法人制度の実務動向を把握するうえで一定の代表性を有するデータセットとなっていると考えてよいであろう。特に公益法人については、社団・財団の双方から相当数の回答が得られており、制度改正に対する現場の認識や対応状況を把握するうえで有用な基礎資料となるものである。

3. 質問項目

本調査では、公益法人および一般法人の実態と制度改正への対応状況を把握するため、法人選択の動向、組織運営、寄附と税制、ガバナンス、行政手続への対応状況などの質問を設定した。制度上の性格や課題の違いを踏まえ、公益法人と一般法人では設問構成を分け、公益法人 28 問、一般法人 14 問を設定した。

公益法人向けの設問では、法人の基本属性や収入構造、事業内容などの基礎情報を把握したうえで、公益法人を選択した理由や制度上のメリット・課題に関する認識を尋ねた。また、寄附金の割合や税制上の要望など財源構造に関する事項に加え、2025 年 4 月施行の制度改正に関連する中期的収支均衡制度や公益充実資金、手続の届出化などについての評価や対応状況を把握した。さらに、ガバナンス対応や情報公開、会計基準への対応状況、制度改正全体の評価などについても設問を設けた。

一般法人向けの設問では、法人の基本情報や収入構造を把握したうえで、一般法人を選択した理由や運営上の課題、公益法人化の意向などを尋ねた。また、寄附の状況や税制上の要望、制度改正を踏まえた公益認定取得への意向、会計基準や情報公開の対応状況などを把握し、一般法人側から見た制度改正の影響とニーズを明らかにする構成とした。

なお、本報告書では制度構造の違いを踏まえ、公益法人と一般法人の結果を分けて整理し、それぞれ別章で報告する。また、前年度調査と同様に、収入規模別や事業分野別などの観点からクロス分析を行い、実態の特徴を明らかにしている。

質問の詳細については、「VI. アンケート質問全文」を記載している。

表 5 アンケート質問内容一覧

公益法人		一般法人	
回答者のメールアドレス		回答者のメールアドレス	
【Ⅰ 法人基本情報】			
i	法人の別	i	法人の別
ii	法人の形態	ii	法人の形態
iii	行政庁の別	iii	所在地
－		iv	税法区分
iv	中心的な事業	v	中心的な事業
v	収益事業の有無	－	
vi	収益事業収入の公益目的事業財産への繰り入れ	－	
vii	認定された収益事業の内容	－	
viii	2024 年度の収入のうち主なもの	vi	2024 年度の収入のうち主なもの
ix	2024 年度の総収入の規模	vii	2024 年度の収入規模
【Ⅱ 法人について】			
(1)	公益法人になって良かった点	(1)	一般法人になって良かった点
(2)	公益法人になって苦勞する点	(2)	一般法人になって苦勞している点
－	－	(3)	苦勞している点の具体的内容
(3)	法人格を再度選択できた場合、選択するのは	(4)	法人格を再度選択できた場合、選択するのは
－	－	(5)	公益法人への移行を望まない理由

I. アンケートの概要

公益法人		一般法人	
【Ⅲ 寄附税制等】			
(4)	寄附金の総収入に占める割合	(6)	寄附金の総収入割合に占める割合
-	-	(7)	寄附金を募集していない理由
(5)	税額控除証明の取得の有無	(8)	寄附利用の促進への期待
(6)	公益法人をめぐる税制で希望する事項	(9)	一般法人をめぐる税制で希望する事項
【Ⅳ 新制度対応】		【Ⅳ その他】	
1. 財務規律		(10)	公益認定の取得への意向
(7)	中期的な期間での収支均衡	(11)	R6年公益法人会計基準の導入
(8)	公益充実資金の活用予定	(12)	HP で広く一般公開している情報
(9)	使途不特定財産への変更について	(13)	法人組織として取り組みたい項目
(10)	公益目的事業継続予備財産への検討	-	-
(11)	3 年間の経過措置の対応予定	-	-
2. 行政の簡素化・合理化			
(12)	変更手続の届出化についての評価	-	-
(13)	申請書類や定期提出書類についての評価	-	-
(14)	定款変更・組織再編手続きについての評価	-	-
(15)	改正後も必要だと感じる行政手続き	-	-
3. ガバナンスの充実と透明性			
(16)	制度改正以降のガバナンス対応	-	-
(17)	内閣府サイト「公益法人インフォメーション」の使い勝手	-	-
(18)	ガバナンス・コートについて	-	-
(19)	ソーシャルインパクトについて	-	-
4. 会計基準の見直し・定期提出書類		-	-
(20)	令和 6 年会計基準の導入時期	-	-
(21)	令和 6 年基準対応で大変、不安な点	-	-
5. 制度全体に対する評価と課題			
(22)	公益法人制度改正全体についての評価	-	-
(23)	改正で最も有益だと感じる分野	-	-
(24)	最も対応が難しい、負担が大きい分野	-	-
(25)	追加ガイダンス・支援が必要だと感じる分野	-	-
(26)	他に改善・改正が望まれる点	-	-
(27)	公益信託への関心	-	-
【Ⅴ 公法協への要望】			
(28)	公法協への要望	(14)	公法協への要望

4. 公益法人、一般法人の概況

アンケート結果の分析に先立ち、公益法人および一般法人の分布状況を概観する。

表6は、2026年2月13日時点における都道府県別の公益法人および一般法人の法人数、一般法人法に基づき設立された法人全体に占める公益法人の割合、ならびに人口1万人当たりの法人数を示したものである。

まず法人数の分布を見ると、公益法人・一般法人ともに東京都への集中が顕著であり、公益法人は2,391法人(全国の24.5%)、一般法人は32,457法人(同34.6%)と突出している。一方、秋田県や佐賀県、鳥取県などでは公益法人は100件未満にとどまり、地域間格差が大きいことが確認できる。

公益法人割合(公益法人／公益＋一般法人)は全国平均9.4%であるが、山形県・高知県・富山県・島根県など人口規模の小さい地域で高く、大都市圏では低い傾向がみられる。とりわけ大阪府5.8%、東京都6.9%は低水準に位置し、さらに大都市圏に属さない沖縄県は5.3%と最も低い結果となっている。

人口1万人当たりの法人数でも地域差が明確である。公益法人では東京都1.7件が突出し、周辺県(埼玉0.3件、千葉0.3件、神奈川0.4件)は低水準となっており、首都圏における中心集積構造が確認される。一般法人についても東京都22.7件と圧倒的に多く、全国的にみても都市部への集中傾向が認められる。

以上より、日本の法人分布は人口規模だけでなく、全国組織の立地や制度利用の地域特性に影響される「都市集中型構造」を示しているといえる。

I. アンケートの概要

表 6 都道府県別公益法人、一般法人基本統計

都道府県	公益法人			一般法人			合 計	公益法人 の割合	1 万人当り法人数	
	法 人 数	増減	全国比	法 人 数	増減	全国比			公益	一般
北 海 道	265	-2	2.7	2,822	242	3.0	3,087	8.6	0.5	5.7
青 森 県	101	-5	1.0	545	46	0.6	646	15.6	0.9	4.8
岩 手 県	96	0	1.0	644	51	0.7	740	13.0	0.9	5.7
宮 城 県	162	-2	1.7	1,414	100	1.5	1,576	10.3	0.7	6.3
秋 田 県	68	-3	0.7	327	35	0.3	395	17.2	0.8	3.7
山 形 県	135	-2	1.4	442	29	0.5	577	23.4	1.4	4.4
福 島 県	157	0	1.6	1,010	103	1.1	1,167	13.5	0.9	5.9
茨 城 県	145	0	1.5	1,224	136	1.3	1,369	10.6	0.5	4.4
栃 木 県	128	0	1.3	748	76	0.8	876	14.6	0.7	4.0
群 馬 県	126	0	1.3	832	91	0.9	958	13.2	0.7	4.4
埼 玉 県	232	0	2.4	2,484	218	2.7	2,716	8.5	0.3	3.4
千 葉 県	208	-1	2.1	2,201	223	2.3	2409	8.6	0.3	3.5
東 京 都	2,391	41	24.5	32,457	2,871	34.6	34,848	6.9	1.7	22.7
神奈川県	377	6	3.9	4,636	483	4.9	5,013	7.5	0.4	5.0
新 潟 県	190	3	1.9	878	62	0.9	1,068	17.8	0.9	4.2
富 山 県	143	2	1.5	535	57	0.6	678	21.1	1.4	5.4
石 川 県	147	0	1.5	737	96	0.8	884	16.6	1.3	6.8
福 井 県	109	-1	1.1	526	45	0.6	635	17.2	1.5	7.2
山 梨 県	91	1	0.9	618	67	0.7	709	12.8	1.2	7.9
長 野 県	135	2	1.4	1,303	117	1.4	1,438	9.4	0.7	6.6
岐 阜 県	134	2	1.4	1,027	109	1.1	1,161	11.5	0.7	5.4
静 岡 県	198	1	2.0	1,742	133	1.9	1,940	10.2	0.6	5.0
愛 知 県	317	4	3.2	3,470	346	3.7	3,787	8.4	0.4	4.7
三 重 県	110	0	1.1	753	66	0.8	863	12.7	0.6	4.4
滋 賀 県	141	0	1.4	799	81	0.9	940	15.0	1.0	5.7
京 都 府	346	6	3.5	2,224	205	2.4	2,570	13.5	1.4	8.9
大 阪 府	437	8	4.5	7,147	644	7.6	7,584	5.8	0.5	8.1
兵 庫 県	285	2	2.9	3,325	277	3.5	3,610	7.9	0.5	6.3
奈 良 県	104	1	1.1	812	58	0.9	916	11.4	0.8	6.4
和歌山県	93	0	1.0	548	41	0.6	641	14.5	1.1	6.3
鳥 取 県	77	-1	0.8	394	44	0.4	471	16.3	1.5	7.5
島 根 県	107	1	1.1	395	26	0.4	502	21.3	1.7	6.2
岡 山 県	172	2	1.8	1,071	86	1.1	1,243	13.8	0.9	5.9
広 島 県	188	-1	1.9	1,402	109	1.5	1,590	11.8	0.7	5.2
山 口 県	105	1	1.1	595	41	0.6	700	15.0	0.8	4.7
徳 島 県	83	-1	0.8	463	39	0.5	546	15.2	1.2	6.9
香 川 県	141	2	1.4	572	50	0.6	713	19.8	1.6	6.3
愛 媛 県	117	1	1.2	616	60	0.7	733	16.0	0.9	4.9
高 知 県	114	0	1.2	392	49	0.4	506	22.5	1.8	6.1
福 岡 県	330	3	3.4	3,232	275	3.4	3,562	9.3	0.6	6.4
佐 賀 県	73	0	0.7	531	34	0.6	604	12.1	0.9	6.8
長 崎 県	108	-1	1.1	704	35	0.8	812	13.3	0.9	5.7
熊 本 県	92	1	0.9	1,256	114	1.3	1,348	6.8	0.5	7.5
大 分 県	112	1	1.1	695	41	0.7	807	13.9	1.0	6.5
宮 崎 県	89	0	0.9	521	28	0.6	610	14.6	0.9	5.1
鹿児島県	196	0	2.0	846	83	0.9	1,042	18.8	1.3	5.6
沖 縄 県	102	1	1.0	1,812	184	1.9	1,914	5.3	0.7	12.4
合 計	9,777	72	100	93,727	8,406	100	103,504	9.4	0.8	7.6

資料: 国税庁法人番号公表サイト(2026 年 2 月 13 日現在)

表中の増減は 2024 年 4 月 5 日時点の法人数との比較による。

II. アンケート結果[公益法人編]

1. 回答法人の基本的事項

本章では、公益法人の回答結果についてみていく。本調査の回答法人数は 1,316 法人であり、内訳は公益社団法人 586 法人(44.5%)、公益財団法人 730 法人(55.5%)であった(表 7)。公益財団法人が公益社団法人を約 11 ポイント上回っており、回答法人全体では財団法人形態がやや多い構成となっている。

表 7 回答法人の法人格(公益法人)

法人格	回答法人数	割合
公益社団法人	586	44.5%
公益財団法人	730	55.5%
合 計	1,316	100.0%

表 8 によると、公益認定取得の経緯は「特例民法法人からの直接移行」が 797 法人(60.6%)で最多、次いで「任意団体からの移行」が 237 法人(18.0%)となり、これら 2 類型で全体の約 8 割を占める。一方、制度改革後の「新設法人」は 94 法人(7.1%)と比較的少ない。

法人類型別では、公益社団法人が「特例民法法人からの移行」で 50.2%(294 法人)と最も高い割合を示し、「任意団体からの移行」においても 26.6%(156 法人)と比較的高い割合を示している。一方で、公益財団法人は「特例民法法人からの移行」が 68.9%(503 法人)と突出し、旧制度からの移行が主流となっている。なお、NPO 法人や営利法人からの移行はいずれも少数であった。

表 8 法人の形態

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
特例民法法人からの移行	294	50.2%	503	68.9%	797	60.6%
特例民法法人から一般法人に移 行後公益法人へ	24	4.1%	28	3.8%	52	4.0%
新設(2008年12月以降に一般法 人設立後公益法人へ)	38	6.5%	56	7.7%	94	7.1%
任意団体から一般法人に転換後 公益法人へ	156	26.6%	81	11.0%	237	18.0%
特定非営利活動法人から一般法 人に転換後公益法人へ	21	3.6%	6	0.8%	27	2.1%
営利法人から一般法人に転換後 公益法人へ	0	0.0%	3	0.4%	3	0.2%
その他法人から一般法人に転換 後公益法人へ	53	9.0%	53	7.3%	106	8.1%
回答法人計(1,316)	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(公益社団法人 586 件、公益財団法人 730 件、計 1,316 件)に占める割合。

営利法人から一般法人に転換後公益法人へ(略表記)→営利法人(株式会社・合同会社など)から一般法人に転換後公益法人へ(フル表記)

II. アンケート結果 [公益法人編]

表 9 は、回答法人 1,316 法人について行政庁別の内訳を示したものであり、内閣府所管の法人が 388 法人(29.5%)、都道府県所管法人は 928 法人(70.5%)である。都道府県別では東京都が 93 法人(7.1%)と最も多く、次いで愛知県(42 法人、3.2%)、神奈川県(35 法人、2.7%)、静岡県(33 法人、2.5%)、埼玉県(32 法人、2.4%)と続いている。

表 9 行政庁別の回答数

行政庁	回答数	割合	行政庁	回答数	割合	行政庁	回答数	割合
北海道	40	3.0%	石川県	21	1.6%	岡山県	23	1.7%
青森県	13	1.0%	福井県	11	0.8%	広島県	27	2.1%
岩手県	17	1.3%	山梨県	7	0.5%	山口県	19	1.4%
宮城県	18	1.4%	長野県	16	1.2%	徳島県	6	0.5%
秋田県	10	0.8%	岐阜県	15	1.1%	香川県	16	1.2%
山形県	7	0.5%	静岡県	33	2.5%	愛媛県	10	0.8%
福島県	19	1.4%	愛知県	42	3.2%	高知県	16	1.2%
茨城県	27	2.1%	三重県	15	1.1%	福岡県	24	1.8%
栃木県	14	1.1%	滋賀県	13	1.0%	佐賀県	10	0.8%
群馬県	18	1.4%	京都府	23	1.7%	長崎県	11	0.8%
埼玉県	32	2.4%	大阪府	26	2.0%	熊本県	13	1.0%
千葉県	20	1.5%	兵庫県	17	1.3%	大分県	14	1.1%
東京都	93	7.1%	奈良県	12	0.9%	宮崎県	10	0.8%
神奈川県	35	2.7%	和歌山県	10	0.8%	鹿児島県	27	2.1%
新潟県	26	2.0%	鳥取県	18	1.4%	沖縄県	10	0.8%
富山県	14	1.1%	島根県	10	0.8%	内閣府	388	29.5%
%は、全回答法人数(1,316 件)に占める割合						合計	1,316	100.0%

表 10 によると、中心的な事業分野は「地域社会貢献活動・団体」が 146 法人(11.1%)で最多となり、次いで「助成・表彰」141 法人(10.7%)、「行政関連」122 法人(9.3%)の順となった。一方、「精神修養団体」や「メディア」に該当する法人は皆無であった。なお、クロス分析にあたり、母数が 10 件に満たない「趣味・愛好会」(1 件)、「動物愛護」(8 件)、「生活・権利保護」(7 件)、「人権・平和」(9 件)、「男女共同参画」(3 件)、「情報化社会」(1 件)、「免許・資格付与」(9 件)、「互助・共済」(8 件)、「祭祀・慰霊」(2 件)の計 9 カテゴリー(計 48 件)については、統計的有意性を考慮し、「10 件未満事業群」として集約して扱う。

表 10 回答法人の中心的な事業の内容

中心的な事業	公益 社団	公益 財団	合計	中心的な事業	公益 社団	公益 財団	合計
社会福祉関係	61	25	86	生活・権利保護支援*	4	3	7
福祉関係の助成	6	12	18	人権・平和*	2	7	9
健康維持・増進団体等	29	19	48	国際協力	8	24	32
医療施設、病院等	7	9	16	男女共同参画社会*	0	3	3
教育関係	26	48	74	情報化社会*	1	0	1

1. 回答法人の基本的事項

中心的な事業	公益 社団	公益 財団	合計	中心的な事業	公益 社団	公益 財団	合計
学会・学術団体	41	7	48	産業創造・企業経営、企業支援 ²	6	12	18
研究・分析機関	9	35	44	業界団体	41	12	53
助成・表彰	9	132	141	同一資格者団体	35	0	35
奨学	3	67	70	免許・資格付与・検査・検定*	6	3	9
児童・青少年の健全育成	14	33	47	互助・共済、親睦団体*	2	6	8
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園 ¹	2	37	39	精神修養団体*	0	0	0
芸術・文化関係	21	64	85	祭祀・慰霊*	0	2	2
スポーツ関係	15	43	58	会館運営	2	8	10
趣味・愛好会・同好会*	1	0	1	新聞その他メディア	0	0	0
地域社会貢献活動・団体	119	27	146	行政関連	65	57	122
環境保護	21	20	41	非営利活動支援団体	15	3	18
災害・地域安全	9	10	19	回答法人数計	586	730	1,316
動物愛護*	6	2	8				

*本報告のクロス分析で「10件未満事業群」として扱う回答母数が10件未満の中心的な事業。

長い「事業の内容」名については、以下の短縮名を使用する。¹美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(フル表記)→美術館・博物館・動物園等(略表記) ²産業創造・企業経営、起業支援(フル表記)→産業創造・経営、起業支援(略表記)

表 11 によれば、収益事業を「実施していない」法人が 759 法人(57.7%)と過半数を占め、実施法人は 557 法人(42.3%)であった。内訳は「公益認定法上の収益事業等」が 402 法人(30.5%)で最多、次いで「両方実施」が 95 法人(7.2%)、「法人税法上の 34 業種だが公益目的事業として認定」が 60 法人(4.6%)となっている。法人類型別では、公益財団法人(60.8%)の方が公益社団法人(53.8%)よりも非実施率が高い。

多くの法人が収益事業を持たない一方、一定層では公益活動を支える財源として収益事業が着実に活用されている実態が伺える。

表 11 収益事業等の有無

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
公益認定法上の収益事業等を実施している	183	31.2%	219	30.0%	402	30.5%
法人税法上の収益事業34業種に該当するが、公益目的事業として認定され実施している	32	5.5%	28	3.8%	60	4.6%
上記の両収益事業を実施している	56	9.6%	39	5.3%	95	7.2%
(収益事業を実施している法人数小計)	271	46.2%	286	39.2%	557	42.3%
実施していない	315	53.8%	444	60.8%	759	57.7%
回答法人数計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

表 12 によると、「収益事業を実施している法人数」(557 件)の収入規模別構成比%は、1 千万未満が 17.6%であるのに対して、10 億円以上は 60.7%と、規模の拡大に比例して高まる傾向にあり、大規模法人ほど多様な財源確保を行っている実態が読み取れる。

II. アンケート結果 [公益法人編]

課税対象となる「公益認定法上の収益事業等」を実施している法人は、重複実施を含めると497件であるが、重複実施を含めない表の1段目（402件）をみても、10億円以上の規模では約45%となっている。逆に、3千万円未満の規模では10%代である。

また、法人税法上の収益事業に該当するが、公益認定を受けて非課税で実施している法人は、重複を含んでも155件で、収益事業を実施している法人の27.8%である。

表 12 収益事業の有無別の収入規模

回答項目 (回答法人数)	1千万円 未満	1千万～ 3千万円	3千万～ 1億円	1億～ 5億円	5億～ 10億円	10億円 以上
公益認定法上の収益事業等を実施している (402)	16 13.4%	40 19.0%	95 26.4%	164 39.5%	39 37.5%	48 44.9%
法人税法上の収益事業34業種に 該当するが、公益目的事業として 認定され実施している (60)	3 2.5%	13 6.2%	12 3.3%	16 3.9%	6 5.8%	10 9.3%
上記の両収益事業を実施している (95)	2 1.7%	12 5.7%	32 8.9%	30 7.2%	12 11.5%	7 6.5%
収益事業を実施している法人数 小計 (557)	21 17.6%	65 30.8%	139 38.6%	210 50.6%	57 54.8%	65 60.7%
実施していない (759)	98 82.4%	146 69.2%	221 61.4%	205 49.4%	47 45.2%	42 39.3%
回答法人数合計 (1,316)	119 100.0%	211 100.0%	360 100.0%	415 100.0%	104 100.0%	107 100.0%

%は、収入規模別の収益事業の有無の割合。

表13 は、公益認定法上の収益事業等を実施している法人のうち、その利益の50%超を公益目的事業へ繰り入れている割合を示している。その割合は全体で61.2%(304件)に達し、6割以上の法人が収益を公益活動の財源として活用している。

法人種別で見ると、公益社団法人の繰入れ割合が61.9%であるのに対し、公益財団法人は60.5%と、両者ともほぼ同じで6割を超えている。一方で、全体で35.8%(178件)の法人は、公益認定法上の収益事業等から生じた利益の50%超の繰入れを行っていない実態が示された。

表 13 収益事業等から生じた利益の50%超を公益目的事業財産に繰り入れているか

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
繰り入れている	148	61.9%	156	60.5%	304	61.2%
繰り入っていない	80	33.5%	98	38.0%	178	35.8%
無回答	11	4.6%	4	1.6%	15	3.0%
合計	239	100.0%	258	100.0%	497	100.0%

公益認定法上の収益事業を実施していると回答した法人(両収益事業実施を含む)社団 239 件、財団 258 件、合計 497 件からの回答内容。

1. 回答法人の基本的事項

表 14 によると、収益事業の内容について回答のあった 586 法人のうち、最も多い事業は「物品販売業」で 137 法人(23.2%)であり、次いで「その他(記述回答)」が 109 法人(18.4%)、「不動産貸付業」が 72 法人(12.2%)となっている。これら上位 3 事業で全体の約 5 割以上を占めている。このほか、「請負業」(58 法人)、「労働者派遣業」(44 法人)などが続いており、収益事業は物品販売や資産活用、業務受託に関連する分野に多く見られる。

表 14 収益事業の内容(複数回答)

主な収益	社団	財団	合計	主な収益	社団	財団	合計
物品販売業	60	77	137	問屋業	2	2	4
不動産販売業	0	4	4	鉱業	0	0	0
金銭貸付業	0	0	0	土石採取業	0	0	0
物品貸付業	3	5	8	浴場業	0	0	0
不動産貸付業	30	42	72	理容業	0	0	0
製造業	4	0	4	美容業	0	0	0
通信業	1	2	3	興行業	3	17	20
運送業	0	0	0	遊技所業	0	1	1
倉庫業	1	1	2	遊覧所業	0	1	1
請負業	37	21	58	医療保健業	16	4	20
印刷業	1	1	2	技芸教授業	5	5	10
出版業	10	9	19	駐車場業	4	13	17
写真業	0	0	0	信用保証業	0	2	2
席貸業	3	18	21	無体財産権の提供等業	2	1	3
旅館業	3	4	7	労働者派遣業	41	3	44
料理店業その他の飲食店業	2	8	10	その他(記述回答)	57	52	109
周旋業	2	0	2	本項回答法人数	228	220	448
代理業	5	3	8	本項無回答法人数	358	510	868
仲立業	1	2	3	回答法人数	586	730	1,316

その他記述回答には、「認められずに課税になったもの」、「ない」等も含む。

II. アンケート結果 [公益法人編]

表 15 によれば、主な収益は「会費収入」が 583 法人(44.3%)で最多となり、次いで「公益目的事業からの収益」が 460 法人(35.0%)、「行政機関からの補助金」393 法人(29.9%)と続く。法人類型別では、公益社団法人は「会費収入」が 429 法人(73.2%)と突出して高いが、公益財団法人は「資金運用益」が 268 法人(36.7%)で最も多く、次いで公益目的事業収益 206 法人(28.2%)、行政補助金 180 件(24.7%)が上位を占める。このほか個人寄附金や民間助成金、収益事業による収入も一定数見られ、法人の活動を支える多様な財源構成が伺える。

表 15 2024 年度の収入のうち主なもの(複数回答可)

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
会費収入	429	73.2%	154	21.1%	583	44.3%
個人による寄附金	41	7.0%	106	14.5%	147	11.2%
親会社等による資金拠出	14	2.4%	53	7.3%	67	5.1%
公益目的事業からの収益	254	43.3%	206	28.2%	460	35.0%
公益認定法上の収益事業等の実施による収益	69	11.8%	77	10.5%	146	11.1%
民間機関からの助成金	41	7.0%	50	6.8%	91	6.9%
行政機関からの補助金	213	36.3%	180	24.7%	393	29.9%
委託費・指定管理料	101	17.2%	179	24.5%	280	21.3%
資金運用益	27	4.6%	268	36.7%	295	22.4%
その他	23	3.9%	66	9.0%	89	6.8%
回答法人数	586	—	730	—	1,316	—

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

1. 回答法人の基本的事項

主な収益は全体で「会費収入」(44.3%)と「公益事業収益」(35.0%)が中心であるが、財源構造は事業分野ごとに大きく異なる(表16)。学会、同一資格者団体や業界団体等は会費依存度が極めて高い一方、助成・奨学分野は基金等の「資金運営」への依存が顕著で、社会福祉関係、スポーツや地域活動等では行政補助を含む複線的な構造が見られる。個人寄附は11.2%と限定的だが、国際協力等の特定分野では重要な財源となっている。

表16 中心的な事業別の主な収益の割合(複数回答可)

(%)

中心となる事業(回答数)	会費収入	個人寄附	資金拠出	公益事業	収益事業	民間助成	行政補助	委託費等	資金運営	その他
社会福祉関係 (86)	65.1	14.0	1.2	48.8	11.6	7.0	53.5	23.3	8.1	2.3
福祉関係の助成 (18)	38.9	16.7	16.7	27.8	5.6	5.6	16.7	11.1	38.9	16.7
健康維持・増進団体等(47)	64.6	8.3	4.2	41.7	8.3	6.3	41.7	20.8	4.2	2.1
医療施設、病院等 (16)	31.3	0.0	0.0	62.5	12.5	6.3	25.0	12.5	6.3	0.0
教育関係 (74)	45.9	16.2	5.4	41.9	10.8	10.8	12.2	14.9	18.9	8.1
学会・学術団体(48)	91.7	10.4	0.0	45.8	4.2	6.3	10.4	6.3	12.5	2.1
研究・分析機関 (44)	45.5	6.8	0.0	52.3	2.3	9.1	13.6	11.4	27.3	6.8
助成・表彰 (141)	10.6	14.9	19.1	3.5	2.1	5.7	2.8	2.8	70.9	13.5
奨学 (70)	2.9	21.4	11.4	2.9	4.3	4.3	5.7	0.0	62.9	22.9
児童・青少年の健全育成 (47)	31.9	19.1	2.1	29.8	10.6	8.5	21.3	25.5	25.5	10.6
美術館・博物館・動物園等 (39)	23.1	25.6	7.7	38.5	17.9	2.6	20.5	41.0	7.7	7.7
芸術・文化関係 (85)	30.6	11.8	5.9	52.9	14.1	10.6	28.2	36.5	16.5	1.2
スポーツ関係 (57)	51.7	10.3	0.0	51.7	17.2	13.8	53.4	41.4	6.9	5.2
地域社会貢献活動・団体 (144)	58.2	2.7	4.1	43.2	13.7	4.8	44.5	17.1	6.8	6.2
環境保護 (41)	46.3	17.1	4.9	19.5	9.8	4.9	26.8	24.4	17.1	7.3
災害・地域安全 (19)	52.6	10.5	0.0	36.8	10.5	5.3	31.6	26.3	21.1	0.0
国際協力 (32)	43.8	37.5	6.3	31.3	18.8	18.8	46.9	40.6	37.5	3.1
産業創造・経営、起業支援 (18)	22.2	0.0	0.0	16.7	5.6	0.0	77.8	38.9	22.2	0.0
業界団体 (53)	73.6	0.0	1.9	24.5	17.0	1.9	43.4	17.0	5.7	5.7
同一資格者団体 (35)	85.7	5.7	2.9	57.1	11.4	0.0	17.1	28.6	0.0	0.0
会館運営(10)	0.0	0.0	0.0	30.0	10.0	0.0	10.0	70.0	0.0	0.0
行政関連 (122)	41.8	1.6	0.8	32.0	13.9	9.8	45.9	26.2	18.0	6.6
非営利活動支援団体(18)	44.4	11.1	0.0	27.8	11.1	16.7	44.4	27.8	5.6	0.0
10件未満事業群(48)	60.4	12.5	0.0	45.8	18.8	0.0	16.7	25.0	8.7	4.2
全体(1,316)	44.3	11.2	5.1	35.0	11.1	6.9	29.9	21.3	22.4	6.8

数値は、各中心となる事業における収益の占める割合(%)

(略表記→フル表記) 美術館・博物館・動物園等→美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園 産業創造・経営、起業支援→産業創造・企業経営、起業支援 個人寄附→個人による寄附金 資金拠出→親会社等による資金拠出 公益事業→公益目的事業からの収益 収益事業→収益事業の実施による収益 民間助成→民間機関からの助成金 行政補助→行政機関からの補助金 委託費等→委託費・指定管理料 資金運用→資金運用益

II. アンケート結果 [公益法人編]

表 17 によれば、2024 年度の総収入は「1 億円以上 5 億円未満」が 31.5%(415 法人)で最多となり、次いで「3 千万円以上 1 億円未満」が 27.4%(360 法人)となっている。これら 2 つの区分を合わせた中規模層が全体の約 6 割(58.9%)を占めており、回答法人の収入規模の中心帯となっていることが分かる。一方で、1 千万円未満の小規模層は 9.0%、10 億円以上の大規模層は 8.1%にとどまり、全体として中規模層に厚みがある構成が特徴である。

法人類型別で見ると、公益財団法人は 10 億円以上の大規模層が 10.8%に達しているが、公益社団法人では 4.8%にとどまっている。このことから、財団法人のほうが社団法人に比べて規模の大きい法人が多いと言えよう。

表 17 2024 年度の総収入(経常収入の規模)

収入規模	公益社団		公益財団		合計	
1 千万円未満	44	7.5%	75	10.3%	119	9.0%
1 千万円以上～3 千万円未満	102	17.4%	109	14.9%	211	16.0%
3 千万円以上～1 億円未満	180	30.7%	180	24.7%	360	27.4%
1 億円以上～5 億円未満	198	33.8%	217	29.7%	415	31.5%
5 億円以上～10 億円未満	34	5.8%	70	9.6%	104	7.9%
10 億円以上	28	4.8%	79	10.8%	107	8.1%
回答法人数	586	100.0	730	100.0	1,316	100.0

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

表 18 によれば、社会福祉、健康維持団体等や研究機関等で「1 億～5 億円未満」が最多となる一方、福祉関係の助成、環境保護や業界団体等では「3 千万～1 億円未満」の割合が高く、よりコンパクトな運営実態が伺える。対照的に、施設・設備投資を伴う医療施設(10 億円以上 31.3%)やスポーツ関係(5 億円以上が計 43.1%)では大規模法人の比率が高い。

表 18 中心的な事業別の収入規模

中心的な事業 (回答法人数)	1 千万 円未満		1 千万～ 3 千万		3 千万～ 1 億円		1 億～ 5 億円		5 億～ 10 億円		10 億円 以上	
社会福祉関係(86)	6	7.0%	12	14.0%	21	24.4%	39	45.3%	6	7.0%	2	2.3%
福祉関係の助成(18)	0	0.0%	3	16.7%	8	44.4%	5	27.8%	1	5.6%	1	5.6%
健康維持・増進団体等(48)	4	8.3%	9	18.8%	8	16.7%	19	39.6%	3	6.3%	5	10.4%
医療施設、病院等(16)	1	6.3%	0	0.0%	5	31.3%	3	18.8%	2	12.5%	5	31.3%
教育関係(74)	8	10.8%	13	17.6%	16	21.6%	21	28.4%	4	5.4%	12	16.2%
学会・学術団体(48)	3	6.3%	9	18.8%	15	31.3%	13	27.1%	4	8.3%	4	8.3%
研究・分析機関(44)	6	13.6%	5	11.4%	8	18.2%	17	38.6%	6	13.6%	2	4.5%
助成・表彰(141)	21	14.9%	24	17.0%	45	31.9%	36	25.5%	12	8.5%	3	2.1%
奨学(70)	15	21.4%	17	24.3%	20	28.6%	14	20.0%	2	2.9%	2	2.9%
児童・青少年の健全育成(47)	4	8.5%	8	17.0%	10	21.3%	11	23.4%	4	8.5%	10	21.3%
美術館・博物館・動物園等(39)	4	10.3%	5	12.8%	9	23.1%	12	30.8%	4	10.3%	5	12.8%

1. 回答法人の基本的事項

中心的事業 (回答法人数)	1千万 円未満		1千万～ 3千万		3千万～ 1億円		1億～ 5億円		5億～ 10億円		10億円 以上	
芸術・文化関係(85)	8	9.4%	8	9.4%	18	21.2%	28	32.9%	10	11.8%	13	15.3%
スポーツ関係(58)	1	1.7%	5	8.6%	10	17.2%	17	29.3%	14	24.1%	11	19.0%
地域社会貢献活動・団体(146)	18	12.3%	18	12.3%	44	30.1%	55	37.7%	6	4.1%	5	3.4%
環境保護(41)	4	9.8%	6	14.6%	20	48.8%	9	22.0%	1	2.4%	1	2.4%
災害・地域安全(19)	1	5.3%	5	26.3%	7	36.8%	4	21.1%	1	5.3%	1	5.3%
国際協力(32)	3	9.4%	3	9.4%	8	25.0%	12	37.5%	5	15.6%	1	3.1%
産業創造・経営、起業支援(18)	1	5.6%	2	11.1%	7	38.9%	4	22.2%	3	16.7%	1	5.6%
業界団体(53)	4	7.5%	8	15.1%	23	43.4%	17	32.1%	0	0.0%	1	1.9%
同一資格者団体(35)	2	5.7%	9	25.7%	7	20.0%	12	34.3%	3	8.6%	2	5.7%
会館運営(10)	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%	4	40.0%	2	20.0%	2	20.0%
行政関連(122)	2	1.6%	31	25.4%	24	19.7%	39	32.0%	10	8.2%	16	13.1%
非営利活動支援団体(18)	3	16.7%	3	16.7%	7	38.9%	5	27.8%	0	0.0%	0	0.0%
10件未満事業群(48)	0	0.0%	8	16.7%	18	37.5%	19	39.6%	1	2.1%	2	4.2%
全体(1,316)	119	9.0%	211	16.0%	360	27.4%	415	31.5%	104	7.9%	107	8.1%

%は、各中心的事業内における割合

公益法人を選択してよかった理由（表 19）で、最も高い割合を示したのは、「社会的な信用が一般法人よりも高い」であり、944 法人(71.7%)がこれを挙げている。次いで、「公益目的事業が非課税である」が 675 法人(51.3%)、「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」が 285 法人(21.7%)となっている。また、「寄附金控除の優遇措置」は 226 法人(17.2%)、「利子等源泉所得税非課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している」は 144 法人(10.9%)であった。一方、「公益法人になって良かった点は特になし」と回答した法人は 98 法人(7.4%)であった。

表 19 公益法人になって良かった点(複数回答可)

良かった点	公益社団		公益財団		合計	
社会的な信用が一般法人よりも高い	443	75.6%	501	68.6%	944	71.7%
補助金・助成金・指定管理が受けやすい	166	28.3%	119	16.3%	285	21.7%
公益目的事業が非課税	258	44.0%	417	57.1%	675	51.3%
利子等源泉所得税非課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している	29	4.9%	115	15.8%	144	10.9%
寄附金控除の優遇措置	57	9.7%	169	23.2%	226	17.2%
公益法人になって良かった点は特になし	61	10.4%	37	5.1%	98	7.4%
その他(記述回答)	5	0.9%	4	0.5%	9	0.7%
回答法人数計	586	—	730	—	1,316	—

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

II. アンケート結果 [公益法人編]

公益法人を選択して良かった点の収入規模別割合について、大規模層では「社会的信用」や「公益目的事業非課税」の実感が高く、公益認定が事業運営の強固な基盤となっている(表 20)。

中・大規模層では「助成金の受けやすさ」が利点として目立ち、小規模層では「寄附金控除」への評価が相対的に高い傾向にある。一方、小規模層の 25%強は「利点なし」としており、維持負担がメリットを上回る現状も浮き彫りとなった。

表 20 公益法人を選択して良かった点の収入規模別割合(複数回答可)

回答項目	1 千万円未満	1 千万～3 千万円	3 千万～1 億円	1 億～5 億円	5 億～10 億円	10 億円以上
社会的な信用が一般法人よりも高い	71	144	262	306	75	86
	59.7%	68.3%	72.8%	73.7%	72.1%	80.4%
補助金・助成金・指定管理が受けやすい	14	39	56	115	37	24
	11.8%	18.5%	15.6%	27.7%	35.6%	22.4%
公益目的事業が非課税	46	97	171	224	65	73
	38.7%	46.0%	47.5%	54.0%	62.5%	68.2%
利子等源泉所得税非課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している	15	23	31	43	15	17
	12.6%	10.9%	8.6%	10.4%	14.4%	15.9%
寄附金控除の優遇措置	27	47	56	59	20	17
	22.7%	22.3%	15.6%	14.2%	19.2%	15.9%
公益法人になって良かった点は特になし	21	16	27	27	5	2
	17.7%	7.6%	7.5%	6.5%	4.8%	1.9%
その他(記述回答)	0	1	4	2	1	1
	0.0%	0.8%	3.4%	1.7%	0.8%	0.8%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における良かった点の割合。

1. 回答法人の基本的事項

中心的な事業別の公益認定のメリット（表 21）については、全分野で「社会的信用の向上」が共通の最大利点となっている。特に芸術・文化、社会福祉分野や同一資格者団体で信用への評価が高く、研究・学術団体や芸術関係では「公益目的事業非課税」による恩恵が顕著である。

資金面では、社会福祉分野、非営利活動支援やスポーツ関係で「補助金等の受けやすさ」が、国際協力や青少年育成では「寄附金控除」が重要視されている。

表 21 中心的な事業別の公益法人になって良かった点の割合(複数回答可)

中心的な事業 (回答法人数)	社会的 信用が 高い	補助金 ・指定 管理等	公益目 的の事業 非課税	その他 税制 優遇	寄附金 控除の 優遇	特に なし	その他
社会福祉関係(86)	80.2%	44.2%	45.3%	10.5%	20.9%	5.8%	2.3%
福祉関係の助成(18)	44.4%	22.2%	61.1%	11.1%	16.7%	11.1%	0.0%
健康維持・増進団体等(47)	75.0%	31.3%	60.4%	10.4%	18.8%	4.2%	0.0%
医療施設、病院等(16)	68.8%	12.5%	50.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%
教育関係(74)	66.2%	14.9%	59.5%	10.8%	21.6%	8.1%	1.4%
学会・学術団体(48)	79.2%	8.3%	64.6%	12.5%	27.1%	8.3%	0.0%
研究・分析機関(44)	59.1%	9.1%	72.7%	6.8%	27.3%	9.1%	0.0%
助成・表彰(141)	70.9%	3.5%	57.5%	25.5%	25.5%	3.5%	0.0%
奨学(70)	71.4%	1.4%	44.3%	18.6%	28.6%	2.9%	1.4%
児童・青少年の健全育成(47)	74.5%	19.1%	46.8%	12.8%	34.0%	4.3%	0.0%
美術館・博物館・動物園等(39)	64.1%	30.8%	43.6%	5.1%	25.6%	5.1%	0.0%
芸術・文化関係(85)	87.1%	31.8%	65.9%	11.8%	20.0%	4.7%	0.0%
スポーツ関係(57)	77.6%	41.4%	48.3%	6.9%	20.7%	5.2%	0.0%
地域社会貢献活動・団体(144)	67.1%	31.5%	30.1%	4.1%	4.1%	15.8%	0.0%
環境保護(41)	75.6%	9.8%	53.7%	9.8%	19.5%	9.8%	0.0%
災害・地域安全(19)	68.4%	15.8%	52.6%	15.8%	15.8%	5.3%	0.0%
国際協力(32)	71.9%	12.5%	59.4%	15.6%	31.3%	0.0%	0.0%
産業創造・経営、起業支援(18)	55.6%	27.8%	55.6%	11.1%	0.0%	11.1%	0.0%
業界団体(53)	71.7%	17.0%	49.1%	3.8%	3.8%	3.8%	1.9%
同一資格者団体(35)	82.9%	17.1%	54.3%	5.7%	8.6%	11.4%	0.0%
会館運営(10)	70.0%	30.0%	50.0%	10.0%	10.0%	20.0%	0.0%
行政関連(122)	68.0%	25.4%	49.6%	9.1%	3.3%	10.7%	2.5%
非営利活動支援団体(18)	61.1%	50.0%	22.2%	5.6%	11.1%	5.6%	0.0%
10 件未満事業群(48)	72.9%	18.8%	56.3%	6.3%	8.3%	10.4%	0.0%
全体(1,316)	71.8%	21.7%	51.3%	11.0%	17.2%	7.5%	0.6%

%は、各中心的な事業別における割合。

(略表記→フル表記) 社会的信用→社会的な信用が一般法人よりも高い 補助金・助成金等→補助金・助成金・指定管理が受けやすい 公益目的事業非課税→公益目的事業が非課税 その他税制優遇→公益目的事業以外の法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している 寄附金控除→寄附金控除の優遇措置

II. アンケート結果 [公益法人編]

公益法人になって苦労すると思われる点、困ると思われる点については、定期提出書類の作成等の「事務負担の大きさ」を挙げる法人が約 66%と最多である(表 22)。次いで法制度の「解釈・対応の難しさ」が約 41%、変更認定等の「手続き負担」が約 31%と続き、実務的な重荷が顕著となっている。

また、中期的収支均衡規制による事業活動の制限や外部理事の確保に苦慮する声も目立つ。「特に苦労はない」との回答は約 6%にすぎず、大半の法人が制度運用上の課題に直面している実態が浮き彫りとなった。

表 22 公益法人になって苦労すると思われる点、困ると思われる点(複数回答可)

苦労している点	公益社団		公益財団		合計	
	件	%	件	%	件	%
中期的な収支均衡となったが、それでも事業活動が制限される	179	30.5	193	26.4	372	28.3
公益充実資金の設定・管理・説明が難しい	118	20.1	129	17.7	247	18.8
公益目的事業比率の制限により事業活動が制限される	105	17.9	71	9.7	176	13.4
使途不特定財産規制となったが、それでも不測の事態、将来の環境変化への備えができない	94	16.0	89	12.2	183	13.9
公益目的事業継続予備財産の設定・管理・説明が難しい	95	16.2	112	15.3	207	15.7
点検調査や指導など行政庁による監督対応の負担が予想できない	122	20.8	146	20.0	268	20.4
事業報告書、計算書類、監査報告書等の定期提出書類の作成・提出の事務負担が大きい	405	69.1	460	63.0	865	65.7
変更認定申請・変更届出等の手続き負担が相変わらず大きい	193	32.9	208	28.5	401	30.5
適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい	69	11.8	108	14.8	177	13.4
外部理事等の確保・維持が難しい	164	28.0	85	11.6	249	18.9
実務運営や財務管理に関する法制度やガイドラインの解釈・対応が難しい	228	38.9	310	42.5	538	40.9
特に苦労すると思われる点、困ると思われる点はない	19	3.2	59	8.1	78	5.9
その他(無回答 1 件を含む)	9	1.5	20	2.7	29	2.2
回答法人数計	586	—	730	—	1,316	—

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

中心的な事業別の公益法人を選択して苦労している点の割合については、事業分野を問わず「事務負担の重さ」が最大の共通課題となっている(表 23)。特に会館運営や健康維持・増進団体等では 8 割以上が書類作成等の負担を挙げ、次いで「法制度の解釈」への苦慮が産業創造や学術団体で目立つ。

財務面では社会福祉関係などで収支均衡への懸念が高く、同一資格者団体では外部理事の確保も課題となっている。以上から、法人は財務規律以上に、煩雑な事務手続きや難解な制度運用に最も苦慮している実態が浮き彫りとなっている。

表 23 中心的な事業別の公益法人を選択して苦勞している点の割合(複数回答)

中心的な事業 (回答法人数)	中期 収支 均衡	公益 充実 資金	公益 事業 比率	不 特 定 財 産 規 制	継続 予備 財産	行 政 庁 監 督 対 応	定期 提出 書類	認定 変更 申請	機 関 運 営	外 部 理 事 確 保	法 制 度 等 解 釈	特 に ない	そ の 他
社会福祉関係 (86)	41.9	26.7	12.8	15.1	11.6	19.8	58.1	31.4	9.3	18.6	36.0	4.7	2.3
福祉関係の助 成(18)	11.1	11.1	5.6	16.7	11.1	11.1	55.6	22.2	11.1	22.2	27.8	11.1	0.0
健康維持・増進 団体等(48)	31.3	18.8	4.2	16.7	10.4	20.8	81.3	22.9	8.3	12.5	35.4	2.1	2.1
医療施設、病院 等(16)	12.5	6.3	31.3	12.5	0.0	18.8	62.5	25.0	18.8	12.5	31.3	6.3	0.0
教育関係(74)	27.0	10.8	12.2	14.9	10.8	9.5	58.1	29.7	12.2	14.9	32.4	13.5	5.4
学会・学術団体 (48)	20.8	16.7	14.6	16.7	27.1	25.0	75.0	33.3	10.4	29.2	52.1	2.1	8.3
研究・分析機関 (44)	27.3	22.7	11.4	9.1	27.3	22.7	63.6	20.5	13.6	20.5	43.2	11.4	0.0
助成・表彰 (141)	31.9	18.4	6.4	12.1	13.5	24.8	54.6	29.8	14.2	9.9	46.1	9.2	1.4
奨学(70)	28.6	20.0	4.3	18.6	17.1	17.1	57.1	24.3	17.1	17.1	38.6	11.4	2.9
児童・青少年の 健全育成(47)	23.4	23.4	12.8	6.4	14.9	29.8	70.2	31.9	19.1	12.8	46.8	6.4	6.4
美術館・博物館 ・動物園等(39)	20.5	15.4	10.3	17.9	17.9	10.3	61.5	23.1	12.8	7.7	33.3	7.7	2.6
芸術・文化関係 (85)	24.7	18.8	12.9	20.0	16.5	21.2	72.9	28.2	17.6	20.0	48.2	5.9	2.4
スポーツ関係 (58)	27.6	15.5	5.2	8.6	8.6	22.4	72.4	37.9	17.2	27.6	29.3	6.9	0.0
地域社会貢献 活動・団体(146)	28.8	19.2	28.1	21.9	16.4	15.8	63.0	32.9	12.3	25.3	43.2	3.4	2.1
環境保護(41)	29.3	2.4	17.1	9.8	12.2	19.5	80.5	29.3	9.8	4.9	39.0	0.0	0.0
災害・地域安全 (19)	26.3	15.8	10.5	21.1	21.1	26.3	63.2	26.3	5.3	15.8	31.6	0.0	5.3
国際協力(32)	31.3	28.1	12.5	6.3	18.8	15.6	65.6	34.4	6.3	6.3	37.5	0.0	3.1
産業創造・経営 、起業支援(18)	33.3	27.8	5.6	5.6	16.7	16.7	72.2	27.8	16.7	22.2	61.1	0.0	0.0
業界団体(53)	39.6	24.5	22.6	15.1	18.9	34.0	71.7	41.5	20.8	26.4	34.0	1.9	0.0
同一資格者団 体(35)	17.1	22.9	17.1	5.7	20.0	25.7	80.0	48.6	5.7	31.4	51.4	0.0	0.0
会館運営(10)	20.0	10.0	20.0	10.0	10.0	40.0	90.0	30.0	0.0	10.0	50.0	0.0	0.0
行政関連(121)	26.4	15.7	15.7	9.9	14.0	22.3	68.6	30.6	16.5	27.3	42.1	5.8	1.7
非営利活動支 援団体(18)	27.8	22.2	5.6	11.1	22.2	11.1	61.1	22.2	11.1	16.7	38.9	5.6	0.0
10件未満事業 群(48)	27.1	27.1	10.4	8.3	25.0	14.6	64.6	31.3	12.5	18.8	41.7	6.3	0.0
全体(1,315)	28.3	18.8	13.4	13.9	15.7	20.4	65.8	30.5	13.5	18.9	40.9	5.9	2.1

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)

中期的収支均衡→中期的な収支均衡となったが、それでも事業活動が制限される 公益充実資金→公益充実資金の設定・管理・説明が難しい 公益事業比率→公益目的事業比率の制限により事業活動が制限される 不特定財産規制→使途不特定財産規制となったが、それでも不測の事態、将来の環境変化への備えができない 継続予備財産→公益目的事業継続予備財産の設定・管理・説明が難しい 行政庁監督対応→点検調査や指導など行政庁による監督対応の負担が予想できない 定期提出書類→事業報告書、計算書類、監査報告書等の定期提出書類の作成・提出の事務負担が大きい 認定変更申請→変更認定申請・変更届出等の手続き負担が相変わらず大きい 機関運営→適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい 外部理事確保→外部理事等の確保・維持が難しい 法制度等解釈→実務運営や財務管理に関する法制度やガイドラインの解釈・対応が難しい

II. アンケート結果 [公益法人編]

公益法人になって苦労している法人の行政庁別割合については、地域を問わず「定期提出書類の作成・提出」が最大の課題となっている(表 24)。全体平均約 66%に対し、熊本や島根、沖縄などでは 9 割以上の法人が負担を感じており、事務の重さが際立っている。また、法制度の解釈や対応についても全域で約 4 割の法人が苦慮しており、専門実務が共通の障壁となっている現状がある。

法人の課題は地域差以上に現行制度の過重な事務プロセスに集中している実態があり、このため全国的に手続きの簡素化や運用の平易化が強く求められている実態が明らかである。

表 24 行政庁別の公益法人になって苦労している点の割合(複数回答可)

行政庁 (回答法人数)	中 期 収 支 均 衡	公 益 充 実 資 金	公 益 事 業 比 率	不 定 特 財 産 規 制	継 続 予 備 財 産	行 政 監 対 庁 督 応	定 期 提 出 書 類	認 定 変 更 申 請	機 関 運 営	外 部 理 事 確 保	法 制 度 解 釈 積	特 不 こ ない	そ の 他
北海道(40)	32.5	20.0	12.5	20.0	20.0	12.5	60.0	40.0	12.5	25.0	37.5	10.0	2.5
青森県(13)	30.8	23.1	38.5	30.8	23.1	23.1	69.2	38.5	7.7	7.7	38.5	0.0	0.0
岩手県(17)	41.2	11.8	23.5	5.9	0.0	23.5	64.7	35.3	11.8	11.8	47.1	0.0	0.0
宮城県(18)	11.1	11.1	11.1	11.1	16.7	38.9	88.9	16.7	22.2	22.2	66.7	0.0	0.0
秋田県(10)	30.0	40.0	60.0	10.0	20.0	20.0	60.0	20.0	0.0	10.0	20.0	0.0	0.0
山形県(7)	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	71.4	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
福島県(19)	21.1	21.1	0.0	10.5	5.3	5.3	78.9	26.3	5.3	10.5	15.8	5.3	5.3
茨城県(27)	33.3	29.6	11.1	14.8	7.4	7.4	66.7	44.4	18.5	18.5	29.6	0.0	3.7
栃木県(14)	35.7	21.4	21.4	14.3	7.1	21.4	85.7	28.6	14.3	14.3	35.7	0.0	0.0
群馬県(18)	22.2	16.7	0.0	16.7	16.7	50.0	66.7	22.2	22.2	22.2	61.1	0.0	5.6
埼玉県(32)	46.9	25.0	15.6	15.6	18.8	18.8	71.9	37.5	15.6	15.6	40.6	9.4	0.0
千葉県(20)	25.0	10.0	20.0	15.0	20.0	20.0	60.0	35.0	10.0	30.0	40.0	10.0	0.0
東京都(93)	26.9	16.1	14.0	11.8	15.1	26.9	66.7	38.7	8.6	28.0	37.6	3.2	3.2
神奈川県(35)	28.6	17.1	5.7	8.6	17.1	34.3	68.6	22.9	20.0	20.0	42.9	2.9	0.0
新潟県(26)	23.1	15.4	19.2	3.8	7.7	3.8	65.4	38.5	15.4	7.7	30.8	3.8	3.8
富山県(14)	28.6	21.4	7.1	21.4	21.4	21.4	64.3	28.6	7.1	0.0	14.3	7.1	7.1
石川県(21)	33.3	14.3	19.0	14.3	4.8	9.5	61.9	28.6	14.3	14.3	23.8	0.0	0.0
福井県(11)	45.5	18.2	9.1	18.2	9.1	9.1	63.6	54.5	27.3	27.3	27.3	0.0	0.0
山梨県(7)	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	28.6	28.6	14.3	14.3	42.9	28.6	14.3	14.3
長野県(16)	18.8	31.3	37.5	12.5	25.0	6.3	68.8	25.0	12.5	18.8	37.5	0.0	0.0
岐阜県(15)	20.0	20.0	40.0	6.7	20.0	6.7	73.3	33.3	20.0	26.7	33.3	0.0	6.7
静岡県(33)	24.2	18.2	6.1	18.2	27.3	18.2	63.6	33.3	24.2	21.2	48.5	3.0	0.0
愛知県(42)	16.7	11.9	7.1	9.5	9.5	19.0	69.0	31.0	19.0	21.4	42.9	11.9	0.0
三重県(15)	26.7	20.0	0.0	20.0	20.0	20.0	46.7	26.7	6.7	33.3	40.0	6.7	6.7
滋賀県(13)	23.1	0.0	7.7	7.7	15.4	30.8	76.9	46.2	23.1	30.8	30.8	0.0	0.0
京都府(23)	21.7	13.0	8.7	8.7	8.7	8.7	69.6	17.4	21.7	4.3	52.2	4.3	8.7
大阪府(26)	23.1	23.1	19.2	11.5	23.1	23.1	65.4	11.5	3.8	7.7	42.3	3.8	3.8
兵庫県(17)	35.3	29.4	23.5	11.8	17.6	11.8	52.9	41.2	11.8	11.8	29.4	23.5	0.0
奈良県(12)	16.7	16.7	25.0	0.0	16.7	41.7	58.3	33.3	33.3	16.7	50.0	8.3	0.0
和歌山県(10)	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	20.0	70.0	40.0	0.0	30.0	40.0	10.0	0.0
鳥取県(18)	33.3	22.2	11.1	5.6	0.0	16.7	50.0	44.4	22.2	22.2	44.4	22.2	0.0
島根県(10)	30.0	30.0	10.0	10.0	30.0	30.0	90.0	20.0	10.0	20.0	40.0	0.0	0.0

1. 回答法人の基本的事項

行政庁 (回答法人数)	中 期 収 支 均 衡	公 益 充 実 資 金	公 益 事 業 比 率	不 特 定 財 産 規 制	継 続 予 備 財 産	行 政 監 対 督 応	定 期 提 出 書 類	認 定 変 更 申 請	機 関 運 営	外 部 理 事 確 保	法 制 度 解 釈 積	特 に な い	そ の 他
岡山県(23)	39.1	21.7	13.0	21.7	21.7	17.4	47.8	30.4	4.3	13.0	43.5	8.7	0.0
広島県(27)	14.8	14.8	7.4	3.7	11.1	29.6	85.2	33.3	7.4	7.4	29.6	0.0	3.7
山口県(19)	36.8	5.3	26.3	26.3	5.3	26.3	47.4	26.3	10.5	26.3	47.4	0.0	5.3
徳島県(6)	33.3	16.7	16.7	0.0	16.7	50.0	66.7	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0	0.0
香川県(16)	25.0	12.5	18.8	18.8	18.8	12.5	62.5	18.8	18.8	18.8	31.3	12.5	0.0
愛媛県(10)	20.0	20.0	20.0	30.0	40.0	0.0	50.0	0.0	10.0	20.0	30.0	0.0	10.0
高知県(16)	37.5	0.0	0.0	0.0	6.3	12.5	56.3	25.0	6.3	18.8	37.5	6.3	0.0
福岡県(24)	20.8	16.7	16.7	20.8	20.8	20.8	75.0	37.5	16.7	37.5	41.7	4.2	0.0
佐賀県(10)	40.0	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	60.0	30.0	10.0	30.0	10.0	20.0	0.0
長崎県(11)	18.2	27.3	27.3	27.3	9.1	18.2	45.5	54.5	18.2	18.2	45.5	9.1	0.0
熊本県(13)	30.8	7.7	23.1	30.8	23.1	7.7	92.3	23.1	7.7	7.7	46.2	0.0	0.0
大分県(14)	7.1	21.4	14.3	14.3	7.1	21.4	57.1	21.4	35.7	28.6	57.1	7.1	0.0
宮崎県(10)	20.0	20.0	0.0	10.0	20.0	20.0	80.0	10.0	10.0	10.0	70.0	0.0	0.0
鹿児島県(27)	48.1	40.7	22.2	14.8	14.8	22.2	74.1	22.2	7.4	22.2	55.6	0.0	0.0
沖縄県(10)	10.0	20.0	0.0	10.0	30.0	10.0	90.0	50.0	10.0	20.0	50.0	0.0	10.0
内閣府(388)	30.9	20.6	11.3	15.2	17.5	21.9	63.9	28.6	12.6	17.3	44.8	8.0	2.6
全体(1,316)	28.3	18.8	13.4	13.9	15.7	20.4	65.7	30.5	13.4	18.9	40.9	5.9	2.2

%は、行政庁別の苦勞している点・困っている点の割合。

法人格を再度選択できた場合に選択する法人格について、約 83%の法人が「やはり公益法人」を選択すると回答している(表 25)。

法人種別では公益財団が約 89%と特に高く、公益社団の約 75%を上回る結果となった。一方で「一般法人」を選択すると回答した法人は全体で約 13%にとどまっているが、公益社団では約 20%に達しており、公益財団に比べ高い傾向が見られる。その他の特定非営利活動法人や社会福祉法人、営利法人などの選択肢はいずれも 1%未満と極めて少数であった。

表 25 法人格を再度選択できた場合、選択する法人格

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
やはり公益法人	439	74.9%	651	89.2%	1,090	82.8%
一般法人	116	19.8%	52	7.1%	168	12.8%
特定非営利活動法人	5	0.9%	7	1.0%	12	0.9%
認定特定非営利活動法人	2	0.3%	1	0.1%	3	0.2%
社会福祉法人	4	0.7%	1	0.1%	5	0.4%
営利法人(株式会社・合同会社)	1	0.2%	4	0.5%	5	0.4%
労働者協同組合、特定労働者協同組合	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	19	3.2%	14	1.9%	33	2.5%
回答法人数計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

2. 寄付と税制について

寄附金の総収入に占める割合については、寄附金が「0%」の法人が約半数を占め、1割未満と合わせると全体の8割以上に達する(表26)。公益財団では「50%以上」が13.4%存在する一方、公益社団の約6割は「0%」という状況である。中間層はいずれも5%に満たず、寄附金収入の有無は二極化している。全体として、多くの法人で寄附金が主要な財源となっていない実態が確認できる。

表 26 寄附金の総収入に占める割合

寄附金の割合	公益社団		公益財団		合計	
0%	353	60.2%	287	39.3%	640	48.6%
10%未満	179	30.5%	237	32.5%	416	31.6%
10%以上 20%未満	13	2.2%	50	6.8%	63	4.8%
20%以上 30%未満	7	1.2%	25	3.4%	32	2.4%
30%以上 50%未満	14	2.4%	33	4.5%	47	3.6%
50%以上	20	3.4%	98	13.4%	118	9.0%
回答法人数計	586	100%	730	100%	1,316	100%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

収入規模別の寄附金の総収入に占める割合については、「0%」の割合は1千万円未満で36.1%、収入規模が多いほどその割合は高くなる傾向にある(表27)。一方で「50%以上」との回答は1千万円未満で約2割と比較的高いが、規模が大きくなるにつれてその割合は低下する。小規模法人ほど寄附依存度が高い実態が見てとれる。

表 27 収入規模別の寄附金の総収入に占める割合

寄附金の割合	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億円～5億円	5億円～10億円	10億円以上
0%	43	92	184	218	47	56
	36.1%	43.6%	51.1%	52.5%	45.2%	52.3%
10%未満	27	64	91	140	48	46
	22.7%	30.3%	25.3%	33.7%	46.2%	43.0%
10%以上20%未満	11	10	24	13	4	1
	9.2%	4.7%	6.7%	3.1%	3.9%	0.9%
20%以上30%未満	5	8	13	6	0	0
	4.2%	3.8%	3.6%	1.5%	0.0%	0.0%
30%以上50%未満	9	9	13	11	4	1
	7.6%	4.3%	3.6%	2.7%	3.9%	0.9%
50%以上	24	28	35	27	1	3
	20.2%	13.3%	9.7%	6.5%	1.0%	2.8%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における回答数の割合。

税額控除証明の取得状況をみると、「制度は知っているが未取得」が最も多く、公益社団 41.1%、公益財団 41.0%、全体 41.0%と、約 4 割が制度を認識しつつも取得には至っていない(表 28)。次いで多いのは「取得済み」で、公益社団 23.2%に対し公益財団 33.6%と、公益財団の方が取得割合が高い。全体では 29.0%にとどまっている。一方、「制度自体を知らない」も全体で 26.4%と一定数存在し、特に公益社団では 32.5%であった。

表 28 税額控除証明の取得状況(複数回答可)

項目	公益社団		公益財団		合計	
取得済み	136	23.2%	245	33.6%	381	29.0%
制度は知っているが、未取得	241	41.1%	299	41.0%	540	41.0%
制度自体を知らない	190	32.5%	157	21.5%	347	26.4%
その他	35	6.0%	52	7.1%	88	6.7%
回答法人数計	586	—	730	—	1,316	—

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

収入規模別に税額控除証明の取得状況をみると、「制度は知っているが未取得」が最も高い割合を占めており、1 億円以上 5 億円未満 48.7%をピークに、5 億円以上 10 億円未満 47.1%、10 億円以上 46.7%と、中～大規模法人で未取得割合が高い傾向がみられる(表 29)。「取得済み」は、1 千万円未満 40.3%、1 千万円～3 千万円 37.4%と小規模法人で高く、収入規模が大きくなるにつれて低下し、1 億円以上 5 億円未満では 20.7%にとどまっている。一方、「制度自体を知らない」は各規模で約 25～28%前後で推移しており、10 億円以上では 16.8%と比較的低い。

表 29 収入規模別の税額控除証明の取得状況(複数回答可)

項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
取得済み	48	79	112	86	26	30
	40.3%	37.4%	31.1%	20.7%	25.0%	28.0%
制度は知ってが、未取得	37	67	135	202	49	50
	31.1%	31.8%	37.5%	48.7%	47.1%	46.7%
制度自体を知らない	30	59	102	112	26	18
	25.2%	28.0%	28.3%	27.0%	25.0%	16.8%
その他	5	11	23	29	4	15
	5.8%	12.8%	26.7%	33.7%	4.7%	17.4%
回答法人数計	119	211	360	414	104	107

%は、各収入規模別内の割合。

II. アンケート結果 [公益法人編]

中心的な事業別の税額控除証明の取得状況については、事業の性質により活用状況に大きな開きがある(表 30)。災害・地域安全や国際協力など広く寄附を募る分野で取得率が高い一方、産業創造や業界団体では著しく低い。学術団体や教育関係等では制度を認知しつつも、事務負担や要件の壁から未取得に留まる層が目立つ。社会福祉や地域貢献分野では「制度自体を知らない」との回答が平均を上回り、周知不足が懸念される。

表 30 中心的な事業別の税額控除証明の取得状況

中心的な事業 (回答法人数)	取得済み(申請済み・準備中を含む)	制度は知っているが、取得していない	制度自体を知らない	その他
社会福祉関係(86)	33.7%	20.9%	39.5%	5.8%
福祉関係の助成(18)	33.3%	27.8%	33.3%	5.6%
健康維持・増進団体等(48)	37.5%	27.1%	31.3%	4.2%
医療施設、病院等(16)	18.8%	31.3%	25.0%	25.0%
教育関係(74)	33.8%	44.6%	16.2%	5.4%
学会・学術団体(48)	27.1%	50.0%	14.6%	8.3%
研究・分析機関(44)	34.1%	43.2%	18.2%	4.5%
助成・表彰(141)	38.3%	39.0%	14.2%	8.5%
奨学(70)	32.9%	37.1%	24.3%	5.7%
児童・青少年の健全育成(47)	38.3%	40.4%	17.0%	4.3%
美術館・博物館・動物園等(39)	33.3%	38.5%	25.6%	2.6%
芸術・文化関係(85)	29.4%	40.0%	17.6%	12.9%
スポーツ関係(58)	39.7%	43.1%	10.3%	6.9%
地域社会貢献活動・団体(146)	15.8%	36.3%	39.0%	8.9%
環境保護(41)	36.6%	36.6%	19.5%	7.3%
災害・地域安全(19)	52.6%	15.8%	31.6%	0.0%
国際協力(32)	43.8%	34.4%	21.9%	0.0%
産業創造・経営、起業支援(18)	5.6%	44.4%	38.9%	11.1%
業界団体(53)	11.3%	45.3%	39.6%	3.8%
同一資格者団体(35)	17.1%	40.0%	34.3%	8.6%
会館運営(10)	30.0%	30.0%	40.0%	0.0%
行政関連(122)	13.1%	44.3%	34.4%	8.2%
非営利活動支援団体(18)	27.8%	38.9%	27.8%	5.6%
10 件未満事業群(48)	33.3%	41.7%	22.9%	2.1%
回答法人数(1,316)	380	503	342	91

%は、各中心的な事業内における割合

3. 新制度への対応

3.1 財務規律の柔軟化・明確化

中期的な財務運営が可能になったことの評価については、全体の 57.4%が肯定的に評価しており、新制度による運営の安定化を前向きに捉える法人が多数派である(表 31)。一方で、約 18%は変化を感じておらず、赤字が常態化する法人などでは恩恵を実感しにくい実態もうかがえる。

過年度赤字の通算が可能になった点は評価されているが、法人の収支状況により制度のメリットには差がある。

表 31 中期的な財務運営が可能になったことの評価

項目	公益社団		公益財団		合計	
中期的財務運営が可能になり、肯定的に評価	327	55.8%	429	58.8%	756	57.4%
特に良い変化は感じない	108	18.4%	126	17.3%	234	17.8%
制度が複雑になった	45	7.7%	62	8.5%	107	8.1%
判断できない(判断困難)	100	17.1%	98	13.4%	198	15.1%
その他	6	1.0%	16	2.1%	21	1.6%
回答法人数計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

中期的な財務運営が可能になったことに対する中心的な事業別の評価については、研究・分析機関や芸術・文化、社会福祉分野で評価が高く、中長期的な予算編成が可能になった実感が強い(表 32)。一方、非営利活動支援団体や福祉助成などの分野では恩恵が限定的であり、最も低い評価が示されている。環境保護等では「判断できない」とする回答も一定数見られ、事業の性質により制度の浸透やメリットの実感に格差がある。

表 32 中期的な財務運営が可能になったことに対する中心的な事業別の評価

中心的な事業 (回答法人数)	肯定的に評価している	プラス変化は感じない	運用・対応が複雑になった	理解不十分で判断できない	その他
社会福祉関係(86)	66.3%	12.8%	4.7%	14.0%	2.3%
福祉関係の助成(18)	38.9%	33.3%	16.7%	11.1%	0.0%
健康維持・増進団体等(48)	62.5%	18.8%	8.3%	10.4%	0.0%
医療施設、病院等(16)	62.5%	12.5%	6.3%	18.8%	0.0%
教育関係(74)	54.1%	18.9%	4.1%	21.6%	1.4%
学会・学術団体(48)	50.0%	14.6%	8.3%	20.8%	6.3%
研究・分析機関(44)	72.7%	15.9%	4.5%	6.8%	0.0%
助成・表彰(141)	63.1%	15.6%	12.1%	8.5%	0.7%
奨学(70)	48.6%	27.1%	14.3%	10.0%	0.0%
児童・青少年の健全育成(47)	51.1%	29.8%	6.4%	12.8%	0.0%

II. アンケート結果 [公益法人編]

中心的な事業 (回答法人数)	肯定的に評価している	プラス変化は感じない	運用・対応が複雑になった	理解不十分で判断できない	その他
美術館・博物館・動物園等(39)	56.4%	12.8%	12.8%	17.9%	0.0%
芸術・文化関係(85)	68.2%	10.6%	7.1%	12.9%	1.2%
スポーツ関係(58)	56.9%	20.7%	6.9%	13.8%	1.7%
地域社会貢献活動・団体(146)	54.8%	14.4%	9.6%	20.5%	0.7%
環境保護(41)	56.1%	12.2%	4.9%	24.4%	2.4%
災害・地域安全(19)	42.1%	26.3%	10.5%	15.8%	5.3%
国際協力(32)	56.3%	25.0%	3.1%	12.5%	3.1%
産業創造・企業経営、起業支援(18)	55.6%	5.6%	16.7%	11.1%	11.1%
業界団体(53)	47.2%	24.5%	7.5%	18.9%	1.9%
同一資格者団体(35)	62.9%	25.7%	5.7%	5.7%	0.0%
会館運営(10)	50.0%	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%
行政関連(122)	57.4%	15.6%	6.6%	17.2%	3.3%
非営利活動支援団体(18)	38.9%	22.2%	11.1%	27.8%	0.0%
10件未満事業群(48)	58.3%	18.8%	6.3%	14.6%	2.1%
全体(1,316)	57.4%	17.8%	8.1%	15.0%	1.6%

%は、各中心的な事業内容別における割合。

肯定的に評価している→中期的な財務運営が可能となったことを肯定的に評価している プラス変化は感じない→特にプラスの変化は感じていない 運用・対応が複雑になった→むしろ制度運用や対応が複雑になったと感じている 理解不十分で判断できない→制度の内容を十分に理解していないため判断できない

公益充実資金制度の活用については、検討中の法人が約 31%で最多だが、資金余力の欠如や理解不足により活用に至らない法人も多数ある(表 33)。

積立方針を決定した法人は約 8%に留まり、内容を十分に把握できていない層や、理解しつつも積立予定がない層がそれぞれ約 3 割に達している。

表 33 公益充実資金制度の活用について

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
方針を決定し、準備中	40	6.8%	67	9.2%	107	8.1%
必要性や活用方法を検討中	182	31.1%	229	31.4%	411	31.2%
内容は理解しているが予定なし	172	29.4%	232	31.8%	404	30.7%
内容を十分に理解していない	171	29.2%	179	24.5%	350	26.6%
その他	21	3.6%	23	3.2%	44	3.3%
回答法人数計	586	—	730	—	1,316	—

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

方針を決定し、準備中→積立てを行う方針を決定し、準備を進めている 必要性や活用方法を検討中→現在、積立ての必要性や活用方法を検討中である 内容は理解しているが予定なし→制度の内容は理解しているが、積立ての予定はない 内容を十分に理解していない→制度の内容について十分に理解できていない

収入規模別の公益充実資金制度の活用については、規模が大きくなるほど検討や準備を進め

る割合が高まる傾向にある(表34)。

方針決定済みや検討中の法人は大規模層ほど多く、10億円以上の層では検討中が45.8%に達している。対照的に、1千万円未満の小規模層では「内容を十分に理解していない」が約半数に上り、理解不足が顕著である。また、中規模層では制度を理解しつつも積立予定がないとする慎重な姿勢が相対的に強い。

表 34 収入規模別の公益充実資金制度の活用について

回答項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
方針を決定し、準備中	4	7	29	43	13	11
	3.4%	3.3%	8.1%	10.4%	12.5%	10.3%
必要性や活用方法を検討中	20	39	108	153	42	49
	16.8%	18.5%	30.0%	36.9%	40.4%	45.8%
内容は理解しているが、予定なし	31	88	121	110	24	30
	26.1%	41.7%	33.6%	26.5%	23.1%	28.0%
内容を十分に理解していない	58	71	91	98	22	10
	48.7%	33.7%	25.3%	23.6%	21.2%	9.4%
その他	6	6	11	11	3	7
	5.0%	2.8%	3.1%	2.7%	2.9%	6.5%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における割合。

II. アンケート結果 [公益法人編]

中心的な事業別の公益充実資金制度の活用については、事業分野により関心や理解度に大きな格差がある(表 35)。

研究機関や医療、社会福祉分野では将来の施設整備等を見据えて活用に向きあっている法人が多い一方、産業創造やスポーツ分野では理解しつつも予定がない層が目立つ。環境保護や会館運営等では「理解不足」とする回答も多く、普及への課題が残る。

活用状況は将来設計を重視する分野と、日々の運営で精一杯な分野に二極化しており、事業特性に応じた丁寧な啓発が求められる。

表 35 中心的な事業別の公益充実資金制度の活用

中心的な事業 (回答法人数)	方針を決定し、準備中	必要性や活用方法を検討中	内容は理解しているが予定なし	内容を十分に理解していない	その他
社会福祉関係(86)	5.8%	46.5%	23.3%	20.9%	3.5%
福祉関係の助成(18)	11.1%	38.9%	27.8%	22.2%	0.0%
健康維持・増進団体等(48)	16.7%	29.2%	33.3%	20.8%	0.0%
医療施設、病院等(16)	0.0%	50.0%	37.5%	6.3%	6.3%
教育関係(74)	8.1%	24.3%	32.4%	32.4%	2.7%
学会・学術団体(48)	8.3%	31.3%	25.0%	31.3%	4.2%
研究・分析機関(44)	9.1%	43.2%	31.8%	13.6%	2.3%
助成・表彰(141)	5.7%	34.0%	38.3%	20.6%	1.4%
奨学(70)	7.1%	27.1%	25.7%	37.1%	2.9%
児童・青少年の健全育成(47)	10.6%	36.2%	29.8%	17.0%	6.4%
美術館・博物館・動物園等(39)	17.9%	35.9%	20.5%	25.6%	0.0%
芸術・文化関係(85)	15.3%	24.7%	25.9%	27.1%	7.1%
スポーツ関係(58)	8.6%	32.8%	43.1%	13.8%	1.7%
地域社会貢献活動・団体(146)	4.8%	30.8%	24.7%	35.6%	4.1%
環境保護(41)	2.4%	17.1%	22.0%	48.8%	9.8%
災害・地域安全(19)	5.3%	36.8%	42.1%	15.8%	0.0%
国際協力(32)	15.6%	25.0%	34.4%	25.0%	0.0%
産業創造・経営、起業支援(18)	0.0%	27.8%	44.4%	22.2%	5.6%
業界団体(53)	5.7%	26.4%	32.1%	34.0%	1.9%
同一資格者団体(35)	8.6%	20.0%	40.0%	28.6%	2.9%
会館運営(10)	0.0%	30.0%	10.0%	50.0%	10.0%
行政関連(122)	7.4%	24.6%	36.9%	26.2%	4.9%
非営利活動支援団体(18)	5.6%	44.4%	22.2%	27.8%	0.0%
10件未満事業群(48)	10.4%	37.5%	27.1%	22.9%	2.1%
回答法人数計(1,316)	107	411	404	350	44

%は、各中心的な事業における割合

遊休財産が使途不特定財産に変更されたことに対する評価(表 36)については、「内容を十分に理解していない」が約 37%で最多であり、算定方法の難解さを指摘する声も約 27%に達する。肯定的な評価は約 2 割にとどまり、制度の複雑さや周知不足が評価の障壁となっている。

記述回答では「積み立てる余力がない」との声が多く、資産背景が乏しい法人には改正の恩恵が及びにくい現状が確認された。

表 36 遊休財産が使途不特定財産に変更されたことに対する評価(複数回答可)

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
5年平均で上限額を算定でき、年度ごとの変動に対応しやすくなった	111	18.9%	153	21%	264	20.1%
事業規模に応じて算定年度を選べるようになり柔軟性が向上	73	12.5%	102	14%	175	13.3%
緊急時には予備財産制度で上限外の資金を確保できるようになった	49	8.4%	61	8.4%	110	8.4%
算定方法が依然として複雑で分かりにくい	153	26.1%	201	27.5%	354	27.5%
制度を十分理解できておらず回答困難	257	43.9%	271	37.1%	528	37.1%
その他	32	5.5%	54	7.4%	85	7.3%
回答法人数計	586	—	730	—	1,316	—

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

収入規模別の遊休財産が使途不特定財産に変更されたことに対する評価については、5 年平均の上限算定等のメリットは大規模層で評価されているが、1 億円未満の層では約 4 割以上が内容を把握できていない(表 37)。また、算定方法の複雑さは全層共通の不満であり、事務的な難解さが活用の障壁となっている。

表 37 収入規模別の遊休財産が使途不特定財産に変更されたことに対する評価

回答項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
5年平均で上限額を算定でき、年度ごとの変動に対応しやすくなった	19	31	70	90	30	24
	16.0%	14.7%	19.4%	21.7%	28.9%	22.4%
事業規模に応じて算定年度を選べるようになり柔軟性が向上	15	24	49	59	10	18
	12.6%	11.4%	13.6%	14.2%	9.6%	16.8%
緊急時には予備財産制度で上限外の資金を確保できるようになった	2	9	32	45	9	13
	1.7%	4.3%	8.9%	10.8%	8.7%	12.2%
算定方法が依然として複雑で分かりにくい	24	48	104	125	23	30
	20.2%	22.8%	28.9%	30.1%	22.1%	28.0%
制度を十分理解できておらず回答困難	58	99	140	159	35	37
	48.7%	46.9%	38.9%	38.3%	33.7%	34.6%
その他	5	17	20	26	8	10
	4.2%	8.1%	5.6%	6.3%	7.7%	9.4%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における割合。

II. アンケート結果 [公益法人編]

予備財産の確保に関する検討状況については、「理解不足」と「未検討」が各約 36%を占め、方針策定中の法人はわずかに約 4%に留まる(表 38)。

背景には、赤字経営や資金繰りの厳しさといった脆弱な経営基盤に加え、剰余金が発生しにくい事業構造などの制約がある。制度の理念は理解されつつも、多くの法人が財務上の壁により実効性を持てずにいるのが現状である。

表 38 公益目的事業 1 年分程度の予備財産の確保や管理方針を新たに検討しているか

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
保有方針の策定に向けて検討中	27	4.6%	20	2.7%	47	3.6%
制度は把握しているが、対応はこれから	208	35.5%	268	36.7%	476	36.2%
必要性を感じず、検討予定なし	98	16.7%	171	23.4%	269	20.4%
制度理解が不十分で判断できない	234	39.9%	251	34.4%	485	36.9%
その他	19	3.2%	20	2.7%	39	3.0%
回答法人数	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

収入規模別の予備財産確保の検討状況については、規模が大きいほど制度への認識は高いが、具体的な方針策定に着手している法人は全体で 5%以下に留まる(表 39)。対照的に、小規模層では約半数が「内容を十分に理解していない」としており、規模による理解度の格差が鮮明となった。

大規模層は実務対応、小規模層は制度理解が主な課題であり、理念の浸透に対し具体的な準備が遅れている実態が浮き彫りとなっている。

表 39 収入規模別の公益目的事業 1 年分程度の予備財産の確保や管理方針の検討状況

回答項目	1 千万円未満	1 千万～3 千万円	3 千万～1 億円	1 億～5 億円	5 億～10 億円	10 億円以上
現在、保有の方針の策定に向けた検討を進めている	2	4	18	16	4	3
	1.7%	1.9%	5.0%	3.9%	3.9%	2.8%
制度の概要は把握しているが、対応はこれからである	30	60	122	168	43	53
	25.2%	28.4%	33.9%	40.5%	41.4%	49.5%
必要性を感じておらず、検討予定はない	28	59	81	61	22	18
	23.5%	28.0%	22.5%	14.7%	21.2%	16.8%
制度の内容を十分に理解していないため、判断できない	57	80	126	160	34	28
	47.9%	37.9%	35.0%	38.6%	32.7%	26.2%
その他	2	8	13	10	1	5
	1.7%	3.8%	3.6%	2.4%	1.0%	4.7%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における割合

3. 新制度への対応

区分経理の新基準への対応予定については、「経過措置終了間際に導入予定」が約半数を占め、即時移行は約 25%にとどまる(表 40)。背景には制度理解の不足やシステム対応待ちといった課題があり、税理士等の専門家への依存度も高い。

その結果、事務負担増への懸念から経過措置期間中の動向を注視している法人が大多数を占めているのが現状である。今後は実務に即した具体的な基準の例示や、会計処理の簡素化への支援が不可欠である。

表 40 区分経理(3年間の経過措置)に対する対応予定

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
経過措置終了後に導入する	306	52.2%	344	47.1%	650	49.4%
経過措置を待たずに導入する	124	21.2%	201	27.5%	325	24.7%
代替え措置を取る予定	18	3.1%	23	3.2%	41	3.1%
区分経理は行わない予定	50	8.5%	76	10.4%	126	9.6%
その他	88	15.0%	86	11.8%	174	13.2%
合計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

区分経理への対応予定を収入規模別にみると、規模が大きい法人ほど「3年間の経過措置」を活用して導入時期を慎重に見極める傾向にある(表 41)。

5億～10億円以上の層では6割以上が経過措置後の導入を予定しており、大規模なほどシステム改修等の準備に時間をかけている。一方、1千万円未満の層では約26%が「区分経理を行わない」としており、事業実態に応じた対応の差が顕著である。

表 41 収入規模別の区分経理に対する対応予定

回答項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
3年間の経過措置後に導入する	45	94	175	216	65	55
	37.8%	44.6%	48.6%	52.0%	62.5%	51.4%
3年間の経過措置を待たないで導入する	25	47	105	94	25	29
	21.0%	22.3%	29.2%	22.7%	24.0%	27.1%
代替え措置を取る予定である	4	14	8	13	1	1
	3.4%	6.6%	2.2%	3.1%	1.0%	0.9%
区分経理を行わない予定である	31	27	35	23	4	6
	26.1%	12.8%	9.7%	5.5%	3.9%	5.6%
その他	14	29	37	69	9	16
	11.8%	13.7%	10.3%	16.6%	8.7%	15.0%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別内における割合。

II. アンケート結果 [公益法人編]

3.2 行政の簡素化・合理化

変更届出への移行については、過半数以上の法人が手続き未経験であり、メリットを直接享受する段階には至っていない(表 42)。

経験した法人では「簡素化された」との評価が約 28%に上る一方、約 13%は否定的であり、評価は分かれている。

記述回答では、届出制になっても提出書類や事務の煩雑さは変わらないという指摘や、運用の不透明さを懸念する声が目立つ。専門家への一任により変化を実感できない例もあり、制度変更が現場の負担軽減に直結していない実態がある。

表 42 変更手続きの届け出化に対する評価

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
簡素化・合理化された	161	27.5%	211	28.9%	372	28.3%
簡素化・合理化とは思わない	88	15.0%	81	11.1%	169	12.8%
まだ届出を行っておらず不明	327	55.8%	427	58.5%	754	57.3%
その他	10	1.7%	11	1.5%	21	1.6%
回答法人数計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

収入規模別の変更手続きの届け出化に対する評価については、規模が大きい法人ほど簡素化を肯定的に評価する一方、全層で半数以上が「未経験」のため評価が定まっていない(表 43)。

簡素化を実感する割合は大規模層で最も高いが、1 千万円未満の小規模層では未申請が約 66%に達しており、規模による実感の差が鮮明である。また、届出制移行後も書類作成の難解さなどから負担感を感じる層が一定数存在し、実務上の課題が依然として残っている。

手続きの届け出化は一定の評価を得ているものの、全法人にメリットが浸透する段階には至っていない。

表 43 収入規模別の変更手続きの届け出化に対する評価

回答項目	1 千万円未満	1 千万～3 千万円	3 千万円～1 億円	1 億～5 億円	5 億～10 億円	10 億円以上
簡素化、合理化された	26 21.9%	55 26.1%	98 27.2%	126 30.4%	33 31.7%	34 31.8%
簡素化、合理化されたとは思わない	12 10.1%	22 10.4%	53 14.7%	57 13.7%	9 8.7%	16 15.0%
まだ届け出申請を行っていないので、わからない	78 65.6%	131 62.1%	202 56.1%	226 54.5%	61 58.7%	56 52.3%
その他	3 2.5%	3 1.4%	7 1.9%	6 1.4%	1 1.0%	1 0.9%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別内における割合。

行政庁別の変更手続きの届け出化に対する評価については、地域を問わず半数以上の法人が「未経験」であり、メリットを実感する段階に至っていない(表 44)。経験した法人の評価には地域差があり、円滑化を実感する声がある一方で、肯定的な評価が1割台に留まる地域も見られる。

内閣府と全体平均で肯定的評価に大きな差はなく、届け出化が直ちに大幅な負担軽減には結びついていない実態が確認できた。

表 44 行政庁別の変更手続きの届け出化に対する評価

行政庁 (回答法人数)	簡素化、合理化され たと思う		簡素化、合理化され たとは思わない		まだ届け出していな いので分からない		その他	
北海道(40)	5	12.5%	10	25.0%	24	60.0%	1	2.5%
青森県(13)	4	30.8%	0	0.0%	9	69.2%	0	0.0%
岩手県(17)	7	41.2%	0	0.0%	10	58.8%	0	0.0%
宮城県(18)	5	27.8%	4	22.2%	9	50.0%	0	0.0%
秋田県(10)	5	50.0%	0	0.0%	5	50.0%	0	0.0%
山形県(7)	2	28.6%	0	0.0%	5	71.4%	0	0.0%
福島県(19)	9	47.4%	0	0.0%	9	47.4%	1	5.3%
茨城県(27)	9	33.3%	3	11.1%	15	55.6%	0	0.0%
栃木県(14)	3	21.4%	2	14.3%	9	64.3%	0	0.0%
群馬県(18)	6	33.3%	2	11.1%	9	50.0%	1	5.6%
埼玉県(32)	7	21.9%	7	21.9%	18	56.3%	0	0.0%
千葉県(20)	4	20.0%	2	10.0%	14	70.0%	0	0.0%
東京都(93)	32	34.4%	13	14.0%	47	50.5%	1	1.1%
神奈川県(35)	7	20.0%	4	11.4%	21	60.0%	3	8.6%
新潟県(26)	5	19.2%	5	19.2%	16	61.5%	0	0.0%
富山県(14)	2	14.3%	0	0.0%	12	85.7%	0	0.0%
石川県(21)	6	28.6%	3	14.3%	12	57.1%	0	0.0%
福井県(11)	4	36.4%	5	45.5%	2	18.2%	0	0.0%
山梨県(7)	2	28.6%	0	0.0%	5	71.4%	0	0.0%
長野県(16)	2	12.5%	3	18.8%	11	68.8%	0	0.0%
岐阜県(15)	5	33.3%	4	26.7%	6	40.0%	0	0.0%
静岡県(33)	8	24.2%	5	15.2%	20	60.6%	0	0.0%
愛知県(42)	14	33.3%	3	7.1%	25	59.5%	0	0.0%
三重県(15)	3	20.0%	4	26.7%	8	53.3%	0	0.0%
滋賀県(13)	4	30.8%	1	7.7%	8	61.5%	0	0.0%
京都府(23)	6	26.1%	5	21.7%	12	52.2%	0	0.0%
大阪府(26)	9	34.6%	0	0.0%	17	65.4%	0	0.0%
兵庫県(17)	5	29.4%	1	5.9%	11	64.7%	0	0.0%
奈良県(12)	4	33.3%	0	0.0%	7	58.3%	1	8.3%
和歌山県(10)	0	0.0%	1	10.0%	9	90.0%	0	0.0%
鳥取県(18)	4	22.2%	2	11.1%	12	66.7%	0	0.0%
島根県(10)	3	30.0%	0	0.0%	6	60.0%	1	10.0%
岡山県(23)	7	30.4%	2	8.7%	14	60.9%	0	0.0%
広島県(27)	5	18.5%	3	11.1%	19	70.4%	0	0.0%
山口県(19)	8	42.1%	3	15.8%	8	42.1%	0	0.0%

II. アンケート結果 [公益法人編]

行政庁 (回答法人数)	簡素化、合理化され たと思う		簡素化、合理化され たとは思わない		まだ届け出していな いので分からない		その他	
徳島県(6)	4	66.7%	0	0.0%	2	33.3%	0	0.0%
香川県(16)	5	31.3%	1	6.3%	9	56.3%	1	6.3%
愛媛県(10)	2	20.0%	0	0.0%	6	60.0%	2	20.0%
高知県(16)	4	25.0%	3	18.8%	9	56.3%	0	0.0%
福岡県(24)	6	25.0%	4	16.7%	13	54.2%	1	4.2%
佐賀県(10)	3	30.0%	1	10.0%	6	60.0%	0	0.0%
長崎県(11)	2	18.2%	2	18.2%	7	63.6%	0	0.0%
熊本県(13)	3	23.1%	2	15.4%	7	53.8%	1	7.7%
大分県(14)	4	28.6%	2	14.3%	8	57.1%	0	0.0%
宮崎県(10)	4	40.0%	0	0.0%	6	60.0%	0	0.0%
鹿児島県(27)	10	37.0%	4	14.8%	13	48.1%	0	0.0%
沖縄県(10)	3	30.0%	1	10.0%	6	60.0%	0	0.0%
内閣府(388)	111	28.6%	52	13.4%	218	56.2%	7	1.8%
全体(1,316)	372	28.3%	169	12.8%	754	57.3%	21	1.6%

%は、各行政庁別における割合。

申請書および定期提出書類の見直しに対する評価については、「一部効果はあるが大きな変化はない」との回答が2割を超えている一方で、負担軽減を実感している法人は約6%と極めて限定的である(表45)。提出未経験や様式変更の未把握により評価を保留する層も多く、実務への影響を判断できていない現状が浮き彫りとなった。収入規模や地域を問わず、手間が明確に減ったとする割合は低水準に留まっており、逆に解釈が難しくなったとする意見も見られる。

現時点では事務負担の大幅な改善には至っておらず、評価は変更内容の把握状況や提出経験の有無に左右されている。

表 45 申請書、定期提出書類の見直しに対する評価

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
手間が減り、負担が軽くなった	51	8.7%	26	3.6%	77	5.9%
一部簡素化の効果はあるが大きな変化はない	124	21.2%	159	21.8%	283	21.5%
変更気づいていたが実務負担は変わらない	89	15.2%	130	17.8%	219	16.6%
簡素化で逆に解釈・確認が難しくなった	36	6.1%	77	10.5%	113	8.6%
まだ提出しておらず不明	151	25.8%	207	28.4%	358	27.2%
様式変更を十分把握していない、今後確認予定	122	20.8%	119	16.3%	241	18.3%
その他	13	2.2%	12	1.6%	25	1.9%
回答法人数計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

収入規模別の書類見直しの評価については、全規模で「大きな変化はない」や「実務負担は変わらない」の回答が約 4 割を占めており、様式の簡略化が現場の作業削減に直結していない(表 46)。特に大規模層では、簡略化によりかえって解釈が難しくなったとの回答が 1 割を超えている。一方、小規模層では様式変更の未把握が約 3 割に達し、情報周知の格差も浮き彫りとなった。

以上から、事務負担の抜本的解決には至っておらず、規模に応じた運用上の課題が依然として残されている。

表 46 収入規模別の申請書、定期提出書類の見直しに対する評価

回答項目	1 千万円未満	1 千万～3 千万円	3 千万～1 億円	1 億～5 億円	5 億～10 億円	10 億円以上
手間が減り、負担が軽くなった	6 5.0%	17 8.1%	21 5.8%	24 5.8%	5 4.8%	4 3.7%
一部簡素化の効果はあるが大きな変化はない	27 22.7%	45 21.3%	74 20.6%	92 22.2%	21 20.2%	24 22.4%
変更気づいていたが実務負担は変わらない	20 16.8%	45 21.3%	60 16.7%	60 14.5%	14 13.5%	20 18.7%
簡素化で逆に解釈・確認が難しくなった	6 5.0%	11 5.2%	33 9.2%	41 9.9%	8 7.7%	14 13.1%
まだ提出しておらず不明	21 17.6%	54 25.6%	98 27.2%	122 29.4%	37 35.6%	26 24.3%
様式変更を十分把握していない、今後確認予定	38 31.9%	34 16.1%	67 18.6%	70 16.9%	16 15.4%	16 15.0%
その他	1 0.8%	5 2.4%	7 1.9%	6 1.4%	3 2.9%	3 2.8%
回答法人数計(1,316)	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別内における割合。

行政庁別の書類見直しへの評価については、「負担が軽減された」とする割合は内閣府でも約 5%と低水準に留まる(表 47)。一定の改善は認識されつつも、実務負担の大幅な軽減には至っていない実態が各地で共通している。未提出や内容を把握していない法人が 4 割を超えており、行政庁間の差よりも運用の進捗段階による違いが大きい。

表 47 行政庁別の申請書、定期提出書類の見直しに対する評価

行政庁 (回答数)	手間が減り、負担軽減	効果あるが大きな変化なし	実務負担は変わらない	解釈・確認が難しくなった	まだ提出しておらず不明	まだ把握していない、今後確認	その他
北海道(40)	0.0%	22.5%	27.5%	5.0%	20.0%	25.0%	0.0%
青森県(13)	7.7%	23.1%	7.7%	0.0%	23.1%	38.5%	0.0%
岩手県(17)	11.8%	35.3%	29.4%	5.9%	0.0%	17.7%	0.0%
宮城県(18)	0.0%	38.9%	27.8%	0.0%	11.1%	22.2%	0.0%
秋田県(10)	30.0%	40.0%	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%
山形県(7)	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	42.9%	14.3%	0.0%
福島県(19)	10.5%	21.1%	5.3%	5.3%	15.8%	42.1%	0.0%
茨城県(27)	11.1%	18.5%	18.5%	7.4%	25.9%	18.5%	0.0%
栃木県(14)	0.0%	0.0%	14.3%	28.6%	28.6%	28.6%	0.0%
群馬県(18)	5.6%	11.1%	0.0%	0.0%	27.8%	50.0%	5.6%

II. アンケート結果 [公益法人編]

行政庁 (回答数)	手間が減り、負担軽減	効果あるが大きな変化なし	実務負担は変わらない	解釈・確認が難しくなった	まだ提出しておらず不明	まだ把握していない、今後確認	その他
埼玉県(32)	0.0%	18.8%	28.1%	3.1%	31.3%	18.8%	0.0%
千葉県(20)	5.0%	25.0%	15.0%	5.0%	25.0%	25.0%	0.0%
東京都(93)	8.6%	25.8%	14.0%	4.3%	24.7%	19.4%	3.2%
神奈川県(35)	2.9%	17.1%	20.0%	8.6%	40.0%	11.4%	0.0%
新潟県(26)	3.9%	19.2%	7.7%	7.7%	38.5%	23.1%	0.0%
富山県(14)	0.0%	14.3%	14.3%	7.1%	28.6%	35.7%	0.0%
石川県(21)	14.3%	23.8%	9.5%	4.8%	23.8%	19.1%	4.8%
福井県(11)	18.2%	27.3%	18.2%	0.0%	9.1%	27.3%	0.0%
山梨県(7)	14.3%	28.6%	14.3%	0.0%	42.9%	0.0%	0.0%
長野県(16)	0.0%	18.8%	37.5%	0.0%	31.3%	12.5%	0.0%
岐阜県(15)	13.3%	33.3%	13.3%	0.0%	13.3%	26.7%	0.0%
静岡県(33)	6.1%	12.1%	24.2%	18.2%	18.2%	18.2%	3.0%
愛知県(42)	4.8%	19.1%	14.3%	9.5%	26.2%	21.4%	4.8%
三重県(15)	0.0%	26.7%	13.3%	13.3%	6.7%	40.0%	0.0%
滋賀県(13)	0.0%	15.4%	30.8%	0.0%	7.7%	38.5%	7.7%
京都府(23)	4.4%	13.0%	13.0%	13.0%	47.8%	8.7%	0.0%
大阪府(26)	7.7%	11.5%	15.4%	3.8%	46.2%	15.4%	0.0%
兵庫県(17)	0.0%	17.7%	11.8%	5.9%	52.9%	11.8%	0.0%
奈良県(12)	8.3%	16.7%	8.3%	0.0%	25.0%	41.7%	0.0%
和歌山県(10)	10.0%	10.0%	0.0%	10.0%	40.0%	30.0%	0.0%
鳥取県(18)	11.1%	27.8%	11.1%	5.6%	22.2%	16.7%	5.6%
島根県(10)	10.0%	10.0%	10.0%	20.0%	40.0%	0.0%	10.0%
岡山県(23)	0.0%	43.5%	17.4%	0.0%	26.1%	8.7%	4.4%
広島県(27)	3.7%	25.9%	22.2%	14.8%	18.5%	14.8%	0.0%
山口県(19)	0.0%	42.1%	10.5%	10.5%	15.8%	21.1%	0.0%
徳島県(6)	0.0%	50.0%	16.7%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%
香川県(16)	6.3%	43.8%	6.3%	0.0%	18.8%	18.8%	6.3%
愛媛県(10)	10.0%	10.0%	30.0%	0.0%	20.0%	20.0%	10.0%
高知県(16)	12.5%	18.8%	18.8%	0.0%	37.5%	6.3%	6.3%
福岡県(24)	8.3%	33.3%	16.7%	0.0%	29.2%	12.5%	0.0%
佐賀県(10)	10.0%	30.0%	40.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%
長崎県(11)	9.1%	36.4%	9.1%	9.1%	18.2%	18.2%	0.0%
熊本県(13)	7.7%	15.4%	23.1%	0.0%	53.9%	0.0%	0.0%
大分県(14)	0.0%	28.6%	21.4%	0.0%	35.7%	14.3%	0.0%
宮崎県(10)	10.0%	0.0%	30.0%	10.0%	40.0%	10.0%	0.0%
鹿児島県(27)	3.7%	33.3%	14.8%	11.1%	22.2%	14.8%	0.0%
沖縄県(10)	10.0%	10.0%	20.0%	10.0%	40.0%	10.0%	0.0%
内閣府(388)	5.2%	18.0%	15.5%	14.4%	29.1%	15.2%	2.6%

%は、各行政庁別における割合。

手間が減り、負担軽減→はい、作成・提出の手間が明確に減り、負担が軽減された 効果あるが大きな変化なし→一部で簡素化の効果を感じているが、大きな変化はない 実務負担は変わらない→変更には気づいていたが、特に実務の手間は変わっていない 解釈・確認が難しくなった→書類の簡素化により、かえって内容の解釈や確認が難しくなった まだ提出しておらず不明→まだ提出していないので、わからない まだ把握していない、今後確認→様式変更について十分に把握していない。これから確認する予定

定款変更・組織再編手続きの合理化に対する評価を法人種別にみると、肯定的な評価(「非常に」および「おおむね」)は公益財団が公益社団を僅かに上回るものの、全体では約 15%に留まっている(表 48)。一方で、「未実施のため評価できない」とする回答は公益財団の方が公益社団よりも多い。逆に「理解不十分」とする割合は公益社団の方が高いものの、有意差はない。約 15%は組織変更の予定自体がなく、改正の恩恵を直接享受する段階には至っておらず、強い肯定評価は全

規模で1～3%に留まり、慎重な受け止めが多数を占める。

表 48 定款変更・組織再編手続きの合理化に対する評価

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
非常に評価している(柔軟化・負担軽減)	16	2.7%	13	1.8%	29	2.2%
おおむね評価している(一定の簡素化)	65	11.1%	99	13.6%	164	12.5%
一部評価するが、大きな変化は感じない	96	16.4%	98	13.4%	194	14.7%
簡素化されたが、判断・運用が複雑になった	17	2.9%	27	3.7%	44	3.3%
手続未実施のため評価できない	203	34.6%	301	41.2%	504	38.3%
制度理解が不十分で評価できない	96	16.2%	83	11.4%	179	13.6%
組織変更がなく影響を実感しない	91	15.5%	105	14.4%	196	14.9%
その他	3	0.5%	4	0.5%	7	0.5%
回答法人数計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

定款変更・組織再編手続きの合理化に対する評価については、緩やかな肯定評価は1～2割程度あるが、制度趣旨は理解しつつも実務上の効果実感は限定的である(表 49)。最も多い回答は「未実施のため評価できない」であり、未着手や理解不足の法人が3～5割に達している。小規模層では変更予定がなく影響を実感しない割合も高く、評価は「判断保留」が多数派であるものの、収入規模における差はほとんどない。

表 49 収入規模別の定款変更・組織再編手続きの合理化に対する評価

回答項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
非常に評価している(柔軟化・負担軽減)	1	5	5	12	3	3
	0.8%	2.4%	1.4%	2.9%	2.9%	2.8%
おおむね評価している(一定の簡素化)	17	23	46	46	15	17
	14.3%	10.9%	12.8%	11.1%	14.4%	15.9%
一部評価するが、大きな変化は感じない	18	31	51	60	16	18
	15.1%	14.7%	14.2%	14.5%	15.4%	16.8%
簡素化されたが、判断・運用が複雑になった	3	7	14	12	4	4
	2.5%	3.3%	3.9%	2.9%	3.9%	3.7%
手続未実施のため評価できない	35	77	138	168	43	43
	29.4%	36.5%	38.3%	40.5%	41.4%	40.2%
制度理解が不十分で評価できない	19	32	56	49	14	8
	16.0%	15.2%	15.6%	11.8%	13.5%	7.5%
組織変更がなく影響を実感しない	26	35	48	64	9	14
	21.9%	16.6%	13.3%	15.4%	8.7%	13.1%
その他	0	1	2	4	0	0
	0.0%	0.5%	0.6%	1.0%	0.0%	0.0%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別内における割合。

II. アンケート結果 [公益法人編]

行政庁別の定款変更等の合理化への評価は、多くの地域で「未実施」や「理解不足」を理由に判断が保留されているのが実態である(表 50)。未実施とする回答は山梨県や和歌山県で 7 割、内閣府でも 4 割を超えており、実務への適用はこれから本格化する段階にある。

肯定的な評価の割合が高い行政庁も一部に存在し、特に秋田県では 6 割が「おおむね評価している」と回答した。その一方で、「簡略化が直ちに負担軽減に繋がっていない」とする現場の声も根強く、一部地域での理解不足も目立つため、行政庁による引き続き丁寧な周知が求められている。

表 50 行政庁別の定款変更・組織再編手続きの合理化に対する評価

行政庁 (回答数)	非常に評価している	おおむね評価している	一部評価するが大きな変化感しない	簡素化されたが判断・運用が複雑化	未実施のため評価できない	制度理解が不十分で評価できない	組織変更なく影響の実感なし	その他
北海道(40)	0.0%	2.5%	32.5%	5.0%	27.5%	17.5%	15.0%	0.0%
青森県(13)	0.0%	7.7%	15.4%	7.7%	46.2%	15.4%	7.7%	0.0%
岩手県(17)	0.0%	23.5%	11.8%	0.0%	47.1%	11.8%	5.9%	0.0%
宮城県(18)	0.0%	16.7%	5.6%	5.6%	33.3%	16.7%	22.2%	0.0%
秋田県(10)	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	10.0%	10.0%
山形県(7)	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	57.1%	14.3%	14.3%	0.0%
福島県(19)	5.3%	15.8%	5.3%	5.3%	21.1%	15.8%	26.3%	5.3%
茨城県(27)	3.7%	18.5%	14.8%	7.4%	33.3%	7.4%	14.8%	0.0%
栃木県(14)	0.0%	7.1%	14.3%	0.0%	42.9%	21.4%	14.3%	0.0%
群馬県(18)	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	38.9%	38.9%	11.1%	5.6%
埼玉県(32)	3.1%	6.3%	25.0%	3.1%	40.6%	12.5%	9.4%	0.0%
千葉県(20)	0.0%	5.0%	25.0%	5.0%	40.0%	5.0%	20.0%	0.0%
東京都(93)	2.2%	18.3%	14.0%	4.3%	29.0%	19.4%	12.9%	0.0%
神奈川県(35)	0.0%	8.6%	22.9%	5.7%	42.9%	14.3%	5.7%	0.0%
新潟県(26)	3.9%	3.9%	19.2%	0.0%	34.6%	19.2%	19.2%	0.0%
富山県(14)	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	28.6%	28.6%	28.6%	0.0%
石川県(21)	4.8%	28.6%	0.0%	4.8%	23.8%	14.3%	23.8%	0.0%
福井県(11)	0.0%	9.1%	18.2%	0.0%	27.3%	36.4%	9.1%	0.0%
山梨県(7)	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%
長野県(16)	0.0%	6.3%	12.5%	0.0%	43.8%	25.0%	12.5%	0.0%
岐阜県(15)	13.3%	13.3%	6.7%	0.0%	33.3%	20.0%	13.3%	0.0%
静岡県(33)	0.0%	9.1%	6.1%	6.1%	57.6%	12.1%	9.1%	0.0%
愛知県(42)	2.4%	14.3%	11.9%	4.8%	26.2%	19.1%	21.4%	0.0%
三重県(15)	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	20.0%	20.0%	26.7%	0.0%
滋賀県(13)	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	38.5%	23.1%	23.1%	0.0%
京都府(23)	0.0%	8.7%	8.7%	4.4%	52.2%	13.0%	13.0%	0.0%
大阪府(26)	0.0%	11.5%	7.7%	3.8%	30.8%	19.2%	26.9%	0.0%
兵庫県(17)	0.0%	5.9%	11.8%	11.8%	58.8%	0.0%	11.8%	0.0%
奈良県(12)	8.3%	8.3%	25.0%	8.3%	25.0%	8.3%	16.7%	0.0%
和歌山県(10)	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	70.0%	20.0%	0.0%	0.0%

行政庁 (回答数)	非常に評価している	おおむね評価している	一部評価するが大きな変化感しない	簡素化されたが判断・運用が複雑化	未実施のため評価できない	制度理解が不十分で評価できない	組織変更なく影響の実感なし	その他
鳥取県(18)	0.0%	5.6%	11.1%	0.0%	66.7%	11.1%	5.6%	0.0%
島根県(10)	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	30.0%	30.0%	20.0%	0.0%
岡山県(23)	0.0%	4.4%	13.0%	4.4%	43.5%	13.0%	21.7%	0.0%
広島県(27)	0.0%	7.4%	11.1%	7.4%	40.7%	18.5%	14.8%	0.0%
山口県(19)	0.0%	10.5%	15.8%	5.3%	26.3%	0.0%	42.1%	0.0%
徳島県(6)	0.0%	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
香川県(16)	6.3%	0.0%	50.0%	0.0%	12.5%	18.8%	6.3%	6.3%
愛媛県(10)	0.0%	10.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	40.0%	10.0%
高知県(16)	6.3%	18.8%	12.5%	0.0%	25.0%	18.8%	18.8%	0.0%
福岡県(24)	0.0%	12.5%	16.7%	4.2%	41.7%	4.2%	20.8%	0.0%
佐賀県(10)	0.0%	30.0%	20.0%	0.0%	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%
長崎県(11)	0.0%	18.2%	18.2%	18.2%	27.3%	0.0%	18.2%	0.0%
熊本県(13)	7.7%	15.4%	7.7%	0.0%	46.2%	7.7%	15.4%	0.0%
大分県(14)	0.0%	14.3%	14.3%	7.1%	35.7%	14.3%	14.3%	0.0%
宮崎県(10)	0.0%	10.0%	20.0%	20.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鹿児島県(27)	0.0%	18.5%	18.5%	3.7%	40.7%	18.5%	0.0%	0.0%
沖縄県(10)	0.0%	10.0%	30.0%	0.0%	50.0%	0.0%	10.0%	0.0%
内閣府(388)	3.9%	13.1%	14.4%	2.1%	42.5%	10.3%	13.1%	0.5%

%は、各行政庁毎における割合。

改正後の手続きについては、全体の約6割が「内容を把握しておらず判断できない」と回答し、評価を保留している現状が浮き彫りとなった(表51)。改善の余地があるとする層は約18%に留まり、法人種別を問わず制度の周知と理解が最優先の課題となっている。

現場からは、書類の複雑さや行政庁による解釈のばらつき、判断基準の不透明さを懸念する声が根強い。操作性向上や具体的マニュアルを求める要望も多く、簡素化の実感は依然として乏しいのが実情である。

表51 改正後の手続きについて(複数回答可)

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
一部に改善の余地がある	109	18.6%	126	17.3%	235	17.9%
特に煩雑とは感じない(改善されている)	92	15.7%	139	19.0%	231	17.6%
制度内容を把握しておらず判断できない	368	62.8%	441	60.4%	809	61.5%
その他	33	5.6%	40	5.5%	73	5.5%
回答法人数計	585	—	728	—	1,313	—

%は、回答法人数(社団586件、財団730件、合計1,316件)に占める割合。

無回答が、公社1件、公財2件、計3件あり。

収入規模別の改正後の手続きについては、全規模で半数以上が理解不足により評価を保留して

II. アンケート結果 [公益法人編]

おり、特に中小規模層でその傾向が強い(表 52)。大規模層では「改善の余地あり」との回答が2割を超え、実務上の課題を具体的に認識しているが、全体的に収入規模における差はほとんどない。

表 52 収入規模別の改正後の手続きについての評価

回答項目	1 千万円未満	1 千万～3 千万円	3 千万～1 億円	1 億～5 億円	5 億～10 億円	10 億円以上
一部に改善の余地がある	21 17.7%	21 10.0%	68 18.9%	78 18.8%	22 21.2%	25 23.4%
特に煩雑とは感じない (改善されている)	28 23.5%	35 16.6%	56 15.6%	69 16.6%	21 20.2%	22 20.6%
制度内容を把握しておらず判断できない	70 58.8%	151 71.6%	223 61.9%	249 60.0%	59 56.7%	57 53.3%
その他	2 1.7%	7 3.3%	25 6.9%	30 7.2%	3 2.9%	6 5.6%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模における割合。無回答法人3件あり。

行政庁別の評価では、「内容を把握しておらず判断できない」と回答した法人は群馬県や広島県で8割を超える一方、秋田県では2割にとどまるなど、制度の浸透度には地域差がある(表 53)。また、「特に煩雑とは感じない」と回答した法人は秋田県で8割に上るものの、「一部に改善の余地あり」とする回答が多い行政庁も一定数存在する。

表 53 行政庁別の改正後の手続きについての評価(複数回答可)

行政庁 (回答法人数)	一部に改善の 余地あり	特に煩雑とは 感じない	把握しておらず 判断できない	その他
北海道(40)	17.5%	10.0%	70.0%	10.0%
青森県(13)	23.1%	7.7%	69.2%	0.0%
岩手県(17)	23.5%	29.4%	47.1%	5.9%
宮城県(18)	22.2%	11.1%	66.7%	16.7%
秋田県(10)	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%
山形県(7)	14.3%	14.3%	71.4%	0.0%
福島県(19)	15.8%	21.1%	57.9%	10.5%
茨城県(27)	18.5%	29.6%	51.9%	0.0%
栃木県(14)	21.4%	0.0%	78.6%	7.1%
群馬県(18)	5.6%	5.6%	83.3%	5.6%
埼玉県(32)	25.0%	12.5%	62.5%	6.3%
千葉県(20)	10.0%	10.0%	75.0%	5.0%
東京都(93)	20.4%	17.2%	60.2%	2.2%
神奈川県(35)	22.9%	17.1%	60.0%	5.7%
新潟県(26)	19.2%	23.1%	53.9%	3.9%
富山県(14)	21.4%	7.1%	71.4%	0.0%
石川県(21)	23.8%	14.3%	61.9%	4.8%
福井県(11)	18.2%	9.1%	72.7%	0.0%

3. 新制度への対応

行政庁 (回答法人数)	一部に改善の 余地あり	特に煩雑とは 感じない	把握しておらず 判断できない	その他
山梨県(7)	0.0%	42.9%	42.9%	14.3%
長野県(16)	6.3%	18.8%	68.8%	6.3%
岐阜県(15)	13.3%	13.3%	73.3%	0.0%
静岡県(33)	18.2%	6.1%	72.7%	9.1%
愛知県(42)	21.4%	11.9%	66.7%	0.0%
三重県(15)	13.3%	13.3%	66.7%	13.3%
滋賀県(13)	7.7%	0.0%	92.3%	0.0%
京都府(23)	26.1%	4.4%	65.2%	4.4%
大阪府(26)	11.5%	7.7%	73.1%	7.7%
兵庫県(17)	17.7%	5.9%	70.6%	5.9%
奈良県(12)	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%
和歌山県(10)	10.0%	30.0%	60.0%	10.0%
鳥取県(18)	5.6%	22.2%	55.6%	16.7%
島根県(10)	20.0%	10.0%	70.0%	0.0%
岡山県(23)	17.4%	4.4%	69.6%	8.7%
広島県(27)	0.0%	11.1%	85.2%	3.7%
山口県(19)	21.1%	26.3%	47.4%	5.3%
徳島県(6)	16.7%	16.7%	66.7%	0.0%
香川県(16)	25.0%	18.8%	43.8%	12.5%
愛媛県(10)	20.0%	20.0%	50.0%	10.0%
高知県(16)	6.3%	31.3%	43.8%	18.8%
福岡県(24)	20.8%	20.8%	50.0%	12.5%
佐賀県(10)	10.0%	50.0%	40.0%	0.0%
長崎県(11)	0.0%	27.3%	72.7%	0.0%
熊本県(13)	7.7%	7.7%	76.9%	7.7%
大分県(14)	28.6%	14.3%	57.1%	7.1%
宮崎県(10)	30.0%	20.0%	50.0%	0.0%
鹿児島県(27)	11.1%	25.9%	59.3%	3.7%
沖縄県(10)	20.0%	10.0%	70.0%	0.0%
内閣府(388)	20.7%	20.4%	56.8%	5.7%

%は、各行政庁ごとにおける割合。

3.3 自律的ガバナンスの充実と透明性の向上

制度改正に伴うガバナンス対応については、「外部理事・外部監事の確保」が 35.9%で最大の課題となっており、特に適切な人材の招聘に強い負担を感じている実態が浮き彫りとなった(表 54)。次いで「定款・諸規程の改定」(26.3%)や「事業報告でのガバナンス記載対応」(23.9%)といった実務的な整備が重い負担として挙げられている。役員選任・報酬の情報開示強化を負担とする声も一定数存在する。一方で、約 3 割の法人は「特に大変な点はない」と回答しており、体制整備の進捗状況による二極化もうかがえる。

表 54 制度改正以降、ガバナンスに関する対応で特に大変だと感じたこと(複数回答可)

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
定款・諸規程の改定	177	30.2%	169	23.2%	346	26.3%
事業報告でのガバナンス記載対応	119	20.3%	195	26.7%	314	23.9%
役員報酬の適正性説明のための資料整備	38	6.5%	46	6.3%	84	6.4%
外部理事・外部監事の確保	324	55.3%	149	20.4%	473	35.9%
外部理事登用が慣例等で調整困難	47	8.0%	5.0	0.7%	52	4.0%
役員選任・報酬・責任などの情報開示強化	35	6.0%	60	8.2%	95	7.2%
特に大変な点はない	118	20.1%	296	40.6%	414	31.5%
その他	16	2.7%	22	3.8%	38	2.9%
回答法人数計	586	—	730	—	1,316	—

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

収入規模別のガバナンス対応については、小・中規模法人で「外部理事・監事の確保」が最大の負担となっており、特に 1 千万～3 千万円層では約 45%に達している(表 55)。対して 5 億円以上の大規模層では、人材確保よりも「事業報告への記載」や「情報開示」といった透明性向上のための実務が主な課題となっている。定款改定も規模に関係なく 2 割を超えており、全層共通の負担となっている。一方で全層の約 3 割が「特になし」と回答しており、体制の整備状況による二極化が示されている。

表 55 収入規模別の制度改正以降、ガバナンスに関する対応で大変だと感じたこと(複数回答可)

回答項目	1 千万円未満	1 千万～3 千万円	3 千万～1 億円	1 億～5 億円	5 億～10 億円	10 億円以上
定款・諸規程の改定	28	45	103	112	30	28
	23.5%	21.3%	28.6%	27.0%	28.9%	26.2%
事業報告でのガバナンス記載対応	21	41	93	100	28	31
	17.7%	19.4%	25.8%	24.1%	26.9%	29.0%
役員報酬の適正性説明のための資料整備	5	11	32	26	4	6
	4.2%	5.2%	8.9%	6.3%	3.9%	5.6%
外部理事・外部監事の確保	40	94	141	147	26	25
	33.6%	44.6%	39.2%	35.4%	25.0%	23.4%
外部理事登用が慣例等で調整困難	5	6	14	20	1	6
	4.2%	2.8%	3.9%	4.8%	1.0%	5.6%

3. 新制度への対応

回答項目	1 千万円未満	1 千万～3 千万円	3 千万～1 億円	1 億～5 億円	5 億～10 億円	10 億円以上
役員選任・報酬・責任などの情報開示強化	6	11	27	31	9	11
	5.0%	5.2%	7.5%	7.5%	8.7%	10.3%
特に大変な点はない	43	68	113	113	38	39
	36.1%	32.2%	31.4%	27.2%	36.5%	36.5%
その他	3	6	7	19	3	2
	2.5%	2.8%	1.9%	4.6%	2.9%	1.9%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模ごとの割合。

行政庁別のガバナンス対応については、地域を問わず「外部理事・監事の確保」が最大の課題であり、特に地方圏では6割を超える地域(福井県、三重県、熊本県)があるなど、深刻な人材不足が浮き彫りとなっている(表 56)。実務面では、定款改定や事業報告への記載対応が共通の負担となっており、内閣府認定法人でも同様の傾向がみられる。

表 56 行政庁別の制度改正以降、ガバナンスに関する対応で大変だと感じたこと(複数回答可)

行政庁 (回答法人数)	定款や諸規程の改定	事業報告でガバナンス記載対応	役員報酬の適正性説明資料整備	外部理事・外部監事の確保	外部理事登用が慣例等で困難	役員選任・報酬等の情報開示強化	特に大変な点はない	その他
北海道(40)	20.0%	17.5%	5.0%	32.5%	2.5%	10.0%	40.0%	0.0%
青森県(13)	15.4%	23.1%	0.0%	46.2%	7.7%	0.0%	23.1%	7.7%
岩手県(17)	29.4%	29.4%	0.0%	35.3%	11.8%	0.0%	35.3%	0.0%
宮城県(18)	44.4%	33.3%	0.0%	27.8%	11.1%	22.2%	33.3%	0.0%
秋田県(10)	0.0%	20.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%
山形県(7)	57.1%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	42.9%	0.0%
福島県(19)	15.8%	10.5%	0.0%	31.6%	5.3%	5.3%	42.1%	10.5%
茨城県(27)	33.3%	22.2%	3.7%	29.6%	0.0%	7.4%	25.9%	0.0%
栃木県(14)	35.7%	21.4%	14.3%	42.9%	0.0%	0.0%	21.4%	0.0%
群馬県(18)	22.2%	22.2%	0.0%	33.3%	0.0%	5.6%	33.3%	0.0%
埼玉県(32)	15.6%	15.6%	0.0%	31.3%	3.1%	9.4%	37.5%	6.3%
千葉県(20)	40.0%	10.0%	15.0%	50.0%	5.0%	5.0%	15.0%	10.0%
東京都(93)	36.6%	23.7%	7.5%	41.9%	9.7%	15.1%	17.2%	2.2%
神奈川県(35)	22.9%	11.4%	8.6%	34.3%	2.9%	8.6%	34.3%	5.7%
新潟県(25)	28.0%	24.0%	8.0%	44.0%	0.0%	4.0%	32.0%	0.0%
富山県(14)	21.4%	7.1%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	42.9%	7.1%
石川県(21)	19.0%	9.5%	4.8%	38.1%	4.8%	4.8%	28.6%	4.8%
福井県(11)	18.2%	27.3%	9.1%	63.6%	9.1%	27.3%	27.3%	0.0%
山梨県(7)	28.6%	14.3%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	57.1%	0.0%

II. アンケート結果 [公益法人編]

行政庁 (回答法人数)	定款や 諸規程 の改定	事業報 告でガ バナ ンス記 載 対 応	役員報 酬の適 正性説 明資料 整備	外部理 事・外 部監 事の確 保	外部理 事登用 が慣 例で困 難	役員選 任・報 酬等の 情報開 示強化	特に大 変な点 はない	その他
長野県(16)	25.0%	31.3%	6.3%	37.5%	0.0%	18.8%	37.5%	0.0%
岐阜県(15)	33.3%	40.0%	13.3%	40.0%	6.7%	13.3%	13.3%	13.3%
静岡県(33)	30.3%	27.3%	0.0%	33.3%	0.0%	3.0%	30.3%	3.0%
愛知県(42)	28.6%	19.0%	9.5%	33.3%	2.4%	11.9%	31.0%	7.1%
三重県(15)	13.3%	26.7%	6.7%	66.7%	6.7%	6.7%	13.3%	0.0%
滋賀県(13)	30.8%	7.7%	23.1%	30.8%	7.7%	0.0%	53.8%	0.0%
京都府(23)	17.4%	30.4%	4.3%	26.1%	0.0%	4.3%	26.1%	4.3%
大阪府(26)	26.9%	23.1%	0.0%	30.8%	0.0%	3.8%	34.6%	0.0%
兵庫県(17)	29.4%	17.6%	11.8%	29.4%	5.9%	5.9%	41.2%	0.0%
奈良県(12)	33.3%	50.0%	8.3%	25.0%	8.3%	8.3%	25.0%	0.0%
和歌山県(10)	10.0%	40.0%	10.0%	40.0%	0.0%	20.0%	30.0%	0.0%
鳥取県(18)	11.1%	16.7%	5.6%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
島根県(10)	20.0%	30.0%	0.0%	30.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%
岡山県(23)	26.1%	26.1%	0.0%	39.1%	8.7%	4.3%	39.1%	0.0%
広島県(27)	18.5%	14.8%	3.7%	48.1%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
山口県(19)	26.3%	31.6%	5.3%	47.4%	5.3%	0.0%	26.3%	0.0%
徳島県(6)	16.7%	16.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
香川県(16)	18.8%	18.8%	0.0%	43.8%	6.3%	6.3%	31.3%	6.3%
愛媛県(9)	22.2%	0.0%	0.0%	55.6%	0.0%	0.0%	33.3%	22.2%
高知県(16)	12.5%	6.3%	6.3%	43.8%	0.0%	0.0%	31.3%	0.0%
福岡県(24)	20.8%	29.2%	8.3%	41.7%	16.7%	12.5%	29.2%	8.3%
佐賀県(10)	10.0%	30.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	50.0%	10.0%
長崎県(11)	18.2%	27.3%	9.1%	45.5%	18.2%	18.2%	18.2%	9.1%
熊本県(13)	30.8%	23.1%	15.4%	61.5%	23.1%	7.7%	15.4%	7.7%
大分県(14)	28.6%	7.1%	7.1%	42.9%	0.0%	7.1%	28.6%	7.1%
宮崎県(10)	30.0%	10.0%	0.0%	30.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%
鹿児島県(27)	14.8%	11.1%	3.7%	48.1%	3.7%	0.0%	18.5%	14.8%
沖縄県(10)	10.0%	40.0%	0.0%	30.0%	10.0%	10.0%	20.0%	0.0%
内閣府(388)	29.6%	30.7%	8.5%	30.4%	2.6%	7.5%	33.2%	1.3%
合計(1,314)	26.3%	23.9%	6.4%	36.0%	4.0%	7.2%	31.5%	2.9%

%は、各行政庁ごとにおける割合。

3. 新制度への対応

情報公開サイトの評価については、「以前とあまり変わらない」が約 66%と突出しており、サイトの改修による利便性の向上が利用者の実感として浸透していない(表 57)。肯定的な評価は約 7%に留まる一方、検索のしにくさや情報の未掲載を指摘する声も根強く、改善の余地が示されている。

表 57 公益法人インフォメーションの情報公開サイトについて

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
とても使いやすくなった	42	7.2%	56	7.7%	98	7.4%
以前とあまり変わらない	389	66.4%	485	66.4%	874	66.4%
依然として検索しにくい	52	8.9%	57	7.8%	109	8.3%
法人情報が未掲載のため評価できない	70	11.9%	93	12.7%	163	12.4%
その他	33	5.6%	39	5.3%	72	5.5%
回答法人数計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合

収入規模別の情報公開サイトの評価は、全層で「以前とあまり変わらない」が 6 割を超えて最多となり、改修による変化を実感しにくい状況が共通している(表 58)。10 億円以上の大規模層では肯定的な評価が約 11%と他層より高い一方、検索のしにくさを指摘する声も同率で、評価が二極化している。

表 58 収入規模別の公益法人インフォメーションの情報公開サイトの評価

回答項目	1 千万円未満	1 千万～3 千万円	3 千万円～1 億円	1 億～5 億円	5 億～10 億円	10 億以上
とても使いやすくなった	9	17	25	27	8	12
	7.6%	8.1%	6.9%	6.5%	7.7%	11.2%
以前とあまり変わらない	82	144	232	282	68	66
	68.9%	68.3%	64.4%	68.0%	65.4%	61.7%
依然として検索しにくい	6	14	34	34	9	12
	5.0%	6.6%	9.4%	8.2%	8.7%	11.2%
法人情報が未掲載のため評価できない	12	31	49	47	11	13
	10.1%	14.7%	13.6%	11.3%	10.6%	12.2%
その他	10	5	20	25	8	4
	8.4%	2.4%	5.6%	6.0%	7.7%	3.7%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における割合。

以前とあまり変わらない→以前とあまり変わらないと感じる 依然として検索しにくい→依然として検索しにくい(NPO 法人のポータルサイトのような仕組みにしてほしい) 法人情報が未掲載のため評価できない→法人情報がまだ格納されていないので、何とも言えない

II. アンケート結果 [公益法人編]

行政庁別の評価では、「以前とあまり変わらない」との回答について佐賀県と沖縄県では9割に達しており、劇的な利便性向上を実感する法人は極めて限定的である(表 59)。肯定的な評価が1割に満たない地域が大半で、15 県で 0%を記録した一方、データの反映遅れや検索のしにくさを指摘する声も目立つ。

表 59 行政庁別の公益法人インフォメーションの情報公開サイトの評価

行政庁 (回答数)	とても使いやすくなった	以前とあまり変わらない	依然として検索しにくい	法人情報が未掲載のため評価できない	その他
北海道(40)	2.5%	75.0%	7.5%	12.5%	2.5%
青森県(13)	0.0%	53.8%	15.4%	30.8%	0.0%
岩手県(17)	5.9%	64.7%	5.9%	11.8%	11.8%
宮城県(18)	16.7%	55.6%	0.0%	11.1%	16.7%
秋田県(10)	0.0%	80.0%	10.0%	10.0%	0.0%
山形県(7)	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	0.0%
福島県(19)	10.5%	63.2%	10.5%	15.8%	0.0%
茨城県(27)	3.7%	70.4%	18.5%	7.4%	0.0%
栃木県(14)	0.0%	78.6%	7.1%	7.1%	7.1%
群馬県(18)	5.6%	55.6%	16.7%	22.2%	0.0%
埼玉県(32)	6.3%	81.3%	3.1%	0.0%	9.4%
千葉県(20)	0.0%	60.0%	25.0%	10.0%	5.0%
東京都(93)	12.9%	58.1%	9.7%	10.8%	8.6%
神奈川県(35)	5.7%	62.9%	5.7%	22.9%	2.9%
新潟県(26)	7.7%	84.6%	0.0%	3.8%	3.8%
富山県(14)	7.1%	71.4%	7.1%	14.3%	0.0%
石川県(21)	9.5%	66.7%	0.0%	19.0%	4.8%
福井県(11)	9.1%	54.5%	9.1%	18.2%	9.1%
山梨県(7)	0.0%	71.4%	0.0%	28.6%	0.0%
長野県(16)	6.3%	68.8%	0.0%	25.0%	0.0%
岐阜県(15)	6.7%	73.3%	0.0%	20.0%	0.0%
静岡県(33)	6.1%	60.6%	18.2%	9.1%	6.1%
愛知県(42)	4.8%	69.0%	11.9%	11.9%	2.4%
三重県(15)	6.7%	60.0%	13.3%	20.0%	0.0%
滋賀県(13)	15.4%	46.2%	7.7%	23.1%	7.7%
京都府(23)	8.7%	65.2%	4.3%	17.4%	4.3%
大阪府(26)	3.8%	73.1%	3.8%	19.2%	0.0%
兵庫県(17)	0.0%	64.7%	11.8%	23.5%	0.0%
奈良県(12)	0.0%	50.0%	16.7%	16.7%	16.7%
和歌山県(10)	10.0%	60.0%	0.0%	30.0%	0.0%
鳥取県(18)	16.7%	55.6%	16.7%	0.0%	11.1%
島根県(10)	0.0%	40.0%	0.0%	60.0%	0.0%
岡山県(23)	4.3%	65.2%	4.3%	13.0%	13.0%
広島県(27)	3.7%	66.7%	7.4%	14.8%	7.4%

行政庁 (回答数)	とても使いやすくなった	以前とあまり変わらない	依然として検索しにくい	法人情報が未掲載のため評価できない	その他
山口県(19)	0.0%	78.9%	10.5%	5.3%	5.3%
徳島県(6)	0.0%	83.3%	0.0%	16.7%	0.0%
香川県(16)	0.0%	87.5%	6.3%	0.0%	6.3%
愛媛県(10)	0.0%	70.0%	10.0%	10.0%	10.0%
高知県(16)	12.5%	56.3%	6.3%	12.5%	12.5%
福岡県(24)	12.5%	66.7%	8.3%	8.3%	4.2%
佐賀県(10)	0.0%	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%
長崎県(11)	9.1%	81.8%	0.0%	9.1%	0.0%
熊本県(13)	0.0%	69.2%	0.0%	23.1%	7.7%
大分県(14)	7.1%	78.6%	0.0%	14.3%	0.0%
宮崎県(10)	10.0%	80.0%	0.0%	10.0%	0.0%
鹿児島県(27)	3.7%	59.3%	11.1%	14.8%	11.1%
沖縄県(10)	0.0%	90.0%	0.0%	10.0%	0.0%
内閣府(388)	10.1%	65.2%	8.8%	9.5%	6.4%
全体(1316)	7.4%	66.4%	8.3%	12.4%	5.5%

%は、各行政庁別の割合。

表 60 に示すガバナンス・コードの対応状況については、「すでに採用している」法人は全体で 6.6%に留まり、普及は限定的な段階にある。最も多い回答は「定款や諸規程の遵守で十分」とする 32.6%であり、独自の指針策定よりも既存の法的枠組みを優先する現実的な姿勢が主流である。また、「業務が手一杯」(19.3%)や「専門知識不足」(15.9%)といったリソースの制約が導入の大きな障壁となっている。

表 60 ガバナンス・コードの対応状況

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
すでに採用している	33	5.6%	54	7.4%	87	6.6%
今後採用を検討している	35	6.0%	46	6.3%	81	6.2%
コスト負担から未採用だが将来導入を視野	19	3.2%	26	3.6%	45	3.4%
専門知識不足で未採用だが必要性を感じている	105	17.9%	104	14.2%	209	15.9%
業務が手一杯で採用予定なし	127	21.7%	127	17.4%	254	19.3%
課題を感じず導入予定なし	74	12.6%	108	14.8%	182	13.8%
定款・諸規程の遵守で十分と考え導入予定なし	178	30.4%	251	34.4%	429	32.6%
その他	14	2.4%	14	1.9%	29	2.2%
回答法人数計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

すでに採用している→ガバナンス・コードをすでに採用している。コスト負担から未採用だが将来導入を視野→構築・運営にコストがかかるため採用していないが、将来的には導入を視野に入れている。専門知識不足で未採用だが必要性を感じている→専門知識や経験がなく採用していないが、今後必要性を感じている。業務が手一杯で採用予定なし→現在の組織運営で手一杯であり、採用の予定はない。課題を感じず導入予定なし→現状、特に課題を感じておらず、採用する予定もない。定款・諸規程の遵守で十分と考え導入予定なし→定款や諸規程・ガイドラインの遵守で十分と考えており、導入予定はない。

II. アンケート結果 [公益法人編]

収入規模別のガバナンス・コード対応は、採用率が1千万円未満の3.4%から10億円以上の12.2%まで緩やかに上昇している(表61)。一方で、全層で「定款・諸規程の遵守で十分」との回答が約3割強で最多を占めており、規模を問わず追加の指針策定に必要性を感じていない法人が主流である。未導入の理由として「業務多忙」や「知識不足」といったリソース面の違いもみられるが、本質的には組織の規模ではなく、各法人の事業実態に応じた必要性の捉え方の差が採用状況を左右していると推察される。

表 61 収入規模別のガバナンス・コードの対応状況

回答項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
すでに採用している	4 3.4%	11 5.2%	18 5.0%	28 6.8%	13 12.5%	13 12.2%
今後採用を検討している	7 5.9%	6 2.8%	18 5.0%	31 7.5%	10 9.6%	9 8.4%
コスト負担から未採用だが将来導入を視野	5 4.2%	7 3.3%	14 3.9%	15 3.6%	3 2.9%	1 0.9%
専門知識不足で未採用だが必要性を感じている	13 10.9%	27 12.8%	56 15.6%	72 17.4%	23 22.1%	18 16.8%
業務が手一杯で採用予定なし	21 17.7%	46 21.8%	82 22.8%	84 20.2%	9 8.7%	12 11.2%
課題を感じず導入予定なし	22 18.5%	39 18.5%	51 14.2%	47 11.3%	12 11.5%	13 12.2%
定款・諸規程の遵守で十分と考え導入予定なし	45 37.8%	72 34.1%	116 32.2%	129 31.1%	30 28.9%	37 34.6%
その他	2 1.7%	3 1.4%	5 1.4%	9 2.2%	4 3.8%	4 3.7%
回答法人数	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における割合。

行政庁別のガバナンス・コード対応(表62)では、地域を問わず「定款・諸規程の遵守で十分」とする現実的な姿勢が主流となっている。島根県や愛媛県で7割に達する一方、内閣府認定法人でも約3割が既存枠組みを優先しており、全国的な慎重姿勢が浮き彫りとなった。

対照的に「採用済み」は全体で1割に満たず、22府県で0%を記録するなど普及は極めて限定的である。背景には、業務多忙や知識不足といったリソース不足とその必要性への認識が導入の大きな障壁となっている実態がうかがえる。

表 62 行政庁別のガバナンス・コードの対応状況

行政庁 (回答数)	すでに採用している	今後採用を検討中	コスト上から未採用、将来導入視野	知識不足で未採用、必要性認識有	業務手一杯で採用予定なし	課題を感じず導入予定なし	定款・諸規程の遵守で十分	その他
北海道(40)	7.5%	10.0%	0.0%	10.0%	15.0%	22.5%	32.5%	2.5%
青森県(13)	0.0%	7.7%	0.0%	15.4%	7.7%	7.7%	53.9%	7.7%
岩手県(17)	11.8%	5.9%	0.0%	11.8%	0.0%	17.7%	47.1%	5.9%
宮城県(18)	0.0%	11.1%	5.6%	16.7%	38.9%	5.6%	22.2%	0.0%
秋田県(10)	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	10.0%	10.0%	60.0%	0.0%
山形県(7)	14.3%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	28.6%	28.6%	0.0%

3. 新制度への対応

行政庁 (回答数)	すでに採用している	今後採用を検討中	コスト上から未採用、将来導入視野	知識不足で未採用、必要性認識有	業務手一杯で採用予定なし	課題を感じず導入予定なし	定款・諸規程の遵守で十分	その他
福島県(19)	0.0%	10.5%	5.3%	15.8%	15.8%	5.3%	42.1%	5.3%
茨城県(27)	3.7%	3.7%	0.0%	14.8%	18.5%	22.2%	37.0%	0.0%
栃木県(14)	14.3%	0.0%	7.1%	0.0%	42.9%	7.1%	21.4%	7.1%
群馬県(18)	11.1%	0.0%	0.0%	27.8%	33.3%	0.0%	22.2%	5.6%
埼玉県(32)	3.1%	3.1%	3.1%	18.8%	12.5%	25.0%	31.3%	3.1%
千葉県(20)	5.0%	5.0%	0.0%	10.0%	40.0%	15.0%	20.0%	5.0%
東京都(93)	10.8%	10.8%	4.3%	20.4%	19.4%	8.6%	21.5%	4.3%
神奈川県(35)	2.9%	5.7%	2.9%	20.0%	20.0%	11.4%	37.1%	0.0%
新潟県(26)	3.9%	11.5%	0.0%	11.5%	26.9%	3.9%	42.3%	0.0%
富山県(14)	0.0%	0.0%	7.1%	21.4%	14.3%	21.4%	35.7%	0.0%
石川県(21)	9.5%	4.8%	0.0%	9.5%	33.3%	14.3%	23.8%	4.8%
福井県(11)	9.1%	18.2%	0.0%	18.2%	27.3%	9.1%	18.2%	0.0%
山梨県(7)	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	14.3%	0.0%	42.9%	0.0%
長野県(16)	6.3%	6.3%	6.3%	0.0%	18.8%	6.3%	56.3%	0.0%
岐阜県(15)	6.7%	6.7%	0.0%	13.3%	40.0%	13.3%	20.0%	0.0%
静岡県(33)	0.0%	3.0%	0.0%	15.2%	33.3%	3.0%	45.5%	0.0%
愛知県(42)	4.8%	4.8%	2.4%	11.9%	38.1%	16.7%	21.4%	0.0%
三重県(15)	6.7%	0.0%	6.7%	26.7%	6.7%	20.0%	33.3%	0.0%
滋賀県(13)	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	30.8%	15.4%	46.2%	0.0%
京都府(23)	13.0%	0.0%	4.4%	21.7%	13.0%	13.0%	34.8%	0.0%
大阪府(26)	0.0%	15.4%	3.8%	19.2%	11.5%	15.4%	30.8%	3.8%
兵庫県(17)	11.8%	5.9%	0.0%	11.8%	29.4%	0.0%	41.2%	0.0%
奈良県(12)	8.3%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%	41.7%	0.0%
和歌山県(10)	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	10.0%	10.0%	50.0%	0.0%
鳥取県(18)	5.6%	0.0%	5.6%	16.7%	0.0%	22.2%	50.0%	0.0%
島根県(10)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	70.0%	10.0%
岡山県(23)	0.0%	0.0%	0.0%	26.1%	13.0%	21.7%	34.8%	4.4%
広島県(27)	7.4%	11.1%	0.0%	7.4%	25.9%	18.5%	29.6%	0.0%
山口県(19)	0.0%	0.0%	5.3%	10.5%	31.6%	15.8%	36.8%	0.0%
徳島県(6)	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%
香川県(16)	0.0%	12.5%	0.0%	6.3%	6.3%	31.3%	31.3%	12.5%
愛媛県(10)	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	70.0%	10.0%
高知県(16)	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	18.8%	12.5%	31.3%	0.0%
福岡県(24)	0.0%	8.3%	4.2%	25.0%	20.8%	0.0%	37.5%	4.2%
佐賀県(10)	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	10.0%	40.0%	30.0%	0.0%
長崎県(11)	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	36.4%	36.4%	9.1%
熊本県(13)	0.0%	7.7%	0.0%	23.1%	23.1%	15.4%	23.1%	7.7%
大分県(14)	7.1%	0.0%	0.0%	14.3%	28.6%	28.6%	21.4%	0.0%
宮崎県(10)	10.0%	0.0%	10.0%	10.0%	20.0%	10.0%	40.0%	0.0%
鹿児島県(27)	3.7%	11.1%	3.7%	18.5%	14.8%	22.2%	22.2%	3.7%
沖縄県(10)	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	30.0%	10.0%	40.0%	0.0%
内閣府(388)	10.8%	7.0%	6.2%	15.2%	15.7%	13.9%	30.2%	1.0%

%は、各行政庁別における割合。

II. アンケート結果 [公益法人編]

ソーシャルインパクトの評価状況については、指標を用いた定期的な評価は4%に留まり、客観的な成果の可視化は極めて限定的である(表 63)。全体の約 85%が「未検討」または「数値化のない内部意識」に留まっており、定性的な認識や努力目標の域を出ていない実態が明らかになった。社団・財団問わず実務レベルでの浸透は途上であり、評価基準の策定が大きな課題となっている。

表 63 ソーシャルインパクトについてどのように捉え、評価されているか

回答項目	公益社団法人		公益財団法人		合計	
指標を用いて定期的に評価している	25	4.3%	27	3.7%	52	4.0%
一部事業のみ成果を把握している	58	9.9%	77	10.5%	135	10.3%
数値化はないが内部で意識している	236	40.3%	286	39.2%	522	39.7%
ソーシャルインパクトとしては未検討	263	44.9%	334	45.8%	597	45.4%
その他	4	0.7%	6	0.8%	10	0.8%
回答法人計	586	100.0%	730	100.0%	1316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

収入規模別のソーシャルインパクト評価は、10 億円以上の大規模層で約 1 割が定期評価を実践しており、説明責任への意識が高い(表 64)。また、全層を通じて「数値化なし」や「未検討」が 8 割を超え、概念は浸透しつつも、実務への定着は途上にある。

表 64 収入規模別のソーシャルインパクトについての捉え方、評価

回答項目	1 千万未満	1 千万～3 千万円	3 千万～1 億円	1 億円～5 億円	5 億円～1 0 億円	1 0 億円以上
指標を用いて定期的に評価している	5	6	12	14	5	10
	4.2%	2.8%	3.3%	3.4%	4.8%	9.3%
一部事業のみ成果を把握している	12	25	38	45	8	7
	10.1%	11.8%	10.6%	10.8%	7.7%	6.5%
数値化はないが内部で意識している	48	81	142	162	44	45
	40.3%	38.4%	39.4%	39.0%	42.3%	42.1%
ソーシャルインパクトとしては未検討	51	98	167	189	47	45
	42.9%	46.4%	46.4%	45.5%	45.2%	42.1%
その他	3	1	1	5	0	0
	2.5%	0.5%	0.3%	1.2%	0.0%	0.0%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における割合。指標を用いて定期的に評価している→定量・定性的な評価指標を用いて、定期的にソーシャルインパクトを把握している 一部事業のみ成果を把握している→一部の事業に限って、成果や社会的変化を把握している 数値化はないが内部で意識している→数値化・可視化はしていないが、職員・関係者の中で意識している ソーシャルインパクトとしては未検討→ソーシャルインパクトという視点では特に検討していない

3.5 会計基準の見直しと定期提出書類の簡素化

新会計基準への移行時期は、令和8年度の14.4%を筆頭に、令和10年度までの3年間で約4割が予定されている(表65)。一方で「検討中」や「内容確認中」を合わせると半数以上の団体で具体的な計画が未定となっており、慎重な姿勢が目立つ。自由記述からは、システム改修の遅延や上部団体の指導待ちといった外部要因が判断に影響している実態もうかがえる。早期移行は8%程度に留まり、多くの団体が周囲の動向やインフラ整備を注視している状況と言える。

表 65 令和6年会計基準の導入時期について

回答項目	公益社団		公益社団		合計	
令和7年度中に移行予定	53	9.0%	53	7.3%	106	8.1%
令和8年度中に移行予定	84	14.3%	106	14.5%	190	14.4%
令和9年度中に移行予定	54	9.2%	104	14.2%	158	12.0%
令和10年度以降に移行予定	66	11.3%	109	14.9%	175	13.3%
導入時期を検討中	243	41.5%	295	40.4%	538	40.9%
改正内容を十分把握していない	78	13.3%	60	8.2%	138	10.5%
その他	8	1.4%	3	0.4%	11	0.8%
回答法人計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

表 66 収入規模別の令和6年会計基準の導入時期

回答項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
令和7年度中に移行予定	11 9.2%	25 11.9%	28 7.8%	33 8.0%	5 4.8%	4 3.7%
令和8年度中に移行予定	16 13.5%	30 14.2%	65 18.1%	57 13.7%	16 15.4%	6 5.6%
令和9年度中に移行予定	6 5.0%	17 8.1%	50 13.9%	47 11.3%	17 16.4%	21 19.6%
令和10年度から移行予定	12 10.1%	20 9.5%	36 10.0%	67 16.1%	19 18.3%	21 19.6%
導入の予定時期や対応方針を検討中である	42 35.3%	84 39.8%	138 38.3%	180 43.3%	43 41.4%	51 47.7%
会計基準の改正内容について十分に把握できていない	31 26.1%	31 14.7%	40 11.1%	29 7.0%	4 3.9%	3 2.8%
その他	1 0.8%	4 1.9%	3 0.8%	2 0.5%	0 0.0%	1 0.9%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における割合。

表 66 に示す収入規模別では、いずれの層でも「導入時期・方針を検討中」が最多となり、大規模層ほどその割合が高まる傾向にある。具体的な時期を定めている法人に注目すると、小規模層では「令和8年度以前」の早期移行が目立つ一方、大規模層では「令和9年度以降」の慎重な

II. アンケート結果 [公益法人編]

計画が相対的に多い。また、小規模層ほど「改正内容を十分に把握できていない」とする回答割合が高く、法人規模が小さいほど制度の理解と対応に苦慮している実態が浮き彫りとなった。

行政庁別の新会計基準の導入時期は、全体で「検討中」が最多となり、内閣府で約4割、一部自治体では8割に達している(表67)。移行予定は令和8年度以降に分散しており、猶予期間を活用した慎重な準備姿勢がうかがえる。早期移行の意欲には地域差がある一方、改正内容を未把握とする法人が目立つ地域もあり、周知の遅れが課題となっている。

表 67 行政庁別の令和6年会計基準の導入時期

行政庁 (回答数)	R7 年度移 行予定	R8 年度移 行予定	R9 年度移 行予定	それ以降移 行予定	導入時期を 検討中	改正内容把 握してない	その他
北海道(40)	0.0%	20.0%	7.5%	7.5%	52.5%	10.0%	2.5%
青森県(13)	0.0%	7.7%	23.1%	7.7%	46.2%	15.4%	0.0%
岩手県(17)	0.0%	29.4%	11.8%	11.8%	47.1%	0.0%	0.0%
宮城県(18)	22.2%	0.0%	11.1%	22.2%	44.4%	0.0%	0.0%
秋田県(10)	0.0%	10.0%	10.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%
山形県(7)	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	71.4%	0.0%	0.0%
福島県(19)	15.8%	5.3%	0.0%	15.8%	42.1%	15.8%	5.3%
茨城県(27)	7.4%	25.9%	11.1%	0.0%	48.2%	7.4%	0.0%
栃木県(14)	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%
群馬県(18)	0.0%	16.7%	11.1%	11.1%	16.7%	44.4%	0.0%
埼玉県(32)	3.1%	18.8%	12.5%	15.6%	28.1%	21.9%	0.0%
千葉県(20)	5.0%	15.0%	5.0%	15.0%	35.0%	25.0%	0.0%
東京都(93)	11.8%	11.8%	14.0%	10.8%	43.0%	8.6%	0.0%
神奈川県(35)	5.7%	5.7%	17.1%	20.0%	42.9%	8.6%	0.0%
新潟県(26)	11.5%	7.7%	15.4%	0.0%	42.3%	23.1%	0.0%
富山県(14)	0.0%	14.3%	7.1%	14.3%	42.9%	21.4%	0.0%
石川県(21)	4.8%	9.5%	9.5%	23.8%	38.1%	14.3%	0.0%
福井県(11)	0.0%	36.4%	9.1%	27.3%	18.2%	9.1%	0.0%
山梨県(7)	0.0%	0.0%	28.6%	14.3%	42.9%	14.3%	0.0%
長野県(16)	6.3%	12.5%	6.3%	18.8%	31.3%	25.0%	0.0%
岐阜県(15)	6.7%	13.3%	0.0%	20.0%	33.3%	26.7%	0.0%
静岡県(33)	0.0%	27.3%	9.1%	9.1%	45.5%	9.1%	0.0%
愛知県(42)	4.8%	11.9%	14.3%	16.7%	33.3%	19.1%	0.0%
三重県(15)	0.0%	6.7%	20.0%	13.3%	46.7%	6.7%	6.7%
滋賀県(13)	7.7%	15.4%	7.7%	7.7%	53.9%	7.7%	0.0%
京都府(23)	8.7%	13.0%	13.0%	8.7%	34.8%	17.4%	4.4%
大阪府(26)	3.8%	23.1%	19.2%	3.8%	30.8%	19.2%	0.0%
兵庫県(17)	17.7%	17.7%	11.8%	5.9%	35.3%	11.8%	0.0%
奈良県(12)	0.0%	16.7%	8.3%	25.0%	41.7%	8.3%	0.0%
和歌山県(10)	0.0%	10.0%	0.0%	20.0%	60.0%	10.0%	0.0%
鳥取県(18)	5.6%	5.6%	11.1%	11.1%	55.6%	5.6%	5.6%
島根県(10)	0.0%	10.0%	20.0%	0.0%	50.0%	10.0%	10.0%
岡山県(23)	8.7%	26.1%	8.7%	13.0%	39.1%	4.4%	0.0%
広島県(27)	7.4%	18.5%	3.7%	11.1%	44.4%	14.8%	0.0%
山口県(19)	15.8%	15.8%	15.8%	10.5%	36.8%	5.3%	0.0%

3. 新制度への対応

行政庁 (回答数)	R7 年度移行 予定	R8 年度移行 予定	R9 年度移行 予定	それ以降移行 予定	導入時期を 検討中	改正内容把握 していない	その他
徳島県(6)	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	83.3%	0.0%	0.0%
香川県(16)	12.5%	12.5%	6.3%	18.8%	37.5%	12.5%	0.0%
愛媛県(10)	20.0%	10.0%	10.0%	0.0%	50.0%	10.0%	0.0%
高知県(16)	6.3%	6.3%	6.3%	25.0%	37.5%	18.8%	0.0%
福岡県(24)	12.5%	25.0%	4.2%	0.0%	41.7%	16.7%	0.0%
佐賀県(10)	10.0%	0.0%	10.0%	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%
長崎県(11)	18.2%	9.1%	0.0%	45.5%	27.3%	0.0%	0.0%
熊本県(13)	7.7%	23.1%	7.7%	15.4%	46.2%	0.0%	0.0%
大分県(14)	14.3%	14.3%	7.1%	21.4%	42.9%	0.0%	0.0%
宮崎県(10)	10.0%	10.0%	30.0%	20.0%	30.0%	0.0%	0.0%
鹿児島県(27)	7.4%	7.4%	18.5%	14.8%	40.7%	11.1%	0.0%
沖縄県(10)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	40.0%	20.0%	0.0%
内閣府(388)	10.3%	15.2%	14.4%	13.4%	39.9%	5.4%	1.3%

%は、各行政庁別における割合。

R7 年度移行予定→令和 7 年度中に移行予定 R8 年度移行予定→令和 8 年度中に移行予定 R9 年度移行予定→令和 9 年度中に移行予定 それ以降移行予定→令和 10 年度から移行予定 導入時期を検討中→導入の予定時期や対応方針を検討中である 改正内容把握していない→会計基準の改正内容について十分に把握できていない

新会計基準の導入については、「システムや様式の変更」が約 5 割で最多の課題であり、次いで「内容の複雑さ」が 4 割を超えている(表 68)。自由記述では、導入コストや理事会への説明の難解さ、専門性の高さゆえの理解不足が浮き彫りとなった。また、外部専門家への依存や指導待ちが判断を遅らせる一因となっており、担当者の教育や確保を不安視する声も約 2 割存在する。

表 68 令和 6 年会計基準の導入で、大変である、不安に感じている点(複数回答可)

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
基準が複雑で、解釈・実務対応に不安	249	42.5%	321	44.0%	570	43.3%
注記要件が増え、作成負担が大きい	199	34.0%	317	43.4%	516	39.2%
システム・様式変更で作業負担が大きい	263	44.9%	415	56.8%	678	51.5%
小規模法人では人員・体制面で対応が困難	230	39.2%	247	33.8%	477	36.2%
担当者の教育・研修に時間・コストがかかる	137	23.4%	168	23.0%	305	23.2%
決算スケジュールへの影響が懸念される	159	27.1%	227	31.1%	386	29.3%
監査人との連携・契約に不安がある	34	5.8%	44	6.0%	78	5.9%
特に不安はない	57	9.7%	62	8.5%	119	9.0%
その他	14	2.4%	18	2.5%	32	2.4%
回答法人数計	586	—	730	—	1,316	—

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

基準が複雑で、解釈・実務対応に不安→会計基準の内容が複雑で、解釈や実務対応に不安がある 注記要件が増え、作成負担が大きい→新たな注記の記載要件が増え、作成負担が大きい システム・様式変更で作業負担が大きい→会計システムや様式の変更に伴う作業負担が大きい 小規模法人では人員・体制面で対応が困難→小規模法人として、人員・体制面での対応が難しい 担当者の教育・研修に時間・コストがかかる→経理担当者の教育・研修に時間やコストがかかる 監査人との連携・契約に不安がある→会計監査人との連携や契約交渉に不安がある 特に不安はない→特に不安や課題は感じていない

II. アンケート結果 [公益法人編]

新会計基準導入への不安は、収入規模により課題が明確に分かれている。10 億円以上の大規模層では「システム・様式の変更」や「新たな注記」への負担感が約 7 割に達し、決算スケジュールへの影響も深刻な懸念材料となっている(表 69)。一方、3 千万円未満の小規模層では「小規模法人としての対応」が最大の課題となっており、直面する問題が対照的である。また、5 億円以上の層では担当者の教育不安も高く、実務の高度化への対応に苦慮している。規模が大きくなるほど実務の複雑化を、小さいほど制度への適応を重荷に感じている実態が明らかとなった。

表 69 収入規模別の令和 6 年会計基準の導入に関連しての大変さ、不安感

回答項目	1 千万円 未満	1 千万～ 3 千万円	3 千万～ 1 億円	1 億～ 5 億円	5 億～ 10 億円	10 億円 以上
基準が複雑で、解釈・実務対応に不安	35 29.4%	77 36.5%	150 41.7%	203 48.9%	52 50.0%	53 49.5%
注記要件が増え、作成負担が大きい	33 27.7%	47 22.3%	137 38.1%	173 41.7%	54 51.9%	72 67.3%
システム・様式変更で作業負担が大きい	44 37.0%	80 37.9%	185 51.4%	235 56.6%	62 59.6%	72 67.3%
小規模法人では人員・体制面で対応が困難	54 45.4%	88 41.7%	142 39.4%	154 37.1%	25 24.0%	14 13.1%
担当者の教育・研修に時間・コストがかかる	15 12.6%	34 16.1%	74 20.6%	108 26.0%	39 37.5%	35 32.7%
決算スケジュールへの影響が懸念される	22 18.5%	45 21.3%	92 25.6%	128 30.8%	49 47.1%	50 46.7%
監査人との連携・契約に不安がある	9 7.6%	11 5.2%	23 6.4%	16 3.9%	10 9.6%	9 8.4%
特に不安はない	16 13.5%	30 14.2%	34 9.4%	28 6.8%	5 4.8%	6 5.6%
その他	3 2.5%	8 3.8%	8 2.2%	11 2.7%	1 1.0%	1 0.9%
回答法人数	119	211	360	415	104	107

%は、各収益規模における割合。

3.6 制度改正全体に対する評価と今後の課題

今回の公益法人制度改正については、公益社団・公益財団ともに「どちらともいえない」が6割超(全体 62.4%)を占め、評価が定まっていない法人が多数を占めている(表 70)。一方で「評価できる」とする割合は全体で 12.5%にとどまり、明確な肯定評価は限定的である。また、「内容を十分に把握していない」との回答も 2 割弱みられ、制度改正の理解浸透が依然として課題であることが示されている。

表 70 公益法人制度改正全体についての総合的な評価

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
評価できる	72	12.3%	92	12.6%	164	12.5%
どちらともいえない	359	61.3%	462	63.3%	821	62.4%
評価できない	33	5.6%	40	5.5%	73	5.5%
内容を十分に把握していない	119	20.3%	128	17.5%	247	18.8%
その他	3	0.5%	8	1.1%	11	0.8%
回答法人数計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。

法人規模別にみると、いずれの規模でも「今の段階ではどちらともいえない」が最多で、概ね 5～6 割超を占めており、制度改正に対する評価は全体として様子見の段階にある(表 71)。

「評価できる」とする割合は各規模で 1 割強(10～15%程度)にとどまり、規模による大きな差はみられない。一方、「内容を十分に把握していない」は小規模法人ほど高く(1 千万円未満で約 3 割)、規模が大きくなるにつれて理解が進む傾向がみられる。「評価できない」は全体として少数(概ね 5%前後)であるが、10 億円以上ではやや高めとなっている。

表 71 収入規模別の公益法人制度改正全体についての総合的な評価

回答項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
評価できる	17 14.3%	28 13.3%	37 10.3%	53 12.8%	13 12.5%	16 15.0%
今の段階ではどちらともいえない	60 50.4%	122 57.8%	235 65.3%	272 65.5%	62 59.6%	70 65.4%
評価できない	7 5.9%	6 2.8%	20 5.6%	21 5.1%	7 6.7%	12 11.2%
内容を十分に把握していない	34 28.6%	55 26.1%	65 18.1%	64 15.4%	22 21.2%	7 6.5%
その他	1 0.8%	0 0.0%	3 0.8%	5 1.2%	0 0.0%	2 1.9%
回答法人数	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における割合。

II. アンケート結果 [公益法人編]

改正の有益性については、「財務規律の柔軟化」が約 42%で最多であり、次いで「行政手続の簡素化」が約 26%となっている(表 72)。中期的収支均衡への移行による柔軟な運営や、書類簡素化による事務負担の軽減への期待が高い。

一方で「特に有益なものはない」との回答も 27%に上り、制度変更のメリットが十分に浸透していない実態もうかがえる。

表 72 改正の各項目の中で、最も有益だと感じる分野（複数回答可）

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
財務規律の柔軟化・明確化	248	42.3%	306	41.9%	554	42.1%
行政手続の簡素化・合理化	143	24.4%	193	26.4%	336	25.5%
ガバナンス・透明性の向上	26	4.4%	14	1.9%	40	3.0%
会計基準の見直し・書類簡素化	85	14.5%	100	13.7%	185	14.1%
特に有益と感じない	164	28.0%	191	26.2%	355	27.0%
その他	42	7.2%	57	7.8%	99	7.5%
回答法人数計	586	—	730	—	1,316	—

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。回答項目のフル表記は、表 73 参照。

収入規模別の有益性評価は、大規模層ほど「財務規律の柔軟化」を高く評価し、10 億円以上では約 53%に達した(表 73)。対照的に 1 千万円未満では「有益な項目なし」が最多の約 39%を占め、規模による実感の差が鮮明となっている。

一方で「行政手続の簡素化」は全層で 2 割以上の支持を得ており、事務負担軽減への共通した期待がうかがえる。小規模層では会計基準の見直しを評価する傾向も一部で見られる。

表 73 収入規模別の改正の各項目の中で、最も有益だと感じる分野

回答項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
財務規律の柔軟化・明確化(中期的収支均衡、公益充実資金など)	27	57	152	207	54	57
	22.7%	27.0%	42.2%	49.9%	51.9%	53.3%
行政手続の簡素化・合理化(変更届出化、申請書類の簡素化など)	29	60	92	105	28	22
	24.4%	28.4%	25.6%	25.3%	26.9%	20.6%
ガバナンスと透明性の向上(外部理事・監事、情報開示、関連当事者取引など)	7	4	15	9	3	2
	5.9%	1.9%	4.2%	2.2%	2.9%	1.9%
会計基準の見直し・定期提出書類の簡素化	23	47	45	50	7	13
	19.3%	22.3%	12.5%	12.0%	6.7%	12.2%
特に有益と感じた項目はない	46	68	95	96	23	27
	38.7%	32.2%	26.4%	23.1%	22.1%	25.2%
その他	12	11	27	36	8	5
	10.1%	5.2%	7.5%	8.7%	7.7%	4.7%
回答法人数	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模における割合。

3. 新制度への対応

改正内容の中で最も負担を感じるとの回答項目は「会計基準の見直し」であり、全体の約5割と突出している(表74)。次いで「ガバナンスと透明性の向上」が約2割を占め、実務面での変更対応が法人の大きな重荷となっている実態が浮き彫りとなった。背景には、制度への理解不足や外部専門家との調整、システム改修の遅れといった具体的な不安がある。

理事会等への説明増を懸念する声も根強く、「特に負担はない」とする回答は15%に留まった。

表 74 改正項目の中で最も対応が難しい、負担が大きいもの(複数回答可)

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
財務規律の柔軟化・明確化	102	17.4%	98	13.4%	200	15.2%
行政手続の簡素化・合理化	49	8.4%	55	7.5%	104	7.9%
ガバナンス・透明性の向上	156	26.6%	111	15.2%	267	20.3%
定款変更・組織再編手続の合理化	56	9.6%	53	7.3%	109	8.3%
会計基準見直し・書類簡素化・監査人義務化	262	44.7%	397	54.4%	659	50.1%
特に負担は感じない	90	15.4%	107	14.7%	197	15.0%
その他	44	7.5%	76	10.4%	120	9.1%
回答法人数計	586	—	730	—	1,316	—

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。回答項目のフル表記は、表 75 参照。

収入規模別の改正対応では、全層で「会計基準の見直しや書類簡素化」が最大の負担となっており、特に1億円以上の法人では6割前後と、規模が大きいほど会計・監査対応を重荷に感じる傾向が顕著である(表75)。次いで「ガバナンスと透明性の向上」が中堅規模を中心に約2割前後の負担となっている。一方、行政手続や組織再編の合理化を負担とする回答は限定的である。また、小規模層では2割以上が「特に負担はない」とする一方、大規模層ほどその割合は低下している実態が明らかである。

表 75 収入規模別の改正項目の中で最も対応が難しい、負担が大きいもの(複数回答可)

回答項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
財務規律の柔軟化・明確化(中期的収支均衡、公益充実資金など)	13	45	55	63	12	12
	10.9%	21.3%	15.3%	15.2%	11.5%	11.2%
行政手続の簡素化・合理化(変更届出、申請書類の簡素化など)	15	20	31	23	6	9
	12.6%	9.5%	8.6%	5.5%	5.8%	8.4%
ガバナンスと透明性の向上(外部理事・監事、情報開示、関連当事者取引など)	21	46	81	77	26	16
	17.7%	21.8%	22.5%	18.6%	25.0%	15.0%
定款変更や組織再編の手続き合理化(統合・承継の届出化など)	10	20	34	36	6	3
	8.4%	9.5%	9.4%	8.7%	5.8%	2.8%
会計基準の見直し・定期提出書類の簡素化・監査人設置義務の強化	50	84	167	234	57	67
	42.0%	39.8%	46.4%	56.4%	54.8%	62.6%
特に負担に感じる項目はない	27	36	54	58	13	9
	22.7%	17.1%	15.0%	14.0%	12.5%	8.4%
その他	16	9	37	43	6	9
	13.5%	4.3%	10.3%	10.4%	5.8%	8.4%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における割合。

II. アンケート結果 [公益法人編]

追加支援が必要な分野については、「会計基準の改正内容」が約 59%と突出して高く、次いで「中期的収支均衡への対応」が約 34%となった(表 76)。新設された財務ルールの実務適用への不安が根強く、具体的な記載例や仕訳の助言、小規模法人向けのガイドラインを求める声が目立っている。

表 76 改正内容の運用にあたり、追加ガイダンス・支援が必要な分野(複数回答可)

回答項目	公益社団		公益財団		合計	
中期的収支均衡・公益充実資金の運用	197	33.6%	251	34.4%	448	34.4%
定款変更・届出手続の運用	135	23%	136	18.6%	271	20.6%
外部理事・監事の選任・ガバナンス整備	107	18.3%	105	14.4%	212	16.1%
会計基準改正・勘定科目・注記への対応	320	54.6%	455	62.3%	775	58.9%
監査人の選任・監査対応	45	7.7%	33	4.5%	78	5.9%
情報公開(役員報酬・関連当事者取引等)の実務	52	8.9%	53	7.3%	105	8.0%
特に支援は不要	108	18.4%	107	14.7%	215	16.3%
その他	28	4.8%	52	7.1%	80	6.1%
回答法人数計	586	—	730	—	1,316	—

%は、回答法人数(社団 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。 回答項目のフル表記は、表 77 参照。

収入規模別の支援ニーズを分析すると、全層で「会計基準の改正対応」が最多となり、規模の拡大に比例してニーズが高まり、5 億円以上の層では約 7 割に達している(表 77)。次いで「中期的収支均衡」への支援も、1 億円以上の大規模層で約 4 割と高く、財務運営の高度化への不安がうかがえる。情報開示についても 10 億円以上の最上位層でニーズが高く、社会的責任に伴う実務への苦慮が鮮明である。一方、「支援不要」は小規模層で約 24%と高く、法人規模が大きくなるほど支援が切実になる相関関係が確認された。

表 77 収入規模別の、改正内容の運用で追加ガイダンス・支援が必要な分野(複数回答可)

回答項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
中期的収支均衡や公益充実資金の運用方法について	28 23.5%	56 26.5%	116 32.2%	167 40.2%	40 38.5%	41 38.3%
定款変更や届出手続の具体的な運用方法について	29 24.4%	31 14.7%	84 23.3%	85 20.5%	28 26.9%	14 13.1%
外部理事・監事の選任およびガバナンス体制整備について	15 12.6%	32 15.2%	65 18.1%	64 15.4%	19 18.3%	17 15.9%
会計基準の改正対応や勘定科目・注記の扱いについて	58 48.7%	103 48.8%	213 59.2%	255 61.5%	75 72.1%	71 66.4%
会計監査人の選任や監査対応について	3 2.5%	9 4.3%	26 7.2%	26 6.3%	7 6.7%	7 6.5%
情報開示(役員報酬、関連当事者取引等)の実務対応について	9 7.6%	11 5.2%	23 6.4%	37 8.9%	10 9.6%	15 14.0%
特に支援は必要ない	28 23.5%	50 23.7%	57 15.8%	56 13.5%	9 8.7%	15 14.0%
その他	12 10.1%	8 3.8%	20 5.6%	24 5.8%	7 6.7%	9 8.4%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における割合。

3. 新制度への対応

公益信託への関与意向は、「現時点では関心がない」が約 59%で最多となり、「ぜひ関わりたい」とする層は約 0.4%に留まった(表 78)。また、約 27%が「制度を十分理解していない」と回答しており、普及に向けた認知度向上策が必須である。

表 78 公益信託に対する関心

回答項目	公益社团		公益財団		合計	
ぜひ関わりたい(準備も視野)	1	0.2%	4	0.5%	5	0.4%
関心はあるが検討はこれから	22	3.8%	19	2.6%	41	3.1%
詳細を見極めて判断したい	35	6.0%	46	6.3%	81	6.2%
関心はあるが負担・リスクを懸念	23	3.9%	38	5.2%	61	4.6%
現時点では関心がない	345	58.9%	427	58.5%	772	58.7%
公益信託制度を十分理解していない	158	27.0%	192	26.3%	350	26.6%
その他	2	0.3%	4	0.5%	6	0.5%
回答法人数計	586	100.0%	730	100.0%	1,316	100.0%

%は、回答法人数(社团 586 件、財団 730 件、合計 1,316 件)に占める割合。回答項目のフル表記は、表 79 参照。

収入規模別の公益信託への関心は、全層で「現時点では関心がない」が過半数を占め、特に 10 億円以上の層では約 66%と最多となっている(表 79)。次いで「制度をよく理解していない」が 2～3 割に達しており、積極的な関与意向はいずれの層も 1%以下と極めて低調であった。

表 79 収入規模別の公益信託に対する関心

回答項目	1千万円未満	1千万～3千万円	3千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
ぜひ関わってみたい(実務的な準備も視野に入れている)	1	1	2	0	1	0
	0.8%	0.5%	0.6%	0.0%	1.0%	0.0%
関心はあるが、具体的な検討はこれから	3	4	12	13	6	3
	2.5%	1.9%	3.3%	3.3%	5.8%	2.8%
制度の詳細を見極めてうえで判断したい	7	9	20	32	8	5
	5.9%	4.3%	5.6%	7.7%	7.7%	4.7%
関心はあるが、実務負担やリスクに懸念がある	5	10	20	20	6	0
	4.2%	4.7%	5.6%	4.8%	5.8%	0.0%
現時点では関心がない	67	127	215	230	62	71
	56.3%	60.2%	59.7%	55.4%	59.6%	66.4%
公益信託制度についてよく理解していない	36	60	88	118	21	27
	30.3%	28.4%	24.4%	28.4%	20.2%	25.2%
その他	0	0	3	2	0	1
	0.0%	0.0%	0.8%	0.5%	0.0%	0.9%
回答法人数計	119	211	360	415	104	107

%は、各収入規模別における割合。

4. 公益法人協会への要望

公益法人協会への要望は「なし・特になし」が最多(116 件)となったが、具体的な項目では「セミナー・相談会等(61 件)」が最も多く、次いで「情報提供・制度周知等(29 件)」が続いた(表 80)。

実務に即した具体的な指導・助言や最新情報の提供を求めるニーズが共通して高いことがうかがえる。また、行政への提言活動など、法人の立場に立った支援の継続を期待する意見も寄せられている。

表 80 公益法人協会への要望等

回答項目	公益社団	公益財団	合計
セミナー・相談会等	30	31	61
提言・制度改正等	7	14	11
情報提供・制度周知等	7	22	29
その他	11	26	37
なし、特になし	52	64	116
回答法人数計	107	157	264

III. アンケート結果[一般社団法人編]

1. 回答法人の基本事項

一般法人からの回答 721 件の内訳は、一般社団が 500 件(69%)、一般財団が 221 件(31%)である(表 81)。一般社団が全体の約 7 割を占めており、一般財団の 2 倍以上の回答数に達している。

表 81 回答法人の法人格(一般法人)

法人格	回答法人数	割合
一般社団法人	500	69%
一般財団法人	221	31%
合計	721	100%

回答法人の設立経緯については、総数 721 法人のうち、新制度施行後(2008 年 12 月以降)に新たに設立された法人は 29 法人(4.0%)にとどまっている(表 82)。

一方で、特例民法法人からの移行や任意団体・他法人形態からの転換など、新制度施行以前を起点とする法人は 692 法人(96.0%)を占めており、回答法人の大半が制度移行や組織再編を経て現在の法人格に至っていることが分かる。

表 82 法人の形態

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
特例民法法人からの移行(移行完了済み)	205	41.0%	74	33.5%	279	38.7%
特例民法法人からの移行(移行法人:公益目的支出計画実施中)	137	27.0%	103	46.6%	240	33.3%
新設(2008年12月以降に一般法人設立)	18	3.6%	11	4.9%	29	4.0%
任意団体から一般法人に転換	73	14.6%	9	4.1%	82	11.4%
特定非営利活動法人から一般法人に転換	14	2.8%	5	2.3%	19	2.6%
営利法人から一般法人に転換後公益法人へ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他法人から一般法人に転換	53	10.6%	19	8.6%	72	9.9%
回答法人数計	500	100.0%	221	100.0%	721	100.0%

%は、回答法人数(社団 500 件、財団 221 件、合計 721 件)における割合。

営利法人から一般法人に転換後公益法人へ→営利法人(株式会社・合同会社など)から一般法人に転換後公益法人へ

III. アンケート結果 [一般社団法人編]

回答法人の所在地別分布は、東京都が 194 件(26.9%)と突出しており、次いで北海道と大阪府が各 35 件(4.85%)、静岡県が 29 件(4.02%)と続く(表 83)。

大都市圏や主要地方都市を中心に回答が集まる傾向にあるが、47 都道府県すべてを網羅しており、全国的な動向を反映した母集団と言える。

表 83 所在地別回答数

所在地	回答数	割合	所在地	回答数	割合	所在地	回答数	割合
北海道	35	4.9%	石川県	9	1.3%	岡山県	8	1.1%
青森県	9	1.3%	福井県	7	1.0%	広島県	16	2.2%
岩手県	14	1.9%	山梨県	7	1.0%	山口県	26	3.6%
宮城県	9	1.3%	長野県	23	3.2%	徳島県	5	0.7%
秋田県	10	1.4%	岐阜県	15	2.1%	香川県	10	1.4%
山形県	3	0.4%	静岡県	29	4.0%	愛媛県	5	0.7%
福島県	6	0.8%	愛知県	15	2.1%	高知県	3	0.4%
茨城県	13	1.8%	三重県	6	0.8%	福岡県	11	1.5%
栃木県	7	1.0%	滋賀県	9	1.3%	佐賀県	7	1.0%
群馬県	10	1.4%	京都府	15	2.1%	長崎県	12	1.7%
埼玉県	10	1.4%	大阪府	35	4.9%	熊本県	13	1.8%
千葉県	11	1.5%	兵庫県	13	1.8%	大分県	4	0.6%
東京都	194	26.9%	奈良県	1	0.1%	宮崎県	13	1.8%
神奈川県	27	3.7%	和歌山県	3	0.4%	鹿児島県	7	1.0%
新潟県	15	2.1%	鳥取県	7	1.0%	沖縄県	10	1.4%
富山県	2	0.3%	島根県	2	0.3%	合計	721	100%

%は、全回答法人数 721 に対する割合。

回答法人の中心的な事業は「業界団体」が約 27%と最多で、全体の 4 分の 1 超を占める主要な層となっている(表 84)。

次いで学会・学術団体や教育、行政関連が続き、会員組織型や専門領域を扱う法人が目立つ結果となった。一方で、生活・権利保護や男女共同参画などの分野は回答が見られず、事業分布には一定の偏りがうかがえる。

なお、クロス分析にあたり、母数が 10 件に満たない「福祉関係の助成」(7 件)、「奨学」(8 件)、「児童・青少年の健全育成」(8 件)、「趣味・愛好会・同好会」(1 件)、「環境保護」(6 件)、「動物愛護」(2 件)、「人権・平和」(3 件)、「国際協力」(7 件)、「情報化社会」(4 件)、「産業創造・企業経営、起業支援」(6 件)、「祭祀・慰霊」(2 件)、「会館運営」(8 件)、「新聞その他メディア」(1 件)、「非営利活動支援団体」(8 件)の計 14 カテゴリー(計 71 件)については、統計的有意性を考慮し「10 件未満事業群」として集約して扱う。

また、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」は、表内のスペースの関係で、「美術館・博物館・動物園等」の略表記を使用する。

表 84 回答法人の中心的な事業内容

中心的な事業	社団	財団	合計	中心的な事業	社団	財団	合計
社会福祉関係	19	10	29	動物愛護＊	1	1	2
福祉関係の助成＊	1	6	7	生活・権利保護支援＊	0	0	0
健康維持・増進団体等	8	6	14	人権・平和＊	1	2	3
医療施設、病院等	22	5	27	国際協力＊	2	5	7
教育関係	32	18	50	男女共同参画社会＊	0	0	0
学会・学術団体	56	8	64	情報化社会＊	3	1	4
研究・分析機関	20	19	39	産業創造・企業経営、起業支援＊	5	1	6
助成・表彰	3	14	17	業界団体	181	11	192
奨学＊	0	8	8	同一資格者団体	23	1	24
児童・青少年の健全育成＊	4	4	8	免許・資格付与・検査・検定	11	6	17
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園	1	13	14	互助・共済、親睦団体	11	19	30
芸術・文化関係	13	13	26	精神修養団体＊	0	0	0
スポーツ関係	5	6	11	祭祀・慰霊＊	1	1	2
趣味・愛好会・同好会＊	1	0	1	会館運営＊	2	6	8
地域社会貢献活動・団体	32	6	38	新聞その他メディア＊	1	0	1
環境保護＊	3	3	6	行政関連	25	20	45
災害・地域安全	7	6	13	非営利活動支援団体＊	6	2	8
				合計法人数	500	221	721

＊印を付した回答数 10 件未満の事業については、以下の分析では、「10 件未満事業群」としてまとめて分析する(社団 31、財団 40、計 71)。以下の事業については、次の略表記を使用する。美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園→美術館・博物館・動物園等。

回答法人の税法区分は「普通法人」が約 42%で最多となり、次いで「非営利徹底法人」が約 40%、「共益法人」が 19%という結果であった(表 85)。

一般財団は、一般社団に比べて普通法人を選択する割合が高い傾向にある。全体として非営利性を重視する法人が一定数存在する一方、法人形態によって税制上の位置付けに明確な差が生じている実態が示された。

表 85 回答法人の税法区分

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
非営利徹底法人	201	40.2%	85	38.5%	286	39.7%
共益法人	109	21.8%	27	12.2%	136	18.9%
普通法人	190	38.0%	109	49.2%	299	41.5%
回答法人数計	500	100.0%	221	100.0%	721	100.0%

%は、回答法人数(社団 500 件、財団 221 件、合計 721 件)における割合。

III. アンケート結果〔一般社団法人編〕

回答法人の財源は、「会費収入」が約 75%で最多となり、次いで「収益事業等」が約 42%を占める(表 86)。法人種別では、一般社団の約 9 割が会費に依存する一方、一般財団は収益事業(約 54%)や運用益の割合が高く、財源構造の差異が鮮明である。

自由記述では不動産賃貸や補助金など多様な項目も挙がっている。

表 86 2024 年度の収入のうち主なもの(複数回答可)

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
会費収入	453	90.6%	84	38.0%	537	74.5%
個人による寄附金	20	4.0%	15	6.8%	35	4.9%
親会社等による資金拠出	5	1.0%	6	2.7%	11	1.5%
公益目的事業からの収益	89	17.8%	31	14.0%	120	16.6%
収益事業の実施による収益	184	36.8%	119	53.9%	303	42.0%
民間機関からの助成金	22	4.4%	13	5.9%	35	4.9%
行政機関からの補助金	94	18.8%	30	13.6%	124	17.2%
委託費・指定管理料	99	19.8%	52	23.5%	151	20.9%
金融機関からの借り入れ	0	0.0%	2	0.9%	2	3.0%
資金運用益	11	2.2%	42	19.0%	53	7.6%
その他	21	4.2%	13	5.9%	34	4.7%
回答法人数計	500	—	221	—	721	—

%は、回答法人数(社団 500 件、財団 221 件、合計 721 件)における割合。

収入規模は全体として「1 千万円以上 5 千万円未満」が約 34%と最も多く、中小規模の法人が中心を占めている(表 87)。

法人種別に見ると、一般社団の過半数が 5 千万円未満の層に集中しており、小規模な運営実態が顕著である。一方、一般財団は「1 千万円以上 5 千万円未満(26%)」に次いで「1 億円以上 5 億円未満(約 24%)」の割合も高く、一般社団法人と比較して運営規模が相対的に大きい傾向が示された。

表 87 2024 年度の収入の規模

収入規模	一般社団		一般財団		合計	
1 千万円未満	97	19.5%	29	13.2%	126	17.6%
1 千万円以上 5 千万円未満	186	37.3%	57	26.0%	243	33.9%
5 千万円以上 1 億円未満	76	15.3%	35	16.0%	111	15.5%
1 億円以上 5 億円未満	99	19.9%	53	24.2%	152	21.2%
5 億円以上 10 億円未満	17	3.4%	21	9.6%	38	5.3%
10 億円以上	23	4.6%	24	11.0%	47	6.6%
回答法人数計	498	100.0%	219	100.0%	717	100.0%

収入規模の未回答法人 4 件(一社 2 件、一財 2 件)。%は、未回答法人を除く法人数における割合。

収入規模別の財源構成は、小規模層ほど「会費収入」への依存度が高く、1 千万～5 千万円の層では約 87%に達している(表 88)。

一方、規模が拡大するにつれて「収益事業収益」の割合が顕著に増加し、10 億円以上の大規模層では約 85%と主力財源となっている。1 億円以上の層では委託費等が 3 割前後を占めるなど事業を通じた収入確保が目立ち、小規模層では寄附金や運用益が一定の役割を果たす傾向にある。

表 88 収入規模別の主たる収入(複数回答可)

主たる収入 (回答法人数)	1千万円 未満	1千万～ 5千万円	5千万～ 1億円	1億～ 5億円	5億～ 10億円	10億円 以上
会費収入(535)	99 78.6%	212 87.2%	77 69.4%	108 71.1%	20 52.6%	19 40.4%
個人による寄附金(35)	16 12.7%	15 6.2%	1 0.9%	2 1.3%	0 0.0%	1 2.1%
親会社等による資金拠出(11)	3 2.4%	4 1.6%	2 1.8%	1 0.7%	1 2.6%	0 0.0%
公益目的事業からの収益(119)	17 13.5%	36 14.8%	23 20.7%	26 17.1%	5 13.2%	12 25.5%
収益事業の実施による収益(302)	19 15.1%	81 33.3%	49 44.1%	87 57.2%	26 68.4%	40 85.1%
民間機関からの助成金(35)	6 4.8%	11 4.5%	3 2.7%	10 6.6%	4 10.5%	1 2.1%
行政機関からの補助金(123)	12 9.5%	41 16.9%	25 22.5%	34 22.4%	5 13.2%	6 12.8%
委託費・指定管理料(150)	7 5.6%	45 18.5%	33 29.7%	42 27.6%	12 31.6%	11 23.4%
金融機関からの借り入れ(2)	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%
資金運用益(53)	15 11.9%	12 4.9%	7 6.3%	12 7.9%	4 10.5%	3 6.4%
その他(33)	8 6.3%	10 4.1%	6 5.4%	6 3.9%	3 7.9%	1 2.1%
回答法人数(717)	126	243	111	152	38	47

収入の規模の未回答法人数 4 件。％は、未回答法人を除いた各収入規模における主たる収入の割合。

事業分野ごとの収入規模をみると、業界団体や社会福祉分野で 5 千万円未満が半数を占める一方で、美術館や検定・検査関係は中・大規模層が多数を占め、事業の性質に応じた規模の差が鮮明となっている(表 89)。

学術や医療分野では 10 億円以上の大規模法人も一定数存在する。

なお、収入規模未回答の法人が 4 件あるので、表 88 および、表 91 以降の収入規模別の分析表では、回答法人全体母数は、717 件である。

III. アンケート結果 [一般社団法人編]

表 89 中心的な事業別の収入規模

中心的な事業 (回答法人数)	1千万円 未満	1千万～ 5千万円	5千万～ 1億円	1億円～ 5億円	5億円～ 10億円	10億円 以上	無回答
社会福祉関係(29)	4	14	5	4	2	0	0
	13.8%	48.3%	17.2%	13.8%	6.9%	0.0%	0.0%
健康維持・増進団体等(14)	2	3	2	4	0	3	0
	14.3%	21.4%	14.3%	28.6%	0.0%	21.4%	0.0%
医療施設、病院等(27)	3	10	2	4	2	5	1
	11.1%	37.0%	7.4%	14.8%	7.4%	18.5%	3.7%
教育関係(50)	14	16	7	11	1	1	0
	28.0%	32.0%	14.0%	22.0%	2.0%	2.0%	0.0%
学会・学術団体(64)	14	18	6	15	5	6	0
	21.9%	28.1%	9.4%	23.4%	7.8%	9.4%	0.0%
研究・分析機関(39)	8	10	5	6	3	6	1
	20.5%	25.6%	12.8%	15.4%	7.7%	15.4%	2.6%
助成・表彰(17)	6	6	0	5	0	0	0
	35.3%	35.3%	0.0%	29.4%	0.0%	0.0%	0.0%
美術館・博物館・動物園等 (14)	2	1	1	8	1	1	0
	14.3%	7.1%	7.1%	57.1%	7.1%	7.1%	0.0%
芸術・文化関係(26)	3	11	4	6	0	2	0
	11.5%	42.3%	15.4%	23.1%	0.0%	7.7%	0.0%
スポーツ関係(11)	0	3	5	1	1	1	0
	0.0%	27.3%	45.5%	9.1%	9.1%	9.1%	0.0%
地域社会貢献活動・団体 (38)	15	10	6	5	1	1	0
	39.5%	26.3%	15.8%	13.2%	2.6%	2.6%	0.0%
災害・地域安全(13)	4	4	1	1	2	1	0
	30.8%	30.8%	7.7%	7.7%	15.4%	7.7%	0.0%
業界団体(192)	27	88	29	33	9	5	1
	14.1%	45.8%	15.1%	17.2%	4.7%	2.6%	0.5%
同一資格者団体(24)	5	6	6	5	0	2	0
	20.8%	25.0%	25.0%	20.8%	0.0%	8.3%	0.0%
免許・資格付与・検査・検定 (17)	0	2	7	7	0	1	0
	0.0%	11.8%	41.2%	41.2%	0.0%	5.9%	0.0%
互助・共済、親睦団体(30)	2	9	6	7	3	3	0
	6.7%	30.0%	20.0%	23.3%	10.0%	10.0%	0.0%
行政関連(45)	1	11	8	12	6	6	1
	2.2%	24.4%	17.8%	26.7%	13.3%	13.3%	2.2%
10件未満事業群(71)	16	21	11	18	2	3	0
	22.5%	29.6%	15.5%	25.4%	2.8%	4.2%	0.0%
全体(721)	126	243	111	152	38	47	4

%は、各中心的な事業分野における収入規模の割合。

2. 法人選択の動向

一般法人移行のメリットは、「行政の監督を受けず事業決定できる」が最多で約 40%、次いで「定期提出書類の免除」が約 30%と評価されている(表 90)。税制面の利点も約 25%が挙げる一方、約 28%は「良かった点はない」としており、法人間で評価が分かれた。自由記述では、予算準拠からの解放や信用の維持、活動資金の確保などが具体的な利点として示されている。

表 90 一般法人になって良かった点（複数回答可）

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
行政による監督がなく実施事業に専念できる	195	39.0%	90	40.7%	285	39.5%
中期的な収支均衡の制限がない	60	12.0%	43	19.5%	103	14.3%
公益目的事業比率の制限がない	111	22.2%	65	29.4%	176	24.4%
使途不特定財産の規制がない	27	5.4%	15	6.8%	42	5.8%
毎年の定期提出書類が無い	157	31.4%	60	27.1%	217	30.1%
法人税は収益事業のみ課税(非営利徹底・共益)	130	26.0%	49	22.2%	179	24.8%
一般法人になって良かった点は特になし	137	27.4%	61	27.6%	198	27.5%
その他	20	4.0%	4	1.8%	24	3.3%
回答法人数	500	—	221	—	721	—

%は、回答法人数(社団 500 件、財団 221 件、全体 721 件)における割合。

法人税は収益事業のみ課税→法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)

収入規模別にメリットをみると、5 億円以上の層では行政監督の不在や財務・事業比率の制限緩和、書類提出の免除を高く評価する傾向が顕著である(表 91)。特に大規模層ほど財務三基準の規制がないことに大きな意義を見出している。一方で 1 千万円未満の小規模層では「特にメリットはない」とする回答が約 39%と最多であり、規模により恩恵の捉え方に明確な差が生じている。

表 91 収入規模別の一般法人になって良かった点（複数回答可）

回答項目	1千万円未満	1千万～5千万円	5千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
行政による監督がなく実施事業に専念できる	47 37.3%	100 41.2%	51 45.9%	57 37.5%	19 50.0%	10 21.3%
中期的な収支均衡の制限がない	8 6.3%	22 9.1%	19 17.1%	29 19.1%	10 26.3%	15 31.9%
公益目的事業比率の制限がない	20 15.9%	61 25.1%	24 21.6%	45 29.6%	14 36.8%	12 25.5%
使途不特定財産の規制がない	4 3.2%	13 5.3%	10 9.0%	8 5.3%	3 7.9%	4 8.5%
毎年の定期提出書類が無い	29 23.0%	82 33.7%	35 31.5%	47 30.9%	13 34.2%	10 21.3%
法人税は収益事業のみ課税(非営利徹底・共益)	23 18.3%	65 26.7%	30 27.0%	37 24.3%	12 31.6%	12 25.5%
一般法人になって良かった点は特になし	49 38.9%	66 27.2%	32 28.8%	32 21.1%	5 13.2%	12 25.5%
その他	3 2.4%	10 4.1%	4 3.6%	5 4.5%	1 2.6%	1 2.1%
回答法人数	126	243	111	152	38	47

%は、各収入規模別における割合。

III. アンケート結果 [一般社団法人編]

事業分野別では「実施事業に専念可(できる)」が多くの分野で最多の評価となり、特に助成や研究分野で5割を超えている(表92)。

芸術・文化分野では事務負担の軽減が半数以上で高く評価される一方、財務面の恩恵は一部の団体を除き低調で、分野による温度差が鮮明である。また、スポーツや資格者団体では約4～5割が「メリットなし」とするなど、恩恵を実感できていない層も一定数存在する。

表 92 中心的な事業別の一般法人になって良かった点(複数回答可)

中心的な事業 (回答法人数)	実施事業に専念可	中期的な収益均衡	公益目的事業比率	使途不特定財産	定期提出書類	法人税	良かった点はなし	その他
社会福祉関係(29)	27.6%	6.9%	27.6%	6.9%	37.9%	24.1%	27.6%	0.0%
健康維持・増進団体等(14)	42.9%	28.6%	28.6%	7.1%	35.7%	7.1%	21.4%	0.0%
医療施設、病院等(27)	29.6%	14.8%	18.5%	0.0%	25.9%	22.2%	33.3%	3.7%
教育関係(50)	30.0%	8.0%	22.0%	4.0%	26.0%	20.0%	26.0%	6.0%
学会・学術団体(64)	45.3%	14.1%	35.9%	9.4%	34.4%	28.1%	14.1%	7.8%
研究・分析機関(39)	56.4%	10.3%	12.8%	7.7%	41.0%	23.1%	17.9%	0.0%
助成・表彰(17)	58.8%	23.5%	23.5%	11.8%	23.5%	23.5%	29.4%	5.9%
美術館・博物館・動物園等(14)	42.9%	14.3%	28.6%	7.1%	21.4%	14.3%	21.4%	0.0%
芸術・文化関係(26)	46.2%	7.7%	30.8%	0.0%	53.8%	30.8%	15.4%	3.8%
スポーツ関係(11)	36.4%	0.0%	36.4%	0.0%	36.4%	36.4%	54.5%	0.0%
地域社会貢献活動・団体(38)	42.1%	5.3%	18.4%	2.6%	18.4%	23.7%	39.5%	2.6%
災害・地域安全(13)	46.2%	23.1%	23.1%	0.0%	30.8%	15.4%	30.8%	7.7%
業界団体(192)	40.1%	12.0%	24.0%	5.2%	28.6%	25.5%	29.7%	2.1%
同一資格者団体(24)	37.5%	16.7%	33.3%	8.3%	25.0%	25.0%	41.7%	0.0%
免許・資格付与・検査・検定(17)	29.4%	35.3%	29.4%	5.9%	23.5%	35.3%	17.6%	11.8%
互助・共済・親睦団体(30)	26.7%	10.0%	20.0%	6.7%	16.7%	30.0%	33.3%	0.0%
行政関連(45)	24.4%	22.2%	24.4%	6.7%	28.9%	20.0%	33.3%	0.0%
10件未満事業群(71)	46.5%	23.9%	19.7%	8.5%	33.8%	28.2%	23.9%	7.0%
全体(721)	39.5%	14.3%	24.4%	5.8%	30.1%	24.8%	27.5%	3.3%

%は、各中心的な事業分野における割合。

一般法人として苦勞している点では、「特になし」とする回答が 43.3%で最多となった(表 93)。

具体的な課題としては、移行法人特有の「公益目的支出計画完了までの報告義務と行政監督の継続」が 32.5%(一般財団では 44.8%)と突出しており、次いで「税金の負担」や「変更手続き」が 1 割強で続いている。

4 割強が支障なく運営する一方で、支出計画の履行に伴う行政対応や税務面が実務上の大きな重荷となっている実態が確認された。

表 93 一般法人になって苦勞している点、困っている点(複数回答可)

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる	39	7.8%	20	9.0%	59	8.2%
公益目的支出計画完了まで報告の義務、行政庁の監督が続く	135	27%	99	44.8%	234	32.5%
申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き	43	8.6%	37	16.7%	80	11.1%
相談する先がない	38	7.6%	20	9.0%	58	8.0%
補助金・助成金・指定管理が受けにくい	28	5.6%	12	5.4%	40	5.5%
税金の負担	46	9.2%	36	16.3%	82	11.4%
預金利子に対し源泉徴収課税がされる	16	3.2%	23	10.4%	39	5.4%
寄附者への寄附金控除の優遇措置がない	34	6.8%	30	13.6%	64	8.9%
適正な機関運営が難しい	26	5.2%	15	6.8%	41	5.7%
苦勞している点、困っている点は特になし	243	48.6%	69	31.2%	312	43.3%
その他	14	2.8%	5	2.3%	19	2.6%
回答法人数	500	—	221	—	721	—

%は、回答法人数(社団 500 件、財団 221 件、合計 721 件)における割合。

公益目的支出計画完了まで報告の義務、行政庁の監督が続く→公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く(公益目的支出計画を実施の法人様) 申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き→申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き(公益目的支出計画を実施の法人様) 税金の負担→税金の負担(非営利徹底法人および公益法人の場合は収益事業が課税となり、普通法人の場合は預金利子に対し源泉徴収課税がされる 適正な機関運営が難しい→適正な機関運営(社員総会／評議員会・理事会など)が難しい

III. アンケート結果 [一般社団法人編]

収入規模別の課題では、大規模層ほど「公益目的支出計画に伴う行政監督の継続」を重い負担と捉える一方、小規模層では半数以上が「特に困りごとはない」と回答しており、規模に比例して制度対応の負担感が高まる傾向が鮮明である(表 94)。

大規模法人では税負担や変更手続の煩雑さも目立つ一方、中規模層では相談先不足が課題となっている。社会的信用の低下を懸念する声は全層で1割未満と限定的である。

表 94 収入規模別の一般法人になって苦労している点、困っている点(複数回答可)

回答項目	1千万円未満	1千万～5千万円	5千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる	10 7.9%	22 9.1%	11 9.9%	11 7.2%	2 5.3%	2 4.3%
公益目的支出計画完了まで報告の義務、行政庁の監督が続く	41 32.5%	73 30.0%	29 26.1%	57 37.5%	13 34.2%	21 44.7%
申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き	11 8.7%	28 11.5%	10 9.0%	16 10.5%	4 10.5%	11 23.4%
相談する先がない	7 5.6%	26 10.7%	15 13.5%	6 3.9%	2 5.3%	1 2.1%
補助金・助成金・指定管理が受けにくい	8 6.3%	14 5.8%	4 3.6%	10 6.6%	2 5.3%	2 4.3%
税金の負担	4 3.2%	21 8.6%	15 13.5%	26 17.1%	10 26.3%	5 10.6%
預金利子に対し源泉徴収課税がされる	3 2.4%	13 5.3%	5 4.5%	10 6.6%	6 15.8%	2 4.3%
寄附者への寄附金控除の優遇措置がない	13 10.3%	24 9.9%	9 8.1%	13 8.6%	4 10.5%	1 2.1%
適正な機関運営が難しい	7 5.6%	13 5.3%	6 5.4%	6 3.9%	6 15.8%	3 6.4%
苦労している点、困っている点は特になし	67 53.2%	103 42.4%	45 40.5%	65 42.8%	13 34.2%	18 38.3%
その他	2 1.6%	6 2.5%	4 3.6%	3 2.0%	0 0.0%	4 8.5%
回答法人数	126	243	111	152	38	47

%は、各収入規模別における割合。

事業分野別では「特に困っている点はない」が43.3%で最多となり、スポーツ関係や学術団体等では半数を超え安定した運営がうかがえる(表95)。一方で、支出計画完了までの行政監督や報告義務は、美術館・博物館等(64.3%)や社会福祉関係(44.8%)では、依然として大きな負担となっている。税制面では免許・資格付与団体、信用面ではスポーツや災害安全分野で懸念が相対的に高く、事業特性に応じた実務コストの格差が確認された。

表 95 中心的な事業別の一般法人になって苦労している点、困っている点

中心的な事業 (回答法人数)	社会的な信用	報告義務監督	変更認可申請	相談先	補助金等	税金負担	利子への課税	寄付金の控除	期間運営	苦労点はない	その他
社会福祉関係(29)	10.3	44.8	6.9	10.3	3.4	13.8	0.0	17.2	10.3	24.1	0.0
健康維持・増進団体等(14)	7.1	21.4	0.0	0.0	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	57.1	0.0
医療施設、病院等(27)	11.1	37.0	14.8	7.4	7.4	7.4	0.0	7.4	7.4	37.0	3.7
教育関係(50)	10.0	44.0	20.0	2.0	8.0	4.0	6.0	2.0	6.0	40.0	2.0
学会・学術団体(64)	4.7	17.2	7.8	6.3	4.7	10.9	6.3	15.6	4.7	54.7	3.1
研究・分析機関(39)	7.7	35.9	23.1	5.1	5.1	7.7	0.0	2.6	7.7	43.6	2.6
助成・表彰(17)	11.8	47.1	17.6	5.9	0.0	11.8	23.5	29.4	5.9	35.3	0.0
美術館・博物館・動物園等(14)	7.1	64.3	0.0	7.1	0.0	28.6	14.3	21.4	0.0	35.7	0.0
芸術・文化関係(26)	11.5	23.1	3.8	7.7	19.2	7.7	0.0	23.1	7.7	34.6	0.0
スポーツ関係(11)	18.2	9.1	0.0	9.1	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	72.7	0.0
地域社会貢献活動・団体(38)	13.2	36.8	10.5	2.6	7.9	15.8	5.3	10.5	2.6	42.1	2.6
災害・地域安全(13)	15.4	30.8	15.4	23.1	15.4	15.4	7.7	23.1	0.0	15.4	7.7
業界団体(192)	4.7	28.1	8.3	9.9	3.6	7.8	2.1	2.1	4.7	52.1	2.6
同一資格者団体(24)	8.3	29.2	16.7	12.5	4.2	4.2	8.3	4.2	16.7	41.7	4.2
免許・資格付与・検査・検定(17)	5.9	23.5	5.9	17.6	11.8	29.4	5.9	11.8	0.0	41.2	5.9
互助・共済、親睦団体(30)	13.3	46.7	26.7	13.3	0.0	20.0	30.0	3.3	3.3	20.0	0.0
行政関連(45)	13.3	26.7	6.7	15.6	2.2	13.3	6.7	0.0	6.7	42.2	6.7
10件未満事業群(71)	5.6	39.4	11.3	1.4	8.5	16.9	5.6	22.5	7.0	38.0	2.8
全体(721)	8.2	32.5	11.1	8.0	5.5	11.4	5.4	8.9	5.7	43.3	2.6

%は、各中心的な事業分野における割合。

社会的な信用→社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる 報告義務監督→公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く(公益目的支出計画を実施の法人様) 変更認可申請→申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き(公益目的支出計画を実施の法人様) 相談先→相談する先がない 補助金等→補助金・助成金・指定管理が受けにくい 税金負担→税金の負担(非営利徹底法人および公益法人の場合は収益事業が課税となり、普通法人の場合は全所得課税となる) 利子への課税→預金利子に対し源泉徴収課税がされる 寄附金の控除→寄附者への寄附金控除の優遇措置がない 機関運営→適正な機関運営(社員総会／評議員会・理事会など)が難しい 苦労点はない→苦労している点、困っている点は特になし

法人格を再選択できる場合でも、86%の法人が「やはり一般法人」を支持しており、自律的な運営や事務負担の少なさを背景に現行体制が深く定着している(表96)。一方で「公益法人」を選択する層は約7%に留まり、NPOや営利法人への変更意向も極めて限定的である。

一部に社会的信用の観点から公益認定に関心を持つ層も見受けられるが、大半の法人は現状の枠組みを最適と判断している。他形態への移行意向は総じて低く、一般法人としての運営が安定

III. アンケート結果 [一般社団法人編]

的に受け入れられている実態が確認された。

表 96 法人格を再度選択できた場合、選択する法人格

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
やはり一般法人	437	87.4%	180	81.4%	617	85.6%
公益法人	30	6.0%	21	9.5%	52	7.2%
特定非営利活動法人	8	1.6%	1	0.5%	11	1.5%
認定特定非営利活動法人	0	0.0%	2	0.9%	2	0.3%
社会福祉法人	1	0.2%	0	0.0%	1	0.1%
営利法人(株式会社・合同会社など)	3	0.6%	7	3.2%	10	1.4%
労働者協同組合、特定労働者協同組合	0	0.0%	1	0.5%	1	0.1%
新たな法人形態(新しい資本主義の「社会的企業」等)	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
その他	19	3.8%	9	9.1%	28	3.9%
回答法人数	500	100.0%	221	100.0%	721	100.0%

%は、回答法人数(社団 500 件、財団 221 件、合計 721 件)における割合。

収入規模別にみても、全層で8割以上が「やはり一般法人」を選択しており、現行の法人格を維持する意向が極めて強いことが示された(表 97)。特に中・大規模層でその傾向が顕著な一方、「公益法人」への関心は小規模層で最も高く、規模が拡大するほど低下する傾向にある。NPO や営利法人を希望する層は全規模帯で数%に留まっており、一般法人としての自律的な運営が規模を問わず最適解として定着している実態が確認された。

表 97 収入規模別の法人格を再度選択できた場合に選択する法人格

回答項目	1千万円未満	1千万～5千万円	5千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
やはり一般法人	102 81.0%	210 86.4%	99 89.2%	132 86.8%	33 86.8%	39 83.0%
公益法人	14 11.1%	19 7.8%	4 3.6%	11 7.2%	1 2.6%	1 2.1%
特定非営利活動法人	2 1.6%	4 1.6%	1 0.9%	1 0.7%	0 0.0%	1 2.1%
認定特定非営利活動法人	0 0.0%	2 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
社会福祉法人	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
営利法人(株式会社・合同会社など)	1 0.8%	2 0.8%	3 2.7%	1 0.7%	1 2.6%	2 4.3%
労働者協同組合、特定労働者協同組合	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
新たな法人形態(新しい資本主義の「社会的企業」等)	1 0.8%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	6 4.8%	5 2.1%	3 2.7%	6 3.9%	3 7.9%	4 8.5%
回答法人数(717)	126	243	111	152	38	47

%は、各収入規模別における割合。

公益法人を選択しない最大の理由は「自由に、柔軟に公益活動を実施したいため」であり、回答の過半数(53.6%)が自律的な運営を重視している(表 98)。また、「毎年の定期提出書類の作成事務負担」(42.3%)や「公益目的事業比率の制限」(32.9%)、「行政庁の指導監督」(30.1%)を避ける傾向が強い。

以上から、厳格な規律や煩雑な手続きを回避し、環境変化に即応できる柔軟な経営環境を確保しようとする法人の意向が明確になった。

表 98 公益法人を選択しない理由(複数回答可)

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
自由に、柔軟に公益活動を実施したいため	224	53.8%	98	53%	322	53.6%
中期的収支均衡により、事業活動が制限されるため	58	13.9%	40	21.6%	98	16.3%
公益目的事業比率の制限により事業活動が制限されるため	126	30.3%	72	38.9%	198	32.9%
使途不特定財産規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができないため	33	7.9%	17	9.2%	50	8.3%
点検調査など行政庁による指導監督の負担があるため	122	29.3%	59	3.9%	181	30.1%
変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きい	97	23.3%	42	22.7%	139	23.1%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	172	41.3%	82	44.3%	254	42.3%
適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい	21	5.0%	9	4.9%	30	5.0%
特に理由はない	73	17.5%	24	13%	97	16.1%
その他	15	3.6%	10	5.4%	25	4.2%
回答法人数	416	—	185	—	601	—

%は、未回答法人数を除く回答法人数社団 416 件、財団 185 件、合計 601 件を母数とする割合。

3. 寄付と税制について

寄附金の総収入に占める割合は、「0%」とする回答が約8割で最多となり、次いで「10%未満」が約16%を占めるなど、大半の法人の寄附金依存度は極めて低い状況である(表99)。10%以上を占める法人は全体で約4%に留まっており、寄附金以外の財源が運営の主軸となっている。法人種別で見ると、寄附金が5割を超える法人の割合は、一般社団法人の0.8%に対し一般財団法人では4.1%と高く、財団法人の方が寄附金への依存度が相対的に高い傾向にある。

表 99 寄附金の総収入(経常収益)に占める割合

寄附金の割合	一般社団		一般財団		合計	
0%	409	81.8%	165	74.7%	574	79.6%
10%未満	78	15.6%	39	17.6%	117	16.2%
10%以上 20%未満	6	1.2%	5	2.3%	11	1.5%
20%以上 30%未満	2	0.4%	2	0.9%	4	0.6%
30%以上 50%未満	1	0.2%	1	0.5%	2	0.3%
50%以上	4	0.8%	9	4.1%	13	1.8%
回答法人数	500	100.0%	221	100.0%	721	100.0%

%は、回答法人数(社団 500 件、財団 221 件、合計 721 件)における割合。

寄附金の総収入に占める割合は、収入規模を問わず「寄附金収入 0%」が約8割と最も多く、寄附金があっても大半が10%未満の低水準にとどまっている(表100)。10%以上の高い依存度を示す法人は5千万円未満の小規模層に限定され、特に50%以上の層は1千万円未満で6.3%存在するのみである。規模の拡大に伴い寄附金への依存度は低下しており、寄附以外の財源が運営の主軸となっている実態が顕著に表れている。

表 100 収入規模別の寄附金の総収入(経常収益)に占める割合

回答項目	1千万円未満	1千万～5千万円	5千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
0%	94 74.6%	196 80.7%	90 81.1%	121 79.61%	30 78.9%	40 85.1%
10%未満	18 14.3%	20 18.0%	19 17.1%	27 17.8%	8 21.1%	7 14.9%
10%以上 20%未満	2 1.6%	1 0.9%	2 1.8%	3 2.0%	0 0.0%	0 0.0%
20%以上 30%未満	2 1.6%	2 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
30%以上 50%未満	2 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
50%以上	8 6.3%	4 1.6%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
回答法人数(717)	126	243	111	152	38	47

%は、各収入規模別における割合。

3. 寄付と税制について

寄附金を募集しない理由は「既存の事業・運用収入で充足している」が過半数を超え、自前財源による運営の完結が主因となっている(表 101)。次いで「ノウハウ不足」が障壁となっており、事務負担や説明責任への懸念、会費制を主軸とする組織構造も募集を控える要因となっている。

従って、多くの法人においては、自立した財源基盤が確保されているため、外部資金導入への動機付けが低い状況にある。

表 101 寄附金を募集していない理由(複数回答可)

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
事業収入や運用収入で間に合っているため	237	56.0%	97	58.1%	334	56.6%
寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない	189	44.7%	68	40.7%	257	43.6%
寄附金を募集した後の事務負担が大きい	53	12.5%	20	12.0%	73	12.4%
募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない	45	10.6%	17	10.2%	62	10.5%
その他	27	6.4%	11	6.6%	38	6.4%
回答法人数	423	—	167	—	590	—

%は、本項に回答のあった法人数(社団 423 件、財団 167 件、合計 590 件)に占める割合。

寄附促進への期待項目は「多数の個人による小口寄附」が約 53%で最多となり、次いで「企業による寄附」が約 51%と、幅広い層からの寄附拡大に高い関心が寄せられている(表 102)。一方、大口の個人寄附や助成金への期待は 2 割台にとどまっており、特定の資源に頼るより寄附層の裾野を広げることを重視する傾向が鮮明である。

表 102 寄附の利用をさらに促進する上で期待する項目(複数回答可)

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
多数の個人による小口現金の寄附	38	53.5%	22	51.2%	60	52.6%
資産家等の個人による大口の現金寄附	17	23.9%	9	20.9%	26	22.8%
大口の現物資産の寄附等への寄附税制の適用・拡充	2	2.8%	4	9.3%	6	5.3%
企業による寄附	33	46.5%	25	58.1%	58	50.9%
寄附よりも、助成金等	22	31.0%	8	18.6%	30	26.3%
その他	6	8.5%	5	11.6%	11	9.6%
回答法人数	71	—	43	—	114	—

%は、本項に回答のあった法人数(社団 71 件、財団 43 件、合計 114 件)に占める割合。

大口の現物資産の寄附等への寄附税制の適用・拡充→資産家等の個人による大口の現物資産の寄附(みなし譲渡所得税非課税の特例※)など寄附税制の適用・拡充

4. その他

2025 年 4 月の制度改革を踏まえた公益認定取得の意向について、「メリットを感じず取得予定なし」とする法人が過半数(55.5%)を占めている(表 103)。また、「内容を把握できず判断できない」が 30.5%に上り、改正内容の周知・理解が不十分な実態が浮き彫りとなった。一方、改正を機に取得に前向きな法人はわずか 1%にとどまっており、今回の制度改革が認定取得の決定的な動機にはなっていないことが示された。

表 103 2025 年 4 月の制度改革を踏まえ、公益認定の取得を目指す意向有無

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
制度改革を受けて、公益認定の取得を前向きに検討している	4	0.8%	2	0.9%	6	0.9%
制度改革によって要件が明確化・緩和されたため、取得を目指す方針を固めた	1	0.2%	0	0.0%	1	0.1%
関心はあるが、実務的・人的リソース等の制約により、取得は難しいと考えている	45	9.5%	28	13.1%	73	10.6%
制度改革の内容を把握できておらず、判断できない	143	30.2%	67	31.3%	210	30.5%
公益認定にはメリットを感じておらず、今後も取得する予定はない	270	57.0%	112	52.3%	382	55.5%
その他	11	2.3%	5	2.3%	16	2.3%
回答法人数	474	100.0%	214	100.0%	688	100.0%

%は、本項に回答のあった法人数(社団 474 件、財団 214 件、合計 688 件)に占める割合。

収入規模別にみると、全層において「メリットを感じず取得予定なし」が最多で、特に 5 億円以上の大規模層では約 7 割に達している(表 104)。小規模層では制度改革の把握不足、中規模層ではリソース不足による取得断念が目立つが、改正を機に取得を検討する動きは全層で 1%台以下と極めて限定的である。

表 104 収入規模別の 2025 年 4 月の制度改革を踏まえ、公益認定の取得を目指す意向有無

回答項目	1千万円未満	1千万～5千万円	5千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
制度改革を受けて、公益認定の取得を前向きに検討している	2 1.7%	1 0.4%	1 0.9%	2 1.4%	0 0.0%	0 0.0%
制度改革によって要件が明確化・緩和されたため、取得を目指す方針を固めた	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
関心はあるが、実務的・人的リソース等の制約により、取得は難しいと考えている	12 9.9%	29 12.5%	12 11.2%	14 9.8%	2 5.3%	4 8.9%
制度改革の内容を把握できておらず、判断できない	44 36.4%	72 31.0%	36 33.6%	41 28.7%	8 21.1%	8 17.8%
公益認定にはメリットを感じておらず、今後も取得する予定はない	61 50.4%	124 53.4%	55 51.4%	84 58.7%	26 68.4%	31 68.9%
その他	2 1.7%	5 2.2%	3 2.8%	2 1.4%	2 5.3%	2 4.4%
回答法人数	121	232	107	143	38	45

%は、各収入規模における割合。

新基準の導入状況は「内容未把握のため今後検討」が約 36%で最多であり、多くの法人が検討段階にとどまっている(表 105)。導入予定は全体で約 20%で、一般財団法人が社団法人より積極的な姿勢を見せている一方、約 2 割は基準自体を適用していない実態も示された。自由記述からはシステム対応の遅れや小規模法人の理解不足が懸念されており、周知の徹底と実務的な準備期間の確保が円滑な移行への課題となっている。

表 105 令和 6 年公益法人会計基準(2024 年改正会計基準)の導入について

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
令和6年公益法人会計基準を導入予定である	86	17.7%	53	24.8%	139	19.9%
令和6年公益法人会計基準を導入する予定はない	89	18.4%	41	19.2%	130	18.6%
会計基準の改正内容について把握できていないため今後検討する予定である	172	35.5%	81	37.9%	253	36.2%
公益法人会計基準を使用していない	111	22.9%	29	13.6%	140	20.0%
その他	27	5.6%	10	4.7%	37	5.3%
回答法人数	485	100.0%	214	100.0%	699	100.0%

%は、回答法人数(社団 485 件、財団 214 件、合計 699 件)における割合。

ホームページ(HP)での情報公開は「役員名簿」が約 63%で最多となり、「定款」や「財務諸表」も過半数が公開している(表 106)。法人種別では、一般財団法人が財務諸表等の公開率で社団法人を大きく上回り、より積極的な情報開示姿勢が鮮明となった。一方、アニュアルレポートの公開は極少数に留まり、基本情報の提供が主流となっている。

表 106 自団体のホームページで一般に公開している情報(複数回答可)

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
定款	291	58.2%	139	62.9%	430	59.6%
役員名簿	317	63.4%	141	63.8%	458	63.5%
事業計画書	209	41.8%	106	48.0%	315	43.7%
収支予算書	177	35.4%	85	38.5%	262	36.3%
事業報告書	214	42.8%	124	56.1%	338	46.9%
財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)	231	46.2%	145	65.6%	376	52.1%
アニュアルレポート	18	3.6%	9	4.1%	27	3.7%
ホームページは作成していない	49	9.8%	21	9.5%	70	9.7%
その他	75	15.0%	26	11.8%	101	14.0%
回答法人数	500	—	221	—	721	—

%は、回答法人数(社団 500 件、財団 221 件、合計 721 件)における割合。

ホームページでの公開情報を収入規模別にみると、収入規模に比例して情報公開率は高まる傾向にあり、10 億円以上の大規模層では役員名簿や定款の公開率が約 8 割に達している(表 107)。財務諸表の公開も 5 億円以上の層で 8 割を超えるなど、規模の拡大に伴い説明責任への意識が高まる実態が示された。一方で、3 千万円未満の層では約 17%がホームページを未作成であり、大規模層の積極的な開示と小規模層の停滞という「公開格差」が顕著である。

III. アンケート結果 [一般社団法人編]

表 107 収入規模別の自団体のホームページで一般に公開している情報(複数回答可)

回答項目	1千万円未満	1千万～5千万円	5千万～1億円	1億～5億円	5億円10億円	10億円以上
定款	52 41.3%	143 58.8%	70 63.1%	99 65.1%	26 68.4%	36 76.6%
役員名簿	70 55.6%	146 60.1%	69 62.2%	104 68.4%	27 71.1%	38 80.9%
事業計画書	44 34.9%	97 39.9%	50 45.0%	75 49.3%	26 68.4%	21 44.7%
収支予算書	36 28.6%	81 33.3%	41 36.9%	60 39.5%	25 65.8%	17 36.2%
事業報告書	55 43.7%	100 41.2%	54 48.6%	75 49.3%	26 68.4%	26 55.3%
財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)	43 34.1%	112 46.1%	64 57.7%	86 56.6%	31 81.6%	39 83.0%
アニュアルレポート	8 6.3%	7 2.9%	4 3.6%	2 1.3%	4 10.5%	2 4.3%
ホームページは作成していない	21 16.7%	32 13.2%	7 6.3%	9 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
その他	20 15.9%	31 12.8%	18 16.2%	24 15.8%	5 13.2%	2 4.3%
回答法人数計	126	243	111	152	38	47

%は、各収入規模における割合。

今後自ら取り組みたい項目(表 108)については、「法人運営の効率化」が約 39%で最多となり、次いで人材教育や DX 推進といった内部基盤の強化・業務高度化に関する項目が上位を占めた。資金調達や事業拡大への意欲は一般社団より一般財団で高い傾向にある一方、情報開示や役員体制の見直しへの関心は低水準に留まっている。また、約 2 割の法人が現状維持を指向しており、運営の効率化を最優先しつつも、ガバナンス改革には消極的な実態が示された。

表 108 今後、法人組織として自ら取り組みたい項目(複数回答可)

回答項目	一般社団		一般財団		合計	
他の非営利組織との連携、協業	67	13.4%	30	13.6%	97	13.5%
人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)	142	28.4%	62	28.1%	204	28.3%
情報開示の推進	42	8.4%	15	6.8%	57	7.9%
事業の拡大、成長	105	21.0%	55	24.9%	160	22.2%
資金調達基盤の強化、安定化	112	22.4%	61	27.6%	173	24.0%
法人運営の効率化	190	38.0%	92	41.6%	282	39.1%
再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化	20	4.0%	6	2.7%	26	3.6%
DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	124	24.8%	62	28.1%	186	25.8%
働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入等)	65	13.0%	36	16.3%	101	14.0%
特に取り組みたい事項はない	115	23.0%	37	16.7%	152	21.1%
その他	15	3.0%	6	2.7%	21	2.9%
回答法人数	500	—	221	—	721	—

%は、回答法人数(社団 500 件、財団 221 件、合計 721 件)における割合。働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入等)→働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入、テレワークの導入、育児休暇の取得促進など)

収入規模別の取り組みたい項目については、収入規模に比例して「法人運営の効率化」や「DXの推進」への意欲が高まり、10億円以上の大規模層では共に6割を超える高い水準にある(表109)。

人材教育も規模が大きいほど重視される傾向にある一方、小規模層では「特に取り組みたい事項はない」が3割強を占めており、現状維持指向が伺える。組織基盤の強化や高度化に対する意欲は法人の財政規模と強い相関があり、規模による積極性の差が鮮明になっている。

表 109 収入規模別の今後、法人組織として自ら取り組みたい項目(複数回答可)

回答項目	1千万円未満	1千万～5千万円	5千万～1億円	1億～5億円	5億～10億円	10億円以上
他の非営利組織との連携、協業	24 19.8%	33 14.2%	14 13.1%	15 10.5%	7 18.4%	4 8.9%
人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)	30 24.8%	52 22.4%	33 30.8%	54 37.8%	13 34.2%	22 48.9%
情報開示の推進	16 13.2%	17 7.3%	9 8.4%	10 7.0%	1 2.6%	3 6.7%
事業の拡大、成長	20 16.5%	47 20.3%	30 28.0%	36 25.2%	7 18.4%	20 44.4%
資金調達基盤の強化、安定化	34 28.1%	61 26.3%	27 25.2%	35 24.5%	9 23.7%	7 15.6%
法人運営の効率化	32 26.4%	85 36.6%	49 45.8%	70 49.0%	16 42.1%	30 66.7%
再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化	4 3.3%	8 3.4%	4 3.7%	5 3.5%	3 7.9%	2 4.4%
DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	20 16.5%	44 19.0%	21 19.6%	56 39.2%	17 44.7%	28 62.2%
働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入等)	7 5.8%	24 10.3%	19 17.8%	23 16.1%	11 28.9%	17 37.8%
特に取り組みたい事項はない	39 32.2%	55 23.7%	22 20.6%	23 16.1%	5 13.2%	5 11.1%
その他	1 0.8%	13 5.6%	1 0.9%	4 2.8%	1 2.6%	1 2.2%
回答法人数	121	232	107	143	38	45

%は、各収入規模における割合。

5. 公益法人協会への要望

公益法人協会に対する要望は、「なし・特になし」が最多(70 件)であるが、具体的な項目では「セミナー・相談会等」や「情報提供・制度周知等」が上位を占めている(表 110)。特に令和 6 年会計基準への対応に向けた個別指導や、タイムリーな最新情報の発信を求める実務的なニーズが共通して高い。

全体として、組織運営における具体的な助言や相談窓口のさらなる充実を期待する法人の実態がうかがえる。

表 110 公益法人協会への要望等

回答項目	一般社団	一般財団	合計
セミナー・相談会等	9	6	15
提言・制度改正等	4	0	4
情報提供・制度周知等	3	10	13
その他	19	5	24
なし、特になし	50	20	70
回答法人数計	85	41	126

IV. まとめ

2025 年 4 月の公益法人制度改正から一定期間が経過した現在、日本の非営利セクターにおける公益法人および一般法人の運営実態と、制度改正に対する現場の受け止め方が、本調査からある程度明らかに出来たであろう。本調査は、制度改正直後の重要なタイミングに実施され、公益法人 1,316 法人、一般法人 721 法人の計 2,037 法人からの回答に基づいた現場の生の声であり、今後の政策課題を明らかにし、それへの対策の一助になれば幸いである。

◇公益法人の実態と新制度への評価

公益法人が現在の法人格を選択した最大の理由は、全規模および全事業分野において「社会的信用の高さ(71.7%)」であり、次いで「公益目的事業の非課税(51.3%)」が挙げられた。

新制度の目玉である「中期的収支均衡」をはじめとする財務規律の柔軟化については、全体の約 6 割が肯定的に評価しており、特に事業規模の大きな法人や事業期間が限定される分野からの支持が厚い。

一方で、運営上の課題としては、「定期提出書類の作成負担(65.7%)」が最も多く、制度解釈の難しさを挙げる法人も約 4 割に達している。また、ガバナンス対応における「外部理事・監事の確保」は、特に地方圏や中小規模法人で深刻なリソース不足を招いている。

さらに、令和 6 年会計基準の導入に対しては、システム改修や注記の増加により約 5 割の法人が強い不安を抱えており、対応時期を「経過措置終了間際」まで見送る法人が半数を占めるなど、現場の慎重な姿勢が目立つ結果となった。

◇一般法人の実態と公益認定への意向

一般法人においては、約 86%が再度法人格を選択できる場合でも「やはり一般法人」を選択すると回答している。これは「行政の監督を受けず実施事業に専念できる(39.5%)」という自由度の高さが最大の利点とされており、柔軟な経営環境が強く支持されているためである。

また、寄附金への依存度は極めて低く、約 8 割の法人が「寄附金収入 0%」であり、会費や収益事業といった自前財源での運営が定着している。

2025 年の制度改正を踏まえた今後の公益認定取得意向については、「メリットを感じず取得予定なし」が過半数を超え、「制度内容を把握できず判断できない」との声も約 3 割に達した。改正を機に取得を前向きに検討する法人は 1%未満にとどまっており、今回の制度改正が一般法人の公益認定移行を促す直接的なインセンティブには至っていない実態が明らかとなった。

◇制度改正の成果と「格差」の顕在化

中期的収支均衡や公益充実資金の創設といった財務規律の柔軟化は、一定の評価を得ているものの、その恩恵を享受できるのは主に複数年にわたる柔軟な資金運用が可能な大規模法人である。1 千万円未満の小規模層の多くは「積み立てる余力がない」「制度を十分に理解していない」と回答しており、資産背景や事業構造による「格差」が生じている。制度の理念が小規模法人にまで浸透しきれていない現状は、今後の制度普及における大きな課題である。

IV. まとめ

◇「簡素化」の実感が伴わない行政手続と会計対応

変更手続きの届出化や申請書類の見直しにより行政手続の簡素化が図られたものの、現場からは「実務の手間は変わらない」「逆に解釈が難しくなった」という声が多数寄せられている。

特に、新会計基準への移行については、専門用語の難解さやシステム改修コストの負担増が懸念されており、「負担軽減」という政策的意図と現場の実感との間に乖離が見られる。実務に即した具体的な記載例の提示や、小規模法人向けのマニュアル整備、情報公開サイトの使い勝手向上が急務となっている。

本調査結果から、2025年の制度改正は、非営利セクターの自律性と活動の柔軟性を高めるための重要な枠組み整備であったと評価できる。しかし、その枠組みを運用する法人側の「実務力」や「財政力」が追いついておらず、特に過半数を占める中小規模法人にとっては、制度の高度化が結果的に参入障壁や継続の重荷となっている側面がある。

今後は、法令の周知にとどまらない、法人の実態に即した支援が強く求められる。会計基準移行のサポートや、専門家の知見を借りやすい環境の整備、そして本質的な事務負担の削減に向けた行政システムの改善が必要不可欠である。

一般法人が公益化をためらう最大の要因が「煩雑な手続きと厳格な監督」である以上、「公益法人であることのメリット」が「維持するためのコスト」を明確に上回る環境を構築することが、今後の公益セクター拡大に向けた最大の鍵となろう。

V. 付属資料

1. 記述回答【公益法人編】

(1) 公益目的事業として認定された法人税法上の収益事業の内容

vii. 公益目的事業として認定された法人税法上の収益事業を実施している場合のその事業の内容を教えてください。(公益目的事業として認定申請したが、それが認められず課税になった場合は、その経緯について「その他」にご記入ください)

◇ 公益社団法人

- ・東京都福祉サービス第三者評価事業
- ・福祉専門職の方の資質向上のための研修等
- ・自転車防犯登録事業、風俗営業調査・講習等事業
- ・見舞金事業
- ・債権損失補償事業
- ・健康診断(3 件)
- ・口腔保健衛生に関する区民への啓発活動
- ・食中毒等防止・公衆衛生向上のための普及啓発活動
- ・炊飯業界の衛生管理レベルアップ、ごはん食味向上等取組む。
- ・学校給食に特化した業務
- ・環境保全事業(2 件)
- ・教育事業
- ・教材、会員章の斡旋販売
- ・研修関係の事業(2 件)
- ・講習会の開催
- ・講習(研修)事業について承認を得られなかった。
- ・映像製作者等向けの各種セミナーの実施
- ・資格取得・検定事業(3 件)
- ・学術研修
- ・公共施設 自動販売機の収益のみ
- ・関係団体事務局
- ・長年就業された会員を表彰する事業
- ・貸館業(3 件)
- ・国際交流事業(公 1)、国際協力研修及び地域国際化を推進する事業(公 2)
- ・観光業(2 件)
- ・サービス業(3 件)
- ・マーケティング事業
- ・広告(3 件)
- ・展示等
- ・共益事業
- ・相互保険事業
- ・農業
- ・青果物生産出荷安定基金事業
- ・畜産業(2 件)
- ・軽微な土木作業
- ・有料職業紹介
- ・海上安全業務
- ・会員親睦会への助成事業
- ・会員相互の扶助及び永年のシルバー人材センター事業貢献者の表彰を行う。
- ・事業参加者からの負担金のみ
- ・収益事業を実施していない。(2 件)
- ・分からない

V. 付属資料

◇ 公益財団法人

- ・ 福利厚生事業
- ・ 高齢者福祉事業：サービス付き高齢者向け住宅
- ・ 奨学金給付事業(2 件)
- ・ シンクタンク
- ・ 教育
- ・ 指定大学の教員・学生に対し研究教育助成(2 件)
- ・ 試験の実施
- ・ 食用植物油脂の分析業務
- ・ 調査事業
- ・ 道路交通情報に関するデータ提供
- ・ 国際交流事業(公 1)、国際協力研修及び地域国際化を推進する事業(公 2)
- ・ サプリメント販売
- ・ 漁業振興対策事業
- ・ 建設事業等の施工監理事業
- ・ 産業廃棄物処分業(2 件)
- ・ 自動販売機売上、手数料(4 件)
- ・ 堆肥販売一般農作業
- ・ 貸館業務(7 件)
- ・ 観光業
- ・ 遊覧船運航事業：普通の民間事業者との違いがないため。
- ・ 内職授産業務
- ・ 共済給付
- ・ 保険料収納業務
- ・ 保険
- ・ 指定管理受託(5 件)
- ・ 便益事業で少額実施している。
- ・ 公園施設内の自動販売機収入を付帯事業として公益目的事業として申請したが、東京都検査があった際、収益事業であるとされた。
- ・ ビジネス学科で販売事業を学習中の学生に対する学業評価として“販売技術 ロールプレイコンテスト”を公益目的事業として申請したが認定されず“その他事業”として実施中。
- ・ ビジネス学科で販売事業を学習中の学生に対する学業評価として“販売技術 ロールプレイコンテスト”を公益目的事業として申請したが認定されず“その他事業”として実施中。
- ・ 基本的に環境問題の普及啓発、環境教育等の公益事業を行政から受託しているが、委託契約なので税務署からは課税と言われている。
- ・ 公益目的事業として認定されている「子育てガイドブック」の作成事業について、広告料をいただくことについてのみ収益事業になっている。
- ・ 実施していない。(6 件)

(2) 2024 年度の収入のうち主なもの

◇ 公益社団法人

【寄付金、助成金、補助金、負担金】

- ・ 企業、団体による寄附金(7 件)
- ・ 行政からの補助金(2 件)
- ・ 上部団体からの助成金(5 件)
- ・ 新潟県内における「緑の募金」
- ・ 全法連助成金

【収益事業関連】

- ・サッカー場の運営で生じる⇒その他事業
- ・受益者負担
- ・入会金収入
- ・派遣事業受託収益
- ・保険料収入補助

【配当利息関連】

- ・受取配当金

【その他】

- ・負担金

◇ 公益財団法人

【寄付金、助成金、補助金、負担金】

- ・(一財)全国市町村振興協会からの助成金
- ・企業からの寄付金(12 件)
- ・寄附金(2 件)
- ・行政機関からの負担金(4 件)
- ・市からの補助金
- ・政府交付金
- ・都道府県からの交付金

【収益事業関連】

- ・給食費
- ・協賛金
- ・実用フランス語技能検定試験の検定料
- ・受託研究費
- ・青少年育成団体(一般社団法人、一般財団法人等)からの会館運営分担金等
- ・全国協会から県を通じて配分されるサマージャンボ、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金
- ・土地の賃貸料(2 件)
- ・入園料
- ・保険料収納業務
- ・学生寮運営収益

【配当利息関連】

- ・株式の配当金(22 件)

【その他】

- ・奨学金の返金

V. 付属資料

(3) 「公益法人になって良かった点を教えてください」

◇ 公益社団法人

- ・ 良くもあり、悪くもある。
- ・ 当初は社会的信用高いと考えたが、制約が多くかえって手間かかる。
- ・ 事業の実施要件として公益法人である必要があった。
- ・ 行政側からの発注に関し、随意契約の限度額を越えそうな事業に対しても雇用機会確保の観点から、相談を受けるなど非常にありがたく感謝している。
- ・ 特にない。

◇ 公益財団法人

- ・ 都道府県が設置した任意団体が発祥のため。
- ・ 昭和56年以降現在の方針で実施している。
- ・ 税金の減税

(4) 「公益法人になって苦勞する・困ると思われる点」

◇ 公益社団法人

【運営関係】

- ・ 物価高騰により、財務管理が難しい。
- ・ 会員減少による事業費収入の激減
- ・ 特に管理系業務の人材確保が難しい。

【制度関係】

- ・ 内閣府への提出システムが変更がありわかりにくい。
- ・ 法改正、会計基準変更の理解が難しい。
- ・ 定期提出書類「別表H」(公益目的取得財産残額)に相当する額の計算方法の変遷)に納得出来ない。マイナスになったところで計算方法を変更された。その後、緩和されたが、そもそも最初の変更の考え方に納得出来なかった。
- ・ 今回の法改正のように、一部の不正を行う団体の影響で法律のハードルが一方的に上げられるのは、問題がある。このようになるのであれば、はじめから公益法人を選択しなかった可能性がある。このような法改正があるときは、一般社団法人に移行できるような手立てをしていただくことが絶対必要である。

【その他】

- ・ これから困る点が出てくると思う。
- ・ 特になし

◇ 公益財団法人

【運営関係】

- ・ 資金繰り
- ・ 毎年、児童・生徒が減少し今後収入の減少で運営していけるのか不安
- ・ 運営を支えるのは実質会員の会費だが公益性優先により会員であることのメリットが薄れる。

- ・運用資産の評価損による収支相償未達
- ・専門的な知識を持った人材確保が困難
- ・チェックした項目は、当連盟の怠慢とパソコン能力不足が原因です。

【制度関係】

- ・行政に提出する書類が、煩雑すぎる。
- ・会計実務の特殊性
- ・借入金返済が支出として認められない。
- ・利益が出た額を3年間で赤字にすると一般正味財産が年々減少し運営が難しくなっている。
- ・公益法人なのに行政庁から、毎年黒字を出すよう要求されている。
- ・官僚主義
- ・現在の内閣府 WEB への上記書類の申請システム・様式・記入項目は、内閣府担当者が提出された書類を審査するのには便利なプログラムになっているが、申請者側の入力手間が掛かり過ぎる。
- ・行政庁の担当者によって指導が異なる場合がある。(同一の地方自治体の外郭団体で言われていることが違うので、外郭団体で統一的な対応ができない)
- ・制度の内容について十分に理解できていない。

【その他】

- ・新公益法人制度施行直後であり、まだ感想を述べる時期に達しておりません。

(5) 「法人格を再度選択できた場合、選択する法人格」

◇ 公益社団法人

- ・会員等に与える団体の信用度など鑑みると公益法人一択ですが、事業活動内容のフレキシブルさなどは一般法人の方が勝るのかなと感じます。
- ・公益法人か一般法人か迷う。(5件)
- ・任意団体(2件)
- ・全国シルバー人材センター事業協会に倣う。(2件)
- ・組織内でよく検討し、選択したい。
- ・不明、わからない等(5件)
- ・一概にはいえない、難しい等(2件)

◇ 公益財団法人

- ・税負担の面では一般法人、補助金等の受取の面では公益法人
- ・一長一短あり、検討が必要
- ・黒字又は収支多償の結果は中々実現しない。
- ・法人格はいらない。
- ・ただの財団法人
- ・比較検討をしていないので回答できない。

V. 付属資料

- ・判断しかねる。
- ・権限、決定権がない。
- ・不明、わからない等(6 件)

(6) 「税額控除証明を取得していない理由」

◇ 公益社団法人

- ・寄付金を受けることがない。(4 件)
- ・PST 要件を満たしていない。(17 件)
- ・メリットがない。
- ・取得の必要が無い。
- ・現在の法人会の事業活動において、特段「税額控除証明」の必要性がない。
- ・現時点で該当する対象者がいないため。
- ・控除証明発行を求められないから。
- ・今のところこの制度を利用する機会がありません。
- ・以前は取得していたが、現在は取得していない。
- ・事務のミスにより控除証明取得の提出期限が過ぎていたため。
- ・取得の条件をそろえて取得予定
- ・税が免除になっている証明は定期提出で提出しているが、実際に税額控除証明がどういうものかわからない。
- ・税理士におねがいしているのでわからない。
- ・不明

◇ 公益財団法人

- ・寄付金収入がない。(17 件)
- ・PST 要件を満たしていない。(16 件)
- ・PST 取得条件が厳しい。現在一般寄付は受け付けていない。
- ・全ての法人が取得できるものではないと理解しているので取得していない。
- ・コロナ前まで取得していたが、コロナ以降寄付額が減少し現在は取得できない金額であるため。
- ・証明書の有効期限が切れているが、寄付がないため取得していない。
- ・助成金が収入の大宗を占め、寄附金収入を見込んでいないため。
- ・寄附者から、証明書等の送付依頼がないため。
- ・当法人にとってあまりメリットがないため
- ・財団で取り組む業務の中で現時点での優先度が低いため。
- ・所在市へ法人市民税減免申請を毎年度提出している。
- ・現状、税控除を受けており、過去に取得していると思われる。
- ・制度自体を知らなかったが、該当する公益目的事業もあるため、今後取得したい。
- ・会計士に任せています。

- ・税金がかからない。(2 件)
- ・必要なし、不要(2 件)
- ・把握していない。

(7) 公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください

◇ 公益社団法人

【消費税関連】

- ・消費税の非課税措置の拡大(26 件)
- ・消費税(3 件)
- ・消費税(特定収入に該当しない寄付金にかかわる特例措置の柔軟化
- ・消費税(特例措置の上限 10,000,000 円の柔軟化
- ・消費税の簡易課税制度の存続と税額の低減
- ・消費税の負担が大きく、法人税と違い免れることができない。やむを得ないものと理解しているが、特定収入割合に応じて、仕入税額控除が全額認められないことは大きな負担である。
- ・消費税の負担を減らしてほしい。
- ・消費税減税の推進。中小規模の事業者への負担が大きすぎる。大企業や輸出関連企業優遇の税制
- ・インボイス制度における経過処置延長(57 件)
- ・インボイス制度の廃止(11 件)
- ・インボイス制度の特例措置(2 件)
- ・シルバー会員をインボイス制度の対象外にしてほしい。(2 件)
- ・インボイス制度。そもそも登録会員の殆どが非課税事業者であるシルバー人材センターに適用するのはおかしい。また、消費税法で小規模事業者を免税事業者としていることとの整合性はどう考えるのか。
- ・インボイス制度において個人免税事業者への支払配分金を仕入控除可となる特例措置の検討
- ・公益法人に限らずインボイス登録の促進をするのであれば、特例・非課税措置等の優遇制度との関係は根本的に見直すべき。
- ・公益法人に対するインボイス制度と非課税措置制度は矛盾しており、根本的に税制度を見直すべき。(インボイス制度は賛成)
- ・インボイス制度の見直し。
- ・インボイス制度により場合分けが多すぎて困る。すべて一律にして欲しい。
- ・インボイス制度の適用免除

【固定資産税等】

- ・各種税金の優遇措置
- ・固定資産税(3 件)
- ・固定資産税の減免措置(4 件)
- ・固定資産税の優遇措置

V. 付属資料

- ・固定資産税等の非課税措置(4 件)
- ・インフレに起因する支出増を収入により賄うことは不可能であり固定資産税の減免措置は公益法人にとって必須のものであると考える。

【その他】

- ・公益になって税制上のメリットはさほど無く、むしろ制約・報告等の手間が多くメリットが非常に少ない。
- ・公益目的財産に対する償却資産税の免除
- ・自治体によって法人住民税の均等割の課税非課税の取り扱いが異なる運用を改めてほしい。
- ・収益目的事業と法人会計の合算
- ・小規模の公益法人では、税制の優遇があるかどうかの情報も取得が難しい。わかりやすい税制の仕組みを。
- ・税額控除証明の要件(金額)の緩和
- ・当センターの場合配分金の平均年額は 43 万円程度ですが、そういった会員を 1000 万円以下のフリーランス事業者と定義しインボイスの対象とすることが適当であるのか疑問です。除外できるのなら除外いただきたいと思います。
- ・法人税以外の税の軽減
- ・印紙税がわかりにくい。
- ・会員数など年代によって変化するため、金銭的な罰則なく公益法人、一般法人を行き来できると対応しやすい。
- ・不動産関連における印紙税の軽減措置があるとありがたいです。
- ・法人市県民税均等割減免申請手続きの簡素化
- ・新会計基準に移行していないので不明
- ・免税事業者であるシルバー会員に対するインボイス制度の適用の撤廃
- ・商事税の非課税（消費税のことか：事務局注）
- ・会費収入が激減しているため特にない。
- ・特にない。(20 件)

◇ 公益財団法人

【消費税・インボイス関係】

- ・消費税の非課税措置の拡大(14 件)
- ・消費税,特定収入にかかる特例措置の改定(3 件)
- ・消費税(5 件)
- ・消費税が免除となる基準期間の課税売上高の基準を上げてほしい。
- ・消費税の減額
- ・消費税非課税収入に対する支出の消費税が計算されない
- ・インボイス制度における経過措置の延長(22 件)
- ・インボイス制度の廃止(2 件)
- ・インボイス制度における公益法人の免除
- ・インボイス制度については大会運営等の謝金旅費等を個人に支払うことが多いため、今後厳

密に適用されると当協会の負担が激増すると考えている。経過措置の延長というより適用範囲を狭めてほしい。

【固定資産税等】

- ・固定資産税に対しての非課税処置(8 件)
- ・固定資産税の公益部分の税額控除(3 件)
- ・固定資産税(5 件)
- ・公益認定を受けている法人は事業内容に関わらず全て非課税法人として欲しい。
- ・収支相償を超えても、収益事業に利益を繰り入れたい。

【制度内容等】

- ・消費税制度の簡素化
- ・税制の理解が難解(特に消費税)
- ・租税特別措置法第 40 条
- ・相続財産の寄附について租税特別措置法 40 条にかかる手続きを簡略化してほしい。
- ・適正事業者はインボイス制度対象外
- ・免税事業者との取引にかかる消費税の取り扱いがインボイス制度前に戻して欲しい。

【その他】

- ・医療業であるため、消費税の優遇・非課税団体指定
- ・寄付への領収証発行のデジタル化
- ・寄付者に対する税制優遇の説明方法と、法人側がすべきこと。
- ・寄附金控除の更なる優遇
- ・特になし、現状のままで満足
- ・特になし(42 件)
- ・よくわからない。

(8) 中期的な期間での収支均衡が可能になった点についての評価

◇ 公益社団法人

- ・決算後、つまり次年度に公益充実資金に積み立てる等の対処が出来ることのみ評価している。
- ・肯定的にとらえてはいるが、運用方法等については未知の面もあり、実際に行わないと判断できない。
- ・以前より、中期的な財務運営は楽になったが、そもそも収支均衡を図る必要があるのか疑問である。
- ・中期的な財務運営は可能となったが、公益充実資金等の対応は変わってないと感じる。
- ・ここ数年赤字が続いているため、恩恵を感じていない。
- ・収支相償は馬鹿げた制度である。廃止すべきだ。

◇ 公益財団法人

- ・肯定的ではあるが、より中長期的な計画が必要不可欠となると思われる。
- ・上述の通り、行政庁から毎年黒字を出すよう要求されているため、中期的収支均衡になった。

V. 付属資料

ことによる大きな変化は感じない。

- ・ 中期的では収支の均衡を図ることはできない。
- ・ 過年度赤字が通算可になった点は評価できるが管理が複雑になった。
- ・ 単年度で赤字が常態なのでメリットは感じられない。公益事業が黒字になる法人はどのようにして収益をあげているのか不思議です。
- ・ R7 年度から施行なのでコロナ禍での損失を収支均衡に算入できないことは不満である。多くの公益法人がコロナ禍での損失を抱えているはずである。
- ・ 新たな制度をどのように生かしていくかこれからの検討が必要
- ・ 新公益法人会計移行直後であり、まだ評価できる時期に至っておりません。
- ・ 中期的とはいえ、プラマイゼロにしなければならない点は変わらない。運転資金確保のためにも単年度で一定基準(事業費の数か月程度など)の剰余金を認めてほしい。
- ・ 設定期間(過去 4 年、将来 5 年)では対応できない周期で収支の増減があるため、活用することができない。
- ・ 豊富に財産がある場合はメリットと思うが、当法人のように毎年、収支をプラスにすることに苦しんでいるような法人にはあまり関係ない。
- ・ 県からの委託料で実施しているため影響がほとんどない
- ・ 今年度からの制度なのでまだわからない。
- ・ 該当なし

(9) 公益充実資金制度を活用する予定はあるか

◇ 公益社団法人

- ・ 積み立てができるほどの剰余金がない。(8 件)
- ・ 実施する財政的ゆとりがない。
- ・ 剰余金が発生するのか年度を締めてみないと分からない。
- ・ R6 年度に特定費用準備資金を設定した。
- ・ 現在も積み立てを行っている。
- ・ 特定費用準備資金を積み立てており、公益充実資金に移行予定
- ・ 現在設定している特定費用準備資金等を公益充実資金へ移行
- ・ 公益社団法人になって以来赤字続きで、剰余金を積み立てる計画などたてられない。
- ・ 公益充実資金と特定しているが、将来に亘り必要なのは人財の確保
- ・ 施設の移転整備中であり現時点で今後の予定は未定
- ・ 赤字補填として積立てしたいが活用できない。
- ・ 資金の確保より借入金の返済が残っています。
- ・ 取りまとめ等を行っている上層機関の回答待ち
- ・ 積極的に活用する予定であるがまだ決定していない。

◇ 公益財団法人

- ・ 既に積み立てている。

- ・既に特定費用準備資金を積み立てている。
- ・既に特定費用準備資金を設けており、そのまま公益充実資金として管理予定
- ・すでに特定費用準備資金を積み立てているので、当面積立の予定はない。
- ・資産取得資金から移行予定
- ・令和6年度決算時から活用
- ・検討中
- ・現時点では予定していないが、制度内容を十分に理解したうえで今後検討を進める。
- ・現段階では活用について協議していない。
- ・財政が厳しいので、積立ての予定はない。
- ・制度の内容、趣旨は理解しており、評価もしているが、積み立てるための収入確保が困難と考えている。
- ・剰余金は発生しない。(3件)
- ・十分な剰余金がないため活用できない。
- ・積み立てるための剰余金が不足している。
- ・活用したいが、毎年自転車操業の状態なので、そもそも剰余金をどうやって生み出すかが先決。
- ・制度を勉強中だが、当初の認識より積立てのルールが厳しくあまり活用できそうにない。
- ・制度を利用したいが、補助金交付団体の地方公共団体から許可が下りない。
- ・積み立てる余裕がない。(2件)
- ・積立ての予定なし
- ・該当なし

(10) 遊休財産が使途不特定財産に変更されたことに対する評価

◇ 公益社団法人

- ・柔軟になったと思うが実感がない。(2件)
- ・現状では当法人への影響はないが、予見できない事態が生じた場合の不安が解消された法人も多いと考える。
- ・遊休財産が多額ではないため現時点では有益性を実感できていない。
- ・特定積立資産の規約を設けているのに、使途不特定財産になるのか分からない。
- ・当財団は毎年度、一定額の助成事業を継続的に実施していますが、過去のコロナ禍のように、特に海外向け助成が予定通り実施できないケースもあります。このような場合、過去5年の平均額を基にした使途不特定財産の上限を超えて未使用額が発生することがあり、その財産が次年度以降に解消できるかは不透明です。以上のことから、本制度変更が当財団にとって実務的なメリットとなっているとはいえずらうと考えています。
- ・指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込みの記載が繁雑(当会では指定寄附資金は、奨学金事業を長期的・安定的に運営できるよう都度積立てて活用しており、いったん積み立てられた寄付金は同一口座内の預金額として合算されるため、これまで受入年度ごとに払い出し

V. 付属資料

するという概念がなかった。)

- ・過去5年分等で期間制限しているが、将来に備えた人材確保に期限設定は使いにくい。
- ・以前から遊休財産額は少ないため、特に影響はない。
- ・制度内容は理解しているが過去でも遊休財産が問題になったことがないためわからない。
- ・制度改正により運営が変わることはないと考えている。
- ・1年分の事業費相当額の財産を保有したことがないので関係ない。
- ・あまりメリットを感じない。
- ・もともと使用していないため、影響しない。
- ・該当する財産がない。(14件)
- ・補助金の割合が高く、使途制限があるため、活用の予定がない。
- ・名称変更は意図が不明
- ・なし

◇ 公益財団法人

- ・遊休の字面に疑問もあり、より柔軟な解釈が可能となった点は評価できると思います。
- ・事業規模の周期(最大年度の翌年が最小年度となる)があり、改正内容が有利となるか不明。
- ・収支均衡が緩和されない限り、使途不特定財産を増やす手段は限定的であり、あまり意味がないと思う。
- ・5月の理事会等で財務3基準の説明をする必要があり、これまで前年度が決算しないと上限額の計算ができなかったが、今回の変更で、算定可能時期が早くなった。
- ・制度が改正されたばかりで評価できる段階ではない。
- ・特にメリットを感じない。(2件)
- ・影響はないと思う。(4件)
- ・現在は「使途不特定財産」が大きくないので影響が少ない。
- ・当法人にとってはあまりプラスにはならない。
- ・該当する財産がない。(35件)
- ・制度の恩恵を受けるほどの遊休財団をもっていない。
- ・当法人は全国に支部があり、それぞれが予算決算を一旦行うため法人全体額での統制が難しく、新制度を活用することはできない。
- ・本会は保有上限額が保有額を大きく上回るため、変更の影響は少ない。
- ・今年度からの制度なのでまだわからない。

(11) 公益目的事業1年分程度の予備財産の確保・管理方針を検討しているか

◇ 公益社団法人

- ・予備財産の確保は難しい。(8件)
- ・必要性の有無も含め、まだこれからの判断となりそうです。
- ・日々のルーティンワークに追われ当該制度の検討等は後順位である。
- ・施設の移転整備中であり現時点で今後の予定は未定

- ・ 予備費 期間が1年では将来の変化に対応ができる期間ではない。
- ・ 剰余金が発生するのか年度を締めてみないと分からない。
- ・ 制度改正内容を十分習得したうえで検討予定。
- ・ 当財団は収益事業を行っておらず、寄付により成り立っている財団です。例年寄付をして下さっている企業が経営難に陥った際には収入が途絶える可能性があるため、事業継続のために公益目的事業継続予備財産を策定することは有益かと思います。しかしながら、予備財産額の設定や説明・報告などの工数を考慮すると正直メリットを感じにくいです。
- ・ そもそも保有している使途不特定財産が上限額には程遠く、検討する段階にはない。
- ・ 補助金の交付を受け、自主財源は事業を運営するために必要な経費のみの収益であるため、想定することができません。
- ・ 過去5年分の平均額であれば、使途不特定財産が上限を超えないと考えられる。
- ・ 考えてない。

◇ 公益財団法人

- ・ 予備財産がない、確保が難しい等(10件)
- ・ 制度の概要、対応ともに現在勉強中である。
- ・ 公益目的事業継続予備財産を築くまえに、まずは責任準備金保有率を充実させなければならない。
- ・ 設定のための要件が難しい。
- ・ ギリギリでやっているのでもあまり関係ないです。
- ・ 県からの委託料で事業実施しているため制度の導入が必要ない。
- ・ 検討中
- ・ 事業計画にもよるので、現時点では未定
- ・ 該当なし

(12) 区分経理について、3年間の経過措置に対する対応予定か

◇ 公益社団法人

- ・ すでに導入している。(10件)
- ・ 検討中(21件)
- ・ 今後検討する。(6件)
- ・ 現時点では未定(19件)
- ・ これから会計士と相談してなるべく早めに対応いただくよう願います。
- ・ 会計士と相談して進める。(2件)
- ・ 会計システムのVer更新により対応を予定している。
- ・ 会計ソフトの対応に合わせて3年以内に対応予定
- ・ 区分経理の件はこれから勉強予定
- ・ 区分経理の対応が難しいため、時期を決めかねている。
- ・ 経過措置の期間内で導入するかどうか、ほかの法人の動向を見ながら検討する。

V. 付属資料

- ・現在、公益目的事業と法人運営の費用を案分配賦している。
- ・公益事業のみで収益事業がないので区分経理を作成必要不明
- ・収益事業の今後の方針を決定して検討
- ・十分に理解していない。
- ・上部団体の指導に沿う。
- ・新制度に対応した経理ソフト導入時期とあわせて対応したい。
- ・制度の内容を十分に理解していないため、判断できない。(6件)
- ・税理士と相談(4件)
- ・税理士・司法書士に相談する。
- ・法人会計と事業費会計を区分している。

◇ 公益財団法人

- ・すでに区分経理を導入している。(23件)
- ・検討中(27件)
- ・今後検討(5件)
- ・現時点では未定(10件)
- ・制度の内容を十分に理解していないため、判断できない。(3件)
- ・会計士と相談の上、検討します。
- ・どのように対応するかまだ検討していない。
- ・会計・税務顧問契約をしている公認会計士に相談してから対応する。
- ・会計ソフトを変更する予定であるのでそのタイミング
- ・区分経理について理解できていない。
- ・経過措置内か後か、時期を確定していない。
- ・現在情報収集中で方針が決まっていない
- ・顧問税理士と相談する。
- ・収益事業を行う予定がない
- ・準備が整えば3年経過を待たず導入したいと思います。
- ・他団体の状況を見て、顧問会計士と相談、協議して対応する。
- ・他法人の状況を確認しながら、状況を見て判断予定
- ・東京都はまだ提出する必要がある。
- ・設問の意味がよくわからない。

(13) 変更手続きの届け出化に対する評価

◇ 公益社団法人

- ・多少の簡素化は感じるが大きな変化はない
- ・簡素化されたとは思いますが、実際の届出などの事務は繁雑である。
- ・手続きの変更が不明で、手間取った。
- ・簡素化・合理化以前に変更手続きの方法がわからない。

- ・届出は、司法書士に任せている。
- ・あまり理解できていないが簡素化は一部と理解している。
- ・まだ届出申請を行っていないが、簡素化されたと思われる。
- ・制度の内容を十分に理解していないため、判断できない。
- ・分からない。

◇ 公益財団法人

- ・届出内容が従前と変わらない。
- ・事業を弾力的に行えるようにするためには、現行認定を受けている内容について、再度申請の上認定を受ける必要があるが、それ単独での申請はむ難しいと考えており、結果的に現在の申請内容の事業に縛られ、簡素化のメリットが感じられない。
- ・具体的案件について、変更認定申請が必要か、変更届で足りるのかの判断が依然としてわかりにくい。
- ・大きな負担の軽減には繋がっていない。
- ・一連の取組が一段落後、評価
- ・区分経理を行っている。
- ・会計士に任せているので判らない。
- ・届出申請は行ったが、簡素化されたかどうか分からない。
- ・初めての申請の為、比較できない。
- ・変更前の手続きを経験していないので、判断できない。

(14) 申請書、定期提出書類の見直しに対する評価

◇ 公益社団法人

- ・事業報告の際に作成していた書類の作成時期が決算時に前倒しになり、他の業務と重なり負担増となる。
- ・修正点を確認することが手間で、こういった処理が正しいのかわからない。
- ・簡素化されたのであろうが、制度の変化についていくのが大変である。
- ・6月末提出だった書類の作成が4月決算期に集中し負担は激増
- ・今回の会計書類の変更は担当者の負担が大きく、そのメリットも無いと思う。
- ・変更することが大変で変更にメリットを感じない。
- ・簡素化されたかどうか分からない。2025年9月に提出したが以前より面倒であった。
- ・まだ作成はしていないが、新様式に適応するには時間を要すると思われる。
- ・申請書類は税理士に依頼しているため不明
- ・司法書士に任せている。
- ・新様式をどこで確認できるのか分からない。
- ・制度の内容を十分に理解していないため、判断できない。
- ・大きな変化を感じない。

V. 付属資料

◇ 公益財団法人

- ・ 注記が煩雑（3 件）
- ・ 従前の制度では、計算書類の作成期限(監事監査の時期まで)と定期報告の作成期限(6 月末まで)に違いがあったため、それぞれにおいて対応すればよく、時間的な余裕があったが、新制度では、定期報告の内容が計算書類に含まれてしまったため、計算書類の作成ボリュームが多くなり、決算作業が限られた時間の中で対応しなければならず、負担が大きくなった。様式や内容よりも作成時期の問題が大きい。・ 注記など付属事項が逆に相当増えるため、あまり容易になったと評価できる と言いきれません。
- ・ 行政提出書類の記載事項は簡素化された反面、決算書類が膨大となり会計監査・役員会承認のスケジュールが過密になる。
- ・ 変更に対応するため理解しなければならないことが多く、現状では難しく感じている。
- ・ これまで定期報告までに作成すればよかった書類を監査法人の監査前に作成する必要性が生じたため、4 月前半の業務が拡大し、残業対応せざるを得なくなる見込みとなっている。
- ・ 注記での開示情報が増え実務の手間は確実に増える。
- ・ 注記など付属事項が逆に相当増えるため、あまり容易になったと評価できる と言いきれません。
- ・ 形式が変わっても結局作成が必要のため二重管理でむしろ手間である。
- ・ まだ提出していないが、容易になるとは思えない。

(15) 定款変更・組織再編手続きの合理化に対する評価

◇ 公益社団法人

- ・ 司法書士に任せている。

◇ 公益財団法人

- ・ 内閣府に手続き中であるが、手続きが簡素化されたと思わない。
- ・ 一連の取組が一段落後、評価
- ・ 設問(12)の回答と同様

(16) 改正後もなお煩雑・改善が必要と感じる行政手続きはあるか

◇ 公益社団法人

- ・ 事業報告書作成内容の簡素化を望む。
- ・ 改正による事務作業変更の煩雑さに見合う効果を感じない！
- ・ 特定費用準備資金等の根拠書類が据置だけでなく、提出書類が増えた。
- ・ 改正ではなく、改悪である。もう一度原点に返って考え直してほしい。一般社団法人にスムーズに移行できる機会を是非与えてほしい。今回の改正であれば、一般社団を選択する。
- ・ 相変わらず提出書類が多く煩雑であり、お役所仕事の典型である。
- ・ 申請書類ごとに詳細を記載したマニュアルを作成すべき。これがあれば全国の公益法人で大幅な業務の効率化ができると思う。

- ・特に煩雑とは感じないが全体的に改善されているとは感じない。
- ・定期提出書類の中の「公益目的事業の実施状況」におけるインパクト測定などどのように書くのが良いのか？また、計画時に提出することとなった法人の事業をなぜ毎年理事会にかけ必要があるのか？改善の余地があると思う。
- ・届出自体が必用かどうか判断に迷う場合があるので、もっと具体例を示してほしい。
- ・変更手続き前に行政庁と打合せするなどの手間が必要である。
- ・専門家でないと対応が困難である。
- ・区分経理の原則化により複数の注記作成することが煩雑である。
- ・総会の開催に代える社員全員の同意
- ・附属明細書が複雑
- ・事業報告が煩雑
- ・事業報告のさらなる簡素化
- ・定期書類作成及び提出は依然煩雑だと感じている。
- ・置き書類の提出についてガイドラインの解釈にばらつきがあるように感じ、実質的には煩雑になったと思われる。
- ・直観的にわかりやすくすることは必要だと感じる。
- ・公益 info のシステム面について改善の余地を感じる。
- ・実際に手続きしないと判断できない。(5 件)
- ・3 月末決算報告法人であることから手続の検討は未了である。
- ・手続きの必要性が低いので、判断できない。
- ・制度の内容を十分に理解していないため、判断できない。
- ・公益事業変更や定款変更など頻繁に行うわけではないので、判断できない。
- ・現時点で手続きを行っていないため、評価できない。
- ・適用を検討中のものが多く、現時点で回答は出来ない。
- ・確認中

◇ 公益財団法人

- ・定期提出書類の注記
- ・財務諸表の注記のボリューム増により、手間が煩雑で判りにくくなった。
- ・公益法人インフォメーションの提出システムの操作性を改善してほしい。
- ・届出が公益目的事業の統合・再編・承継に留まっており、軽微な変更も届出とすべき。
- ・3 年に一度の県による立入検査が不定期となる基準が不明。恣意的な判断で実施未実施が判断されるのは望ましくない。
- ・該当する手続きを行う予定がない。
- ・事業報告時の役員名簿は最新の変更届出の内容が自動で反映されるようにしてほしい。
- ・変更手続きで、認定申請と変更届の判断が依然わかりにくく、それを確認できる窓口がないこと。
- ・収支相償を満たす公益充実資金であれ、予備財産であれもっとこういうものに使えるという具体例をたくさん提示してほしい。

V. 付属資料

- ・定期提出書類(事業計画、事業報告)の書類数が多過ぎて何年か作成を経験しないと理解できない。当法人では役職員の中で私1人しか対応できない状態。
- ・事業報告全般
- ・納税証明の取得手続きは国税だけでなく地方税にも適用希望
- ・毎回「オフライン様式」を編集し提出するスキームが無駄に感じる。入力フォーム等を用意いただき、サイト上で入力できるとありがたい。また、法人基本情報など、すでに共有されている情報を毎回入力させる仕様も改善されたい。
- ・役員改選に伴う登記手続きが14日以内とされているが必要書類の準備が間に合わないのので30日以内にしたい。
- ・滞納をしていない証明書等の取得及び提出の継続
- ・「今回の制度改正により、公益目的事業の統合・再編・承継や収益事業の追加に関する手続きが一部届出で可能となる」・・・この言い方は誤解を生むのではないか。簡素化されて実現することと混同している。
- ・定期提出書類(事業報告)での開示情報の多さ。
- ・税額控除の手続き。
- ・更なる変更届出で足りる範囲の拡大
- ・「公益目的事業継続予備財産」のような将来への備えを、公益充実資金として認めてほしい。
- ・全体的に煩雑である。
- ・審査に時間を要するのであれば申請書類の簡素化がされても結果的には事務効率化にはならないと感じる。
- ・「公益充実資金」「公益目的事業継続予備財産」に関し、該当しない(積み立てられない)項目のリストが提示してあると理解しやすい。
- ・改正後日が浅いためわからない。
- ・現時点で手続きを行っておらず評価できない。(11件)
- ・制度変更内容を十分に把握していないため、判断できない。(3件)
- ・まだ手続きをしていないため判断できない。
- ・特になし(2件)

(17) 制度改正以降、ガバナンス対応で特に大変だと感じたこと

◇ 公益社団法人

- ・現在や役員報酬がなく、費用の財源確保が難しい。
- ・事業の継続だけで大変なところに、外部理事と外部監事の選任はどう対応すればいいのか途方に暮れている。小規模法人は適用除外となるようだが、小規模法人の条件を緩和してほしい。
- ・実施までの期間があまりにも短く拙速な改正と思えた。
- ・外部監事・外部理事の選任が必要である旨を役員に周知し、具体的な選挙スケジュールを示したところ。

- ・外部役員の導入自体は理解しているが、その際このような検討視点があることすら知らない。
- ・外部理事選任に苦勞したが見通しが立った状況
- ・詳細がわかってからの対応を考えている。
- ・まだ実施していないためわからない。(2 件)
- ・制度の内容を十分に理解していないため、判断できない。(6 件)

◇ 公益財団法人

- ・定例的に対応できている。(3 件)
- ・外部理事・監事に関する縛りが緩く、結局は従来の財団幹部に近い方の人選が可能になってしまう点。(第三者的視点の確保の難しさ)
- ・理事会での事務局長の選任
- ・関連当事者の確認
- ・外部理事・監事の選任以外は今後実務を行っていくのでまだわからない。
- ・改正されたばかりでまだ回答できない。(6 件)
- ・制度内容を十分に把握していないため、判断できない。(6 件)
- ・現時点では大変だと感じる事象が生じていないので判断できない。

(18) 公益法人インフォの情報公開サイトの使い勝手についての評価

◇ 公益社団法人

- ・以前よりは使いやすくなったが、依然改善の余地があるように感じる。
- ・依然として検索しにくい。NPO 法人のポータルサイトのような仕組みにしてほしい。
- ・慣れれば使いやすいのではないかな。
- ・申請画面の登記簿謄本の取得がうまく処理さない。
- ・一部は使い易くなったが、全体的には変わらない。
- ・ログインがわかりにくくなった。
- ・前のほうが、全体把握ができてよかった。
- ・以前の表示に慣れていたので、まだ見慣れない。
- ・概ね使いやすくなったが、細かな箇所で使いにくさを感じる部分がある。
- ・使いやすい部分とそうでない部分の両方があると感じています。
- ・新様式をダウンロードしたくて探しましたが、どこにあるのか探し出せませんでした。
- ・ユーザーの視点がないので使いにくすぎます。
- ・使い始めたところですが、使いやすいとは思わない。
- ・事務局長に任せているので理事長の私は分からない。
- ・使用頻度少なく評価が難しい。(14 件)
- ・以前は利用していなかったので比較できない。(3 件)
- ・未だ利用していない。
- ・特に意見無し

V. 付属資料

◇ 公益財団法人

- ・様式や提出書類が変更され煩雑、エラーメッセージの内容が分かりづらい。
- ・改善がおこなわれて分かり易くなっている。
- ・フリーズしにくくなった。
- ・使い勝手が良くなったとは思えない。
- ・「委員会からの情報を知る」、「公益法人として活動する」などの入口はかえって分かりづらい。どこに何の情報があるかトップページでは分からず、いつも行ったり来たりしてなかなか欲しい情報にたどり着けない。トップページの一覧性を充実させて欲しい。また、一画面で見える情報が少なく、スクロールしているうちに、何を見ているか分からなくなってしまいうページがある。
- ・トップページはきれいで見やすくなったがスクロール量が多過ぎて、欲しい情報にたどり着くまでの時間は、以前のサイトのほうが早かったように思う。
- ・良い意味で、以前とあまり変わらないと感じる。
- ・情報公開サイトを活用できていない。
- ・確認するゆとりが欲しい。
- ・まだ事務経験が浅く、判断できない。
- ・まだなんとも言えない。
- ・利用する機会がないのでわからない。
- ・新任のため比較ができない。
- ・現時点でまだわかりません。
- ・よくわからない。
- ・今年度から担当しており、新旧比較ができない。
- ・最近使うようになったので比較できない。
- ・以前が分からないので評価しようがない。
- ・以前を知らない。
- ・利用していないため判断できない。(17件)
- ・殆ど使用していない。
- ・特になし

(19) ガバナンス・コードの対応状況

◇ 公益社団法人

- ・先生方が決めることなので不明
- ・まだ内容を確認中である。
- ・これから検討する。(3件)
- ・採用必須となった際に採用する。
- ・採用不採用を含め今後の検討課題である。
- ・上部団体の指導に沿う。

- ・全国シルバー人材センター事業協会に倣う。
- ・制度の内容を十分に理解していないため、判断できない。
- ・内容を十分に把握していない点もある。
- ・現時点では未定(2件)
- ・わからない。

◇ 公益財団法人

- ・規模が小さい法人なので必要性を強くは感じていない。
- ・現状、財団の規模や少人数であることを勘案し不要と考えている。
- ・現状、特に課題を感じておらず、採用する予定もない。
- ・必要性を感じていない。
- ・親会社のガバナンスコードに準拠
- ・定款や諸規程・ガイドライン、行動規範、PSEAHポリシーがあり、それらの遵守で当面は十分と考えている。
- ・将来、採用を検討すべき時期が到来する。
- ・全体の把握ができておらず、回答できない。
- ・検討中(3件)
- ・今後検討したい。
- ・未検討(2件)

(20) ソーシャルインパクトについてどのように捉え、評価しているか

◇ 公益社団法人

- ・職員や関係者内では意識はしているが、法人規模も小さく、どの程度を評価するのか迷います。
- ・サービス向上に資するための発注者アンケートを実施している。
- ・先生方が決めることなので不明
- ・制度の内容を十分に理解していないため、判断できない。
- ・よくわからない。

◇ 公益財団法人

- ・フォーラム参加者によるアンケート結果の分析を行っている。
- ・ある程度の評価指標は必要と思うが、私どもが行う環境活動は短期的な数値成果は出ないことが多いので、評価の仕方が難しい。
- ・まだまだ小さいと考えている。
- ・評価基準がよくわかりません。

V. 付属資料

(21) 令和 6 年会計基準の導入時期について

◇ 公益社団法人

- ・ システム対応の時期による。
- ・ 上部団体の指導に沿う。
- ・ 上部団体(連合会)の指導の下移行予定
- ・ 毎月チェックを求めている税理士と今後相談していこうとの段階
- ・ 財務システムの改修スケジュールが不明。
- ・ 新制度に対応した経理ソフトの導入時期にあわせて移行予定
- ・ 税理士に相談しながらやっている。
- ・ 未定

◇ 公益財団法人

- ・ 税理士と相談してできるだけ早く移行したい。
- ・ 対応を検討
- ・ 経理事務所にまかせているのでわからない。

(22) 令和 6 年会計基準の導入で、大変・不安に感じている点

◇ 公益社団法人

- ・ 新会計基準対応の会計ソフトの導入経費の負担が最も大きい。
- ・ 内容の理解と、当法人として提出が必要な書類の把握が難しく不安を感じている。
- ・ 経理担当者の欠員補充ができていない状況での新会計基準の導入には大きな不安がある。
- ・ 指定寄附資金について受入年度別残高と 5 年超指定資金の残高内訳別の支出見込みを注記に記載しなければならなくなったが、当会では指定寄附資金は奨学金等の財源として複数口座にプールして活用しており、プールされた寄附資金は単に預金口座の算高として合算されることから、これまでその活用に当たり受入年度順を意識したことがなかったため事務が繁雑となった印象。
- ・ 令和 6 年会計基準の導入の内容に関しての理解が不十分で、不安や課題を感じるころまでいっていません。
- ・ 税理士事務所にお任せしている。
- ・ 税理士に任せている。
- ・ 制度の内容を十分に理解していないため、判断できない。(4 件)
- ・ まだ精査していない。
- ・ 不明

◇ 公益財団法人

- ・ 新様式の決算書では理事会や評議員会における事業・経費内容の詳細な説明が難しくなると予想している。したがって、結局は旧来通りの決算書(特に p c)の作成も必要となり、二度手間となることを危惧している。
- ・ 設問(13)と同様 (従前の制度では、計算書類の作成期限(監事監査の時期まで)と定期報告の作

成期限(6月末まで)に違いがあったため、それぞれにおいて対応すればよく、時間的な余裕があったが、新制度では、定期報告の内容が計算書類に含まれてしまったため、計算書類の作成ボリュームが多くなり、決算作業が限られた時間の中で対応しなければならず、負担が大きくなった。様式や内容よりも作成時期の問題が大きい。

- ・元々が公益法人会計基準は特殊過ぎて、普通に会計知識があっても理解しにくい。当法人ではやむなく昨年から公益法人専門の税理士に外部委託することにした。
- ・会計事務を委託している公認会計士が制度を理解しているか不安に感じる
- ・顧問税理士と協働しており特に不安はない。
- ・対応を検討
- ・全体を把握しておらず、回答できない。(5件)
- ・経理事務所、顧問会計士にまかせているのでわからない。(5件)

(23) 今回の公益法人制度改正全体についての総合的な評価

◇ 公益社団法人

- ・改正していこうとの姿勢は評価するが、何の為等があまり把握できない。
- ・法改正は評価。今回の会計基準改正、区分経理以外の部分は国が財務諸表から改正内容を自動展開するシステムを作成して実現すべき。国と役人の負担減ために法人の支出増と職員負担を激増させるのは、従前から続く悪手です。ソフト会社は儲かるでしょうけれど。
- ・おおむね評価できるが外部理事・監事等の導入など一部評価できない面もある。

◇ 公益財団法人

- ・評価できる部分とできない部分の落差が激しい。(2件)
- ・中期的な財務運営等評価できる部分はあるが、会計基準の変更対応はこれからであり全体の評価は難しい。
- ・①既に時代に合わない認定法別表を見直ししない限り公益認定制度改正とはいえない。②内閣府担当自体が、制度改正の目的や内容をきちんと理解していない。
- ・直前まで詳細が不明なものが多かった気がします。
- ・当法人にとって変化もなければ影響もなし。

(24) 改正の各項目の中で、最も有益だと感じる分野の理由

◇ 公益社団法人

【財務規律の柔軟化・明確化(中期的収支均衡、公益充実資金等)】

- ・収支均衡が中期的に判断されるようになったため。
- ・中期的収支均衡により柔軟な運営が出来る。
- ・単年度の収支相償では法人の財産形成ができず不測の事態に対応出来なかった。
- ・過去4年間の赤字の通算や、黒字が出た場合5年間で解消できる中期的収支均衡
- ・公益目的事業の収支相償で苦労していたので。
- ・収支相償で赤字が考慮されるようになったこと。

V. 付属資料

- ・ 中期的収支均衡の採用により柔軟性が増したため。
- ・ 事業収益で黒字になった場合の収支均衡について柔軟に対応できるようになった。
- ・ 中期的収支均衡の採用
- ・ 突発的な事態にも柔軟な対応が可能となるので。
- ・ 改正の内容は適切だが、財務規律の柔軟化にここまで時間を要したことに疑問がある。
- ・ 柔軟な事業計画の策定が可能になると考えています。
- ・ 1年単位での剰余金や赤字の心配をしなくて良くなった。
- ・ 収益が出た場合に5年の中長期での対応が可能となり、よりの確な幅広い事業推進が図られる。
- ・ 単年度で公益目的事業比率を気にしなくてよくなることはありがたいです。
- ・ 公益目的事業予備財産の保有が可能となったこと。
- ・ 公益充実資金
- ・ 災害等の事態において、少しでもそういった資金（公益充実資金など）があることはありがたい。
- ・ 年度毎の決算に縛られないため。

【行政手続きの簡素化・合理化】

- ・ 合目的を達成するための手段であることが明確となった。企業規模に応じた手続き簡素化・合理化を引き続き進めてほしい。
- ・ 長年休止している収益事業の廃止が届出のみで済みそうだ。
- ・ 柔軟な事業計画の策定が可能になると考えています。
- ・ 書類の簡素化
- ・ 変更届出化・申請書類の簡素化をお願いします。
- ・ 提出書類が整理されるのはよい。

【会計基準の見直し・定期提出書類の簡素化など】

- ・ 改正の内容は適切だが、財務規律の柔軟化にここまで時間を要したことに疑問がある。
- ・ 今回の会計基準の見直しには、メリットを感じない、変更に対処するための負担増のみと思う。
- ・ 公益目的事業予備財産の保有が可能となったこと。
- ・ 提出書類が整理されるのはよい。
- ・ 会計担当が変わったのでより簡素合理化を進めていきたい。
- ・ 定期提出書類の簡素化（2件）
- ・ 実際、実務として対応していないので判断できない。

【その他】

- ・ やはり運営上積立は必要であるとする。
- ・ 改正の有益性を感じる機会がない。
- ・ 制度の内容を十分に理解していないため、判断できない。（8件）

◇ 公益財団法人

【財務規律の柔軟化・明確化(中期的収支均衡、公益充実資金など)】

- ・物価や燃料費などの高騰により指定管理の収支が予想しづらく収支相償がクリアできるかの不安が大きかったため。
- ・収支相償からの解放
- ・毎年大きく変動する資金運用益に収入を頼っているため、単年度の収支相償が難しかった。
- ・収益事業を実施していない助成金収入メインの法人であるため財務規律(資金の活用面)の柔軟化のメリットが薄く、手続・実務面でも「工数」的には減っていないように感じられるため。
- ・事業活動において支出時期が限られる当法人にとって中期的収支均衡は法人の事業継続にとって大変有難い改正でした。
- ・中期的収支均衡
- ・収支相償が中期的収支均衡に変わったこと。
- ・単年度ではなく中期的な期間で収支均衡を図ることが可能となった。
- ・中期的収支均衡により行政庁への説明がしやすくなるのではないかと期待している。
- ・単年度収支均衡から中期的収支均衡となった変化は大きい。
- ・年度末の決算月に経常費用の大半が発生するため、収支バランスを合わせるのが難しく、収支相償の緩和により柔軟に対応できると思われる。
- ・中期的収支均衡、公益充実資金
- ・中期的収支均衡について、赤字額を翌年度以降に引き継げるようになったこと。
- ・単年で黒字になった場合の処理が楽になり(中期的計画のもと)有益と感じます。
- ・公益充実資金
- ・従来よりは収支均衡の条件が緩和されたため。ただし、まだ不十分と感じている。
- ・短期的な収支均衡に苦慮していたため。
- ・決算において無理に調整を行う必要がなくなった。
- ・もっと長い方が良いが5年になったことは有難い。

【行政手続きの簡素化・合理化(変更届け出化、申請書類の簡素化など)】

- ・書類の簡素化は是非お願いしたいです。
- ・手続きの簡素化は小規模法人において特に事務負担軽減によるメリットは大きい。
- ・公益目的事業の申請内容について、従前はあまりに細かく、融通がきかなかったが、新制度で変更認定申請を行った際に記載内容がより包括的かつ弾力的になった。
- ・新設の収益事業が届出で済むようになったため。
- ・収益事業の届出化など、法人の自主性が高まったと思う。
- ・事業運営の自由度が広がるのではと抽象的なイメージがあります。
- ・手続きの簡素化
- ・変更認定申請の手続きに莫大な時間と手間がかかっていたため。
- ・届出にあたり、作成する書類が減少したため。
- ・事務省力化につながる。
- ・小人数法人から簡素化・合理化は有益
- ・事業に幅ができると思われる。

V. 付属資料

- ・手続きが簡素化されることは、少人数の組織には有益である。

【会計基準の見直し・定期提出書類の簡素化】

- ・決算作成時の簡素化
- ・現時点ではまだわからないが、多少なりとも書類が減るのはプラスと思う。
- ・運営資金の安定的確保、支出の標準化に有効
- ・特定資産から充実資金に代わることで柔軟性に期待

【その他】

- ・移行対応を完了しておらず評価できない、わからない等(17件)
- ・セミナーの先生がそのようなお話をされていました。
- ・会計事務所担当者から今後詳細説明を受ける予定

(25) 逆に、改正項目の中で最も対応が難しい・負担が大きいと感じるもの

◇ 公益社団法人

【行政手続きの簡素化・合理化(変更届出、申請書類の簡素化など)】

- ・申請書類の簡素化

【ガバナンスと透明性の向上(外部理事・理事、情報開示、関連当事者取引など)】

- ・これから対応する事項もあり、また外部理事・監事の確保についても今後も継続することなので、今の時点で比較するのが難しいです。
- ・現在の理事は全て能楽師の為、外部理事の選定が難しい。
- ・候補者を探す上で外部からとなると内面を把握できない。
- ・外部理事、外部監事の導入。
- ・女性理事を20%置くことが無理がある。
- ・任期満了の都度、法の趣旨に適合した外部理事・監事候補を探すことの負担が大きい。
- ・外部役員について、外部性、報酬の問題、3分の1規制等考慮する事項が多く、今後も適任者が見つかるかどうか不安である。
- ・外部理事・監事の適任者探し、その目的など現理事の理解
- ・人手不足が続く時代に、田舎の事業所では外部理事・監事を見つけることが非常に厳しい。
- ・外部理事、監事の選定が必要なこと。

【会計基準の見直し、定期提出書類の簡素化、監査人設置義務の強化】

- ・慣れ親しんできた事務手続きが変わり、様式のフォーマットも作り直さなければならないので、当会のように職員数が少ない小規模団体には負担が大きい。
- ・新会計基準対応の会計ソフトの導入経費負担(補助を希望)
- ・区分経理の対応
- ・小規模団体であり、制度変更への対応はあと回しになりがち。
- ・定期提出書類が簡素化されたが、理事会や総会における財務諸表としてのわかりにくさや説明の難しさ。
- ・中期的事業計画の検討とその管理業務が発生し事務の煩雑化が予想される。

- ・現在、H6 年事業報告で不備がありませんが、3 年度後の負担は予測できません。
- ・職業団体であるので財務担当者は法人内の係としてボランティアで担当している。本業と別に会計士さんへの相談のみで作成しているため、新しいことの理解を財務担当者が行うのは負担感がある。
- ・会計基準の見直し。
- ・法人の立場からは簡素化とは正反対
- ・相変わらず提出書類が多い。
- ・会計書類の変更がどの程度必要かまだ把握できておらず、負担に感じています。
- ・慣れ親しんだ会計基準が見直されることにより経理担当者の負担が増える。
- ・監査会社との打ち合わせに時間がとられる。
- ・内部調整に時間を要する。
- ・やっと慣れてきたのに、改正(改悪)されるのは困る。いいかげんにしてほしい。

【その他】

- ・各事項についての把握が出来ていないので判断できない。(11 件)
- ・公益法人法ならびに公益法人会計の実践人材の今後の確保は、どの法人にとっても大きな負担であり、本邦の公益活動全体の縮小に繋がるように思える。
- ・小規模な法人にとってふさわしいガバナンス体制整備を進めるのは難しい。
- ・具体的な内容が理解できていないので何ともいえない。形式的な説明会ではなく、実務に則した説明の機会がほしい。
- ・すべてに負担

◇ 公益財団法人

【財務規律の柔軟化・明確化(中期的収支均衡、公益充実資金など)】

- ・財務会計については、税理士法人から支援をいただいているものの、財務関係の法令改正は対応が大変と感じる。

【行政手続きの簡素化・合理化(変更届出、申請書類の簡素化など)】

- ・根拠書類の作成
- ・出捐者の意図を尊重し、表彰、助成について一定の条件(恣意的でない等)を満たせば、届出のみで追加・変更できるようにすべきである。
- ・一部の提出書類は、事実上提出時期が 6 月から年度末のさらに忙しい時期に前倒しされており、歓迎できない。

【ガバナンスと透明性の向上(外部理事・感じ、情報開示、関連当事者取引など)】

- ・当法人は出捐団体・企業が多く、外部理事・監事の適任候補者がいない。定期提出書類関係は(13)その他でも回答したが、決算書類の作成ボリュームが増えた事に加え、会計監査人による監査時間も増える事が想定される。(旧制度では決算承認理事会終了後に定期提出書類を作成・提出できていた。)また、会計監査人による財務規律等の附属明細書の確認がどこまでできるか疑問。(従来、定期提出書類で行政庁が行い、確認も遅く場合により修正指示もあったが、決算書の一部になることで理事会を通す必要があり、簡単に修正できない。)定期提出書類の簡素化は行政庁の負担は少なくなったと思うが、各法人(法人によっては会計監査人含む)

V. 付属資料

の負担が増えたように思います。監査報酬の増加も懸念される。

- ・ガバナンスの情報開示について詳細が知りたい。(よくわからない)
- ・外部理事候補者の継続的な確保
- ・役員の確保がさらに困難になる。
- ・自律的ガバナンスへの具体的な対応が負担と感じている。
- ・ガバナンスの向上
- ・監査人設置義務の強化

【会計基準の見直し、定期提出書類の簡素化、監査人設置義務の強化】

- ・会計基準の見直しによるシステムの変更、費用負担捻出
- ・会計システムの変更対応
- ・別表H廃止後の公益目的取得財産残額の継続性の取り扱いについて謎が多い。
- ・行政手続きや定期提出書類の簡素化となったとは思えない。
- ・経常収益額が何千万円未満は、書類の省略化などできないか。
- ・業務執行が事業優先で、法人運営やガバナンスが後回しになる。
- ・貸与型奨学金事業のみを実施する財団にとって、今回の会計基準の見直し(国から用途を指定された運用果実の一般純資産収益計上)は会計処理に与える影響が極めて大きく対応に苦慮している。
- ・これから会計基準の見直しを行うので不安
- ・貸借対照表・損益計算書等の書式・注記の変更対応に不安があるため。
- ・新しい会計基準を導入していないため回答できない。
- ・会計基準見直しに伴う書式の変更等への対応と職員の教育
- ・従来未作成だった貸借対照表内訳表の作成など区分経理への対応等の負担が大きいため。
- ・注記の記載量、それにかかる業務量の増
- ・具体的に改正項目の実務が未だなので分からない。
- ・決算の早期化
- ・会計基準の見直し。
- ・決算書の作成や、役員等への説明。
- ・会計基準や手続きが見直される度に講習等を受講しなければならない。
- ・区分経理
- ・根拠書類の作成
- ・決算書での注記対応が増え、定期提出書類の簡素化になっていない。(監督側の簡素化にはなっているのかも知れないが。)
- ・小規模な法人にとって、担当者への負担が大きい。
- ・文章での説明ではなく、提出書類の新しい様式と標準的な記載例が欲しい。
- ・会計基準の大幅な見直しに対応することがそもそも負担が大きい。
- ・自律的ガバナンスの取り組みの記載対応がよく分からないため。
- ・事務量が増加するから。
- ・これまで明文化されていなかった部分の定義づけから始めなければならないため、検討に時

間を要する。

- ・会計システムの準備
- ・会計基準の見直しに伴い、会計システムの導入を検討しているが、同基準に対応したシステムがまだ存在していないことや、これまでよりコストが増加することとなる。
- ・会計ソフトの改定内容次第では負担が増えそうな気がしています。
- ・旧制度に慣れているので、様々な変更の負担が大きい。
- ・折角慣れてきたスタッフが会計基準の見直しに戸惑っている。
- ・対応できる実務者を育成する負担が大きい。
- ・簡素化であっても、変更慣れるのには時間を要し、負担を感じる。
- ・見直しが煩雑で、改正内容を理解するのに時間的労力を要するため。
- ・担当者の負担が大きい。
- ・これまで通りで何も変える必要がない、又は変えられない項目が多いので、今のところ負担とは感じない。

【その他】

- ・改正の内容を理解していない、わからない等(22件)
- ・小人数法人から変更後会計基準の解釈に苦慮
- ・従来に比べて負担減になるとは思われない。
- ・小規模なため対応が難しい。
- ・担当職員が一人しかいないので、全体理解とその対応に負担感大
- ・移行作業が大変である。

(26) 改正の運用にあたり、追加ガイダンスや支援が必要な分野

◇ 公益社団法人

【会計】

- ・区分経理の対応
- ・公益充実資金
- ・会計基準の改正がまだよくわかっていない。
- ・新会計基準を、まだ十分理解できていない。
- ・新会計基準に係る各種様式例・記載例をわかりやすく示してほしい。
- ・新たな注記の記載要件が増えたことによる、作成負担が大きいことや 会計システムや様式の変更に伴う作業負担が大きいので対応が難しい。経理担当者の教育・研修や、決算スケジュールへの影響を懸念してます。
- ・改正内容を正確に把握し、実務対応をする必要があるから。
- ・中期的収支均衡の効率的手法について。

【定期提出書類】

- ・定期提出書類(事業計画・事業報告)の作成について。

【外務理事・感じの選任およびガバナンス体制の整備について】

V. 付属資料

- ・公益認定等委員会の事前相談会にて外部理事の選任に関する定款変更を定時総会前の臨時総会にて決議しておく必要があると指導され二重負担になった。実務的な対応に影響が大きな改正であったことから本年の総会開催後の改正対応となるような経過措置が必須であったと思われる。

【セミナー、研修、相談会等】

- ・公益法人協会の無料相談会での質問を準備中
- ・研修会があれば助かる。
- ・現段階では支援の必要性は感じていないが具体化する際にはアドバイスや相談窓口が必要と考える。
- ・経過措置があるので当面の課題にはなっていないが、期限が迫ってくれば行政庁に都度相談させていただくことになると思う。
- ・公益認定等ガイドライン(令和6年12月改訂)等を各種解説を読みながら勉強中であるが、小規模法人としては、これに係る労力が大変である。
- ・それぞれについて、顧問弁護士・税理士に相談が必要
- ・行政庁も含め研修を開催してほしいです。制度改正に伴い現場での対応は煩雑化してきます。Q&Aをまじえて何度も開催してほしいです。
- ・専門家のアドバイスが必要と感じます。
- ・組織内でのノウハウ／人材が不足気味であり相談窓口の整備を希望
- ・全てについて、事務に則した説明が必要
- ・手続きの簡素化・合理化について、当法人の事業に具体的にあてはめる際にある程度の助言が必要となると考えています。

【その他】

- ・まだ十分把握していない、わからない等（7件）

◇ 公益財団法人

【会計】

- ・予備財産の算定方法が理解できない。
- ・小人数法人から変更後会計基準の解釈に苦慮している。
- ・会計基準の注記については、結局従来の会計作成と同じ手間がかかる懸念がある。
- ・貸借対照表・損益計算書等の書式・注記の作成方法について。
- ・新基準に対応する段階で多々出てくるのではと思う。
- ・金利の上昇に伴う不可抗力による評価損のため、収支相償を満たせないことについてアドバイスが欲しい。
- ・財務諸表の作成に関する具体的な作成方法
- ・勘定科目の科目属性の設定など新会計基準への移行作業のほか、科目の紐づけによる注記への反映
- ・中期的収支均衡や公益充実資金の運用方法,定款変更や届出手続の具体的な運用方法,情報開示(役員報酬、関連当事者取引等)の実務対応
- ・決算書作成の変更にあたり、具体的な移行サポートをいただきたい。

- ・勘定科目・注記の扱いについて。
- ・中期的収支均衡と租税特別措置法第40条の関連性
- ・対応する会計ソフトへの移行等
- ・平成20年会計基準との違い、改正理由、注意点等について行政庁からのガイダンスが欲しい。
- ・今回の改正を機に配賦基準の見直しを考えている。具体的な相談や指導をいただく機会があれば助かる。
- ・会計基準改正によるわかりやすい具体的例示が欲しい。
- ・文章での説明ではなく、提出書類の新しい様式と標準的な記載例が欲しい。
- ・公益充実資金の使途の例や、金額の根拠がどの程度の正確さを求められるのか、具体的に知りたい。
- ・会計事務所の支援を受けており必要ない。

【セミナー、研修、相談会等】

- ・システム改修、外部の研修受講などにて対応していく。
- ・無料セミナーの開催（2件）。
- ・必要に応じて個別相談できるように窓口の設置が必要
- ・具体的な記載方法等については要相談となるかもしれません。
- ・定期的な説明会は必要だが、実務をやらないと理解できない。とにかく実務をもっと減らして欲しい。
- ・担当行政庁からの説明がないことから。
- ・改正についての理解が不十分

【ガバナンス体制整備について】

- ・事業報告における自律的ガバナンスの取り組みの記載対応
- ・ガバナンス体制をどこまで強化すればいいのかわからない。
- ・事業報告に「運営体制の充実をはかるための取組」について、具体的にどのような記載をする法人が多いのか、情報が乏しい。
- ・今期よりグループの人事異動で新たに担当することになった身としては、そもそもの知識からほぼないので、何が変わったかなど、まだ把握できていない。

【その他】

- ・全般的に支援が必要
- ・改変内容を理解していない、わからない等（8件）。
- ・いつから何をすべきかの支援
- ・制度概要は把握しているが、運用での詳細な対応に不安がある。
- ・移行に着手したら必要性が見えてくるはず。
- ・注記の扱い。
- ・実務レベルでの文案・記載例について。
- ・一連の取組が一段落後、評価。
- ・不明。

V. 付属資料

(27) 今回の制度改正以外でほかに改善・改正が望まれる点

◇ 公益社団法人

【提出書類、事業報告書、事務負担】

- ・ 行政庁への提出書類の簡素化
- ・ 事業計画の報告や事業報告を簡素化してほしい。
- ・ 事業変更手続きの簡素化
- ・ 事業報告の作成マニュアル
- ・ 事業報告の内容簡素化
- ・ 事業報告の入力をより簡便にする。
- ・ 事務の簡素化をもっと進めてほしい。
- ・ 事務手続きの簡素化
- ・ 事務処理が増えるため収益事業は行っていないが、簡単に実施できると良い。
- ・ 事務負担の簡素化
- ・ 200 ページ以上あるガイドラインを隅々まで正確に読み込み、運用できるだけのリソースが零細法人では決定的に不足している。従前発出されていた指導(例 「特費のすすめ」)は一部は維持されているのか、全部無効なのか、把握できない。ガイドラインの説明会が3月、定期提出書類の様式が判明するのが4月以降では、零細法人は対応が極めて難しい。所管行政庁に不明なところを照会しても「未だ説明を受けていない」、「ガイドラインのとおり」等の対応が続き対応に苦慮している。
- ・ ほかにはありませんが、小規模法人にとって、変更作業が大きな負担です。
- ・ 月次報告の合理化および簡素化
- ・ 行政庁の定期提出書類及び役員の変更届等の完了確認が遅すぎる。私の法人ではR1年度の事業報告より進展がなく行政庁に連絡を入れたが今確認しているとの返答ばかりで、何の進展もありません。収支相償の剰余金がある場合、その金額が間違っていた場合は次年度さらに次年度と訂正しなくてははいけなくなります。繁忙なのは承知していますが、報告及び変更年度内で結果報告をお願いしたいです。事業が滞ってしまいます。
- ・ 更なる簡略化、自由化に向けた改正
- ・ 更に簡便化、簡易化に向けて対応をいただきたいです。まだまだ手続き煩雑な部分が多数あります。
- ・ 書類についての簡素化
- ・ 書類への実印の必要性
- ・ 申請書類や定期提出書類の様式(2件)
- ・ まだ各届け出が煩雑であると感じます。同じ内容は極力省けるフォームを希望します。
- ・ 定期提出書類の一層の簡素化
- ・ 定期提出書類を簡易にしてほしい。
- ・ 提出書類が依然として多いし、変更申請も届出も労力的にはほぼ同じ。
- ・ 提出書類の簡素化(2件)
- ・ 提出書類の簡素化及び柔軟性を持たせてほしい。

- ・報告、届出の簡素化
- ・例年、変わりなく提出する書類の省略はできないか。
- ・団体の構成員数に応じた満たすべき公益比率の細分化
- ・団体規模による事務作業の軽減
- ・注記・附属明細書の簡素化
- ・法人報告の分量が多く、負担になっているため、簡素化をお願いしたい。
- ・変更の届出のタイミングなどが良くわからない。
- ・法人の規模で制度も分けてほしい。
- ・前述しましたが、その時代によって会員数に変動があるため、公益、一般のいずれかに速やかに変更できるような改正が望まれる。
- ・毎年の届け出をもっと簡素化してほしい。

【ガバナンス】

- ・社員総会の議決権を法人法と同じ扱いにして欲しい。
- ・公益インフォメーション Q&A や検索をわかりやすくしてほしい。
- ・定款上、役員は無報酬と規定している中で、外部監事を常に依頼できるとは限らない。外部監事の導入は現行監事が責務を放棄していることを意味するのでは？
- ・適切な情報開示と同時に、SNS 等の攻撃から団体を守る制度の創設が望まれる。
- ・役職員数 2 名以下の小規模法人における事務手続きの簡素化
- ・理事・監事・実務担当者それぞれに対してにわかりやすい解説
- ・立入検査で、細かい枝葉のような指摘が多い。本質的な指摘に絞って欲しい。指摘の数を単に増やそうとしているような印象を受ける。
- ・立入検査のチェックポイントの開示
- ・内閣府との連携のスムーズさ。
- ・連座制はいかなものかと思う。

【会計】

- ・遊休財産の更なる拡大
- ・使途不特定財産の上限
- ・運営を行う必要額への資金積み増しや、15 年程度前の正味財産への回復
- ・運転資金の運用について柔軟に対応できるようにしていただきたい。
- ・会計基準については再度改善が必要(手間が増えただけ)
- ・会計基準のより簡素化
- ・更なる収支相償制度見直し
- ・収益事業を行っていないのに、公益と法人の配賦は不要だと感じる。
- ・収益事業を生業としない公益法人の簡素化
- ・収支相償そのものをなくしてほしい。
- ・収支相償のより一層な柔軟な対応
- ・制度改正前に生じた赤字(債務超過)について、補てんする術がない。
- ・中期的収支均等の更なる改正(大幅な均等拡大)

V. 付属資料

- ・中長期的に財産を減らす一方の団体に対しての優遇措置を希望
- ・特別な利益供与に関する基準の明確化
- ・総収入規模に応じた改正を望みます。また、事業の改廃手続きをより簡素に申請できるよう改正をお願いします。
- ・大規模な法人と小規模な法人(人員体制も含め)では、収支均衡についての対応のしやすさが異なるのではないかと。また、制度改正も理解できる人が少なく、今後への不安が大きい。分かりやすい公益法人 information を整備してもらいたい。

【財政】

- ・財政安定化のための資金積立
- ・財務運営のさらなる柔軟化
- ・財務会計統一システムの構築
- ・指定寄附資金を復活させてほしい。
- ・補助金の使用用途の拡大を希望
- ・補助金対象経費の具体化

【税制度】

- ・公益法人とインボイス制度の関係
- ・公益法人と税制度
- ・公益法人の税務(インボイス制度対応)
- ・固定資産税の減免はぜひ検討していただきたい。
- ・寄付金控除の優遇処置の範囲
- ・公益目的事業における消費税の減免
- ・公益目的事業比率の撤廃
- ・支払配分金の消費税申告時仕入控除可制度
- ・非課税措置を受けた相続財産の寄付について、現在は、金融資産の場合 2 年以内に公益目的事業に使い切らなければならないが、管理費にも使えるようにしてほしい。

【担当行政庁、相談、フォローアップ等】

- ・フォローアップ体制を望みます。
- ・事業運営において関連する法律に準拠できているか、立ち入り調査への対応、その他各種実務に関する相談がし易い仕組みがあると助かる。
- ・制度ではないが、不明点については行政庁の担当者に気軽に相談できる体制を整えて頂ければ有難いです。
- ・担当行政庁にも改正に対する理解不足が見られる。
- ・担当者が変わるたびに、指導内容が若干変わるので対応に苦慮する。
- ・担当者の在任期間をもう少し長くして欲しい。
- ・制度改革による実務研修
- ・制度改正に伴う研修
- ・民による公益活動の推進に対する行政サイドからのバックアップ
- ・法改正の内容に十分ついていけないところもあるため、情報や研修などを通じて周知を

お願いしたい。事務負担が大きいと小規模では事業運営にも影響がでてしまうので、事務負担の軽減が図られると助かります。

- ・内閣府提出書類の早期フィードバック、何ヶ月も「審査中」が続く。

【公益法人制度】

- ・公益法人に係る多くの規制により参入の壁を高くすることを基本にするのではなく、社会に寄与する事業・活動を積極的に行えるよう、制度改正・体制整備をお願いします。
- ・公益法人のメリットが理解できない。
- ・全く素人で、公益法人事業に長けた顧問税理士、顧問司法書士、顧問弁護士に相談しながら遂行しています。お力をいただくこともあると思いますが事務局としては現時点ではコメントできません。
- ・縛りが多いばかりで、公益法人であるメリットは特に感じたことがない。消費税の非課税措置の拡大または延長等お願いしたい。
- ・公益法人制度について内容を十分に把握していない

【制度全体への意見】

- ・制度や書類の名称を余り変えないでほしい。
- ・制度改正の浸透具合を見て見直しを希望する。
- ・全体的な緩和
- ・全ての手続きを簡略化
- ・今後も運用面や実務面で課題が生じたときどうするか。
- ・そもそも何の目的の制度であるかの議論もしてもらいたい。
- ・改正を止めてほしい。一般社団に変更できる機会を、一度与えてほしい。このような負担のかかる改正を一方的に後出しじゃんけんするのは、これこそ法律違反である。だれか、この暴走改正を止めることはできなかったのか。関係者はなにを考えているのか。こつこつやっている中小の団体に負担をかけ、いじめ、大規模な公益法人にふさわしくない団体(日本相撲協会など不祥事が絶えない法人。高野連など全く必要のない団体など)が、のうのうと活動しているのは許せない。法律に抵触しなければ何をしてもよいのか。内閣府はなにを考えているのか。このようなことをやっているのは日本だけだと思う。
- ・概ね趣旨は理解しているため制度的な対応は良いと思う。制度というよりは小規模法人も多いため、どこで取りまとめるかは難しいが、近隣地域の公益法人同士で事務負担を分担して運営をしやすくするなどの取り組みを検討する必要があると思う。
- ・特に小規模公益法人における事務、運営負担の軽減となるような施策を希望します。
- ・制度改正以外ではない。

【その他】

- ・特になし、わからない等 (426 件)
- ・アンケート時期が早いので改善等の検討には至らない。
- ・コストを考慮した制度設計を望みます
- ・これから具体的に判明するものと思料します。
- ・望むべき内容が今後の社会的変化で変わる可能性があり、現時点で改善の是非は判断しかね

V. 付属資料

る。

- ・組織が小さいので必要ないとする。

◇ 公益財団法人

【提出書類、事業報告書、事務負担】

- ・さらなる行政手続の簡素化・合理化
- ・各種申請時の手続き簡素化
- ・活動計算書とその注記はわかりにくい。従来どおりの会計基準の方が使いやすい。
- ・監査の間隔が約3年と短い点
- ・簡潔簡素化を望みます。
- ・更に簡素化を求む。
- ・簡素化
- ・決算報告手続きの簡略化を希望いたします。また、決算報告締め切り期日において、6月は決算承認の理事会等開催月であるので7月末までとしていただきたい。
- ・行政手続き等の更なる簡素化
- ・行政報告の簡素化
- ・事業計画、事業報告のうち予算や決算に係る書式を当財団のフォーマットで提出できると事務負担が軽減する。または内閣府へ提出する会計関係のフォーマットを理事会・評議員会で承認を得られるフォーマットに統一して欲しい。
- ・事業報告時期の延長 決算書の内容から事業報告に自動で入力(転記)できるシステムが望まれる。
- ・事業報告書の内容確認が遅い。
- ・変更が難しすぎる。
- ・変更認定手続きの簡素化、変更届の拡大
- ・法人運営上のルールが煩雑。理事会の決議がないと評議員会が開けないなど、会議運営に手間がかかりすぎる。
- ・法人事務の専任者がいない小規模法人において、法律の解釈や実務に関する事務負担の軽減
- ・定期提出書類の簡素化
- ・定期提出書類の作成を Excel ではなくてわかりやすいアプリなどにしてもらいたい。別紙や別表など、複雑すぎる上に言葉使いが独特(修正可能通知など)で、不慣れな人に理解してもらうまで時間がかかる。
- ・定期提出書類の内閣府 WEB 申請プログラムの改善・・・申請者側の視点に応じた。
- ・定期提出書類の入力プラットフォームがエクセルであることが、考えられない。そのくらいは、行政で用意すべきである。
- ・提出書式の使い勝手が悪い。
- ・提出書類の簡素化を要望
- ・提出書類の更なる簡素化
- ・任期に伴う役員変更登記手続きの簡素化など。
- ・附属明細書の再改正

- ・臨機応変な事業内容の変更

【ガバナンス】

- ・解散手続き。
- ・改正後の法人運営実例の情報提供
- ・公益 information は、ある程度負担となっていたが、近年では使いやすくなりました。更なるバージョンアップを期待します。
- ・公益法人 information で現在の届出事項のすべてを確認できるようにしてほしい。
- ・公益法人インフォメーション(Information)を使いやすく、簡素化していただきたい。
- ・理事の任期伸長(2年⇒4年)、評議員会の招集について、理事会の承認手続きの省略
- ・理事会、評議員会の在り方(2件)
- ・理事会の委任状の有効性を認めてほしい。
- ・立ち入り検査が「点検調査」に変更された。調査の時間が短くなる(半日程度)だけで、調査に臨む準備や負担は変わらない。適正な法人運営をやっているか疑わしい(内部通報があった場合などの)法人のみに限定して実施してもらいたい。
- ・立入検査実施の期間延長3年を5年へ。
- ・情報開示の簡素化、官が担う公益活動の定義の簡素化等。
- ・想定 of 制度改正等に含まれるかどうかはわからないが、理事等が重篤な病状等により書面での意思表示ができない場合の決議の取り扱いの柔軟化が望まれます。
- ・内閣府「公益法人インフォメーション(Information)」の記事の検索機能の強化

【会計】

- ・基本財産の処分について著しい変更の解釈が人により異なる。
- ・とにかく会計を簡素化してほしいです。
- ・もっと別表を省略してほしい。
- ・一般的な会計基準(部門財務)にて運用可能だと思われるのに、わざわざ難しく処理をさせるのは理解が出来ないと感じています。
- ・会計基準の見直しと定期提出書類の関係性の整理をした説明を簡潔にしてほしい。
- ・会計基準の変更は必要だったのか、疑問である。(結局、注記を読みこまないと内容を把握できない)
- ・外部会計事務所との連携
- ・各事務所が所在する、地方自治体の発行する過去3年間延滞処分のなかったことの証明を、システム側で法人番号から確認してほしい。
- ・決算書類等に関する評議員会開催の20日ルール of 廃止
- ・再度、会計基準の見直しを行ってほしい。今回の制度改正は野暮ったい。
- ・時価会計であるがため収支相償が達成できないことについて、何らかの措置を講じてもらいたい。
- ・借入金の返済を支出として認めてほしい。
- ・収益事業でも多少の利益幅を認めてほしい。
- ・収支相償でプラスの事は駄目と言われるが、マイナスであった時の補填はなにもない。

V. 付属資料

- ・収支相償条件の大幅な見直し。
- ・将来的には中期的収支均衡も撤廃し、使途不特定財産規制のみにしてほしい。
- ・新会計基準の様式をエクセル等で加工できるひな形を公表してほしい。
- ・中期的収支均衡と租税特別措置法第40条の関連性
- ・中期的収支均衡の廃止
- ・長期借入金の返済を支出として認めてほしい。
- ・長期的視点での法人経営を考えた場合の剰余金積立の条件緩和が必要と考える。
- ・長期的視点で法人経営を考えた場合の剰余金積立の条件緩和が必要
- ・注記の扱い。
- ・業務に手一杯だったため会計事務所担当者に任せており、こちらはこれから勉強していく予定です。
- ・会計が移行できた段階で、改善要望が出てくると思う。

【税制度】

- ・PSTの廃止もしくは緩和
- ・個人の寄付に関する優遇税制の拡充
- ・固定資産税減免
- ・公益性の高い収益事業について、実態に即して公益目的事業として非課税に位置づけ。
- ・行政より補助金をうけて下部組織に補助金を流しているが消費税の負担が非常に大きい、特定収入の計算に加算されるため当協会をとるだけで経過措置がすぎると10%負担することとなる。下部組織はインボイスをもっていないので課税にしても同じである。およそ160万の負担となる。インボイスが協会の活動内容と合致していないように思います。いい方法はないでしょうか。
- ・消費税の計算、管理、納付事務が負担となっている。
- ・消費税等の非課税措置の拡大
- ・税額控除の申請、要件をなくし、公益法人への寄附は全て税額控除としてほしい。
- ・税額控除の申請手続き。
- ・税制上の優遇制度等

【財政】

- ・より長期的な事業・法人の継続を念頭においた財務制度
- ・更なる財政規律の柔軟化
- ・子会社で収益事業を行い配当金収入で公益事業が拡大したいので、子会社保有に関する規定を決めて欲しい。
- ・地方自治体の財政調整基金のような制度が欲しい。

【担当行政庁、相談、フォローアップ】

- ・ガイダンスや支援のわかりやすさ。
- ・セミナーの開催
- ・マニュアルの改正(素人にも分かりやすい内容に)
- ・わかりません。制度改正の時は、説明会を開いていただけるとありがたい。日常は業務に追わ

れて書類をじっくり読んでいる時間がない。

- ・関係機関はとても親切で助かりますが、こちらの能力が低く申し訳なく思っている。
- ・公益財団法人に対する行政庁からの指導が厳しいところとそうでないところの差があると聞く。
- ・公益法人に課される規制や基準について、行政の理解が進むよう周知をしてほしい。
- ・公益法人制度全般についてワンストップで質問に回答してくれる専門部署が欲しい。実務は監督官庁、登記関連は法務局、税関係は税務署と、全てが関連する質問であってもいちいち専門部署に問い合わせしてくれと言われるので手間がかかる。
- ・行政からの指導が担当が代わると指導も変わる事に不満
- ・行政窓口の対応改善(スピード)
- ・行政庁によって対応の差が出ないようにしてほしい。
- ・行政庁の対応・態度は、制度改正後も変わっていない。
- ・国主催の説明会がない。
- ・財務諸表作成の講習会の開催の増加
- ・制度の簡素化、理解しやすい説明等の導入をお願いします。
- ・制度改正の説明が総論的なので、実務者ベースの説明があればいいと思う。
- ・相談業務の充実(対応時間の延長等)
- ・相談窓口の充実
- ・他法人における先行事例などの情報を、見やすく提供いただけると助かります。
- ・同業種内での情報交換を進めたい。
- ・内閣府の担当官がいつの間にか変わっているの、変わったタイミングを知らせてほしい。
- ・内閣府担当者による対応の差

【公益法人制度】

- ・公益社団・財団に限らず、NPO 法人等を含めて、まだまだ非営利団体に対する世間の見方はどちらかと言えば良くないと感じている。政府や自治体をはじめ、メディアなども巻き込んで、非営利団体の必要性や社会的意義、活動(特に会計面)の透明性確保について、より厳しく・わかりやすくなって欲しい。
- ・公益認定委員会制度

【制度全体】

- ・とにかく専門家でない職員に理解しやすい改正を望む。
- ・もっと簡潔、明瞭にしてほしい。
- ・もっと簡素化してほしい。
- ・業務を効率よく分担できるように、仕組みをもう少し単純化した制度にしていきたい。
- ・現場での運用の改善
- ・今回の制度改正に対応するので、精一杯です。
- ・今回の制度改正に伴い、会計基準の見直し等の検討事項も含め負担が大きいと感じています。
今のところ、制度改正以外での改正点は特にありません。
- ・今回も、ガバナンスや透明性を重視する改正となっているが、多くの公益法人においては問

V. 付属資料

題なく事業執行しているのに、そうでない一部の団体のための改正となっているように思う。そういった団体を厳しく取り締り、認定取消できるよう改正してはどうか。

- ・最高の合理性を希望します。
- ・財団として永続的な安定した事業運営を目指しているが、社会の変化に対応すべく長期的な存続についての配慮がほしい。
- ・小規模法人で持続可能な制度のあり方へ変更を希望する。
- ・制度改正のことも十分には理解しておらず、勉強不足だという自覚があります。しかし、日常の事業運営に精いっぱいでもあり、いろんな改正についていくことが負担に感じられる面もあります。制度全体にとっては必要なことなのでしょうが、当法人にとって無関係なことまで含まれた制度改正の全体を理解しないと、当法人にとって必要なことが何かが分からないという側面もあり、その辺りの改善があれば助かると感じています。
- ・専門用語の簡略化
- ・全体的に、専門的な用語をなるべくわかりやすく簡単なものを使用してほしい。
- ・内向きの手間を増やすような制度にならないように願います。
- ・米国のキリスト教的教会がベースとなる新制度の概念は、事業法人を多く抱える本邦になじまない。
- ・今までの公益法人会計制度が浸透してきており、変更する必要性をあまり感じない。

【その他】

- ・一般論で恐縮ですが、自治体と外郭団体との対話不足に陥っているケースがある。将来展望を一緒に考えていくような機運づくりが不可欠ではないか。
- ・具体的な対応例の閲覧
- ・脱官僚主義
- ・特にありません。まずは、改正内容の継続対応をする中で、課題が見えてくると考えています。今後、地方自治体の運営能力(人的・金銭的含む)が弱体化することが想定されている中で、公益法人をどのように育成していくのかをポジティブ思考で、例えば 2050 年の日本社会における公益法人の役割イメージからバックキャストして、これからの 25 年をどう前進させていくのかロードマップが提示されることを(内閣府にではなく)期待します。
- ・内容理解を優先しており、検討できていない。
- ・あらためて確認していきたい。
- ・特になし、わからない等(454 件)

(28) 公益信託に対する関心

◇ 公益社団法人

- ・制度の内容を十分に理解していないため、判断できない。

◇ 公益財団法人

- ・当会の事業目的にそぐわない。
- ・毎年、資金獲得に精一杯で検討する余裕がない。

- ・わからない。

(29) 公益法人協会への要望

◇ 公益社団法人

【セミナー、相談会等】

- ・無料相談会など開催していただき、ありがとうございます。
- ・オンラインのセミナーについては常時開催とすることや、申し込み回数の割引等を導入していただきたい。
- ・セミナー・説明会などの案内をいただきますが、会場、参加費等を勘案すると参加できなくて申し訳なく思っています。
- ・セミナー等の研修費用の見直し(値下げ)を希望します。
- ・ソフト会社の便乗値上げが起こらないように指導いただきたい。
- ・より実務的な研修会の開催
- ・引続き制度改正に関する情報提供や講習会、相談会の開催等をお願いします。
- ・会員でなくとも質問事項を無料で受け付けてほしい。
- ・会計基準の見直しに伴う実務的な研修会の開催
- ・会計事務所や県の所管課とは日々連携しているが、貴法人には相談したことがありません。簡単には相談できない雰囲気があります。
- ・決算書類(貸借対照表内訳表)の新規作成セミナー
- ・公益活動に係るノウハウ等の照会窓口設置を希望
- ・公益法人セミナーを利用していますが、非会員の参加費をもう少し低額にならないか？
- ・公益法人について経営的な側面からのレクチャーがを希望いたします。
- ・新会計基準のマニュアルを作成していただきたい。さまざまな実務の Q&A の公開
- ・新制度について経過措置の間に定期的な研修会等希望
- ・新制度運用に関し、各方面での具体的な対応研修を希望致します。
- ・zoom 相談会は有益だったので増やしてほしい。
- ・この度の新公益制度について、いち早く説明会等の場を設けていただき感謝いたしております。今後、どの書類も経緯等の説明付きでボリュームがあり過ぎる様に感じますので、対比表のみでどこが変更されているかがわかり易い資料をご提示いただけると助かります。
- ・事業報告提出の一連の作業についての講習
- ・今後ともよろしく願いいたします。セミナー開催など、無料で受講できるのを増やしてください。
- ・〇〇先生を講師に開催するセミナーを、九州地区、Web、オンデマンドでも開催していただきたい。
- ・初心者への細やかな指導・助言をお願いしたい。
- ・社団のネットワーキングや社団に特化した勉強会開催をお願いしたいです。また地方の団体意見もぜひ取り入れる仕組みになるとよいと思います。相談会はいつも申し込み多数で受

V. 付属資料

け付けていただけないのでもう少し機会をいただけると助かります。

- ・担当者がいる時間の電話対応だけでなく、メールでの対応(文書による回答)も行ってほしい。
- ・東京以外での対面相談の機会を増やしていただきたい。
- ・平成 20 年度の公益法人制度改革時は、貴HPの掲示板で質疑応答が可能でした。今回の大改正でも掲示板で相談できると、制度理解にもなります。
- ・弱小規模の公益社団法人のため、人員に限りがあり、改正法人法の理解・対応が十分にできていない。文書・通知による範疇だけでなく、具体的に制度内容の解説や改正への対応方法などご指導いただける機会が欲しい。
- ・小規模法人は、煩雑な公益インフォなど事務処理に追われている。規模に応じたきめ細やかな指導・援助を希望
- ・制度変更に伴う疑問点や業務上の問題等が発生した場合、迅速かつ丁寧なアドバイスをいただけるようお願いします。

【提言・制度改正等】

- ・2022(令和 4)年 8 月 29 日の定期提出書類「別表H」をめぐる諸問題の解決について(要望)に感動していました。今後も理不尽な措置には内閣府の進言して欲しい。
- ・一口に公益法人と言っても様々な形態(種類、規模、財務状況)があり、それを同じ物差しで管理・監督しようとするから膨大な量の提出書類を要求することになる。このような視点から当局に要望すべきではないでしょうか。
- ・今後も公益法人の為に行政に精力的に訴えかけて欲しい。
- ・今後、公益法人が生き残れるよう、更なる支援や行政への申し入れをお願いいたします。
- ・年度報告等の簡素化を希望
- ・提出書類の簡素化
- ・内閣府への提言を大胆に行って欲しい。

【情報提供・制度周知等】

- ・会計の実務や、運営の実務の最新版を発行してほしい。
- ・改正事項について周知していただきたい。
- ・行政への要望活動等、法人のパイプ役となって頂き感謝しています。
- ・今後も最新の情報提供をお願いします。
- ・制度改正など公益法人として重要な情報は会員種別関係なく提供すべきではないか。分野別のテーマは会員種別ごとに受講料の差別化を図ってもよいと思う。「月刊公益」についてはペーパーレス化を行い印刷代や送料の軽減を図ってみてはどうか。
- ・アンケート結果を受けての解説書作成開示。
- ・制度改正前に生じた赤字(債務超過)について、補てんする術を教えてください。

【その他】

- ・外部理事・外部監事の導入に関して、今回、パブリックコメントを行ったが、役員無報酬の小規模団体では報酬支払いのために、定款変更が必要となる。こうした実情があることを汲んでいただければと思います。
- ・調査や公益法人の報告が少ない方が助かります。

- ・専門的内容が多く少数職員の法人では理解が大変
- ・大きな法人に巻き込まれないように、規模で制度を分けてほしい。
- ・要望ではないですが、自分自身の公益法人についての知識が乏しい為、適切な判断が出来ず申し訳ないです。
- ・いつもお世話になっております等（6件）
- ・特になし(52件)

◇ 公益財団法人

【セミナー、相談会等】

- ・オンライン形式でもよいので、制度改革についての無料の説明会を適宜開催して欲しい。
- ・セミナーなど、オンデマンドで時間のあるときに何度も視聴したい。
- ・セミナー開催だけでなく相談窓口のようなものがあれば大変助かる。
- ・各種のセミナーや研修等を実償で実施していただきたい。財政が厳しい中、これらの経費の負担が難しい。
- ・講習を頻繁に行ってほしい。
- ・今まで通り、質問の機会を設けてください。
- ・今後も定期的な無料相談会等を行ってほしい。
- ・実務面での不明な点の無料相談。情報開示書類を参考にさせていただいています。
- ・小規模法人への支援をお願いしたいです。
- ・新制度に関しての講習を開催してほしい。(私が知らないだけでしょうが)
- ・制度改革にあわせたセミナーなどを定期的に開催してほしい。またオンラインセミナーを増やしてほしい。
- ・制度改革についてまだまだ分からないことが多いので引き続きセミナーなどの開催を増やして頂きたい。特に各論でのセミナーの開催を希望いたします。
- ・制度改革等、多くの法人に関わるもののセミナー受講料は低く設定したり、オンデマンドにしたりするなど、制度対応への支援をよりしていただけるとありがたいです。
- ・不明点への相談等これまで通り行ってほしい。
- ・より安価、もしくは無料のセミナー等を実施して欲しい。
- ・引き続き相談業務をよろしくお願いします。
- ・会計基準に関する個別相談会について、仙台での追加開催をお願いします。(9/2 開催は日程の都合上出席できませんでした。)
- ・個別の相談にタイムリーに応じていただける仕組みを充実させていただけるとありがたい。正直、やっと提出書類の書き方が分かるようになったのに、また、改正になり、戸惑っております。当協会のように小規模で人員も少ない中、事務作業に追われて公益事業が滞ってしまいます。
- ・事例紹介を多くしてほしい。
- ・職員の制度理解度向上のために定期的なセミナー開催を希望します。
- ・新公益法人制度の導入により、具体的にどのように対応すべきなのか、不明な点があるので、実務者向けのセミナー等の開催をお願いしたい。

V. 付属資料

- ・新制度に関する概念についてはある程度理解はできた。ただ具体事例に関してイメージが固まっていなくてあるところがある為、その様な研修機会があれば有難いです。例えば、具体的に記載されている財務関連や定期提出書類の新旧対比をしながらの解説など。
- ・制度への電話等での質問対応について、もっと充実してほしい。
- ・組織運営の実務に関して、法人の関心が高い事項について講習会やセミナーなどを開催していただき、感謝しています。
- ・相談会の時間 50 分も必要がない。単純な質問・問い合わせに対応してほしい。
- ・電話で気軽に質問したい。
- ・電話相談ではいつもお世話になっております。可能な範囲で構わないので、各団体からあった相談と回答をアーカイブ化していただきたい。
- ・電話等含め相談できる体勢を作してほしい。
- ・無料での相談対応も実施してもらいたい。
- ・有料セミナーがもっと参加しやすい料金であればいいと思う。
- ・令和 6 年会計基準の基礎的なセミナー実施
- ・「相談室」を利用しており大変助かっています。可能であれば現在の電話相談と面談相談に加えてオンライン(ZOOM 等)相談もあるとなお良いと思います。

【提言・制度改正等】

- ・引き続き制度改善の活動をお願いします。
- ・これまでの公法協の要望はほぼ私たちの財団が日頃感じている案件と同じなので、これからもめげることなく要望を続けて頂きたいと思っています。民間の自由闊達な公益活動を行える環境、限りなく監視の視座は少なくですね。日々の活動の中で、私たち自身がそれを提案する術をもたないのでは。
- ・公益法人の実態を踏まえた国への政策提言
- ・今まで定期提出書類までに計算すればよかった事項が、財務諸表の注記への記載事項となった為に、監査や理事会に間に合わせなければいけなくなった。この点について、何らかの救済措置を強く内閣府に求めてほしい。
- ・今回の改正で会計システムの変更による経費が発生している。改正に当たっては、支援制度についても国と情報共有を図っていただきたい。
- ・子会社で収益事業を行い配当金収入で公益事業が拡大したいので、子会社保有に関する規定を決めていただきたいです。一般社団法人も運営していますが、これがネックで公益法人化できずにいます。
- ・出来るだけ簡素化できるよう関係部門に対し、提言してほしい。
- ・小規模法人であり、より簡素化されることを望みます。
- ・小規模法人への支援をお願いしたいです。
- ・真面目に法律を遵守し全く問題のない公益法人については、報告ごと等の実務負担がもっと減るよう内閣府に働きかけて欲しい。
- ・制度改革について、具体的な提示をお願いします。
- ・引き続き、制度改善の活動をお願いいたします。
- ・中小規模法人への制度対応支援

- ・日ごろから大変お世話になっております。各法人からの意見や要望につきまして内閣府へお届けください。
- ・令和6年基準の決算書作成や会計について、より具体的かつ実務的な説明をアナウンスしてほしい。また、担当行政庁に対し法人からの疑義照会に回答できるようにレクチャーしてほしい。

【情報提供・制度周知等】

- ・新基準に対応した会計実務書の発行が待たれる。
- ・新制度に慣れないと難しい。
- ・令和6年基準の決算書作成や会計について、より具体的かつ実務的な説明をアナウンスしてほしい。また、担当行政庁に対し法人からの疑義照会に回答できるようにレクチャーしてほしい。
- ・(26)についてのアドバイスや参考のご意見あればご教示ください。
- ・アンケート回答にあたり、一時保存できるようにしていただきたい。
- ・これからも有益な情報発信をお願いします。
- ・メルマガが適時送られてきているが、現在の実務で手一杯で詳細にみれていない。2～3点に絞って、月末にわかりやすく説明していただければ幸いです。
- ・引き続き、適時適切な情報提供をお願いしたい。
- ・引き続き情報提供をよろしくお願いします。
- ・引き続き情報提供をよろしくお願いいたします。
- ・過去から従事している人はある程度把握しているかもしれないが、公益法人で初めて働く人間への継続的な情報提供を切に願う。
- ・会計提出書類のひな型を早期に示してほしい。
- ・旧会計基準から新会計基準への様式の変更、事業計画・報告の様式変更など、改正法導入による混乱が、各法人で落ち着くまでのここ数年間は、事例をできるだけ詳細に説明してほしい。
- ・公益法人の実務に関するタイムリーで分かりやすい無料の情報提供の充実をお願いします。
- ・公益法人協会様の情報をいつも参考にさせて頂いております。今後も法改正等に関するタイムリーな情報の提供をお願いします。
- ・最新の情報提供に感謝しております。
- ・最新情報の提供
- ・資料はポイントを押さえて短めにして、視覚的にわかりやすい具体例を多くしてください。
- ・従来同様、有益な情報提供を期待しています。
- ・情報をありがとうございます。今後もよろしくお願いいたします。
- ・新しい会計基準をわかりやすく説明している動画や本を紹介してほしい。
- ・新基準に対応した会計実務書の発行が待たれる。
- ・制度改正の分かり易い解説書が欲しい。
- ・早めに新基準での財務諸表の公開をお願いします。
- ・役員賠償責任保険加入で保険金支払いが実行された事例を紹介して欲しい。

V. 付属資料

【その他】

- お世話になっております。事務局 1 人で週 3 日出勤のため業務に手一杯で、新制度はこれから理解していく予定です。
- このアンケートは答えにくい。項目の前にチェック欄を設けてほしかった。
- 回答システムが不安定。メンテナンスを望む。
- 各法人の対応状況を知りたい。
- 公益法人協会である以上、公益法人とは何かを公益法人改革にあわせて定款上も明確にすべきである。公益認定を受けた法人に限るのかどうか、限らないとすれば、どの範囲までを公益法人とするのか。
- 収益事業をやっていないため利益を出せず、年々収入が減るので運営が厳しくしくなっている。
- 新制度に慣れないと難しい。
- 大変お世話になっております。回答が遅くなりました。
- 当法人のような小規模公益財団法人に対する支援
- よろしく願いします、ありがとうございます等(13 件)
- なし、特にありません(64 件)

2. 記述回答【一般法人編】

(1) vi. 2024 年度の収入のうち主なもの

◇ 一般社団法人

【寄付金、補助金、助成金等】

- ・ 企業、法人による寄附金(2)
- ・ 全法連助成金(保険契約手数料)
- ・ 助成金
- ・ 繰越金
- ・ 会員からの特定事業への協賛金

【事業収入】

- ・ 会員事業所の従業員に対する資格取得講習、法定義務講習の実施
- ・ 教育事業の実施による収益
- ・ 学校経営
- ・ 登録手数料
- ・ 研究発表会、教育講習会の開催
- ・ ビル賃貸収入
- ・ チャリティー行事収入
- ・ 母校支援費
- ・ 標板交付手数料収入ほか
- ・ 検査手数料等
- ・ 自動車共済保険
- ・ 会館使用料
- ・ 自社ビル会館不動産収益

◇ 一般財団法人

【寄付金、補助金、助成金等】

- ・ 民間機関からの補助金
- ・ 法人寄附金

【事業収入】

- ・ 著作権を有する『広辞苑』からの印税
- ・ 保有流動資産を原資に運営しており収入は無し
- ・ 軍用地料
- ・ 港湾福利分担金
- ・ 講習会受講料
- ・ 賛助会費
- ・ 不動産賃貸
- ・ 行政機関からの指定管理料
- ・ 求償権収益

V. 付属資料

- ・物資等斡旋購入者負担金
- ・収益事業からの収益

(2) 一般法人になって良かった点

◇ 一般社団法人

【信用、社会的地位】

- ・行政との契約が出来るようになった。
- ・親団体が同じでそれに準じる。
- ・営利を目的とした団体ではないことが社会的に周知された。
- ・学会として体裁が保てる点
- ・団体としての人格をもつことができた。
- ・社会的信用性(2 件)

【制度優遇】

- ・指定期間検査機関の指定
- ・会計の明瞭化
- ・災害時の急性期の事業立ち上げに公益法人は向かなかった。

【その他】

- ・令和 6 年度末を最終に県の管理から外れる予定
- ・予算準拠主義から解放
- ・公益目的支出計画実行中であり現時点感じ取れない。
- ・過去のことを知らないのわからない。
- ・分からない(4 件)

◇ 一般財団法人

【信用、社会的地位】

- ・社会的な信用度

【制度優遇】

- ・減税により活動資金の確保ができる。

【その他】

- ・移行前との状況が比較できなく判断できない。
- ・わかりません。

(3) 一般法人で苦勞している点、困っている点

◇ 一般社団法人

【運用面】

- ・一般社団化により既存会員の加入意義が薄れ、退会が増加。
- ・職員不足

- ・資金面で苦しい。
- ・規模が小さく、収益事業が展開できず、収入が上がらない。
- ・報告義務書類の入力が難しい。

【制度面】

- ・寄付金に原価が紐づいていない限り、もらった金額の10%を消費税に取られるのは理解ができない。寄付金に預かり消費税を入れることは相手先にお願いするのは困難です。
- ・会計基準に関するまとまった助言が欲しい。
- ・公益、共益の予算支出・管理など。
- ・出資金の評価額が基本財産額となっていること。
- ・特定民法法人時代は土地建物について非課税事業部分は非課税だったが、現在は全課税であり固定資産税が上がり続けている。

【その他】

- ・不明
- ・特になし(2件)

◇ 一般財団法人

- ・事業の拡大や多角化が困難
- ・固定資産課税
- ・競争入札による事業受託。競争が厳しくなった。
- ・移行前との状況が比較できなく判断できない。
- ・例年赤字だが公益目的支出計画等により主事業の単価改定が困難

(4) (3)で回答した苦勞している点、困っている点の具体的内容

◇ 一般社団法人

【運営面の課題】

- ・会員の維持、円滑な運営に苦勞している。特に議決権行使のない会員の増加により意思決定が難しいこと。
- ・理事(幹部会員)に法人としての自覚がない。
- ・事業内容・税額は一緒なのにシステム導入、入替助成金が受けられない。
- ・運営が法に照らし合わせて適切かどうか、判断が難しい場合がございます。
- ・債券の運用益が減少する。
- ・役員の交代が頻繁に行われるため、その説明及び手続に時間を要している。
- ・税金の負担が法人の経営を圧迫する状態となっているため。
- ・会員から寄附について相談を受ける時があるが、優遇措置がないことから実際に寄附を受けたことがない。
- ・寄付が受けにくい。
- ・公益目的支出計画実施報告書等の税理士への作成委託コスト
- ・収益事業会計(特別会計)が一部の理事によって管理されており、一般会計の赤字を補填しなけ

V. 付属資料

ればならないという法人運営の基本がわかっておらず、業務執行理事である会長と専務理事の意見が反映されにくい。

- ・収益構造があるので、公共的な仕事を行なっても補助金が減らされる。
- ・会員数が多く、総会の委任状集めが大変に感じる。
- ・顧問税理士不在のため、会計変更への対応に苦勞している。
- ・収入が減った。
- ・公益目的支出計画に関する事項を詳細に理解している者が、1名しかいない。
- ・会員減少による運用費の減少
- ・資金調達が難しい。
- ・公益目的実施計画作成時は財政状態や社会情勢の関係で、単年度の公益目的収支差額が大きめで計画されており、収益事業から資金確保していましたが、現在の社会情勢や診療報酬改定の影響もあり、収益事業の利益率が落ちているため、資金的に公益目的支出計画の実施に苦勞しています。
- ・非営利が徹底されていることが認知されていないことがある。
- ・当連盟は県庁や市役所等からの出向で組織が成り立っているが、近年は出向元の組織の職員不足等により派遣が難しくなっている。
- ・新たな事業への取り組みに対する余裕資金がない。
- ・労務管理、例、5年以内の勤務では良い人が採用できない等。
- ・資格者(計量士)の後継者育成
- ・インボイスにかかる税金は、新契約に切り替えたことで、ひと段落している。
- ・収入は行政の補助金、会費、事務手数料のみで、収益が上がらず、諸経費の高騰に対応できていない。事務局、会員規模から新規収益事業を展開出来ていない。
- ・会員減少、役員運営など組織運営が難しい。
- ・収益事業割合が80%くらいなので、税負担が多い。
- ・災害支援や消費者向け補償など長期的に必要な積立金も課税対象となること。
- ・寄付行為が企画しづらい。財源確保に困っている。
- ・土地財産の残高がある限り、計画完了が長期に渡り、売却しないと完了できない
- ・支部会計の取り扱い。
- ・寄付金控除があればその点もアピールしつつできるのではと思う。もちろんそれだけをお願いしたいわけではないですが。
- ・経済情勢が流動的であり、公益目的支出計画の達成が困難
- ・会員数が減少している。

【制度面の課題】

- ・延長申請をするとき、県と上手く意思疎通ができず、申請がギリギリになった。講師の先生に相談し、その後、県提出用資料の作成補助・指導等契約を結んでいる。
- ・制度改定にかかる対応
- ・補助金等の優遇が受けやすくなるようになってもらいたい。
- ・毎年の報告事項が慣れないと時間を要する。

- ・公益目的財産の残高のうち土地(全額算入)が半分を占め、計画が長期に渡る。また、いずれかの時点で土地を売却しないといけなくなる。そうすると事業の継続が困難になる。
したがって、土地の財産額の算入割合を公益割合だけにしたい。
- ・報告方法が複雑
- ・毎年、実施報告書を作成し、理事会・総会等で承認を得るのが面倒(年に1回しかないため、毎回「そもそも、公益目的支出計画とは」というところから説明しなければならない)。
- ・公益目的実施事業の活動内容が制限される部分がある
- ・役員変更の度に法務局での手続きが必要で、時間やコストを要する。
- ・収益事業に対する消費税の負担(特定収入割合による基準を緩和してほしい)
- ・手続きが面倒
- ・6月末までに提出書類を用意する作業が負担
- ・公益目的支出計画の報告が長期に及ぶが、今のところ変更予定がないため負担感は少ない。
- ・昨年度、ようやく公益目的支出計画が完了したが、毎年の実施報告書の作成に大変苦勞をした。
- ・移行時と比較して公益目的支出計画の実施に苦慮している。
- ・公益目的支出計画に縛られ自由度がない。
- ・報告書類をもっと簡素化にしたい。
- ・支出計画が令和13年まで続くため、令和10年からの会計基準の変更(「活動計算書」への変更)に対応しなければならない点
- ・行政庁の担当者が、過去3年間毎年変更したこと。
- ・自治体会員が年会費を予算化できなかったケースがあると聞き及んでいる
- ・寄附金者への寄附金控除の適用がないためでしょうか、寄附金の集まりが芳しくない状況です。
- ・公益インフォメーションのエラーからの訂正入力が困難な件
- ・公益目的支出計画の延長を模索しており、変更手続きの書類を作成しなければならない。
- ・規程等の制定・改廃に関して、正誤の確認ができない。契約書の内容等について適正性が判断できない。県のシルバー人材センターに相談した。
- ・補助金・助成金などの有無がわかりにくい。
- ・寄附金控除(少額可)の優遇措置の認可
- ・個人寄付者には税控除、法人寄付者には損金処理のメリットを提供するため、公益社団法人申請中
- ・報告書類作成に苦勞
- ・支出計画の変更が簡単にできない。
- ・申請時と現在とでは社会情勢が変化し、事業内容も変えなければならなくなってくるが、その手続きが複雑で、都度出来ない。
- ・収益事業の収入を法人内の研修、事業拡大の初期費用に充当したいが、課税によりその原資が極端に少なくなるので、一定額免除してほしい。
- ・事業経費・管理費に係る収入源が預金利子のみであること。

V. 付属資料

- ・法人税が資金悪化の要因になっている。
- ・法人全体が赤字の場合、収益事業利益には税金がかかるため、更に赤字が増加(税金分)する事になるのは奇異に感じる。公益事業への原資が少なくなる。
- ・実施報告書のオンライン上のシステムが非常に使いづらい。
- ・報告内容が煩雑で多く、報告完了まで毎年かなりの時間を要している。
- ・公益目的支出計画完了までの毎年の報告が負担大
- ・指定管理下での運営のため、制約があり、また多くの申請・許可が必要である。限られた予算の中でできることが限られる。
- ・なし

【その他】

- ・業務上のトラブルや疑問点について、包括的に指導・助言してくれる機関が無い。
- ・財政困難状況なのですが、法人を維持するための相談が出来るところがない。
- ・業界で利用する無線配車システムの多様化により、協会の必要性が薄れた。
- ・年数が30年近く残っているため。
- ・わからない時には公益法人協会にて相談に乗っていただけるので助かります。
- ・行政に対する力が弱い。
- ・公益法人の会計基準が変更されたが、財務諸表の作り方などの細目について、どこに相談したらよいのかわからない。
- ・研修会でも一般社団法人をターゲットとした研修が少ない。経理や税務関係、運営関係で不明な点があっても回答が曖昧な気がする。
- ・監督官庁がないので何かの時に相談先がない。

◇ 一般財団法人

【運営面の課題】

- ・毎年の理事会、評議員会での承認のための書類作成等事務作業の負担が大きい。
- ・主な収入源が指定管理料に限定され、期間も5年に区切られるため、長期的視点での職員雇用・育成が困難であり、事業拡大・多角化も制約を受ける。
- ・事務が煩雑になった。
- ・市町村合併前に市町村が出捐した基本財産1億円が公益目的支出計画の財産に含まれているため、計画の完了までに長期間を要し事務の負担になっている。
- ・公益事業が思うように進んでいない。
- ・定足数の確保(リアル会合で人数が確保できない時もあり、オンライン会議と併用するなどして対応している)
- ・事業活動の制約が負担
- ・公益目的支出計画の変更認可申請を行う場合、監督する行政庁の審査、委員会に置ける審議に時間がかかる。
- ・市の助成等、受けれないことがあった。
- ・指定管理料の申請に対する審査が年々厳しくなっている。
- ・理事、評議員とのコンセンサス

- ・ 通常理事会開催と定時評議員会開催の間隔を中 14 日以上空けることに苦勞している
- ・ 毎年、実施事業がうまくいくか。
- ・ 出資元であり、実施事業にかかる交付団体たる地方自治体から制約を受けやすい。
- ・ 公益目的支出計画を進めることにより、運転資金の不足が大きくなっている。
- ・ 小規模法人であり、基本財産も大変少ないため、国都県等による、設備改善、労務環境改善等の補助金利用を検討する機会が多いのですが、そもそも対象外であったり、それら資金を借入する検討した際にも、保証協会による保証が対象外となっていたり等、資金面で常に苦勞しております。
- ・ 計画時より収入が額、内容ともに変わりつつあり、支出計画の見直しがいずれ必要になると思われる。
- ・ 報告手続きが毎年のことであるが、担当者が変わったときのことを考えると、入力等気がかりである。

【制度面の課題】

- ・ 公益目的支出計画が終了すれば解決
- ・ そもそも対象外の補助金がほとんどで、新種試験も導入したくても投資規模が制約される。
- ・ 公益目的支出計画の延長に係る申請をしなければならないが、書類作成に苦勞しているところ。
- ・ 公益目的支出額が法人税法上の費用に計上されないため、法人税の負担額が法人全体の決算において極めて大きい額となっている。
- ・ 制度が分かりにくいこと。制度を明確に理解していないこと。
- ・ 代表者が変わるたびに届け出が必要となる点
- ・ 事業報告等の提出がやや煩雑。何の説明もなくシステムが変更された時は困った。システム任せにして、自動入力かと思いきや、自動入力されていなく、修正申告を求められた時には労力を費やした。
- ・ 報告内容が難しいため、専門の税理士法人にお願いしている。
- ・ 寄付金を特別会計として計上しているが、控除の可否が不明
- ・ 預金利息も貴重な収入源であるため、源泉徴収課税は免除してほしい。
- ・ 公益目的支出計画が完了するまで、長期間(今後 20 年間)にわたり、報告の義務及び行政庁の監督が続くこと。
- ・ 寄付金控除の優遇措置がないことにより、寄付をしない又は継続しない例がある。
- ・ 行政とのつながりが薄くなり、行政がらみの活動が難しくなった/利子等の課税が大きい。
- ・ 利益の 90%が課税される。
- ・ 税金の負担が大きい。
- ・ 非営利徹底法人であるにも関わらず、一律の金融所得課税の不合理性
- ・ 公益目的事業の自由度が低い。
- ・ 年間 1 億円の公益目的支出を実施するため、1 億円以上の利益を確保すること。
- ・ 行政庁に変更認可や変更の届出は、どのような内容な場合届け出するのかが分からず、相談先も分からないため困っております。

V. 付属資料

- ・財団活動への協力を寄付で募りたいが、税制控除の対象にならないと難しい。
- ・法人全体の事業の内、収益事業の割合が高いため税金の負担が多い。
- ・黒字となった事業年度の翌年度は中間見込み納税額が大きくなり、赤字予算から事業が始まる。
- ・公益財団法人と違って寄付金控除がないため、賛助会員や寄付の募集に取組みにくい。
- ・公益目的支出計画実施報告書についても、入力方法がわかりづらく手間がかかる。
- ・公益目的支出計画が完了するまで50年以上かかることになっており、その間の報告義務が生じる負担が挙げられる。また、長期間に渡る計画であることから当初の計画どおり達成できるのか不安もある。

【その他】

- ・昨今のインフレ等の中、課税負担が重い。
- ・公益目的支出計画および、予算や事業報告書の新フォーマットの相談先がない。
- ・特になし(3件)

(5) 法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人ですか。

◇ 一般社団法人

- ・事業幅によって。
- ・難しい質問です、一般/公益/認定NPOで悩みます。
- ・公益目的支出計画実施計画の義務のない法人
- ・全国との連合を構築しているため、単位会単独で判断できない。
- ・任意団体
- ・希望は公益法人ですが、現状では一般社団法人
- ・法人を選択せず任意団体のままにする。
- ・公益活動事業を実施していないため。
- ・事務局のみの判断は出来ません。
- ・今後の本法人の方針を回答できる立場にありません。
- ・具体にはイメージできない。
- ・未定、不明、わからない等(8件)

◇ 一般財団法人

- ・任意団体 (2件)
- ・その時に考えます。
- ・未定、不明、わからない。(4件)

(6) (5)で、公益法人への移行を望まない理由

◇ 一般社団法人

【運営】

- ・ 会員の減少で公益事業の収入が減少傾向であるため。
- ・ 公益法人に移行すると、行政から事業の委託をなかば強制されるため。
- ・ 会費を納めていただく会員を大事にしたい。

【制度】

- ・ 会員規模が規定数に及ばない。
- ・ 計画当初、公益法人には該当しないと決定されたため。
- ・ 当法人の事業が公益と認められなかったため、やむを得ないとする。
- ・ 一般社団法人への移行時に、当協会では請負業務を実施していることから、公益法人への移行については、設立要件を満たしていないとの指導を受けたため。
- ・ 障害福祉(知的障害者支援など)をさらに充実させたいため。
- ・ 不動産賃貸収入があるため。
- ・ 非営利徹底で、公益法人並みの税制優遇が受けられるため。
- ・ 主な事業が公益事業ではないため
- ・ 公益性が高く、公益法人には移行できないため。

【その他】

- ・ 今後の本法人の方針を回答できる立場にありません。
- ・ 不明、わからない。(2件)

◇ 一般財団法人

【運営】

- ・ 安定した寄附金が望めない。
- ・ 一定金額の寄付を望めない。
- ・ 収益事業があるため。
- ・ 会員を重要視しているから。
- ・ いきなり公益法人はハードルが高いため。
- ・ 他の任意団体と統合を検討している。
- ・ 一般財団法人が適合のため、再選択は慎重な検討と時間が必要

【制度】

- ・ 公益法人への移行を断念した時と、自主財源比率等に大きな変化がないため、公益法人化は困難である。

【その他】

- ・ その時に考えます。
- ・ 公益法人へ移行後の状況について比較検討を行っていないため判断できない。

V. 付属資料

(7) 寄附金を募集していない理由

◇ 一般社団法人

- ・全会員から会費をいただいているとともに、個人の寄付金を想定する事業を展開していない。
- ・当協会の事業が会員会費収入で賄えるため。(2 件)
- ・寄付を募集する理由がない。(5 件)
- ・寄付者が税額控除を受けられないから。
- ・港湾福利分担金収入を主体に運営しており、事業の実施もその収入に合った事業を行うこと。
を目的としているため。
- ・会費収入、運用収入、委託収入で賄っているため。
- ・事業収入の不足分は、町補助で補っている。
- ・検討したことがない。
- ・市補助金で収支均衡が保たれているため、寄附金は求めている。
- ・運営上、寄付募集にはそぐわない。
- ・寄附の対象とならないと考えている。
- ・寄附をもらうような性質の団体ではない。
- ・寄付行為を受けて事業を進めるスタイルではない。
- ・寄付金ではなく母校支援費で集めている
- ・事業内容に鑑み寄付は適当ではない。
- ・(8)に記入
- ・税額控除等がない。
- ・記念事業(周年事業)でないと寄付は集まらない。
- ・共同募金から助成を受けている為
- ・保有流動資産を原資に運営
- ・当期より賛助会費制度を取りやめた為
- ・給与等の処遇の低い会員等からは寄附金は受け取れないため。
- ・国や市からの補助金を受けているため影響がある。
- ・寄付が集まる見込みがないため。(2 件)
- ・不明

◇ 一般財団法人

- ・設立時は寄付で法人ができているが、運営は事業収入で行っていく。
- ・自治体の固有事務を公益目的で実施しているにすぎないため。
- ・寄附者への寄付金控除の優遇措置がない。(2 件)
- ・今後必要に応じて募集する可能性あり。
- ・検討していない。(2 件)

(8) 寄附の利用をさらに促進する上で期待する項目

◇ 一般社団法人

- ・ 学術集会時のみ。
- ・ 寄付金を増やす予定はない。
- ・ 該当なし

◇ 一般財団法人

- ・ 現状の寄附金額でも事業目的は達成可能だから。
- ・ 会費中心での運営方針は変わらないと思われる。
- ・ 会員が講師をした場合に報酬の一部を寄付
- ・ 所属団体による寄付
- ・ 常時寄付は募ってなく、記念事業・海外事業等特別な時のみ寄付を募っている。
- ・ 令和7年度末で解散することが決定しており、特に期待する点はない。
- ・ 公益法人と同じ扱いの税額控除
- ・ 期待するものは無い。

(9) 一般法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。

◇ 一般社団法人

【消費税関連】

- ・ 会費が不課税のため仕入税額控除の制限があり、消費税の負担が重いので、会費に消費税を適用できると助かります。
- ・ 概ね収支均衡で行われる研修事業や学術集会の参加者から徴収する会費については非課税にしてもらいたい。参加費に係る税金(消費税)により支出超過となる事業が多いため。
- ・ 寄付金への消費税につきます。
- ・ 収益事業に課税するのではなく、全体の収益に対して課税してほしい。
- ・ 会費収入や地方公共団体からの補助金等には消費税がかからないはずなのに、特定収入がある場合の仕入税額控除の計算により、消費税が取られてしまうのは納得ができない。
- ・ 収益事業に対する消費税の負担を下げしてほしい。(特定収入割合による基準を緩和してほしい)
- ・ 法人税・消費税の事務負担軽減
- ・ インボイス制度の運用緩和又は撤廃
- ・ インボイス廃止

【寄付金関係】

- ・ 寄付金税制
- ・ 寄附税制の適用を望む。
- ・ 非営利徹底型の場合の寄附金控除
- ・ 寄付者への寄付金控除

【災害支援関連】

- ・ 災害支援や消費者向け補償など長期的に必要な積立金と、物品販売などによる収益とを分け

V. 付属資料

て考え、前者は課税対象としないしてほしい。

- ・災害の見舞金・義援金を受けた場合の税控除対象法人にしてほしい。
- ・災害対応の公益的な事業に対して課税される点を免税にしてほしい。

【その他】

- ・今後も、非営利徹底であれば公益法人並みの税制を受けることの継続をしてほしい。
- ・収益事業がなく会費収入が主な収入減であるので、県・市民税が非課税になることを希望する。
- ・収益実績に応じた税負担方式とし、所得額が低額の法人にあっては、税負担の軽減を希望する。
- ・税率の軽減
- ・退職金資金運用利息の非課税
- ・非営利型、共益型法人であれば、役員変更登記等の際の登録免許税は非課税にしてほしい。
- ・法人市民税の免税優遇
- ・法人税について、収益事業への課税ではなく、法人全体の収益に対してのみ課税してほしい。
- ・法人税の軽減、県民税・市民税の一本化
- ・公益目的支出計画を一定期間で打ち切って欲しい。
- ・(3)に同じ
- ・特になし(42 件)

◇ 一般財団法人

【消費税関連】

- ・指定管理料が主な収入源であるため、事業収益にかかる法人税や消費税負担の軽減を希望
- ・事業収益への消費税の廃止。

【寄付金関連】

- ・寄附金控除の要件の緩和(対象団体の拡大)
- ・寄付金控除の優遇制度

【その他】

- ・非営利徹底法人に対する金融所得課税の免除
- ・非課税枠の拡大
- ・法人全体が赤字の場合、収益部門の課税は軽減か免除して貰いたい。公益部門への資金がタイトになり、法人の本来的活動に制約が生ずる。
- ・預金利子に対し源泉徴収課税
- ・利率低下傾向の中、運用益に対する資産課税の減免があれば、事業安定運営をする上で助かる。
- ・事務処理負担をとまなう税制変更はやめてほしい。
- ・実施事業も課税対象に入れてほしい。
- ・収益事業と公益事業との合算での課税にしてほしい。
- ・登録博物館の税制優遇
- ・公益事業に対する法人税の緩和措置

- ・ 使途目的のある特定資産の優遇税制
- ・ 特になし(15 件)

(10) 2025 年 4 月制度改正を踏まえ、公益認定を目指す意向

◇ 一般社団法人

- ・ 公益社団法人申請中
- ・ 業界団体であるため、公益認定の対象にはなりえない。
- ・ 現在のところ、公益認定の取得は考えていない。
- ・ 公益法人取得と一般法人のままとのメリット、デメリットが分からない。
- ・ 令和 7 年度末で解散することが決定しており、意向はない。
- ・ 同窓会の性質上必要ないと考えています。
- ・ 一般法人で良い。
- ・ 今後も取得する予定なし。
- ・ 予定はない。
- ・ 今後の本法人の方針を回答できる立場にありません。
- ・ 令和 7 年 3 月 31 日をもって、解散しました。
- ・ 不明 (2 件)

◇ 一般財団法人

- ・ 未確定(動向を把握しつつ検討中)
- ・ 意向なし
- ・ 検討していない。

(11) 令和 6 年公益法人会計基準の導入について

◇ 一般社団法人

- ・ 令和 9 年度内に公益目的支出計画を完了する予定であり、それまでに対応を検討する予定
- ・ 義務的が必要があれば検討する。
- ・ 導入したいが変更が多額のお金がかかる。
- ・ 導入予定ではあるが、(2)に記した通り、市販のテキストなどを参考にするほかないため、正しいかどうかの不安がある。
- ・ 公益会計基準に準じているので、導入内容を適宜検討中である。
- ・ 一般社団法人移行後も公益会計基準による会計処理をしているが、改正内容を把握していないため顧問税理士に確認する。
- ・ 公認会計士と相談中である。
- ・ 会計事務所と相談中
- ・ 会計事務所の判断
- ・ 令和 7 年 3 月 31 日をもって、解散しました。

V. 付属資料

- ・令和8年春には組織解散を想定
- ・不明(2件)

◇ 一般財団法人

- ・導入済
- ・令和10年度に導入予定
- ・経過措置中である。
- ・改正内容につき情報収集しながら動向を見守っている。
- ・市販会計ソフトの制度対応、他学会の動向を見て時期を判断予定
- ・令和10年度予算から貸借対照表等の様式を変更予定
- ・将来的には導入予定
- ・勉強中である。
- ・対象とならない一般財団法人である。

(12) 自団体のホームページで公開している情報

◇ 一般社団法人

- ・各種活動報告
- ・四半期報告
- ・活動報告、学校検索等
- ・活動報告(2件)
- ・事業活動
- ・活動内容、会員診療所の情報等
- ・活動内容、機関誌
- ・設立目的に資する情報
- ・組織概要 個人情報保護方針
- ・業務概要
- ・実施事業についての告知
- ・補助事業、委託事業等に係る情報
- ・協会組織図
- ・協会概要
- ・組織図、活動報告など
- ・事業案内等
- ・事業の実施内容
- ・公益事業の実施状況
- ・業界自主規制規則
- ・公益目的の事業紹介
- ・年度内に開催した行事のレポート(サマリー)をアップロード
- ・情報公開共同サイトにおいて定款及び貸借対照表を公開している。
- ・公益法人協会の共同サイトで上記項目は公開している。
- ・本会の紹介・活動内容・会員情報・イベント情報
- ・業界に関するニュース、行政からの通知検定試験、消費者啓発
- ・会員医療機関情報
- ・求人・研修登録
- ・講習会の案内等
- ・講習会等開催情報
- ・教員募集、会員各校の情報など
- ・医療機関名簿、広報誌、学術講演会等
- ・入会案内等
- ・研究会等の案内
- ・休日当番医の案内
- ・会員名簿(4件)
- ・会員名簿、会員事業所案内など。
- ・会員規約
- ・事務局を同じくする中学高等学校協会のHP内で、定款、役員名簿、事業報告、財務

諸表を公開している。

- ・会員情報、活動状況
- ・ホームページは作成しているが、会員の診療所の掲載が中心
- ・会員専用ページには役員名簿から財務諸表まで公開
- ・会員に有益な情報
- ・会員校情報、イベント情報等（2件）
- ・業務用資料のダウンロード先
- ・上記は全て一般向けには非公開ながら、会員専用ページでは、定款、役員名簿、事業計画書、収支予算書、事業報告書、財務諸表を公開している。
- ・会員の運行している航路図など。
- ・上記内容は会員のみ公開。
- ・一級建築士・二級建築士試験受験対策講座
- ・主催文学賞の選評
- ・協会行事のトピックス
- ・観光情報、イベント情報等
- ・地域貢献
- ・イベント情報、新商品のお知らせ
- ・法改正など。

◇ 一般財団法人

- ・活動内容等
- ・財団概要、年間行事等について掲載している。
- ・財団概要
- ・団体の概要、活動や支援等の説明
- ・公益目的事業における成果物
- ・事業成果等の周知
- ・組織及び事業概要等
- ・沿革、会報、事業のお知らせ
- ・管理している施設の紹介、料金等
- ・財団案内、お知らせ、財団全国 AED マップ、報告書・刊行物など。
- ・機関誌バックナンバー、研修案内
- ・診療に関する情報
- ・共済給付規程

- ・ホームページは作成しているが、上記の情報は掲載していない。
- ・事務局で閲覧はできるが、ホームページには掲載していない。
- ・ホームページでは掲載していない。
- ・上記のものはホームページでは公開していない。
- ・上記項目について、特に公開はしていない。
- ・財務諸表等は医師会館内の掲示板に公開
- ・依頼があれば公表する。
- ・上記情報は発信していない。
- ・ホームページ上でこれらの情報は公開していない。
- ・公開していない。
- ・現在ホームページが停滞中です。（リニューアル予定）
- ・現在 HP 更新を準備中
- ・更新できていない。
- ・掲載準備中
- ・ホームページリニューアル中
- ・なし

- ・申請書や各種手続きの案内など会員向けの情報
- ・会費、手数料等
- ・イベント情報 など。
- ・催し情報等
- ・落花生に関する知識の提供
- ・ニューズレター
- ・文化事業の発表
- ・掲載していない。
- ・公開していない。
- ・財団のホームページはなく、収益事業のホームページしかない。
- ・ホームページでは特になし
- ・特になし
- ・令和7年3月31日をもって、解散しまし

V. 付属資料

た。

(13) 今後、法人組織として自ら取り組みたい項目

◇ 一般社団法人

- ・事業承継
- ・内部通報者保護法による内部通報制度の新設
- ・上記チェックは従前からの継続を含む。
- ・会員に対する情報提供強化
- ・組織の維持存続
- ・高齢化による会員数減少を食い止める。
- ・来年度、ホームページを作成し、情報発信を強化する考えである。
- ・会員の為になるようなことができるのであれば検討したい。
- ・法令順守の視点で業務のチェック
- ・運営基盤の安定化、特に意思決定に関して。
- ・同窓生の同窓会入会者を全員に戻す。
- ・検討していない。
- ・今後の本法人の方針を回答できる立場にありません。
- ・未検討
- ・不明

◇ 一般財団法人

- ・他の法人(営利法人を含む)との連携。研究等の事業の質的向上。パブリック・リレーションの強化
- ・新たな収益事業
- ・会員のためになる更なる事業の実施
- ・運転資金の確保策
- ・わかりません。
- ・令和7年3月31日をもって、解散しました。

(14) 公益法人協会への要望があればご記入ください。

◇ 一般社団法人

【提言】

- ・一般社団法人の地域貢献団体です。収入を会費と個人の寄付に頼っています。活動に個人の多額の資金と労力を費やしており、持続可能性は極めて低く、全国的に同様の団体の会員数・団体数は減少し続けており、貧困過疎地域での地域活性化運動は今後ますます衰退し無くなってしまうことが予想されます。行政にお任せで地域課題が解決されるのであれば解散しても良いのですが、民間からのアプローチも未だ必要不可欠と感じます。所得控除や助成金な

ど、資金面での優遇や支援が必要です。

- ・寄付税制をなんとかしてください。
- ・公益インフォメーションの入力方法及び訂正が専門的すぎてわかりづらい。
- ・(2)(11)に記したとおり、改訂された公益法人会計に関する相談窓口を設けてほしい。平素開設されている相談窓口に問い合わせたが、新規に認定を受ける団体への助言のみを扱っているとの回答であったため、役に立たなかった。
- ・抜け道だらけの「国家公務員の再就職に関する規制」を厳格化してほしい。

【相談、セミナー研修関連】

- ・会計基準の改正等に係る個別の相談対応
- ・会費収入の増加(会費値上げの仕方など)に関する研修、令和6年度会計に対応した予算書作成に関する研修を実施してほしい。
- ・公益法人制度関連の情報提供および各種相談
- ・情報提供や研修などの機会を増やして欲しい。
- ・専任従業員もいないため、多忙すぎて考える余裕がありません。制度改正についてわかりやすく教えていただければ嬉しいですが、今は忙しいので12月くらいにゆっくり検討したいと思います。
- ・電話相談ではお世話になっております。電話相談で寄せられる一般社団法人に限ったQ&Aをまとめた本を出版していただきたいです。
- ・当協会を訪問していただき、ご指導いただければと思います。
- ・例えば、自分のポジション(「一般社団法人」、「事業内容・希望」、「総務・経理」等)を登録すると、AIで、自分に合ったセミナーを薦めてくれたり、“セミナーの重要度”を教えてくれたり、といったサービス、はいかがでしょうか。需要あまりないかもしれませんが…。

【情報提供関連】

- ・わかりやすい制度の説明
- ・公益法人会計の移行法人向け新基準の会計フォーマットをエクセルデータ等でいただきたい。
- ・新会計基準等、法人運営に役立つ最新情報提供をぜひともお願いします

【その他】

- ・いままで以上丁寧な指導
- ・これまでと同様 各種ご相談をいたしたく、その折には よろしく願いいたします。
- ・一般社団法人日本植物防疫協会主催のセミナー(8/29)で、貴協会が講師を務められたセミナーを受講し、たいへん有益でありました。今後もこうしたセミナーを開催することで情報提供をお願いしたい。
- ・生成AIの不正利用により、学術成果物である出版物や研究資料が無断利用されている。これによる収益減少は、研究活動還元サイクルを崩壊させる。公益法人協会としても非営利である学術団体としての存立基盤を守るため、著作権保護への積極的対応が不可欠と考える。
- ・法令順守の視点で現行業務をチェックし、問題起きる前に事前に解消しておきたい。そのアドバイスやご支援をお願いできないでしょうか。
- ・毎年共同サイトで当法人の情報を公開していただき感謝しております。公益法人に関する研

V. 付属資料

修会案内をメールや郵送で頂戴しておりますが、共同サイトを利用している法人について参加料を減額することは可能なのかご検討ください。

- ・例えば1年間とか期間を限定して低廉な価格で利用でき、有効性を確認できれば契約するような制度があるとよい。
- ・引き続き、今後ともよろしく願いいたします。(2件)。
- ・いつもありがとうございます等(6件)
- ・よくわかりません。
- ・特になし(50件)

◇ 一般財団法人

【相談、セミナー、研修関連】

- ・今後も検討していくので引き続き相談窓口等の継続及び充実に要望します。
- ・折に触れ各種のセミナーを開催していただきありがとうございます。最近はオンライン形式のセミナーも増え、日時を選ばない点が助かっています。
- ・令和6年会計基準はセミナーを受講しましたが、詳しく解説した書籍があれば、なお嬉しく思います。
- ・多忙時期(3～6月)を外した、運営管理職向けの講習会を期待しています。
- ・電話相談での丁寧な対応に感謝しており、引続きよろしくお願いします。
- ・勉強中です。相談にのってください。

【情報提供関連】

- ・「公益法人・一般法人の運営実務」などの早期出版。政策提言の実現。
- ・月刊誌の「会計・税務よくある質問」が分かりやすく参考になるので続けてください。
- ・『公益法人・一般法人の運営実務』の改訂版発行をお待ちしています。
- ・タイムリーな最新情報
- ・タイムリーな情報提供 相談チャネルの拡充
- ・機関紙が毎回時節を得たものになっていて、大変勉強になります。引き続き最新情報の発信をお願いしたいと思います。
- ・当方とてもニッチな団体ではありますが、情報をいただきありがたく思っております。
- ・導入検討のためにも、新しい公益会計基準の解説本の発行を要望します。
- ・労働基準法改正関係の情報提供の充実(就業規則等の改正への対応等)
- ・受講料が5000円程度の研修会の実施”

【その他】

- ・(メール内容を確認せず、回答が遅れました。)今後とも有益な情報の発信をよろしくお願いいたします。
- ・指定管理者制度の検証
- ・令和6年公益法人会計基準(2024年改正会計基準)が良く理解出来ていない。現在作成している決算報告書を、どの様(報告様式等)に変えていけば良いか、個別指導をお願いしたい。
- ・令和7年3月31日をもって、解散しました。9月30日で清算し清算登記後抹消となりますのでアンケート調査等は不要になります。今後、メールして頂いても対応できかねます。
- ・特になし(20件)

※ 自由記述回答のうち、個人名や団体名など特定の個人・組織が識別できる情報については、プライバシー保護の観点から伏字(〇〇)または削除の処理を行っています。

VI. アンケート質問全文

1. 公益法人

(注) 本文の表内ではスペースが限られていますので、〔 〕内に示すような略表記を使用する場合があります。

2025年度公益法人の運営等に関するアンケート

*回答必須項目

○ 単一回答項目

□ 複数回答項目

I 法人基本情報

i. 回答者のメールアドレス*

(不明箇所の確認を目的としたお問合せ、重複回答を防ぐためにご協力ください)

ii. 法人の別*

○ 公益社団法人

○ 公益財団法人

iii. 法人の形態*

○ 特例民法法人からの移行

○ 特例民法法人から一般法人に移行後公益法人へ

○ 新設(2008年12月以降に一般法人設立後公益法人へ)

○ 任意団体から一般法人に転換後公益法人へ

○ 特定非営利活動法人から一般法人に転換後公益法人へ

○ 営利法人(株式会社・合同会社など)から一般法人に転換後公益法人へ

○ その他法人から一般法人に転換後公益法人へ

iv. 行政庁の別*

○ 内閣府

○ 都道府県()

v. 貴法人の中心的な事業に最も近い事業内容を次の区分より一つだけお答えください*

(末尾の「事業コード表」から選択してください)

vi. 収益事業等の有無*

○ 公益認定法上の収益事業等を実施している

○ 法人税法上の収益事業34業種に該当するが、公益目的事業として認定され実施している

VI. アンケート質問全文

- ☐ 公益認定法上の収益事業および公益目的事業として認定された法人税法上の収益事業の両方を実施している
- ☐ 実施していない

vii. 上記viの質問に関連して、公益認定法上の収益事業等から生じた利益の50%超を公益目的事業財産に繰り入れていますか。

- ☐ 繰り入れている
- ☐ 繰り入っていない

viii. 公益目的事業として認定された法人税法上の収益事業を実施している場合のその事業の内容を教えてください。(複数回答可)

(公益目的事業として認定申請したが、それが認められず課税になった場合は、その経緯について「その他」にご記入ください)

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☐ ①物品販売業 | ☐ ⑲仲立業 |
| ☐ ②不動産販売業 | ☐ ⑳問屋業 |
| ☐ ③金銭貸付業 | ☐ ㉑鉱業 |
| ☐ ④物品貸付業 | ☐ ㉒土石採取業 |
| ☐ ⑤不動産貸付業 | ☐ ㉓浴場業 |
| ☐ ⑥製造業 | ☐ ㉔理容業 |
| ☐ ⑦通信業 | ☐ ㉕美容業 |
| ☐ ⑧運送業 | ☐ ㉖興行業 |
| ☐ ⑨倉庫業 | ☐ ㉗遊技所業 |
| ☐ ⑩請負業 | ☐ ㉘遊覧所業 |
| ☐ ⑪印刷業 | ☐ ㉙医療保健業 |
| ☐ ⑫出版業 | ☐ ㉚芸能教授業 |
| ☐ ⑬写真業 | ☐ ㉛駐車場業 |
| ☐ ⑭席貸業 | ☐ ㉜信用保証業 |
| ☐ ⑮旅館業 | ☐ ㉝無体財産権の提供等業 |
| ☐ ⑯料理店業その他の飲食店業 | ☐ ㉞労働者派遣業 |
| ☐ ⑰周旋業 | ☐ ㉟その他(記入欄：) |
| ☐ ⑱代理業 | |

ix. 2024年度の収入のうち主なもの* (複数回答可)

- ☐ 会費収入
- ☐ 個人による寄附金〔個人寄附〕
- ☐ 親会社等による資金拠出〔資金拠出〕
- ☐ 公益目的事業からの収益〔公益事業〕

- ☐ 公益認定法上の収益事業等の実施による収益〔収益事業〕
- ☐ 民間機関からの助成金〔民間助成〕
- ☐ 行政機関からの補助金〔行政補助〕
- ☐ 委託費・指定管理料〔委託費等〕
- ☐ 資金運用益〔資金運用〕
- ☐ その他(記入欄：)

x. 2024 年度の総収入(経常収益)の規模*

- ☐ 1 千万円未満
- ☐ 1 千万円以上 3 千万円未満
- ☐ 3 千万円以上 1 億円未満
- ☐ 1 億円以上 5 億円未満
- ☐ 5 億円以上 1 0 億円未満
- ☐ 1 0 億円以上

II 法人について

(1) 公益法人になって良かった点を教えてください。*(複数回答可)

- ☐ 社会的な信用が一般法人よりも高い〔社会的信用〕
- ☐ 補助金・助成金・指定管理が受けやすい〔補助金・助成金等〕
- ☐ 公益目的事業が非課税〔公益目的事業非課税〕
- ☐ 利子等源泉所得税非課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している〔その他税制優遇〕
- ☐ 寄附金控除の優遇措置〔寄附金控除〕
- ☐ 公益法人になって良かった点は特になし〔特になし〕
- ☐ その他(記入欄：)

(2) 公益法人になって苦労すると思われる点、困ると思われる点を教えてください。*(複数回答可)

- ☐ 中期的な収支均衡となったが、それでも事業活動が制限される〔中期的収支均衡〕
- ☐ 公益充実資金の設定・管理・説明が難しい〔公益充実資金〕
- ☐ 公益目的事業比率の制限により事業活動が制限される〔公益事業比率〕
- ☐ 使途不特定財産規制となったが、それでも不測の事態、将来の環境変化への備えができない〔不特定財産規制〕
- ☐ 公益目的事業継続予備財産の設定・管理・説明が難しい〔継続予備財産〕
- ☐ 点検調査や指導など行政庁による監督対応の負担が予想できない〔行政庁監督対応〕
- ☐ 事業報告書、計算書類、監査報告書等の定期提出書類の作成・提出の事務負担が大きい〔定期提出書類〕
- ☐ 変更認定申請・変更届出等の手続き負担が相変わらず大きい〔認定変更申請〕
- ☐ 適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい〔機関運営〕
- ☐ 外部理事等の確保・維持が難しい〔外部理事確保〕

VI. アンケート質問全文

- ☐ 実務運営や財務管理に関する法制度やガイドラインの解釈・対応が難しい〔法制度等解釈〕
- ☐ 特に苦勞すると思われる点、困ると思われる点はない〔特にない〕
- ☐ その他(記入欄：)

※本質問項目については、第Ⅳ章で改めて詳細を伺いますが、アンケート結果を経年的に比較・把握するために、あえてここでも重複してお尋ねしています。

(3) 法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。*

- ☐ やはり公益法人
- ☐ 一般法人
- ☐ 特定非営利活動法人
- ☐ 認定特定非営利活動法人
- ☐ 社会福祉法人
- ☐ 営利法人(株式会社・合同会社など)
- ☐ 労働者協同組合、特定労働者協同組合
- ☐ その他(記入欄：)

Ⅲ 寄附と税制等について

(4) 寄附金の総収入(経常収益)に占める割合を教えてください。*

- ☐ 0%
- ☐ 10%未満
- ☐ 10%以上 20%未満
- ☐ 20%以上 30%未満
- ☐ 30%以上 50%未満
- ☐ 50%以上

(5) 税額控除証明はすでに取得していますか。*

- ☐ 取得済み(申請書提出済み・準備中を含む)
- ☐ 制度は知っているが、取得していない
- ☐ 制度自体を知らない
- ☐ その他(記入欄：)

※「その他」には、上記回答理由をご記入ください。

※ 税額控除証明とは、PST(Public Support Test)要件を満たしている公益法人等に対して行政庁から交付される証明書。

(6) 公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。

(例：固定資産税、消費税(特定収入に該当しない寄付金にかかわる特例措置の柔軟化、インボイス制度における経過措置の延長など)等の非課税措置の拡大など)

(記入欄：)

IV新制度対応

◇財務規律の柔軟化・明確化(中期的収支均衡、公益充実資金、使途不特定財産、予備財産)

制度改正により、公益法人の財務規律に関して単年度の収支相償原則が見直され、中期的な期間で収支の均衡を図る「中期的収支均衡」が導入されました。また、剰余金の積立制度である公益充実資金の創設、従来の「遊休財産」が使途不特定財産への名称変更と規制緩和、公益目的事業継続のための予備財産の明確化等が行われています。これら財務規律の変更についての状況をお伺いします。

(7) 単年度ではなく中期的な期間で収支均衡を図ることが可能となった点について、どのように評価されていますか。*

- ☐ 中期的な財務運営が可能となったことを肯定的に評価している〔肯定的に評価している〕
- ☐ 特にプラスの変化は感じない〔プラス変化は感じない〕
- ☐ むしろ制度運用や対応が複雑になったと感じている〔運用・対応が複雑になった〕
- ☐ 制度の内容を十分に理解していないため判断できない〔理解不十分で判断できない〕
- ☐ その他(記入欄：)

(8) 制度改正で導入された「公益充実資金」により、公益目的のために剰余金を積み立てることが可能になりました。貴法人では、この公益充実資金制度を活用する予定はありますか*

- ☐ 積立てを行う方針を決定し、準備を進めている〔方針を決定し、準備中〕
- ☐ 現在、積立ての必要性や活用方法を検討中である〔必要性や活用方法を検討中〕
- ☐ 制度の内容は理解しているが、積立ての予定はない〔内容は理解しているが予定なし〕
- ☐ 制度の内容について十分に理解できていない〔内容を十分理解していない〕
- ☐ その他(記入欄：)

(9) 今回の制度改正により、従来の「遊休財産」が「使途不特定財産」に変更され、算定方式も見直されました。このことについてどのように評価しますか。*(複数回答可)

- ☐ 過去5年分の公益目的事業費の平均額で上限額を算定するようになり、公益目的事業費の年度毎の変動に以前より対応できるようになった
- ☐ 事業規模に応じて当該年度または前年度分の費用を選べるようになり、柔軟性が高まった
- ☐ 災害などの緊急時対応のため「公益目的事業継続予備財産」制度により、必要な資金を上限外で保有できるようになった
- ☐ 算定方法は依然として複雑で、分かりにくい部分がある
- ☐ 制度内容について十分理解できておらず、答えられない
- ☐ その他(記入欄：)

(10) 今回の改正では、公益目的事業の継続に備えるための「公益目的事業継続予備財産」の制度が導入されました。貴法人では、公益目的事業1年分程度の予備財産の確保や管理方針を新たに検討していますか。*

- ☐ 現在、保有の方針の策定に向けた検討を進めている

VI. アンケート質問全文

- ☐ 制度の概要は把握しているが、対応はこれからである
- ☐ 必要性を感じておらず、検討予定はない
- ☐ 制度の内容を十分に理解していないため、判断できない
- ☐ その他(記入欄：)

(11) 2025 年 4 月施行の H 表が廃止され、区分経理が導入されたことについて、3 年間の経過措置があるが貴法人の対応予定を聞かせてください。*

- ☐ 3 年間の経過措置後に導入する
- ☐ 3 年間の経過措置を待たないで導入する
- ☐ 代替え措置を取る予定である
- ☐ 区分経理を行わない予定である
- ☐ その他(記入欄：)

◇行政手続の簡素化・合理化(変更届出、申請書簡素化、判断基準明確化)

制度改正により、行政庁への変更手続について認定申請が必要な事項が減り、変更届出で足りる範囲が拡大しました(収益事業の変更届出化や公益目的事業の軽微な変更範囲拡大など)。また、申請書類の様式見直しによる申請書の簡素化や、公益認定等の判断基準の明確化も図られています。これら行政手続の変更による影響についてお伺いします。

(12) 変更手続の届出化により速やかに組織内判断で速やかに変更を実施できるようになりました。これについて、簡素化、合理化されたと思いますか。*

- ☐ 簡素化、合理化されたと思います
- ☐ 簡素化、合理化されたとは思わない
- ☐ まだ届け出申請を行っていないので、わからない
- ☐ その他(記入欄：)

(13) 行政庁への申請書類や定期提出書類の様式が見直され、記載事項や添付書類が簡素化されました(例えば貸借対照表の注記で必要事項を満たせば財産目録とみなす等)。新しい様式をご覧になり、書類の作成・提出は容易になったと感じますか。*

- ☐ はい、作成・提出の手間が明確に減り、負担が軽減された〔手間が減り、負担軽減〕
- ☐ 一部で簡素化の効果を感じているが、大きな変化はない〔効果あるが大きな変化なし〕
- ☐ 変更には気づいていたが、特に実務の手間は変わっていない〔実務負担は変わらない〕
- ☐ 書類の簡素化により、かえって内容の解釈や確認が難しくなった〔解釈・確認が難しくなった〕
- ☐ まだ提出していないので、わからない〔まだ提出しておらず不明〕
- ☐ 様式変更について十分に把握していない／これから確認する予定〔まだ把握してない、今後確認〕
- ☐ その他(記入欄：)

(14) 今回の制度改正により、公益目的事業の統合・再編・承継や収益事業の追加に関する手続きが一部届出で可能となるなど、定款変更・組織再編手続きの合理化が図られました。こうした手続きの合理化

について、どのように評価されますか。*

- ☐ 非常に評価している(柔軟な運営が可能になり、実務負担も軽減された)
- ☐ おおむね評価している(ある程度手続きが簡素化されたと感じている)
- ☐ 一部評価しているが、実務面では変化をあまり感じない
- ☐ 手続きが簡素化された反面、判断や運用が複雑になったと感じる
- ☐ 現時点では手続きを行っておらず、評価できない
- ☐ 制度の内容を十分に理解していないため評価できない
- ☐ 組織変更の予定がないため影響を実感していない
- ☐ その他(記入欄:)

(15) 改正後もなお煩雑または改善が必要だと感じる行政手続はありますか。*

- ☐ 一部には改善の余地があると感じている
- ☐ 特に煩雑とは感じていない(全体的に改善されている)
- ☐ 制度変更内容を十分に把握していないため、判断できない
- ☐ その他(記入欄:)

※「一部あり」と回答された方は、自由記述欄に具体的な手続きをご記入ください。

◇自律的ガバナンスの充実と透明性の向上(外部理事・監事、利害関係排除、役員報酬・開示、関連当事者取引)

制度改正では、ガバナンス強化の一環として外部理事・外部監事の選任が公益認定の基準(義務)となりました。また、理事および監事の特別な利害関係の排除(利益相反防止)、役員報酬等の支給基準の明確化とその開示、理事等と法人との関連当事者取引の透明性確保など、内部統治の充実と情報開示の向上が図られています。これらガバナンス改革への対応状況についてお伺いします。

(16) 制度改正以降、ガバナンスに関する対応で特に大変だと感じたことがあれば教えてください。*(複数回答可)

- ☐ 定款や諸規程(役員選任規程、報酬規程など)の変更対応
- ☐ 事業報告における自律的ガバナンスの取り組みの記載対応(ガバナンス体制など)
- ☐ 役員報酬の決定にあたり、適正性や合理性を説明するための資料整備
- ☐ 外部理事や外部監事の適任者の確保
- ☐ 社員から理事を選出する規程や慣例があり、外部理事登用の調整が難しかった
- ☐ 役員の選任・報酬・責任等に関するより詳細な情報の開示
- ☐ 特に大変だと感じたことはない
- ☐ その他(記入欄:)

(17) 内閣府「公益法人インフォメーション(Information)」の情報公開サイト(<https://www.koeki-info.go.jp/pictis-info/vca0001!show#prepage2>)の使い勝手について、どのように評価しておられますか。*

- ☐ とても使いやすくなった

VI. アンケート質問全文

- ☐ 以前とあまり変わらないと感じる〔以前とあまり変わらない〕
- ☐ 依然として検索しにくい(NPO 法人のポータルサイトのような仕組みにしてほしい)〔依然として検索しにくい〕
- ☐ 法人情報がまだ格納されていないので、何とも言えない〔法人情報が未掲載のため評価できない〕
- ☐ その他(ご意見や改善提案があればご記入ください)

※ご参考：内閣府の NPO 法人情報公開サイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>)

(18) ガバナンス・コード(倫理規定、行動基準を含む)についてお尋ねします。該当する状況をお選びください。*

- ☐ ガバナンス・コードをすでに採用している。〔すでに採用している〕
- ☐ 今後採用を検討している
- ☐ 構築・運営にコストがかかるため採用していないが、将来的には導入を視野に入れている〔コスト負担から未採用だが将来導入を視野〕
- ☐ 専門知識や経験がなく採用していないが、今後必要性を感じている〔専門知識不足で未採用だが必要性を感じている〕
- ☐ 現在の組織運営で手一杯であり、採用の予定はない〔業務が手一杯で採用予定なし〕
- ☐ 現状、特に課題を感じておらず、採用する予定もない〔課題を感じず導入予定なし〕
- ☐ 定款や諸規程・ガイドラインの遵守で十分と考えており、導入予定はない〔定款・諸規程の遵守で十分と考え導入予定なし〕
- ☐ その他(記入欄：)

(19) 貴法人では、活動を通じて社会に与えている「ソーシャルインパクト(社会的効果・成果)」について、どのように捉え、評価されていますか。*

- ☐ 定量・定性的な評価指標を用いて、定期的にソーシャルインパクトを把握している〔指標を用いて定期的に評価している〕
- ☐ 一部の事業に限って、成果や社会的変化を把握している〔一部事業のみ成果を把握している〕
- ☐ 数値化・可視化はしていないが、職員・関係者の中で意識している〔数値化はないが内部で意識している〕
- ☐ ソーシャルインパクトという視点では特に検討していない〔ソーシャルインパクトとしては未検討〕
- ☐ その他(記入欄：)

◇会計基準の見直しと定期提出書類の簡素化

公益法人会計基準についても新制度に整合させる見直しが進められ、3 年間の移行期間付きで、2025 年度より新基準が適用されます。財務諸表の本表と内訳の構成が簡素でわかりやすい形に改められ、詳細情報は注記や附属明細書で開示する方針が示されています。また、財務規律適合性に関する定期提出書類(別表など)の整理・簡素化が図られており、決算時の提出書類が減る見込みです。さらに、大規模法人における会計監査人の設置義務基準が引き下げられ、従来より小さい規模の法人に

も監査人設置が必要となります。これら会計・報告面の改正への対応状況についてお伺いします。

(20) 令和 6 年会計基準(2024 年改正会計基準)の導入時期についてお聞かせください。*

- ☐ 令和 7 年度中に移行予定
- ☐ 令和 8 年度中に移行予定
- ☐ 令和 9 年度中に移行予定
- ☐ 令和 10 年度から移行予定
- ☐ 導入の予定時期や対応方針を検討中である〔導入時期を検討中〕
- ☐ 会計基準の改正内容について十分に把握できていない〔改正内容把握していない〕
- ☐ その他(記入欄：)

※令和 10 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からの適用が原則義務化されています。

(21) 令和 6 年会計基準の導入に関連して、会計や監査対応上で大変である、不安に感じている点があれば教えてください。*(複数回答可)

- ☐ 会計基準の内容が複雑で、解釈や実務対応に不安がある〔基準が複雑で、解釈・実務対応に不安〕
- ☐ 新たな注記の記載要件が増え、作成負担が大きい〔注記要件が増え、作成負担が大きい〕
- ☐ 会計システムや様式の変更に伴う作業負担が大きい〔システム・様式変更で作業負担が大きい〕
- ☐ 小規模法人として、人員・体制面での対応が難しい〔小規模法人では人員・体制面で対応が困難〕
- ☐ 経理担当者の教育・研修に時間やコストがかかる〔担当者の教育・研修に時間・コストがかかる〕
- ☐ 決算スケジュールへの影響が懸念される
- ☐ 会計監査人との連携や契約交渉に不安がある〔監査人との連携・契約に不安がある〕
- ☐ 特に不安や課題は感じていない〔特に不安はない〕
- ☐ その他(記入欄：)

◇制度改正全体に対する評価と今後の課題

最後に、2025 年施行の公益法人制度改正全体に関する貴法人の評価やご意見をお聞かせください。

(22) 今回の公益法人制度改正全体について、貴法人にとって総合的にどのように評価しますか。*

- ☐ 評価できる
- ☐ 今の段階ではどちらともいえない
- ☐ 評価できない
- ☐ 内容を十分に把握していない
- ☐ その他(記入欄：)

(23) 改正の各項目の中で、貴法人にとって最も有益だと感じる分野はどれですか。*

- ☐ 財務規律の柔軟化・明確化(中期的収支均衡、公益充実資金など)
- ☐ 行政手続の簡素化・合理化(変更届出化、申請書類の簡素化など)
- ☐ ガバナンスと透明性の向上(外部理事・監事、情報開示、関連当事者取引など)
- ☐ 会計基準の見直し・定期提出書類の簡素化

VI. アンケート質問全文

☐ 特に有益と感じた項目はない

☐ その他(記入欄：)

※一つ選択し、自由記述欄に具体的な理由をご記入ください。

(24) 逆に、改正項目の中で貴法人にとって最も対応が難しい、または負担が大きいと感じるものはどれですか。*

☐ 財務規律の柔軟化・明確化(中期的収支均衡、公益充実資金など)

☐ 行政手続の簡素化・合理化(変更届出、申請書類の簡素化など)

☐ ガバナンスと透明性の向上(外部理事・監事、情報開示、関連当事者取引など)

☐ 定款変更や組織再編の手続き合理化(統合・承継の届出化など)

☐ 会計基準の見直し・定期提出書類の簡素化・監査人設置義務の強化

☐ 特に負担に感じる項目はない

☐ その他(記入欄：)

※一つ選択し、自由記述欄に具体的内容や理由をご記入ください。

(25) 改正内容の運用にあたり、行政庁や専門家からの追加ガイダンスや支援が必要だと感じる分野はありますか。*

☐ 中期的収支均衡や公益充実資金の運用方法について

☐ 定款変更や届出手続の具体的な運用方法について

☐ 外部理事・監事の選任およびガバナンス体制整備について

☐ 会計基準の改正対応や勘定科目・注記の扱いについて

☐ 会計監査人の選任や監査対応について

☐ 情報開示(役員報酬、関連当事者取引等)の実務対応について

☐ 特に支援は必要ない

☐ その他(記入欄：)

※必要がある場合、自由記述欄に具体的内容をご記入ください。

(26) 今回の制度改正以外で、ほかに改善・改正が望まれる点がありますか。*

(記入欄：)

(27) 2026年4月に施行される改正公益信託制度では、受託者や信託管理人として、一般法人や特定非営利活動法人等も関与しやすくなる制度設計が行われています。貴法人として、将来的に公益信託の受託者または信託管理人となることに関心はありますか。*

☐ ぜひ関わってみたい(実務的な準備も視野に入れている)

☐ 関心はあるが、具体的な検討はこれから

☐ 制度の詳細を見極めたうえで判断したい

☐ 関心はあるが、実務負担やリスクに懸念がある

☐ 現時点では関心がない

○ 公益信託制度についてよく理解していない

○ その他(記入欄：)

V 公益法人協会への要望

(28) 公益法人協会への要望があればご記入ください。

(記入欄：)

事業コード表

1	社会福祉関係	19	生活・権利保護支援
2	福祉関係の助成	20	人権・平和
3	健康維持・増進団体等	21	国際協力
4	医療施設、病院等	22	男女共同参画社会
5	教育関係	23	情報化社会
6	学会・学術団体	24	産業創造・企業経営、起業支援 [産業創造・経営、起業支援]
7	研究・分析機関	25	業界団体
8	助成・表彰	26	同一資格者団体
9	奨学	27	免許・資格付与・検査・検定
10	児童・青少年の健全育成	28	互助・共済、親睦団体
11	美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園 [美術館・博物館・動物園等]	29	精神修養団体
12	芸術・文化関係	30	祭祀・慰霊
13	スポーツ関係	31	会館運営
14	趣味・愛好会・同好会	32	新聞その他メディア
15	地域社会貢献活動・団体	33	行政関連
16	環境保護	34	非営利活動支援団体
17	災害・地域安全		
18	動物愛護		

VI. アンケート質問全文

2. 一般法人

(注) 本文の表内ではスペースが限られていますので、〔 〕内に示すような略表記を使用する場合があります。

2025年度一般法人の運営等に関するアンケート

*回答必須項目

○単一回答項目

□複数回答項目

I 法人基本情報

i 回答者のメールアドレス*

(不明箇所の確認を目的としたお問合せ、重複回答を防ぐためにご協力ください)

(記入欄：)

ii.法人の別*

○ 一般社団法人

○ 一般財団法人

iii.法人の形態*

○ 特例民法法人からの移行(移行完了済み)

○ 特例民法法人からの移行(移行法人：公益目的支出計画実施中)

○ 新設(2008年12月以降に一般法人設立)

○ 任意団体から一般法人に転換

○ 特定非営利活動法人から一般法人に転換

○ 営利法人(株式会社・合同会社など)から一般法人に転換後公益法人へ

○ その他法人から一般法人に転換

iv.所在地*

都道府県()

v.税法区分*

○ 非営利徹底法人

○ 共益法人

○ 普通法人

vi.貴法人の中心的事業に最も近い事業内容を次の区分より一つだけお答えください*

(末尾の「事業コード表」から選択してください)

vii. 2024 年度の収入のうち主なもの* (複数回答可)

- ☐ 会費収入
- ☐ 個人による寄附金
- ☐ 親会社等による資金拠出
- ☐ 公益目的事業からの収益
- ☐ 収益事業の実施による収益
- ☐ 民間機関からの助成金
- ☐ 行政機関からの補助金
- ☐ 委託費・指定管理料
- ☐ 金融機関からの借り入れ
- ☐ 資金運用益
- ☐ その他 (記入欄: _____)

viii. 2024 年度の収入の規模*

- ☐ 1 千万円未満
- ☐ 1 千万円以上 5 千万円未満
- ☐ 5 千万円以上 1 億円未満
- ☐ 1 億円以上 5 億円未満
- ☐ 5 億円以上 10 億円未満
- ☐ 10 億円以上

II 法人について

(1)一般法人になって良かった点を教えてください。* (複数回答可)

- ☐ 行政による監督がなく実施事業に専念できる
- ☐ 中期的な収支均衡の制限がない
- ☐ 公益目的事業比率の制限がない
- ☐ 使途不特定財産の規制がない
- ☐ 毎年の定期提出書類が無い
- ☐ 法人税は収益事業のみ課税 (但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)
- ☐ 一般法人になって良かった点は特になし
- ☐ その他 (記入欄: _____)

(2)一般法人になって苦労している点、困っている点を教えてください。* (複数回答可)

- ☐ 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる [社会的な信用]
- ☐ 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く (公益目的支出計画を実施の法人様) [報告義務監督]
- ☐ 申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き (公益目的支出計画を実施の法人様) [変更認可申請]

VI. アンケート質問全文

- ☐ 相談する先がない〔相談先〕
- ☐ 補助金・助成金・指定管理が受けにくい〔補助金等〕
- ☐ 税金の負担(非営利徹底法人および公益法人の場合は収益事業が課税となり、普通法人の場合は全所得課税となる)〔税金負担〕
- ☐ 預金利子に対し源泉徴収課税がされる〔利子への課税〕
- ☐ 寄附者への寄附金控除の優遇措置がない〔寄附金の控除〕
- ☐ 適正な機関運営(社員総会／評議員会・理事会など)が難しい〔機関運営〕
- ☐ 苦勞している点、困っている点は特になし〔苦勞点はなし〕
- ☐ その他 (記入欄:)

(3) (2)で回答した苦勞している点、困っている点の内容について具体的に教えてください。

(さらに改善策等のご意見があれば併せてお願い致します)

(記入欄:)

(4)法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。*

- ☐ やはり一般法人
- ☐ 公益法人
- ☐ 特定非営利活動法人
- ☐ 認定特定非営利活動法人
- ☐ 社会福祉法人
- ☐ 営利法人(株式会社・合同会社など)
- ☐ 労働者協同組合、特定労働者協同組合
- ☐ 新たな法人形態(新しい資本主義の「社会的企業」等)
- ☐ その他(記入欄:)

(5) (4)で公益法人以外を選択した法人に質問です。公益法人への移行を望まない理由を教えてください。

(複数回答可)

- ☐ 自由に、柔軟に公益活動を実施したいため
- ☐ 中期的収支均衡により、事業活動が制限されるため
- ☐ 公益目的事業比率の制限により事業活動が制限されるため
- ☐ 使途不特定財産規制により、不測の事態、将来の環境変化への備えができないため
- ☐ 点検調査など行政庁による指導監督の負担があるため
- ☐ 変更認定申請・変更届出の手続き負担が大きい
- ☐ 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい
- ☐ 適正とされる機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい
- ☐ 特に理由はない
- ☐ その他(記入欄:)

Ⅲ 寄附と税制等について

(6)寄附金の総収入(経常収益)に占める割合を教えてください。*

- ☐ 0%
- ☐ 10%未満
- ☐ 10%以上 20%未満
- ☐ 20%以上 30%未満
- ☐ 30%以上 50%未満
- ☐ 50%以上

(7)寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。(複数回答可)

- ☐ 事業収入や運用収入で間に合っているため
- ☐ 寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない
- ☐ 寄附金を募集した後の事務負担が大きい
- ☐ 募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない
- ☐ その他(記入欄：)

(8) 寄附金を募集している法人に質問です。寄附の利用をさらに促進する上で期待する項目はありますか。
(複数回答可)

- ☐ 多数の個人による小口現金の寄附
- ☐ 資産家等の個人による大口の現金寄附
- ☐ 資産家等の個人による大口の現物資産の寄附(みなし譲渡所得税非課税の特例※)など寄附税制の適用・拡充〔大口の現物資産の寄附等への寄附税制の適用・拡充〕
- ☐ 企業による寄附
- ☐ 寄附よりも、助成金等
- ☐ その他(記入欄：)

※個人が、土地、建物などの資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この譲渡所得に係る所得税について非課税とする制度(租税特別措置法第40条)のことをいう。

(9)一般法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。

(記入欄：)

Ⅴ その他

(10) 2025年4月の制度改正を踏まえ、今後、公益認定の取得を目指す意向はありますか。

- ☐ 制度改正を受けて、公益認定の取得を前向きに検討している
- ☐ 制度改正によって要件が明確化・緩和されたため、取得を目指す方針を固めた
- ☐ 関心はあるが、実務的・人的リソース等の制約により、取得は難しいと考えている
- ☐ 制度改正の内容を把握できておらず、判断できない

VI. アンケート質問全文

☐ 公益認定にはメリットを感じておらず、今後も取得する予定はない

☐ その他(記入欄：)

(11)令和 6 年公益法人会計基準(2024 年改正会計基準)の導入についてお聞かせください。*

☐ 令和 6 年公益法人会計基準を導入予定である

☐ 令和 6 年公益法人会計基準を導入する予定はない

☐ 会計基準の改正内容について把握できていないため今後検討する予定である

☐ 公益法人会計基準を使用していない

☐ その他(記入欄：)

(12)自団体のホームページで広く一般に公開している情報を教えて下さい。* (複数回答可)

☐ 定款

☐ 役員名簿

☐ 事業計画書

☐ 収支予算書

☐ 事業報告書

☐ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)

☐ アニュアルレポート

☐ ホームページは作成していない

☐ その他(記入欄：)

(13)今後、法人組織として自ら取り組みたい項目があれば、教えてください。* (複数回答可)

☐ 他の非営利組織との連携、協業

☐ 人材教育(専門知識・スキルの向上を含む)

☐ 情報開示の推進

☐ 事業の拡大、成長

☐ 資金調達基盤の強化、安定化

☐ 法人運営の効率化

☐ 再任回数等役員体制の見直しと組織の活性化

☐ DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

☐ 働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入、テレワークの導入、育児休暇の取得促進など)〔働き方改革の推進(フレックスタイム制の導入等)〕

☐ 特に取り組みたい事項はない

☐ その他(記入欄：)

VI 公益法人協会への要望

(14)公益法人協会への要望があればご記入ください。

(記入欄：)

事業コード表

1	社会福祉関係	19	生活・権利保護支援
2	福祉関係の助成	20	人権・平和
3	健康維持・増進団体等	21	国際協力
4	医療施設、病院等	22	男女共同参画社会
5	教育関係	23	情報化社会
6	学会・学術団体	24	産業創造・企業経営、起業支援 [産業 創造・経営、起業支援]
7	研究・分析機関	25	業界団体
8	助成・表彰	26	同一資格者団体
9	奨学	27	免許・資格付与・検査・検定
10	児童・青少年の健全育成	28	互助・共済、親睦団体
11	美術館・博物館・動物園・水族館・公園・ 庭園 [美術館・博物館・動物園等]	29	精神修養団体
12	芸術・文化関係	30	祭祀・慰霊
13	スポーツ関係	31	会館運営
14	趣味・愛好会・同好会	32	新聞その他メディア
15	地域社会貢献活動・団体	33	行政関連
16	環境保護	34	非営利活動支援団体
17	災害・地域安全		
18	動物愛護		

公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する アンケート結果報告書

2026 年 6 月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL: <https://www.kohokyo.or.jp/>

©2026

三美印刷 株式会社
